

<概要>

1. 適用範囲

この適用細則案は、『日本目録規則2018年版』(以下「NCR2018」)「第2部 属性」の「セクション2 著作、表現形、体現形、個別資料」のうち、書誌データの記録に関する部分を扱う。具体的には、第2章、第3章、第4章、および第5章を扱う。

ただし、4章(著作)については、全般的な取扱いについて検討中であるため、今後、大幅に変更される可能性がある。

2. 適用対象

<書誌データ>

「目録情報の基準」第6版 2.2.1 図書と逐次刊行物 の規定に準ずる

3. 本則、別法、任意規定について

原則としてNCR2018の本則または別法を採用するが、条項によってはそのいずれでもない独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合がある。

条文をそのまま適用する場合および適用しない場合は、条文でなく「適用」、「非適用」の語句のみを示す。本則を適用する場合は、別法については言及しない。また、別法を適用する場合は、本則については言及しない。本則・別法のいずれも適用しない場合は、本則についてのみ「非適用」の語句を示し、別法については言及しない。本則または別法の大意はそのまま、条文の一部のみを修正する場合には、「一部適用」の語句と共に、修正方針についてのコメント、あるいは、修正条文案を示す。適用対象外の規定については、「対象外」の語句と共にグレイアウトの表示にする。

4. 出力形式および記号法について

この適用細則は書誌データの記録方法を定めることを主眼とするため、出力形式および区切り記号については原則として言及しない。

5. 凡例

・エレメント

次の記号により、エレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントを示す。

E: エレメント

ES: エレメント・サブタイプ

S: サブエレメント

・コア・エレメント

NCR2018においてエレメント、エレメント・サブタイプ、サブエレメントがコア・エレメントである場合に、「*」を記載する。コア・エレメントの適用/非適用については「#0付表 コア・エレメント一覧」で示す。

・条項番号

NCR2018の条項番号を示す。

・条項見出し

NCR2018の各条項の見出しまたは中見出しを示す。

・対応C.M.項番

「目録システムコーディングマニュアル(CAT2020対応版)」における凡その対応項目を示す。

・適用/非適用/一部適用

NCR2018の各条項の「適用」、「非適用」「一部適用」を示す。独自の規定を設けたり、任意規定を敷衍したりしている場合は、条項単位で該当条文を示す。

・適用/非適用/一部適用の理由

判断理由、「一部適用」の場合における修正方針についてコメントを示す。適用対象外については「対象外」と記載する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2	体現形				—	
		#2.0	通則	この章では、体現形の属性の記録について規定する。		適用	適用	
		#2.0.1	記録の目的	体現形の属性の記録の目的は、体現形の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する体現形の選択および入手に役立つことである。		適用	適用	
		#2.0.2	情報源	体現形の属性の記録にあたって、その情報を#2.0.2.1～#2.0.2.3 および#2.1.0.3をはじめとする各エレメントの情報源の規定に従って採用する。資料外の情報源から採用する場合は、必要に応じてその情報源を注記として記録する。		適用	適用	
		#2.0.2.1	資料自体の範囲	情報源となる資料自体の範囲は、資料の形状により異なる。資料（紙、テープ、フィルムなど）および資料と分かち難い収納物（カセット、カートリッジなど）は、資料自体の一部として扱う。資料刊行時の容器は資料自体の一部として扱い、資料刊行後に作製された容器（所有者が作製した容器等）は資料外として扱う。 また、資料自体の範囲は、記述のタイプによっても異なる。資料全体を対象として包括的記述を作成する場合は、付属資料も資料自体の一部として扱う。資料の一つまたは複数の部分を対象に分析的記述を作成する場合は、その部分に対する付属資料は資料自体の一部として、資料全体に対する付属資料は資料外（関連する資料など）として扱う。 (参照: 包括的記述については、#1.5.2.1を見よ。分析的記述については、#1.5.2.2を見よ。)		適用	適用	
		#2.0.2.2	優先情報源	優先情報源は、#2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1に従って、資料自体から選定する。該当する優先情報源が複数存在する場合は、#2.0.2.2.4～#2.0.2.2.4.4に従って選定する。 体現形を識別する情報が資料自体のどの情報源にも表示されておらず、優先情報源を得られない場合は、#2.0.2.3に従って、資料外の情報源を選定する。	2.0D	適用	適用	
		#2.0.2.2.1	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体（マイクロフィルム、PDFを収録したコンピュータ・ディスク等）を含む。また、同様に構成されたオンライン資料（PDF、EPUB等）をも含む。 (参照: レイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等については、#2.0.2.2.3を見よ。) 優先情報源の選定において、有形の電子資料およびマイクロ資料については、#2.0.2.2.1A または#2.0.2.2.1A 別法に従う。和古書・漢籍については、#2.0.2.2.1.3に従う。それ以外の資料については、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2Cに従う。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1.4に従う。	2.0D	一部適用	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料には、紙媒体の他に、それを画像化したものを収録した媒体（マイクロフィルム、PDFを収録したコンピュータ・ディスク等）を含む。また、同様に構成されたオンライン資料（PDF、EPUB等）をも含む。 (参照: レイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等については、#2.0.2.2.3を見よ。) 優先情報源の選定において、電子資料およびマイクロ資料については#2.0.2.2.1Aに従う。それ以外の資料については、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2Cに従う。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1.4に従う。	優先情報源の選定においては、#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.2に従う。その他の情報源を使用する場合は#2.0.2.2.1.4に従う。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.2.1A	有形の電子資料、マイクロ資料	有形の電子資料、マイクロ資料については、収録されている画像から#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3に従って、優先情報源を選定する。 #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料内部の情報源 b) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル、または肉眼で読めるヘッダー c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1 を見よ。)	2.0D	一部適用	有形のマイクロ資料については、収録されている画像から#2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3に従って、優先情報源を選定する。 #2.0.2.2.1.1～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトルが表示されている、資料内部の情報源 b) タイトルが表示されている、資料に印刷または貼付されたラベル、または肉眼で読めるヘッダー c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料(参照: #2.0.2.1 を見よ。)	非適用
		#2.0.2.2.1.1	タイトル・ページ等がある資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シートまたはタイトル・カード(またはその画像)がある場合は、これを優先情報源として使用する。	2.0D	適用		適用
		#2.0.2.2.1.1.1	タイトル・ページの情報 が不十分な和資料	和資料については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、#2.0.2.2.1.1.1A、#2.0.2.2.1.1.1Bに従って、優先情報源を選定することができる。	2.0D	適用		適用
		#2.0.2.2.1.1.1 A	逐次刊行物	和資料のうち逐次刊行物については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) 奥付			対象外	非適用
		#2.0.2.2.1.1.1 B	その他の和資料	逐次刊行物以外の和資料については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 a) 奥付 b) 背・表紙またはカバー c) キャプション	2.0D	一部適用	逐次刊行物以外の和資料については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 a) 奥付 b) 背・表紙 c) キャプション d) ジャケット	和図書については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 a) 奥付 b) 背 c) 表紙 国内刊行洋図書については、タイトル・ページがあっても、その情報が不十分な場合は、次の優先順位で優先情報源を選定することができる。この場合は、必要に応じてタイトル・ページ以外のものを情報源とした旨を、注記として記録する。 d) 背・表紙 e) 奥付

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.0.2.2.1.2	タイトル・ページ等がない資料	資料にタイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カード(またはその画像)がない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背・表紙またはカバー c) キャプション d) マストヘッド ただし、逐次刊行物、洋図書等(日本国内刊行を除く)、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、#2.0.2.2.1.2A～#2.0.2.2.1.2C に従って優先情報源を選定する。	2.0D	一部適用 資料にタイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カード(またはその画像)がない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背・表紙 c) キャプション d) マストヘッド e) ジャケット ただし、逐次刊行物、洋図書等(日本国内刊行を除く)、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、#2.0.2.2.1.2A～#2.0.2.2.1.2C に従って優先情報源を選定する。	和図書については、資料にタイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 奥付 b) 背 c) 表紙 ただし、奥付、背の情報が不十分な場合は、a)、b)よりもc)を優先して選択する。 国内刊行洋図書については、資料にタイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 d) 背・表紙 e) 奥付
		#2.0.2.2.1.2A	逐次刊行物	逐次刊行物については、タイトル・ページがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付	4.0D	適用	非適用
		#2.0.2.2.1.2B	洋図書等	洋図書(日本国内刊行を除く)およびアジア諸言語図書(中国語図書、韓国・朝鮮語図書を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙またはカバー b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付	2.0D	一部適用 洋図書およびアジア諸言語図書(中国語図書、韓国・朝鮮語図書を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 背・表紙 b) キャプション c) マストヘッド d) 奥付 e) ジャケット	非適用
		#2.0.2.2.1.2C	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)については、タイトル・ページ、タイトル・シート、タイトル・カードがない場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。＜以下略＞		適用	非適用
		#2.0.2.2.1.3	和古書・漢籍	和古書・漢籍については、おおむね次の優先順位で優先情報源を選定する。ただし、時代、ジャンルまたは造本等の事情を考慮する。＜以下略＞		対象外	非適用
		#2.0.2.2.1.4	その他の情報源の使用	ページ、リーフ、シート、カードで構成される資料において、#2.0.2.2.1A～#2.0.2.2.1.3で規定するどの情報源も存在しない場合、またはどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示されている資料自体の他の情報源を優先情報源として使用する。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	2.0D	適用	適用
		#2.0.2.2.2	動画で構成される資料	動画で構成される資料には、映画、ビデオ・ゲーム等を含む。これらの資料については、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2B に従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.1 に従う。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.2.2A	有形資料	有形資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照：#2.0.2.1 を見よ。） d) (電子資料の)内部情報源 複数のコンテンツが収録されている資料について、タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーンにそれら個別のタイトルしか列挙されていない場合は、総合タイトルが整った形式で表示されている情報源を優先する。			対象外	非適用
		#2.0.2.2.2B	オンライン資料	オンライン資料については、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) タイトル・フレームまたはタイトル・スクリーン b) 内容に現れる文字情報 c) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)			対象外	非適用
		#2.0.2.2.2.1	その他の情報源の使用	動画で構成される資料において、#2.0.2.2.2A～#2.0.2.2.2B で規定するなどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、タイトルが表示されている資料自体のどの部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。			対象外	非適用
		#2.0.2.2.3	その他の資料	その他の資料とは、#2.0.2.2.1、#2.0.2.2.2 のいずれにも該当しない資料である。オーディオ・ディスク、プログラムやレイアウトが固定されていないテキストを収録したコンピュータ・ディスク等が、これに当たる。これらの資料については、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3B に従って、優先情報源を選定する。いずれにおいても、その他の情報源を使用することがあり、その場合は#2.0.2.2.3.1 に従う。	2.0D	適用		非適用
		#2.0.2.2.3A	有形資料	有形資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料に印刷または貼付された、タイトルが表示されているラベル b) タイトルを含む内部情報源(タイトル・スクリーンなど) c) 資料刊行時の容器、または資料自体の一部として扱う付属資料（参照：#2.0.2.1 を見よ。）	2.0D	適用		非適用
		#2.0.2.2.3B	オンライン資料	オンライン資料は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 内容に現れる文字情報 b) 資料に埋め込まれた(タイトルを含む)メタデータ(文字情報)			対象外	非適用
		#2.0.2.2.3.1	その他の情報源の使用	その他の資料において、#2.0.2.2.3A～#2.0.2.2.3B で規定するなどの情報源にもタイトルが表示されていないか不十分な場合は、資料を構成するどの部分を優先情報源として使用してもよい。その場合は、表示されている形式が整った情報を優先する。	2.0D	適用		非適用
		#2.0.2.2.4	複数の優先情報源	優先情報源の規定(参照：#2.0.2.2.1～#2.0.2.2.3.1 を見よ。)に該当する情報源が複数存在する場合は、規定に挙げられた情報源のうち最初に出現するものを優先情報源として選定する。ただし、複数の言語または文字種によるもの、複数の日付を表示しているもの、複製と原資料の情報源が存在するもの、全体と部分を示すものについては、#2.0.2.2.4.1～#2.0.2.2.4.4 に従う。	2.0D	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.0.2.2.4.1	複数の言語・文字種	複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている言語または文字種による情報源 b) 同一内容を複数の言語または文字種で記した資料で、翻訳を目的とすることが判明している場合は、翻訳言語または文字種の情報源 c) 同一内容を含む複数の言語または文字種の資料で、原文の言語または文字種が識別できる場合は、それによる情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を同等に扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、データ作成機関で定める言語または文字種の情報源	2.0D	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	複数の言語または文字種による複数の優先情報源が存在する資料のうち、和図書で、かつ日本語または漢字、仮名による情報源がある場合は、日本語または漢字、仮名による情報源を優先情報源に選定する。それ以外の場合は、次の優先順位で優先情報源を選定する。 a) 資料の内容(または内容の大部分)が記されている言語または文字種による情報源 b) 同一内容を複数の言語または文字種で記した資料で、翻訳を目的とすることが判明している場合は、翻訳言語または文字種の情報源 c) 同一内容を含む複数の言語または文字種の資料で、原文の言語または文字種が識別できる場合は、それによる情報源 d) 複数の情報源のうち、最初に出現するもの e) 資料が複数の言語または文字種を同等に扱って、向かい合わせに製本されているような場合(テートペーシュ等)は、主たる言語または文字種と判断した情報源
		#2.0.2.2.4.2	複数の日付の表示	資料が複数の日付を表示している場合は、最新の日付を示す情報源を優先情報源として選定する。ただし、包括的記述を行う場合の複数巻単行資料および逐次刊行物を除く。		適用		適用
		#2.0.2.2.4.3	複製と原資料	複製が原資料の優先情報源に相当するものと、複製の優先情報源に相当するものの双方を有する場合は、後者を優先情報源として選定する。		一部適用	a) 原本代替資料は原本の所定の情報源を採用する。 b) 出版を目的とした複製資料は複製自体に所定の情報源があれば、複製の情報源を優先するが、複製自体の情報源がない場合は、原本の所定の情報源を採用する。 c) 注文生産による複製資料は、出版を目的とした複製資料と同等に扱う。	適用
		#2.0.2.2.4.4	全体と部分	識別の基盤(参照: #1.6を見よ。)の全体に対する優先情報源と、その部分に対する優先情報源が存在する場合は、全体に対する情報源を優先情報源として選定する。 全体に対する優先情報源がなく各部分に対する優先情報源のみが存在する場合は、主要な著作または内容に対する情報源があれば、それを優先情報源とみなして選定する。主要な著作または内容を特定できない場合は、各部分に対する情報源の総体を優先情報源として扱う。		適用		複数巻単行資料に対する包括的記述を作成する場合や記述対象が更新資料である場合に、識別の基盤(参照: #1.6を見よ。)の全体に対する優先情報源と、その部分に対する優先情報源が存在する場合は、全体に対する情報源を優先情報源として選定する。 全体に対する優先情報源がなく各部分に対する優先情報源のみが存在する場合は、主要な著作または内容に対する情報源があれば、それを優先情報源とみなして選定する。主要な著作または内容を特定できない場合は、各部分に対する情報源の総体を優先情報源として扱う。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.0.2.3	資料外の情報源	資料を識別する情報が資料自体のどの情報源にも表示されていない場合は、次の優先順位で情報を採用する。 a) 分析的記述を作成する場合の、資料全体に対する付属資料(参照: #2.0.2.1 を見よ。) b) 資料の批評・解説として刊行された資料 c) 資料刊行後に作製された容器(所有者が作製した容器など) d) その他の資料(参考資料など)	2.0D	適用	適用
		#2.0.2.3.1	情報源の記録	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用等)で示す。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示、本タイトルに関係する並列責任表示) 版表示(版次、並列版次、版に関係する責任表示、版に関係する並列責任表示、付加的版次、並列付加的版次、付加的版に関係する責任表示、付加的版に関係する並列責任表示) 逐次刊行物の順序表示(初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次、初号の別方式の巻次、初号の別方式の年月次、終号の別方式の巻次、終号の別方式の年月次) 出版表示(出版地、並列出版地、出版者、並列出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、並列頒布地、頒布者、並列頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、並列製作地、製作者、並列製作者、製作日付) 非刊行物の制作表示(非刊行物の制作地、非刊行物の並列制作地、非刊行物の制作者、非刊行物の並列制作者、非刊行物の制作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズに関係する並列責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズに関係する並列責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)	NDL準拠	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示) 版表示(版次、版に関係する責任表示、付加的版次、付加的版に関係する責任表示) 出版表示(出版地、出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、製作者、製作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)	資料外の情報源から次に示したエレメントの情報を採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 タイトル(本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報) 責任表示(本タイトルに関係する責任表示) 版表示(版次、版に関係する責任表示、付加的版次、付加的版に関係する責任表示) 出版表示(出版地、出版者、出版日付) 頒布表示(頒布地、頒布者、頒布日付) 製作表示(製作地、製作者、製作日付) シリーズ表示(シリーズの本タイトル、シリーズの並列タイトル、シリーズのタイトル関連情報、シリーズの並列タイトル関連情報、シリーズに関係する責任表示、シリーズのISSN、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズの並列タイトル、サブシリーズのタイトル関連情報、サブシリーズの並列タイトル関連情報、サブシリーズに関係する責任表示、サブシリーズのISSN、サブシリーズ内番号)
		#2.0.2.3.2	識別情報を有しない種類の資料	通常は識別情報を有しない種類の資料(写真、自然物、コレクション等)については、資料外から情報を採用した旨を、注記としても、その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)によっても、記録しない。		適用	非適用
		#2.0.3	記録の方法	体現形の属性は、採用した情報源にある情報を、#1.9、#1.10～#1.10.11 別法および体現形の各エレメントの記録の方法の規定に従って記録する。		適用	適用
		#2.0.4	複製	複製を記述対象として体現形の記述を作成する場合は、複製自体についてのデータを記録する。原資料についてのデータは、関連する著作または関連する体現形のエレメントとして記録する。	2.0.4C	一部適用	複製を記述対象として体現形の記述を作成する場合は、複製自体についてのデータを記録する。原資料についてのデータは、原資料の体現形または個別資料のエレメントとして記録する。 ただし、原本代替資料は一般資料種別(GMD)、特定資料種別(SMD)、複製コード(REPRO)を除き、原本についてのデータを記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.0.5	新規の記述が必要な変化	複数巻単行資料、逐次刊行物、または更新資料については、何らかの変化によって、新規の記述の作成を必要とする場合がある。 (参照: #2.0.5A~#2.0.5C を見よ。)	2.0.3B 2.0.6B	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料、または更新資料については、何らかの変化によって、新規の記述の作成を必要とする場合がある。 (参照: #2.0.5A~#2.0.5C を見よ。)	適用
		#2.0.5A	複数巻単行資料	次の場合に体现形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、次の場合に体现形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。)	包括的記述によって記録する複数巻単行資料については、次の場合に体现形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)
		#2.0.5B	逐次刊行物	次の場合に体现形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) オンライン資料のキャリア種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) d) 本タイトルの重要な変化(参照: #2.1.1.4、#2.1.1.4.1 を見よ。) e) 責任表示の重要な変化(参照: #2.2.0.6 を見よ。) f) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.0.5C	更新資料	次の場合に体现形に対する新規の記述を作成する。 a) 刊行方式の変化 b) 機器種別の変化(参照: #2.14.0.6 を見よ。) c) 加除式資料のベースの更新 d) 版表示の変化(参照: #2.3.0.6 を見よ。)	2.0.6B	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.1	タイトル	タイトルは、エレメントである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.0	通則			—		—
		#2.1.0.1	記録の範囲	体现形のタイトルを記録する。タイトルは、資料自体の情報源、カバーやケース、付属資料などに複数表示されている場合がある。また、参考資料に記載されているタイトル、データ作成者が付与するタイトルなど、記述対象には表示されていないタイトルもある。	2.2.1D 2.2.5D	適用		体现形のタイトルを記録する。タイトルは、資料自体の情報源、カバーや箱、付属資料などに複数表示されている場合がある。また、参考資料に記載されているタイトル、データ作成者が付与するタイトルなど、記述対象には表示されていないタイトルもある。
		#2.1.0.2	エレメント・サブタイプ	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2 で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1 を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2 を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3 を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4 を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5 を見よ。) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6 を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7 を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8 を見よ。) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9 を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2 で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1 を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2 を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3 を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4 を見よ。) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9 を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10 を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11 を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12 を見よ。)	2.2.1A等	一部適用	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2 で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1 を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2 を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3 を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4 を見よ。) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5 を見よ。) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6 を見よ。) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7 を見よ。) h) 略タイトル(参照: #2.1.8 を見よ。)(非適用) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9 を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2 で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1 を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2 を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3 を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4 を見よ。)(非適用) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9 を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10 を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11 を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12 を見よ。)(非適用)	タイトルには、次のものがある。 a)～i)は、タイトルのエレメント・サブタイプであり、#2.1.0.3～#2.1.9.2.2 で規定する。 a)～i)のうち、本タイトルはコア・エレメントである。 a) 本タイトル(参照: #2.1.1 を見よ。) b) 並列タイトル(参照: #2.1.2 を見よ。) c) タイトル関連情報(参照: #2.1.3 を見よ。) d) 並列タイトル関連情報(参照: #2.1.4 を見よ。)(非適用) e) 先行タイトル(参照: #2.1.5 を見よ。)(非適用) f) 後続タイトル(参照: #2.1.6 を見よ。)(非適用) g) キー・タイトル(参照: #2.1.7 を見よ。)(非適用) h) 略タイトル(参照: #2.1.8 を見よ。)(非適用) i) 異形タイトル(参照: #2.1.9 を見よ。) j)～q)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.0.3～#2.10.12.2 で規定する。 j) シリーズの本タイトル(参照: #2.10.1 を見よ。) k) シリーズの並列タイトル(参照: #2.10.2 を見よ。) l) シリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.3 を見よ。) m) シリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.4 を見よ。)(非適用) n) サブシリーズの本タイトル(参照: #2.10.9 を見よ。) o) サブシリーズの並列タイトル(参照: #2.10.10 を見よ。) p) サブシリーズのタイトル関連情報(参照: #2.10.11 を見よ。) q) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照: #2.10.12 を見よ。)(非適用)
		#2.1.0.3	情報源	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2 を見よ。) 略タイトルおよび異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.8.1.2、#2.1.9.1.2 を見よ。)	2.2.1E 2.2.5E	一部適用	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルは、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2、#2.1.4.1.2、#2.1.5.1.2、#2.1.6.1.2、#2.1.7.1.2 を見よ。) 異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.9.1.2 を見よ。)	本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報は、その情報源に関する規定を各エレメントに関する規定の中で定める。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2、#2.1.3.1.2別法を見よ。) 異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #2.1.9.1.2 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.0.4	記録の方法	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った？ 部編、補遺等の順序表示において、年次の一部が省略されている場合に、その意味を明確にする必要があるときは、完全形にして記録する。</p> <p>2004 (情報源の表示: '04) 平成2年 (情報源の表示: 2年) タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 (The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例) 長いタイトルは必要不可欠な情報を残した上で省略できる。省略部分は省略記号(...)で示す。欧文タイトルの場合は、冒頭の5語を省略してはならない。 The commercial products of the animal kingdom employed in the arts and manufactures, shown in the collection of the Bethnal Green Branch ...</p>	1.1 2.2.1F1 2.2.5F	一部適用	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った？</p> <p>タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例)</p>	<p>タイトルは、情報源の表示を句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、部編、補遺等の順序表示における、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1～#1.10.10.4に従ってアラビア数字で記録する。</p> <p>地球温暖化ビジネスのフロンティア An illustrated guide to civil procedure ねじれた家、建てちゃいました。 「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った？</p> <p>部編、補遺等の順序表示において、年次の一部が省略されている場合に、その意味を明確にする必要があるときは、完全形にして記録する。</p> <p>2004 (情報源の表示: '04) 平成2年 (情報源の表示: 2年) タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句は、タイトルとして扱わない。 (The Beatles 50th Anniversary Special!! (タイトル・ページの表示: Crossbeat presents The Beatles 50th Anniversary Special!!) 日本語のタイトルは、原則としてスペースを入れずに続けて記録する。意味上の区切りがある場合や、続けて記録することによって読解が困難になると判断される場合は、情報源に表示されているスペースを省略せずに記録するか、または語句の間に適宜スペースを挿入することができる。 福島第一原子力発電所事故その全貌と明日に向けた提言 (スペースを入れずに続けて記録している例) 内野牧古込・北新木戸野馬土手 南新木戸X遺跡 獅子穴II遺跡 (スペースで区切って記録している例)</p>
		#2.1.0.4.1	誤表示	<p>情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合、そのままの形を記録し、その旨を注記として記録する。正しい形がわかり、識別またはアクセスに重要な場合は、訂正したものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.3、#2.1.9.1.1e)を見よ。 <例示省略></p>	2.0D	非適用	別法を適用	
		#2.1.0.4.1	誤表示 別法	<p>*情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示した上で、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する*。</p>	2.0D	一部適用	情報源に表示されているタイトルに誤記、誤植、脱字などがある場合は、正しい表記に改め、その旨を注記および角がっこの使用などで示した上で、情報源に表示されている形を注記として記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録する。誤りかどうか判断できない場合は、情報源に表示されている形をそのまま記録する。	
		#2.1.0.4.2	総称的な語句、数字、略語	<p>情報源に表示されている総称的な語句、数字、略語も、タイトルとして記録する。</p> <p>詩集 Selected papers 諸絵図 地図新編 版画集 構図 研究報告 紀要 Journal 1984 E.T. (参照: 音楽資料の楽曲形式等については、#2.1.1.2.13、#2.1.1.2.13 別法を見よ。)</p>	2.0.1 2.2.1F1	適用	適用	
		#2.1.0.4.3	不可分な数値、番号など	<p>情報源に表示されているタイトルが、不可分な数値、番号などを含む場合は、それらを含めてタイトルとして記録する。 MAB1: 図書館用機械交換フォーマット Brandenburgische Konzerte 3, 5, 6 映画音楽ベスト 14 退屈な風景 No. 16 37 design & environment projects 婦人像 II (参照: 地図資料の尺度については、#2.1.1.2.14 を見よ。)</p>	2.0.1 2.2.1F1	適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.0.4.4	個人・家族・団体または場所の名称	情報源に表示されているタイトルが、個人・家族・団体または場所の名称のみから成る場合は、それをタイトルとして記録する。 梅原龍三郎 古今亭志ん生 Rosa Luxemburg 徳川家 高知市民図書館 The British Museum 東京 横浜港近辺 本来、責任表示や出版者、頒布者等として扱われる名称が、タイトルの不可分な一部として表示されている場合は、それらをタイトルに含めて記録する。 ヴォート基礎生化学 有斐閣法律用語辞典 Horowitz in London (参照: #2.2.0.4、#2.5.0.4、#2.6.0.4、#2.7.0.4、#2.8.0.4 を見よ。)	2.0.1 2.2.1F1	適用		適用
		#2.1.0.5	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 に従う。	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを記録する。原資料のタイトルは、関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、#2.1.1.3 に従う。 原本代替資料については、現資料のタイトルを記録する。	適用
		#2.1.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトルが変化することがある。本タイトルの変化については、#2.1.1.4、#2.1.1.4 別法に従って記録する。 本タイトル以外のタイトルの変化については、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #2.0.5 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、タイトルが変化することがある。 本タイトルの変化については、#2.1.1.4、#2.1.1.4 別法に従って記録する。 本タイトル以外のタイトルの変化については、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 に従って記録する。 (参照: #2.0.5 を見よ。)	適用
ES	*	#2.1.1	本タイトル	本タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。 本タイトルは、コア・エレメントである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.1.1	記録の範囲・情報源			-	-	-
		#2.1.1.1.1	記録の範囲	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。 電子資料については、ファイル名、データセット名は、本タイトルとして扱わない。ただし、資料自体に他にタイトルが表示されていない場合は、本タイトルとして扱う。	2.2.1F	一部適用	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。	本タイトルは、体現形を識別するための固有の名称である。情報源に表示されている主なタイトルを本タイトルとして扱う。 包括的記述によって記録する複数巻単行資料または更新資料の場合は、記述対象全体を通じて共通する固有の名称を本タイトルとして扱う。 資料自体と資料外の情報源のどこにもタイトルが表示されていない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。
		#2.1.1.1.2	情報源	本タイトルは、#2.0.2.2 で規定する優先情報源から採用する。ページ、リーフ、シート、カードで構成される和資料（逐次刊行物を除く）について、#2.0.2.2.1.1B によってタイトル・ページ以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.1.1 を見よ。) 和古書・漢籍について、#2.0.2.2.1.3 によって巻頭以外の情報源を優先情報源としてそこから本タイトルを採用した場合は、その情報源を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.5 を見よ。) 資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源から採用する。この場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.0.2.3～#2.0.2.3.2 を見よ。) (参照: #2.4.1.1.2.1.1 を見よ。) 優先情報源と資料自体の他の情報源で表示されているタイトルが異なる場合は、他の情報源に表示されているタイトルは異形タイトルとして扱う。 (参照: #2.0.2.2、#2.1.0.3 を見よ。) Official パーツマニュアル (異形タイトル: K-car スペシャル・パーツマニュアル) (異形タイトルの情報源は背)	2.2.1E	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2	記録の方法	本タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 工業技術英語入門 歌曲集<美しき水車小屋の娘> Concertos for Jew's harp, mandora and orchestra West Side story	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.1	別タイトル	情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として記録する。 ジュリエット物語又は悪徳の栄え ドン・アルバロあるいは運命の力 大日本驛路全圖一名皇國道路志の遍 Under the hill, or, The story of Venus and Tanhäuser	2.2.1F	適用		情報源に表示されている別タイトルは、本タイトルの一部として表示されている場合は本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はタイトル関連情報として記録する。 ジュリエット物語又は悪徳の栄え シャーロック・ホームズ対ドラキュラ (タイトル関連情報:あるいは血まみれ伯爵の冒険)
		#2.1.1.2.2	上部または前方の語句	情報源において、明らかに本タイトルと判定される部分の上部または前方に表示されている語句は、次のように扱う。 a) 語句が、本タイトルの一部として意図されていない説明的な導入句である場合は、本タイトルに含めない。(参照: #2.1.0.4 を見よ。) b) 語句が、明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルの一部として記録する。複数行に割って書かれた割書きは1行書きとし、また文字の大小にかかわらず原則として続けて記録する。(参照: #2.1.0.4 を見よ。) NHK 名曲アルバム Digital/DMM によるルネッサンスのオルガン音楽 宮城県図書館蔵書目録 CD-ROM 作句と鑑賞のための俳句の文法(情報源の表示:「作句と鑑賞のための」が割書き) 図解電子計算機用語辞典(情報源の表示:「図解」が割書き) 浩軒公勸学説(外題の表示:「浩軒公」が小さな文字) 社寺緊要諸布告布達摘録(扉題の表示:「社寺緊要」が割書き) 最新東京都道路地図(題字欄の表示:「最新」が割書き) c) 語句が、本タイトルの一部とみなされず、タイトル関連情報、責任表示、版次、出版者、シリーズの本タイトル等の別のエレメントと判断される場合は、情報源に表示されている順序にかかわらず、本タイトルに含めず、それぞれの該当するエレメントとして記録する。 お祭りの太鼓 (タイトル関連情報: 鈴木信太郎随筆集) (タイトル・ページの表示: 鈴木信太郎随筆集 お祭りの太鼓) 古美術の目 (本タイトルに関係する責任表示: 安東次男) (タイトル・ページの表示: 安東次男 古美術の目) 青梅 (タイトル関連情報: 表層地質図) (題字欄の表示: 表層地質図 青梅) 環境アセスメント関係法令集 (版次: 改訂) (タイトル・ページの表示: 改訂 環境アセスメント関係法令集)	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.2	上部または前方の語句 任意追加	上部または前方に表示されている語句を本タイトルの一部として記録しなかった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その語句を含めた形を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9 を見よ。)	2.2.1F1	適用		適用
		#2.1.1.2.3	ルビ	情報源に表示されたタイトルに付記されたルビは、本タイトルに含めない。識別またはアクセスに重要な場合は、ルビを含めたタイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1h)、#2.1.9.2.1 を見よ。) 青い思想 (情報源の表示: 青い思想 ころ)		適用		適用
		#2.1.1.2.4	併記された語句	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルに併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、他方を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.9.1.1i)、#2.1.9.2.2 を見よ。) 誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル (異形タイトル: 誰でもわかるBSE 対策マニュアル) ツイッター完全活用術 (異形タイトル: twitter 完全活用術) Android アプリ事典 (異形タイトル: アンドロイドアプリ事典)	2.2.1F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2.5	内容と異なる言語・文字種によるタイトル	情報源に表示されているタイトルの言語および(または)文字種が、主な内容で使われている言語および(または)文字種と異なっている場合、情報源に表示されているタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 表現形の言語については、#5.3を見よ。内容の言語については、#5.12を見よ。内容の文字種については、#5.13.1を見よ。) An introduction to Brazil (本文は日本語) Super PC engine fan deluxe (本文は日本語)	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.6	複数の言語・文字種によるタイトル	情報源に複数の言語または文字種によるタイトルがある場合は、主な内容で使われている言語または文字種によるタイトルを本タイトルとして記録する。 内容が言語表現によらない資料、または主な内容が一言語でない資料の場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。 本タイトルとしなかったタイトルは、識別またはアクセスに重要な場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2を見よ。) Concerto for piano and orchestra, no. 20 in D minor, K. 466 (並列タイトル: ピアノ協奏曲 第 20 番 二短調)	2.2.1F	適用		適用
		#2.1.1.2.7	同一の言語・文字種による複数のタイトル	情報源に、一つの体現形に対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合は、最も包括的なタイトルを本タイトルとして記録する。 (参照: 複数の著作に対するタイトルについては、#2.1.1.2.9、#2.1.1.2.10を見よ。) Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA (情報源の表示: Village of Bird-in-Hand, map & visitors guide, Lancaster County, PA と Village of Bird-in-Hand, along Route 340, a AAA scenic byway) ただし、逐次刊行物または更新資料で、情報源にイニシャルまたは頭字語形とその展開形のタイトルの双方が表示されている場合は、表示順序等にかかわらず、展開形を本タイトルとして記録する。 Japanese journal of parenteral and enteral nutrition (情報源の表示: Japanese journal of parenteral and enteral nutrition JJPEN) いずれの場合も、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要な場合は、タイトル関連情報または異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.3、#2.1.9を見よ。)	2.2.1F	適用		別法適用
		#2.1.1.2.8	部編、補遺等のタイトル	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料で、独立して刊行された部編、補遺等を記通するタイトルの双方が表示されているときと、一方のみが表示されているときがある。 これらのときは、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従っていずれのタイトルを本タイトルとして記録するかを決定する。 その結果、選定した本タイトルが、共通タイトルと従属タイトルおよび(または)順序表示から構成されている場合は、次の順に記録する。 a) 共通タイトル、従属タイトル b) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル c) 共通タイトル、順序表示 なお、部編等は複数階層になっていることがある。この場合は、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従って判断し、次の順に記録する。 d) 共通タイトル、従属タイトル、従属タイトル… e) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル、順序表示、従属タイトル… 階層によって、順序表示のみ、従属タイトルのみ、または双方が存在するなど異なっていることがある。これらの場合は、存在するものを同一階層内の順序表示、従属タイトルの順に記録する。 f) 共通タイトル、順序表示、順序表示…	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料で、独立して刊行された部編、補遺等を記通するタイトルの双方が表示されているときと、一方のみが表示されているときがある。 これらのときは、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従っていずれのタイトルを本タイトルとして記録するかを決定する。 その結果、選定した本タイトルが、共通タイトルと従属タイトルおよび(または)順序表示から構成されている場合は、次の順に記録する。 a) 共通タイトル、従属タイトル b) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル c) 共通タイトル、順序表示 なお、部編等は複数階層になっていることがある。この場合は、#2.1.1.2.8A～#2.1.1.2.8C に従って判断し、次の順に記録する。 d) 共通タイトル、従属タイトル、従属タイトル… e) 共通タイトル、順序表示、従属タイトル、順序表示、従属タイトル… 階層によって、順序表示のみ、従属タイトルのみ、または双方が存在するなど異なっていることがある。これらの場合は、存在するものを同一階層内の順序表示、従属タイトルの順に記録する。 f) 共通タイトル、順序表示、順序表示…	適用
		#2.1.1.2.8 A	共通するタイトルが表示されていない場合	情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部としてまたは関連する著作のタイトルとして記録する。 Arctic tern migration (シリーズの本タイトル: Animal migrations)	2.2.1F1	適用		情報源に、部編、補遺等のタイトルのみが表示されていて、すべての部編、補遺等に共通するタイトルが表示されていない場合は、部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、必要に応じてシリーズ表示の一部として記録する。 エヴァンゲリオン×難読漢字選び辞典 (シリーズの本タイトル: [エヴァンゲリオン×ことば選び辞典])

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.8 B	部編、補遺等のタイトルと共通するタイトルの両方が表示されている場合	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの両方が表示されている場合は、双方のタイトルを次のように扱う。 a) 部編、補遺等のタイトルのみで十分識別できる複数巻単行資料 部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として、または関連する著作のタイトルとして記録する。 影との戦い（シリーズの本タイトル: ゲド戦記） b) 部編、補遺等のタイトルのみでは識別が困難な複数巻単行資料 本タイトルは、共通タイトルと従属タイトルから構成されるものとする。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルは従属タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8a）、#2.1.1.2.8dを見よ。） わかさ美浜野誌 総目次 総索引 新・医用放射線技術実験 臨床編 検索入門野鳥の図鑑 水の鳥 5 万分 1 北海道区分図 函館 フランス古典歌曲集 メノ・アルト編 The 2nd International Music Competition of Japan. Piano section 1983 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8b）、#2.1.1.2.8eを見よ。） パソコン統計解析ハンドブック 1. 基礎統計編 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) c) 逐次刊行物または更新資料 逐次刊行物または更新資料については、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを従属タイトルとして扱う。共通タイトルと従属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8a）、#2.1.1.2.8dを見よ。） 鹿児島県立短期大学紀要 自然科学篇 鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇 わが国企業の経営分析 企業別統計編 非製造業 電子情報通信学会技術研究報告. CS. 通信方式 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8b）、#2.1.1.2.8eを見よ。） 農業技術研究所報告 A. 物理統計 農業技術研究所報告 B. 土壤・肥料 北海道教育大学紀要 第 1 部 A. 人文科学編 Historical abstracts. Part A. Modern history abstracts 1775-1914 Historical abstracts. Part B. Twentieth century abstracts 1914-1970 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第 2 期」のような語句を、逐次刊行物の順序表示の一部または全体として扱う場合は、#2.4.1.1、#2.4.1.2.3 を見よ。)	2.2.1F1	一部適用	情報源に、部編、補遺等のタイトルと、すべての部編、補遺等に共通するタイトルの両方が表示されている場合は、双方のタイトルを次のように扱う。 a) 部編、補遺等のタイトルのみで十分識別できる複数巻単行資料 部編、補遺等のタイトルを本タイトルとして記録する。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは、シリーズ表示の一部として、または関連する著作のタイトルとして記録する。 影との戦い（シリーズの本タイトル: ゲド戦記） b) 部編、補遺等のタイトルのみでは識別が困難な複数巻単行資料 本タイトルは、共通タイトルと従属タイトルから構成されるものとする。すべての部編、補遺等に共通するタイトルは共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルは従属タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8a）、#2.1.1.2.8dを見よ。） 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも巻冊次に含めて記録する。 c) 更新資料 更新資料については、すべての部編、補遺等に共通するタイトルを共通タイトルとして、部編、補遺等のタイトルを従属タイトルとして扱う。共通タイトルと従属タイトルをあわせて本タイトルとして扱い、共通タイトル、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8a）、#2.1.1.2.8dを見よ。） 部編、補遺等が、タイトルだけではなく、共通するタイトルに対する順序表示をも有する場合は、それも本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示、従属タイトルの順に記録する。（参照: #2.1.1.2.8b）、#2.1.1.2.8eを見よ。）	適用
		#2.1.1.2.8 C	部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合	情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。 (参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8fを見よ。) ファウスト 第 1 部 琉球大学教育学部紀要 第二部 満州経済年報 昭和 12 年 下 Transactions of the Institute of Electronics and Communication Engineers of Japan. Section E (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 「第 2 期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 世界文学全集 第 2 期 第 13 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 複数巻単行資料の共通するタイトルとともに「新シリーズ」、「第 2 期」などの語句が表示されていて、他に巻次がない場合は、それらの語句を部編等のタイトルとみなし、従属タイトルとして記録する。 詩歌全集・作品名総覧 第 2 期 New directions in the law of the sea. New series (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) (参照: 「第 2 期」のような語句を、複数巻単行資料のシリーズ内番号として扱う場合は、#2.10.8.2.3 を見よ。)	2.2.1F1	一部適用	a) 複数巻単行資料 情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を巻冊次として扱う。 (参照: 「第 2 期」のような語句を、複数巻単行資料のシリーズ内番号として扱う場合は、#2.10.8.2.3 を見よ。) b) 更新資料 情報源に共通するタイトルのみ表示されていて、部編、補遺等のタイトルが表示されていない場合がある。部編、補遺等にタイトルが存在しない場合もある。これらの場合は、順序表示を本タイトルに含めて、共通タイトル、順序表示の順に記録する。 (参照: #2.1.1.2.8c)、#2.1.1.2.8fを見よ。) ファウスト 第 1 部 Transactions of the Institute of Electronics and Communication Engineers of Japan. Section E (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 「第 2 期」のような語句が、共通するタイトルとともに表示されている場合は、順序表示の一部として扱い、本タイトルに含める。 世界文学全集 第 2 期 第 13 (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例)	適用
		#2.1.1.2.9	総合タイトルのある資料		-	-	-	
		#2.1.1.2.9 .1	包括的記述	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの両方が表示されている場合は、総合タイトルを本タイトルとして記録する。 文学道達の記 (個別のタイトル: 英語・アラ・カルト; 英語の万華鏡; 随想; 鳥ありてこそ) 識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1 を見よ。)	2.2.1F1	適用	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの両方が表示されている場合に、包括的記述を作成するときは、総合タイトルを本タイトルとして記録する。 文学道達の記 (個別のタイトル: 英語・アラ・カルト; 英語の万華鏡; 随想; 鳥ありてこそ) 識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱い、内容細目として記録する。 (参照: #2.11、#43.3を見よ。) (参照: 個別のタイトルを関連する体現形の全体・部分の関連)として扱い、内容細目として記録する場合は、#43.1を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2.9 2	分析的記述	情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合は、個別のタイトルを本タイトルとして記録する。総合タイトルを記録する場合は、関連する体現形のタイトルとして扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、個別のタイトルだけでは記述対象を識別するために不十分な場合は、総合タイトルと個別のタイトルをあわせて本タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.8 を見よ。) (参照: 関連する著作のタイトルとして扱う場合は、#43.1 を見よ。) +E35:E36	2.2.1F1	適用		情報源に総合タイトルと個別のタイトルの双方が表示されている場合に、分析的記述を作成するときは、個別のタイトルを本タイトルとして記録する。総合タイトルを記録する場合は、関連する体現形のタイトルとして扱い、シリーズの本タイトルとして記録する。 (参照: #2.10.1、#43.3 を見よ。) (参照: 総合タイトルを関連の記録(著作間の全体・部分の関連)として扱い、シリーズの本タイトルとして記録する場合は、#43.1 を見よ。) バスカヴィル家の犬 (シリーズの本タイトル: シャーロック・ホームズ全集) ただし、個別のタイトルだけでは記述対象を識別するために不十分な場合は、総合タイトルと個別のタイトルをあわせて本タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.8 を見よ。) また、必要に応じて、総合タイトルを本タイトルとして、その順序表示とともに記録する。識別またはアクセスに重要な場合は、個別のタイトルを関連する体現形のタイトルとして扱い、内容細目として記録する。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.11、#43.3 を見よ。) (参照: 個別のタイトルを関連の記録(著作間の全体・部分の関連)として扱い、内容細目として記録する場合は、#43.1 を見よ。) 【本タイトル】 漱石全集: 1 【内容細目】 吾輩は猫である (総合タイトルを本タイトルとしてその順序表示とともに記録。個別のタイトルを内容細目として記録)
		#2.1.1.2.1 0	総合タイトルのない資料	資料自体のどの情報源にも総合タイトルが表示されていない場合に、包括的記述を作成するときは、すべての個別のタイトルを本タイトルとして、情報源に表示されている順に記録する。 (参照: #2.1.2.2.1、#2.1.3.2.4、#2.2.1.2.2 を見よ。) 侏儒の言葉; 文芸的な、余りに文芸的な / 芥川竜之介著 枕草子 / 清少納言著; 徒然草 / 吉田兼好著 板橋雑記 / 余懷 [著]; 岩城秀夫訳; 蘇州画舫録 / 西溪山人 [著]; 岩城秀夫訳 播州平野; 風知草 / 宮本百合子著 四季交代; 粹なそよ風; 青い子守歌; 十月の森; 夕日 / 作曲片岡良和 たけくらべ; 随筆 / 樋口一葉; 朗読; 幸田弘子 Concerto for orchestra; Dance suite / Bartok 湯屋番 / 笑福亭仁鶴; 紙入れ間男 / 林家染二 Cello concerto, op. 129 / Schumann. Cello concerto no. 1, op. 33 / Saint-Saëns (ISBD 区切り記号法を用いて責任表示等との対応関係を示した例) 個別のタイトルを表示する情報源がそれぞれにあり、そのすべてをあわせて一つの包括的な情報源とみなす場合も、すべての個別のタイトルを本タイトルとして記録する。 無量壽經記信論 3 卷; 觀無量壽佛經約論; 阿彌陀經約論 / (清)彭際清述 おあむ物語 / 山田去屠女著; おきく物語 かも; あしかり; ゆや; うとう; みわ Moonlight sonata; Waldstein sonata (ISBD 区切り記号法を用いて責任表示等との対応関係を示した例)	2.2.1F1	適用		適用
		#2.1.1.2.1 0	総合タイトルのない資料 任意省略	情報源の最初に表示された個別のタイトルを本タイトルに採用し、他のタイトルは記録しない。2 番目以降の個別のタイトルを省略したことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.1.2.4.1 を見よ。)		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	NDL準拠	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.1.1.2.1 1	タイトルのない資料	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示すことができる。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) <事例省略> 資料自体に通常はタイトルが表示されていない資料(美術作品、写真、ポスターなど)は、公表の際に付与されたタイトル、従来のタイトル、所蔵機関が付与したタイトル、および資料外の情報源(箱書、キャプション)によるタイトルも、本タイトルとして使用できる。資料の種類によっては、#2.1.1.2.11A~#2.1.1.2.11Dも適用して本タイトルを付与する。 (参照: 電子資料については、#2.1.1.1.1を見よ。) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種、またはデータ作成機関が定めた言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与する。資料の種類によっては、#2.1.1.2.11A~#2.1.1.2.11Dも適用して本タイトルを付与する。 <以下省略>	2.2.1F1	NDL準拠	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) 【雙玉紀行】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは「国書総目録」による) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与し、その旨が分かるように角がっこを使用して記録する。 a) 資料の様式、形式、形態を表す簡略な語句(地図、小説草稿、日記、広告など) 【日記】 b) 資料の主題を表す簡略な語句(個人・家族・団体、物、活動、出来事、場所、日付など) 【文久二年句合】 【徳川家康朱印状】 c) 詩などの本文の冒頭の語句 d) 資料を特徴づけるその他の語句 e) 関連資料に基づくタイトル 重要な場合は、データ作成者が本タイトルを付与した旨を注記として記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) 【平成26年第1回(2月)安中市議会臨時会提出議案】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは国立国会図書館による)	資料自体のどの情報源にもタイトルが表示されていない場合は、資料外の情報源によって本タイトルを選定する。その情報源は、注記として記録する。本タイトルは、資料外の情報源から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) 【雙玉紀行】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは「国書総目録」による) 資料外の情報源によって本タイトルを選定できない場合は、データ作成者が本タイトルを付与する。この場合、記述対象の内容に適した言語および文字種を用いる。データ作成者は、次のいずれかの方法で本タイトルを付与し、その旨が分かるように角がっこを使用して記録する。 a) 資料の様式、形式、形態を表す簡略な語句(地図、小説草稿、日記、広告など) 【日記】 b) 資料の主題を表す簡略な語句(個人・家族・団体、物、活動、出来事、場所、日付など) 【文久二年句合】 【徳川家康朱印状】 c) 詩などの本文の冒頭の語句 d) 資料を特徴づけるその他の語句 e) 関連資料に基づくタイトル 重要な場合は、データ作成者が本タイトルを付与した旨を注記として記録する。 (参照: #2.1.0.3、#2.1.1.1.2を見よ。) (参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) 【平成26年第1回(2月)安中市議会臨時会提出議案】 (タイトルに関する注記: 本タイトルは国立国会図書館による)
		#2.1.1.2.1 1A	音楽資料	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 1B	地図資料	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 1C	動画資料	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 1C	動画資料 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 1D	文書、コレクション	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 2	和古書・漢籍の書誌的巻数	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 2	和古書・漢籍の書誌的巻数 任意省略	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 2	和古書・漢籍の書誌的巻数 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 3	音楽資料の楽曲形式等	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 4	地図資料の尺度	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 5	逐次刊行物、更新資料の 変化前のタイトルを示す表示	逐次刊行物または更新資料について、本タイトルが変化した場合に、変化前のタイトルまたは吸収されたタイトルを示す表示は、それが不可分な一部として表示されているとしても、本タイトルの一部としては記録しない。省略記号(...)も使用しない。変化前のタイトルまたは吸収されたタイトルを示す情報は、関連する著作として扱う。 (参照: #43.1を見よ。) The journal of fluid control (情報源の表示: The Journal of Fluid Control including Fluidics Quarterly)	2.0.6	一部適用	逐次刊行物は除く	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.1.2.1 6	複数巻単行資料、逐次刊 行物の巻号ごとに変わる 日付、名称、番号等 別法	逐次刊行物または更新資料について、本タイトルが変化した場合に、変化前のタイトル または吸収されたタイトルを示す表示は、それが不可分な一部として表示されているとしても、本タイトルの 一部としては記録しない。省略記号(...)も使用しない。変化前のタ イトルまたは吸収されたタイトルを示す情報は、関連する著作として扱う。 (参照: #43.1 を見よ。) The journal of fluid control (情報源の表示: The Journal of Fluid Control including Fluidics Quarterly)	2.0.3	一部適用	逐次刊行物は除く 複数巻単行資料は、VOL積みの禁止の例外に該当する資料	適用
		#2.1.1.2.1 7	逐次刊行物の刊行頻度	逐次刊行物について、情報源にタイトルとともに表示されている刊行頻度は、その表示 順序、配置、デザイン等に基づいて適切と判断される場合は、本タイトルの一部として記 録する。 月刊アドバタイジング 季刊人類学 Monthly external trade bulleti			対象外	非適用
		#2.1.1.2.1 8	美術資料の作品番号	美術資料において、形式的な名称に付された作品番号は、本タイトルの一部として記録する。(参照: #2.1.3.1.1D を見よ。) 作品 43 様編 作品第 16		適用	展覧会カタログなど対象内のもののみ	適用
		#2.1.1.3	複製	複製については、原資料のタイトルではなく、複製自体のタイトルを本タイトルとして記録する。 原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、次のいずれかに従っ て記録する。 a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照: #2.1.3 を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合は、関連する体現形のタイトルとし て記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のタイトルではなく、複 製自体のタイトルを本タイトルとして記録する。 原資料のタイトルが同一の情報源に表示されている場合は、原資料の タイトルは、次のいずれかに従って記録する。 a) 複製のタイトルと異なる言語または文字種で表記されている場合は、 並列タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.2 を見よ。) b) タイトル関連情報として記録する。 (参照: #2.1.3 を見よ。) c) 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原資料のタイトルが、資料自体の別の情報源に表示されている場合は、 関連する体現形のタイトルとして記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原本代替資料については、現資料のタイトルを本タイトルとして記録す る。	適用
		#2.1.1.4	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに変化が生じても、 体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変 化後のタイトルを後続タイトルとして記録する。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生 じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前後の体現 形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述 を作成しない。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを後続タイト ルとして記録する。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1～#2.1.1.4.2 を見よ。) c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイ トルは変化後の本タイトルに改める。本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前 の本タイトルを先行タイトルとして記録する。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.5.1.1、#2.1.6.1.1 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	非適用		

エレメント	要素番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.1.4	変化 別法	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 複数巻単行資料については、包括的記述によって記録している場合に、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 b) 逐次刊行物については、本タイトルの変化は、重要な変化と軽微な変化に区別する。重要な変化が生じた場合は、新しい著作の出現とみなし、その体現形に対する新規の記述を作成する。変化前後の体現形に対する記述は、相互に関連する著作として扱う。軽微な変化の場合は、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: 逐次刊行物の本タイトルの重要な変化と軽微な変化については、#2.1.1.4.1~#2.1.1.4.2 を見よ。) c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、本タイトルが変化することがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化後のタイトルを異形タイトルとして記録する*。 c) 更新資料については、本タイトルに変化が生じても、体現形に対する新規の記述を作成しない。本タイトルは変化後の本タイトルに改める。*本タイトルの変化が識別またはアクセスに重要な場合は、変化前の本タイトルを異形タイトルとして記録する*。 (参照: #2.0.5、#2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	適用
	#2.1.1.4.1	重要な変化	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を重要な変化とみなす。ただし、#2.1.1.4.2 に示す場合にも該当するときは軽微な変化とみなして、この条項を適用しない。(以下略)		対象外	非適用	
	#2.1.1.4.2	軽微な変化	逐次刊行物の本タイトルの変化において、次の場合を軽微な変化とみなす。判断に迷う場合は、軽微な変化とする。(以下略)		対象外	非適用	
ES	#2.1.2	並列タイトル	並列タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用	適用	
	#2.1.2.1	記録の範囲・情報源			-	-	
	#2.1.2.1.1	記録の範囲	並列タイトルは、本タイトルの異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。並列タイトルは複数存在することもある。 Goodbye, Columbus (本タイトル: さよならコロンバス) 雅楽 秋庭歌一具 (本タイトル: In an autumn garden) Le nozze di Figaro (本タイトル: 歌劇「フィガロの結婚」) Japan japanisch Japan Japanese (本タイトル: ニッポンのニッポン) (参照: #2.1.1.2.6、#2.1.1.2.6 別法を見よ。) 情報源における特定の表示を並列タイトルとみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 並列タイトルの別タイトルは、並列タイトルの一部として扱う。 b) 本タイトルと異なる言語の原タイトルが、本タイトルと同等に表記されている場合は、並列タイトルとして扱う。(参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3 を見よ。) c) 本来、責任表示、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が、本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示と不可分な場合は、それらも並列タイトルの一部として扱う。 ペイシー・ビッグ・バンド・オン・ザ・ロード' 79 (本タイトル: On the road) (本タイトルに関する責任表示: Count Basie and Orchestra) d) 本タイトルの異なる言語および(または)文字種による表示が、他のエレメント(タイトル関連情報、責任表示、版表示など)と不可分な場合は、並列タイトルとしてではなく、そのエレメントの一部として扱う。 【本タイトルに関する責任表示】ゼネラルデンタルカタログ 2009 編集委員会 (本タイトル: General dental catalog) (並列タイトルとはせず、責任表示の一部とした例) e) 音楽資料で、楽曲形式等(楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年)が本タイトルまたはその一部となり、かつ複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、それらを並列タイトルまたはその一部として扱う。(参照: #2.1.1.2.13、#2.1.1.2.13 別法を見よ。)	2.2.1D 2.2.1F3	適用	適用	
	#2.1.2.1.2	情報源	並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルと異なる情報源から採用した場合に、それが識別に重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.1.2 を見よ。) 本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。		一部適用	並列タイトルは、本タイトルと同一の情報源上に表示された本タイトルの別言語・別文字による表現である。 並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。本タイトルを資料外の情報源から採用した場合は、並列タイトルも同一の情報源から採用する。	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.2.2	記録の方法	並列タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 Depths of the adjacent of Japan (本タイトル: 日本近海の深さの図) Die Kunst der Fuge (本タイトル: フーガの技法) 音楽の捧げもの (本タイトル: Musikalisches Opfer) Japan pictorial (本タイトル: Ф о т о - я п о н и я) 並列タイトルが複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 The toccatas Les toccatas (本タイトル: Die Toccaten) 音楽資料で、並列タイトルとして扱う楽曲形式、演奏手段、調、番号、作曲年は、情報源に表示されている順に記録する。 Concerto in F major for bassoon and orchestra Concerto fa majeur pour basson et orchestre (本タイトル: Konzert F-Dur für Fagott und Orchester)	2.2.1F3	一部適用	並列タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 Depths of the adjacent of Japan (本タイトル: 日本近海の深さの図) Die Kunst der Fuge (本タイトル: フーガの技法) 音楽の捧げもの (本タイトル: Musikalisches Opfer) Japan pictorial (本タイトル: Ф о т о - я п о н и я) 並列タイトルが複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 The toccatas Les toccatas (本タイトル: Die Toccaten)	適用
		#2.1.2.2.1	総合タイトルのない資料	個別のタイトルの異なる言語および(または)文字種によるタイトルを並列タイトルとして、情報源に表示されている順に記録する。 Piano sonata Sonate pour piano (個別のタイトル(本タイトル)と責任表示: Gaspard de la nuit / Maurice Ravel. 6. Klaviersonate op. 82 / Sergej Prokofiev) (6. Klaviersonate op. 82 の 2 つの並列タイトルを記録した例) (参照: #2.1.1.2.10 を見よ。)	2.2.1F3	適用		適用
		#2.1.2.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続の巻号で削除された場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。(参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	2.2.1F3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続の巻号で削除された場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。) b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。(参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)	複数巻単行資料または更新資料においては、並列タイトルに変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。 b) 更新資料については、並列タイトルに変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を改める。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の並列タイトルを異形タイトルとして記録する。並列タイトルが、後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトルの記録を削除する。この場合に、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトルを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)
ES		#2.1.3	タイトル関連情報	タイトル関連情報は、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.1.3.1	記録の範囲・情報源			—	—	—

エレメント	要素番号	要素見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.3.1.1	記録の範囲	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2c)を見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)、#2.1.9.1.1f)を見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3、#2.1.1.3 別法を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7、#2.1.1.2.7 別法、#2.1.9.1.1 を見よ。) f) 逐次刊行物および更新資料については、内容の刊行または更新頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほか、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.17、#2.13 を見よ。) g) 地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合に、本タイトルを採用した情報源以外からタイトル関連情報を採用すること、またはデータ作成者が付与することができる。この場合は、#2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B を適用する。 h) 音楽資料、美術資料については、当規定に#2.1.3.1.1C、#2.1.3.1.1D もあわせて適用する。	2.2.1F2	一部適用	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2c)を見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルやカバーのタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)、#2.1.9.1.1f)を見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3、#2.1.1.3 別法を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7、#2.1.1.2.7 別法、#2.1.9.1.1 を見よ。) f) 更新資料については、内容の刊行または更新頻度に関する情報は、刊行頻度として扱うほか、本タイトルの一部とすることがあるが、タイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.13 を見よ。)	タイトル関連情報は、本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、本タイトルの後に続くことが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。情報源における特定の表示をタイトル関連情報とみなすかどうかについては、次のように扱う。 a) 明らかに本タイトルと判定される部分と不可分な場合は、本タイトルに含めてタイトル関連情報としては扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2b)、#2.1.1.2.2c)を見よ。) b) タイトル関連情報には、サブタイトルなどを含む。 c) 本タイトルに対応する別の形である背のタイトルなど、または部編、補遺等の表示および(または)名称は、タイトル関連情報として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.8、#2.1.9.1.1a)を見よ。) d) 原タイトルが本タイトルと同一の情報源に、本タイトルと同一の言語で表示されている場合は、それをタイトル関連情報として扱う。 (参照: 複製の原資料のタイトルについては、#2.1.1.3を見よ。) e) 同一の言語または文字種による複数のタイトルがある場合に、本タイトルとしなかったタイトルが、識別またはアクセスに重要なときは、タイトル関連情報として扱うことができる。タイトル関連情報としない場合は、異形タイトルとする。 (参照: #2.1.1.2.7別法、#2.1.9.1.1を見よ。)
	#2.1.3.1.1 A	地図資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.3.1.1 B	動画資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.3.1.1 C	音楽資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.3.1.1 D	美術資料	<転記省略>		対象外	非適用	
	#2.1.3.1.2	情報源	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。ただし、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、本タイトルを採用した情報源以外から採用すること、またはデータ作成者が付与することができる。 (参照: #2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B を見よ。)	2.2.1E	一部適用	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。	
	#2.1.3.1.2	情報源 別法	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。*必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。また、地図資料、動画資料については、本タイトルだけでは記述対象の情報が不十分で説明が必要な場合は、資料外の情報源から採用すること、またはデータ作成者が付与することができる*。 (参照: #2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B を見よ。)		非適用	タイトル関連情報は、本タイトルと同一の情報源から採用する。必要に応じて、資料自体の他の情報源から採用することができる。	
	#2.1.3.2	記録の方法	タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4~#2.1.0.4.4に従って記録する。 通訳教本(本タイトル: 英語通訳への道) 勝利を呼ぶコミュニケーション術(本タイトル: ザ・レーガン・スピーチ) 他八篇(本タイトル: 超国家主義の論理と心理) 自帝王至源氏(本タイトル: 栄華物語系図) 昭和52年度全国道路交通情勢調査(本タイトル: 自動車交通量図) 滝波川地区(本タイトル: 積雪深・なだれ・風向分布図) 日本民謡による(本タイトル: 合唱のための12のインヴェンション) 箏と尺八のための(本タイトル: 詩曲一番) 替手対照(本タイトル: 三絃六段) 循環型社会の文明を創る(本タイトル: エコ・パートナーシップ東京会議) 無頼の民(本タイトル: 乾いた砂) ものをたたく(本タイトル: 凹石) 88-4(本タイトル: 時の顔)(美術資料の作品番号を示す例) 72 II(本タイトル: 空にかける階段)(美術資料の作品番号を示す例)	2.2.1F2.1	適用	適用	

エレメント	要素番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.3.2.1	複数の言語・文字種によるタイトル関連情報	情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 b) 同一内容の複数の表示（並列タイトルがないとき） 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがなくは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。) c) 同一内容の複数の表示（並列タイトルがあるとき） 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがなくは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。タイトル関連情報としないものを、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.4.1.1 を見よ。)		適用		情報源に、複数の言語または文字種によるタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらを次のように記録する。 a) 内容の異なる複数の表示 複数の言語または文字種による内容の異なるタイトル関連情報に該当する表示は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。ただし、本タイトルとのつながりの強弱があるときは、その順に記録する。 b) 同一内容の複数の表示（並列タイトルがないとき） 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがなくは、最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。 c) 同一内容の複数の表示（並列タイトルがあるとき） 本タイトルと同一の言語または文字種による表示をタイトル関連情報として記録する。それがなくは、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものをタイトル関連情報として記録する。
	#2.1.3.2.2	同一の言語・文字種による複数のタイトル関連情報	情報源に、同一の言語または文字種による複数のタイトル関連情報に該当する表示が存在する場合は、それらすべてをタイトル関連情報として扱い、その情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 普通の会話 東京ステーションホテルにて (本タイトル: オールド・ファッション) 18世紀英国海軍物語 密航者を探せ! (本タイトル: 大帆船) タイトル関連情報とはせずに、異形タイトルとすることもできる。 (参照: #2.1.9.1.1 を見よ。)		適用		適用
	#2.1.3.2.3	説明的な語句の付加	地図資料、動画資料について、#2.1.3.1.1A、#2.1.3.1.1B に従って、タイトル関連情報として簡略で説明的な語句を本タイトルと異なる情報源から採用した場合、またはデータ作成者が付与した場合は、それが分かるような方法（ローディングや角がっこの使用など）で記録する。 [登山・ハイキング 最新コースタイム入り] (本タイトル: 伊豆半島・大島) (地図の主題を表紙から採用した例) [British Isles, Ireland, and adjacent waters of the North Atlantic Ocean] (本タイトル: Fisheries management 2015) (地図の対象地域を示す例) [trailer] (本タイトル: Back to the future) [予告編] (本タイトル: マルサの女)		対象外		非適用
	#2.1.3.2.4	総合タイトルのない資料	総合タイトルがなく、すべての個別のタイトルを本タイトルとして扱う場合は、タイトル関連情報を次のように記録する。 a) 個別のタイトルに対応する関連情報 どの個別のタイトルに対応しているタイトル関連情報であるかが分かるように記録する。 Meditation : op. 90 ; Klänge der Stille : op. 91 Lacul : roman ; Brațul ; Grabnic se va scutura : povestiri (ISBD 区切り記号法を用いて、本タイトルとともに記録した例) b) すべての個別のタイトルに共通する関連情報 すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報であることが分かるように記録する。または、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.4.2 を見よ。) 李陵 ; 山月記 ; 他 2 篇 (「他 2 篇」がすべての個別タイトルに共通するタイトル関連情報) (ISBD 区切り記号法を用いて、本タイトルとともに記録した例) suites (本タイトル: Swan lake ; The nutcracker) (タイトルに関する注記: 「suites」はすべての個別のタイトルに共通する関連情報) c) すべてではないが、複数の個別のタイトルに共通する関連情報 タイトル関連情報として扱わず、注記として記録する。		適用		総合タイトルがなく、すべての個別のタイトルを本タイトルとして扱う場合は、タイトル関連情報を次のように記録する。 a) 個別のタイトルに対応する関連情報 どの個別のタイトルに対応しているタイトル関連情報であるかが分かるように記録する。 Meditation : op. 90 ; Klänge der Stille : op. 91 Lacul : roman ; Brațul ; Grabnic se va scutura : povestiri b) すべての個別のタイトルに共通する関連情報 すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報であることが分かるように記録する。 李陵 ; 山月記 ; 他 2 篇 (「他 2 篇」がすべての個別タイトルに共通するタイトル関連情報)

エレメント	要素番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.1.3.3	変化	<p>複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。)</p> <p>b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を改め、変化前のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)</p>	一部適用	<p>包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.1.2.2.2 を見よ。)</p> <p>b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を改め、変化前のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)</p>	<p>複数巻単行資料または更新資料においては、タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>a) 複数巻単行資料については、タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。</p> <p>b) 更新資料については、タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を追加する。タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報を改め、変化前のタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。タイトル関連情報が後続イテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映してタイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除したタイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.0.6、#2.1.9.1.1g)を見よ。)</p>
ES	#2.1.4	並列タイトル関連情報	並列タイトル関連情報は、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用	非適用
	#2.1.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
	#2.1.4.1.1	記録の範囲	<p>並列タイトル関連情報は、タイトル関連情報として記録されたものの、異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。ただし、本タイトルの一部のみに並列タイトルが対応している、タイトル関連情報が存在しない場合は、本タイトルに対応するが並列タイトルに含まれない表示を、並列タイトル関連情報として扱うことができる。 (参照: #2.1.2.1.1 を見よ。)</p> <p>タイトル関連情報に該当する同一内容の表示が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、次のように並列タイトル関連情報を扱う。</p> <p>a) 並列タイトルがないとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがなく、最初に表示されたものをタイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としなくても、並列タイトル関連情報として扱う。</p> <p>b) 並列タイトルがあるとき 本タイトルと同一の言語または文字種による表示を、タイトル関連情報として扱う。それがなく、並列タイトルと異なる言語または文字種による最初に表示されたものを、タイトル関連情報として扱う。タイトル関連情報としなくても、並列タイトル関連情報として扱う。 (参照: #2.1.3.2.1、#2.1.3.2.1 別法を見よ。)</p>	2.2.1F3	適用	非適用
	#2.1.4.1.2	情報源	並列タイトル関連情報は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルがない場合は、本タイトルと同一の情報源から採用する。	2.2.1E	適用	非適用
	#2.1.4.2	記録の方法	<p>並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.0.4～#2.1.0.4.4 に従って記録する。タイトル関連情報との対応が分かるような方法(コーディングや等号記号(=)の使用、記録の位置など)で記録する。</p> <p>self-study report (本タイトル: 京都大学情報環境機構年報) (並列タイトル: Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University) (タイトル関連情報: 自己点検評価報告書) 京都大学情報環境機構年報: 自己点検評価報告書 = Annual report of the Institute for Information Management and Communication, Kyoto University: self-study report (ISBD 区切り記号法を用いて記録した例) 並列タイトル関連情報が、複数の言語または文字種で表示されている場合は、並列タイトルと同様の順に記録する。並列タイトルがない場合、または並列タイトルから判断できない場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。</p> <p>rapport Bericht (本タイトル: ABSE Conference, Helsinki, 2008) (タイトル関連情報: report)</p>	2.2.1F3	適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.4.3	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 複数巻単行資料または逐次刊行物については、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。（参照：#2.4.1.1.2.2.2を見よ。） b) 更新資料については、並列タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を追加する。並列タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を改め、変化前の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。（参照：#2.1.0.6、#2.1.9.1.1gを見よ。）	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、並列タイトル関連情報に変化、追加または削除が生じることがある。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料については、並列タイトル関連情報に変化または追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化後、追加後の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続の巻号で削除された場合は、その旨を注記として記録する。（参照：#2.4.1.1.2.2.2を見よ。） b) 更新資料については、並列タイトル関連情報に追加が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を追加する。並列タイトル関連情報に変化が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報を改め、変化前の並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。並列タイトル関連情報が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して並列タイトル関連情報の記録を削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した並列タイトル関連情報を異形タイトルとして記録する。（参照：#2.1.0.6、#2.1.9.1.1gを見よ。）	非適用
ES		#2.1.5	先行タイトル	先行タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.6	適用		非適用
		#2.1.5.1	記録の範囲・情報源			—		—
		#2.1.5.1.1	記録の範囲	先行タイトルは、更新資料の本タイトルが変化した場合の変化前のイテレーションにおける本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。（参照：#2.1.1.4を見よ。）	2.0.6D	適用		非適用
		#2.1.5.1.2	情報源	#2.1.5.1.2 情報源 先行タイトルは、変化後の本タイトルを採用した情報源と対応する、更新資料の先行のイテレーションの情報源から採用する。	2.0.6C	適用		非適用
		#2.1.5.2	記録の方法	先行タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 先行タイトルが使用されているイテレーションを注記として記録する。オンライン資料の場合は、出版日付の代わりに先行タイトルが見られた日付を注記として記録する。（参照：#2.4.1.1.2.1.3を見よ。） The law of liability insurance (本タイトル: New Appleman law of liability insurance) (タイトルに関する注記: 先行タイトルの表示: [1966]-2010)	2.0.6D	適用		非適用
ES		#2.1.6	後続タイトル	後続タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.3	適用		非適用
		#2.1.6.1	記録の範囲・情報源			—		—
		#2.1.6.1.1	記録の範囲	後続タイトルは、複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合、または逐次刊行物の本タイトルに軽微な変化があった場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。（参照：#2.1.1.4を見よ。）	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、包括的記述を作成する複数巻単行資料の本タイトルが変化した場合の変化後の本タイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。（参照：#2.1.1.4を見よ。）	非適用
		#2.1.6.1.2	情報源	後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号の情報源から採用する。	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、変化前の本タイトルを採用した情報源と対応する、包括的記述を作成する複数巻単行資料の後続の巻号の情報源から採用する。	非適用
		#2.1.6.2	記録の方法	後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲（現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付）を、注記として記録する。（参照：#2.4.1.1.2.1.3を見よ。） 急変キャッチ達人ナース (本タイトル: 達人ナース) (タイトルに関する注記: 後続タイトル: 32巻6号(平23.10)より)	2.0.3	一部適用	後続タイトルは、#2.1.0.4～#2.1.0.4.4に従って記録する。 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲（現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付）を、注記として記録する。（参照：#2.4.1.1.2.1.3を見よ。）	非適用
ES		#2.1.7	キータイトル	キータイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.0.3 2.0.6	適用		非適用
		#2.1.7.1	記録の範囲・情報源			—		—
		#2.1.7.1.1	記録の範囲	キータイトルは、ISSN登録機関が登録する、逐次刊行物、更新資料、または複数巻単行資料の一意のタイトルである。ISSNと1対1で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	2.0.3 2.0.6	一部適用	キータイトルは、ISSN登録機関が登録する、更新資料、または複数巻単行資料の一意のタイトルである。ISSNと1対1で結びつき、多くは本タイトルと対応するが、識別要素が付加されることがある。	非適用
		#2.1.7.1.2	情報源	キータイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) ISSNレジスター b) 資料自体の情報源 c) 資料外の情報源	2.0.3 2.0.6	適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.1.7.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 逐次刊行物の本タイトルと同一であっても、キー・タイトルとして記録することができる。 IFLA Journal	2.0.3 2.0.6	一部適用 逐次刊行物は除く	非適用	
ES		#2.1.8	略タイトル	略タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。		非適用	非適用	
		#2.1.8.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.1.8.1.1	記録の範囲	略タイトルは、索引または識別を目的として省略された形のタイトルである。略タイトルは、データ作成機関または他の機関 (ISSN 登録機関、抄録索引サービス機関など) によって作成される。		非適用	非適用	
		#2.1.8.1.2	情報源	略タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用	
		#2.1.8.2	記録の方法	略タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用	
ES		#2.1.9	異形タイトル	異形タイトルは、タイトルのエレメント・サブタイプである。	2.2.5A	適用	適用	
		#2.1.9.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.1.9.1.1	記録の範囲	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトル、または略タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背、前書き、後書きなど)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル Le capital au XXle siècle (本タイトル: 21 世紀の資本) (タイトルに関する注記: 原タイトル: Le capital au XXle siècle) (タイトル・ページ裏に表示された原タイトルを異形タイトルとして記録した例) b) 参考資料によるタイトル かぐや姫の物語 (本タイトル: 竹取物語) (「国書総目録」により異形タイトルを記録した例) 民部卿家歌合 (本タイトル: 在民部卿家歌合) (「日本古典文学大辞典 簡約版」(1986 年刊) により異形タイトルを記録した例) c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル (リポジトリ登録タイトル、データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトルの正しい形 (正しい形に訂正した各タイトルを記録する場合は、誤記、誤植、脱字などを含むタイトル) (参照: #2.1.0.4.1、#2.1.0.4.1 別法を見よ。) f) タイトルの一部 (別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1、#2.1.1.2.8 を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (#2.1.1.4 別法を採用する場合は、本タイトルの異なる形を含む。)(参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)	2.2.5D	一部適用	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報、先行タイトル、後続タイトル、キー・タイトルとしては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳・翻字したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、タイトル・フレーム、タイトル・スクリーン、見出し、欄外、表紙、背、前書き、後書きなど)、カバー、容器または付属資料に表示されたタイトル c) 資料に関するデータの登録または整備を行う機関によって付与されたタイトル (リポジトリ登録タイトル、データ作成者による翻訳・翻字タイトルなど) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトルの正しい形 (正しい形に訂正した各タイトルを記録する場合は、誤記、誤植、脱字などを含むタイトル) f) タイトルの一部 (別タイトル、本タイトルの一部として記録された部編のタイトル) (参照: #2.1.1.2.1、#2.1.1.2.8 を見よ。) g) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料または逐次刊行物の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (#2.1.1.4 別法を採用する場合は、本タイトルの異なる形を含む。)(参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3、#2.1.4.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)	異形タイトルは、本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報としては記録しないが、体現形と結びついているタイトルであり、識別またはアクセスに重要な場合に記録する。 データ作成者が本タイトルを翻訳したタイトルも異形タイトルとして扱うことができる。 異形タイトルには、主として次のものがある。 a) 資料自体 (タイトル・ページ、表紙、背など)、容器または付属資料に表示されたタイトル c) 国立国会図書館が付与したタイトル (データ作成者による翻字タイトル) d) 著作者、以前の所有者・所蔵機関等によって付与されたタイトル e) 誤記、誤植、脱字などを含むタイトル (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) g) 本タイトル、並列タイトル、タイトル関連情報の異なる形 (複数巻単行資料の後続の巻号における変化後のタイトル、更新資料の変化前のイテレーションのタイトル) (参照: #2.1.1.4 別法、#2.1.2.3、#2.1.3.3 を見よ。) h) ルビを含むタイトル (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) i) 併記された語句を含むタイトル (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。)
		#2.1.9.1.2	情報源	異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.5E	適用	適用	
		#2.1.9.2	記録の方法	異形タイトルは、#2.1.0.4~#2.1.0.4.4に従って記録する。 識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を注記として記録する。異なる形を異形タイトルとする場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その部分、巻号、またはイテレーションを注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.1.3を見よ。) ガーバー流社長が会社にいなくても回る「仕組み」経営 (本タイトル: 社長が会社にいなくても回るガーバー流「仕組み」経営) (タイトルに関する注記: 奥付のタイトル: ガーバー流社長が会社にいなくても回る「仕組み」経営)	2.2.5F	適用	異形タイトルは、#2.1.0.4~#2.1.0.4.4に従って記録する。 識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を注記として記録する。異なる形を異形タイトルとする場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その部分、巻号、またはイテレーションを注記として記録する。 (参照: #2.4.1.1.2.1.3を見よ。) ガーバー流社長が会社にいなくても回る「仕組み」経営 (本タイトル: 社長が会社にいなくても回るガーバー流「仕組み」経営) (タイトルに関する注記: 奥付のタイトル: ガーバー流社長が会社にいなくても回る「仕組み」経営)	

エレメント	要素番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.1.9.2.1	ルビを含むタイトル	情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、識別またはアクセスに重要なときは、次のように異形タイトルを記録する。 (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) a) 一般的な読みを示すルビ ルビが別の情報源でタイトルとして表示されている場合は、それを異形タイトルとして記録する。 がんくつおう (タイトル・ページ: 巖窟王。「巖窟王」に対するルビ: がんくつおう。奥付: がんくつおう) b) 特殊な読みを示すルビ ルビを丸がっこに入れて付加した形を異形タイトルとして記録する。 青い思想 (こころ) (「思想」に対するルビ: こころ) 私 (マコ) だけの北極点 (「私」に対するルビ: マコ) 歌時計 (うたいどけい) (ルビ: うたいどけい) 対 (つがい) (ルビ: つがい)		適用		情報源に表示されたタイトルにルビが付記されている場合で、識別またはアクセスに重要なときは、次のように異形タイトルを記録する。 (参照: #2.1.1.2.3 を見よ。) b) 特殊な読みを示すルビ ルビを丸がっこに入れて付加した形を異形タイトルとして記録する。 青い思想 (こころ) (「思想」に対するルビ: こころ) 私 (マコ) だけの北極点 (「私」に対するルビ: マコ) 歌時計 (うたいどけい) (ルビ: うたいどけい) 対 (つがい) (ルビ: つがい)
	#2.1.9.2.2	併記された語句を含むタイトル	同義語による別の表現、原語形とその略語、外来語とその原語などが、タイトルの一部に併記されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて本タイトルを選定し、識別またはアクセスに重要なときは、本タイトルとしなかったものを異形タイトルとして記録する。 (参照: #2.1.1.2.4 を見よ。) 誰でもわかる!BSE 対策マニュアル (本タイトル: 誰でもわかる!狂牛病対策マニュアル) twitter 完全活用術 (本タイトル: ツイッター完全活用術) アンドロイドアプリ事典 (本タイトル: Android アプリ事典)		適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
E		#2.2	責任表示	責任表示は、エレメントである。 本タイトルに関係する責任表示のうち、情報源に表示されている主なもの、または最初のもの は、コア・エレメントである。	2.2.1A	適用		適用
		#2.2.0	通則				—	—
		#2.2.0.1	記録の範囲	資料の知的・芸術的内容の創作または実現に、責任を有するか寄与した個人・家族・団体に 関する表示を、責任表示として記録する。責任表示は、個人・家族・団体の名称と、役割を示 す語句から成る。ただし、名称が単独で表示されている場合もある。責任表示とするもの には、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修 者、校閲者などをも含む。 記述対象が包括的な資料の一部である場合は、全体の内容等に責任を有する者の表示も、 体現形の識別のために記録することがある。	2.2.1F4	一部適用	資料の知的・芸術的内容の創作または実現に、責任を有する か寄与した個人・家族・団体に 関する表示を、責任表示として 記録する。責任表示は、個人・家族・団体の名称と、役割を示 す語句から成る。ただし、名称が単独で表示されている場合 もある。責任表示とするものには、著者、編纂者、作曲者、編 曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修 者、校閲者などをも含む。ただし監修者、監訳者等について は、著者、訳者など、より直接的に関与した責任表示がある 場合は、それを責任表示とし、監修者、監訳者等は注記とし て記録する。 記述対象が包括的な資料の一部である場合は、全体の内容 等に責任を有する者の表示も、体現形の識別のために記録 することがある。	適用
		#2.2.0.2	エレメント・サブタイプ	責任表示には、次の a)~j)がある。 a)~b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3~#2.2.2.2 で規定する。 a) 本タイトルに関係する責任表示(参照: #2.2.1 を見よ。) b) 本タイトルに関係する並列責任表示(参照: #2.2.2 を見よ。) c)~f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3~#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3 を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4 を見よ。) e) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7 を見よ。) f) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8 を見よ。) g)~j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5~#2.10.14.2 で規定する。 g) シリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.5 を見よ。) h) シリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.6 を見よ。) i) サブシリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.13 を見よ。) j) サブシリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.14 を見よ。) (参照: 資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・団体の表示は、#2.5~#2.8 を見よ。)	2.2.1A等	適用		責任表示には、次の a)~j)がある。 a)~b)は、責任表示のエレメント・サブタイプであり、#2.2.0.3~ #2.2.2.2で規定する。 a) 本タイトルに関係する責任表示(参照: #2.2.1を見よ。) b) 本タイトルに関係する並列責任表示(参照: #2.2.2を見よ。)(非適 用) c)~f)については、版表示のサブエレメントであり、#2.3.3~#2.3.8.2.1 で規定する。 c) 版に関係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版に関係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) f) 付加的版に関係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適 用) g)~j)については、シリーズ表示のサブエレメントであり、#2.10.5~ #2.10.14.2で規定する。 g) シリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.5を見よ。) h) シリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.6を見よ。)(非適 用) i) サブシリーズに関係する責任表示(参照: #2.10.13を見よ。) j) サブシリーズに関係する並列責任表示(参照: #2.10.14を見よ。) (非適用) (参照: 資料の出版、頒布、製作、制作に責任を有する個人・家族・ 団体の表示は、#2.5~#2.8を見よ。)
		#2.2.0.3	情報源	責任表示は、対応するタイトルと同一の情報源から優先して採用する。 本タイトルに関係する責任表示の情報源は、#2.2.1.1.2 で、本タイトルに関係する並列責任表 示の情報源は、#2.2.2.1.2 で定める。	2.2.1E 2.2.2E	適用		責任表示は、対応するタイトルと同一の情報源から優先して採用す る。 本タイトルに関係する責任表示の情報源は、#2.2.1.1.2で定める。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.2.0.4	記録の方法	責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 編集 国立国会図書館総務部 日地出版株式会社編集・著作 監修：平野健次 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDL の表示もあり) 逐次刊行物については、個人編者は、識別に重要な場合に限定して、責任表示として記録する。	2.2.1F4 2.2.2F	一部適用	責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 編集 国立国会図書館総務部 日地出版株式会社編集・著作 監修：平野健次 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDL の表示もあり)	責任表示は、情報源に表示されている、個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。名称は、原則として、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。 同一の名称が、情報源に省略形と展開形等の双方で表示されている場合は、詳細な形を記録する。 National Diet Library (NDLの表示もあり) 和図書について、役割を示す語句は、名称の後ろにスペースを挿入して記録する。 野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫 対談 竹内理三 校訂・解説 平野健次 監修 国立国会図書館総務部 編集 名称と役割を示す語句の間に表示された句読記号は記録しない。 国立国会図書館 監修 (情報源の表示: 監修: 国立国会図書館) 国内刊行洋図書について、名称および役割を示す語句は、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。ただし、役割を示す語句が日本語の場合は、和図書と同様の方法で記録する。 edited by Okamoto Takashi author: Graeme John Gilmour
		#2.2.0.4	記録の方法 任意省略	省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(...)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称に含まれる法人組織等を示す語句など 日本図書館協会編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編) 責任表示に複数の名称が含まれていて、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、すべての名称を記録せずに一部を省略する。 (参照: #2.2.0.4.1 任意省略 1、任意省略 2 を見よ。)	2.2.1F4.6	NDL準拠	省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(...)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句など 日本図書館協会 編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)	省略しても基本的な情報が不足しない場合は、責任表示の一部を省略する。省略に際して省略記号(...)は使用しない。次のような場合がある。 a) 学位、役職名等の肩書、所属団体の名称またはそのイニシャルなど Steven E. Maffeo (情報源の表示: Captain Steven E. Maffeo) Werner Dürbeck (情報源の表示: Dr. Werner Dürbeck) b) 団体の名称の冒頭に表示されている法人組織等を示す語句など 日本図書館協会 編 (情報源の表示: 公益社団法人日本図書館協会編)
		#2.2.0.4A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.2.0.4A	和古書・漢籍 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、一つの責任表示として記録する。ただし、同一の役割であっても分離して表示されている場合は、それぞれ別の責任表示として記録する。 上田修一・蟹瀬智弘著 小松克彦 + オフィス 21 編著 edited by William G. Bowen, Harold T. Shapiro (複数の個人を一つの責任表示として記録した例) 山中登 [編] 山本登朗 [編] (分離して表示されていたため、二つの責任表示として記録した例) 複数の個人・家族・団体の果たす役割が異なっても、一つのまとまりとして表示されている場合は、全体を一つの責任表示として記録する。 三浦徹也 with M2 written by Marty Rhodes Figley and illustrated by Marty Kelley 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)	2.2.1F4	NDL準拠	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、原則として一つの責任表示として記録する。必要に応じて、複数の名称の間の句読記号を、コンマ、スペースに置き換えて記録する。 小松克彦 + オフィス21 編著 上田修一・蟹瀬智弘 著 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)	複数の名称を含む責任表示は、次のように記録する。 複数の個人・家族・団体の果たす役割が同一の場合は、原則として一つの責任表示として記録する。必要に応じて、複数の名称の間の句読記号を、コンマ、スペースに置き換えて記録する。 小松克彦 + オフィス21 編著 上田修一・蟹瀬智弘 著 1集団に属している複数の構成員の名称が、その集団の名称とともに表示されている場合は、その集団の名称のみを記録して、各構成員の名称は省略する。ただし、各構成員の名称が、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。 (参照: #2.41.2.2.3 を見よ。)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.2.0.4.1	複数の名称を含む責任表示 任意省略1	4以上の名称を含む責任表示において、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、最初に表示された名称を記録し、他の名称は省略する。データ作成機関が目録用言語として定めた言語および文字種で、省略した部分を説明する語句を、情報源に表示されていないことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。 三木清 [ほか] 著 by Jerry L. Mashaw [and five others]		一部適用 4以上の名称を含む責任表示において、その役割(または責任の程度)が同一の場合は、主たる名称、あるいは最初に表示されている名称一つだけを記録し、他は [ほか] などの語を補記して、省略することができる。 三木清 [ほか] 著 by Jerry L. Mashaw [and five others]	
		#2.2.0.4.2	複数の責任表示	複数の責任表示がある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。表示順序、配置、デザイン等から判断できない場合、または本タイトルとは別の情報源から採用する場合は、合理的な順(著作の成立過程による順など)に記録する。 <例示転記省略>	2.2.1F4	適用	適用
		#2.2.0.4.3	役割を示す語句	情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、補ったことが分かる方法(コーディング、角がっこの使用など)で記録する。 国立国会図書館編集 (本タイトル: 図説よりすぐり国会図書館) <以下例示転記省略> 音楽資料の演奏者は、情報源に表示されているパートを、役割を示す語句として記録することができる。 <例示転記省略>	2.2.1F4	適用	情報源に表示されている個人・家族・団体の役割を示す語句は、そのままの形で記録する。ただし、日本語の役割を示す語句のうち、末尾の「者」「家」など、省略しても意味が通じる語がある場合は、その語を省略して記録する。 一つの責任表示に対して複数の役割を示す語句がある場合は、「・」でつないで記録する。 国立国会図書館 編集 (情報源の表示: 編集 国立国会図書館) 高橋誠一郎 著 (情報源の表示: 著者 高橋誠一郎) ちひろ美術館 企画・編集 また、和図書について、役割を示す語句が外国語のみの場合は、原則として当該語句を日本語に訳して、角がっこを使用して記録する。 [著] (情報源の表示: by) [編] (情報源の表示: edited by) [撮影] (情報源の表示: photo) 個人・家族・団体の名称のみが表示されていて、役割を示す語句が表示されていない場合に、その役割を明らかにする必要があるときは、角がっこを使用して記録する。
		#2.2.0.4.3A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用
		#2.2.0.4.4	責任表示に付随している他の語句	責任表示に他の語句が付随している場合、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、それらも責任表示の一部として記録する。 Mozart neue Instrumentierung von Beyer 逆に、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。 高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館 15 周年記念誌) ドメニコ・スカララッティ (本タイトル: スカララッティ・ソナタ集) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)	2.2.1F4	適用		責任表示に他の語句が付随している場合、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されている場合は、名称部分のみを責任表示として記録し、名称以外の語句は記録しない。ただし、必要に応じて、名称以外の語句を役割を示す語句に置き換え、角がっこを使用して記録する。責任表示に付随している他の語句が、外国語で表されている場合に、必要なときは、日本語の役割を示す語句として、角がっこを使用して記録する。 OECD租税委員会 (情報源の表示: OECD租税委員会による報告書) (本来、タイトル関連情報として扱った情報が責任表示の一部として表示されていると判断した場合) 国立国会図書館 [編集] (情報源の表示: 国立国会図書館による再編集) 国内刊行洋図書について、責任表示を#1.10~#1.10.11別法に従って記録する場合に、責任表示に他の語句が付随しているとき、または本来、タイトル関連情報、版表示など他のエレメントとして扱われる情報が責任表示の一部として表示されているときは、それらも責任表示の一部として記録する。 逆に、本来、責任表示として扱われる名称が他のエレメント(本タイトル、タイトル関連情報、出版者等)の一部として表示されている場合は、責任表示ではなく、そのエレメントの一部として記録する。情報源で、他のエレメントの一部として表示され、かつ責任表示としても表示されている場合は、双方のエレメントとして記録する。 高知県立文学館 (本タイトル: 高知県立文学館開館15周年記念誌) NHK 編集 (本タイトル: NHK じょうずな話し方)
		#2.2.0.4.5	語句等による個人・家族・団体の名称を含む責任表示	記述対象の内容との関係を示す語句等による個人・家族・団体の名称は、責任表示として記録する。 ある英国の説教者著 湖浜馨訳 (本タイトル: 主よ、みこころを教えてください)	2.2.1F4	適用		適用
		#2.2.0.4.6	個人・家族・団体の名称を含まない責任表示	個人・家族・団体の名称が表示されていない場合も、資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示す語句が表示されていれば、それを責任表示として記録する。 by a group of scholars by an anonymous teenager with illustrations by the author with a new preface by the author 資料の知的・芸術的内容の創作または実現に対する関係を示していない情報(利用対象を示す語句、標語、授賞の表示など)は、情報源に表示されていても責任表示には含めない。	2.2.1F4	適用		適用
		#2.2.0.5	複製	複製については、原資料の責任表示ではなく複製自体の責任表示を記録する。原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の責任表示ではなく複製自体の責任表示を記録する。原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原本代替資料については、現資料の責任表示を記録する。	複製については、複製自体の責任表示を記録する。必要に応じて、原資料の責任表示をも記録する。責任表示として記録しなかった原資料の責任表示は、関連する体現形の責任表示として記録する。 (参照:#43.3を見よ。) 原資料の責任表示が情報源に表示されていない場合に、識別またはアクセスに必要なときは、角がっこを使用して記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.2.0.6	変化	<p>複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>複数巻単行資料または逐次刊行物では、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。（参照：#2.41.2.2.4.1を見よ。）</p> <p>北海道立総合研究機構花・野菜技術センター編 （責任表示に関する注記：平成20年度から平成21年度までの編者：北海道立花・野菜技術センター）</p> <p>ただし、逐次刊行物において、責任表示に重要な変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、体現形に対する新規の記述を作成する。重要な変化とは、本タイトルが総称的な語である場合の、逐次刊行物の識別にかかわる責任表示の変化である。（参照：体現形に対する新規の記述を作成する必要がある場合は、#1.5、#2.1.1.4.1f)、#2.2.1.1.1 任意追加、#2.1.1.4.2mを見よ。）</p> <p>更新資料については、責任表示に変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の責任表示を注記として記録する。責任表示が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した旨を注記として記録する。（参照：#2.0.5を見よ。） （参照：#2.41.2.2.4.2を見よ。）</p>	2.0.3 2.0.6	一部適用	<p>包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、責任表示に変化、追加または削除が生じることがある。</p> <p>包括的記述を作成する複数巻単行資料までは、責任表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。（参照：#2.41.2.2.4.1を見よ。）</p> <p>更新資料については、責任表示に変化または追加が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化前の責任表示を注記として記録する。責任表示が後続のイテレーションで削除された場合は、最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除する。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、削除した旨を注記として記録する。（参照：#2.0.5を見よ。） （参照：#2.41.2.2.4.2を見よ。）</p>	適用
ES	*	#2.2.1	本タイトルに関する責任表示	<p>本タイトルに関する責任表示は、責任表示のエレメント・サブタイプである。</p> <p>本タイトルに関する責任表示は、情報源に表示されているもののうち、最初に記録する一つの責任表示のみがコア・エレメントである。</p>	2.2.1A	適用	適用	
		#2.2.1.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.2.1.1.1	記録の範囲	<p>本タイトルに関する責任表示は、責任表示のうち、本タイトルに関する表示である。</p> <p>責任表示の範囲には、著者、編纂者、作曲者、編曲者、画家などのほか、原作者、編者、訳者、脚色者、監修者、校閲者などをも含む。</p> <p>本タイトルに関する責任表示として記録しなかったものは、識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、注記として記録する。（参照：#2.41.2.2.3を見よ。）</p> <p>志賀直哉 つださうきち著 渡辺正臣調査・執筆 千秋社地図作成 G. Gershwin 武満徹編曲 菅野由弘 高橋竹山 Hiroko Nakamura Chick Corea & Friedrich Gulda 天理大学附属天理図書館編 秋田大学大学院教育学研究科編 国際観光振興会企画調査部監修 邦楽楽譜において、<以下転記省略></p>	2.2.1F4	適用	適用	
		#2.2.1.1.2	情報源	<p>本タイトルに関する責任表示は、次の優先順で情報源を選定する。</p> <p>a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2を見よ。）</p> <p>b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。）</p> <p>c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3を見よ。）</p> <p>必要な場合は、情報源を注記として記録する。（参照：#2.41.2.2.3を見よ。）</p>	2.2.1E5	適用	適用	
		#2.2.1.2	記録の方法	<p>本タイトルに関する責任表示は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。</p> <p>野坂昭如文 米倉齊加年絵 阿川弘之、北杜夫対談 竹内理三校訂・解説 田中吉郎作図 日地出版株式会社編集・著作</p>	2.2.1F4	適用	適用	
		#2.2.1.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	<p>情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。</p>	2.2.1F4	適用		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用の理由	NDL適用/非適用	
		#2.2.1.2.1	複数の言語・文字種による責任表示別法	*情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。 ただし、並列タイトルが存在する場合は、内容よりも本タイトルと同一の言語または文字種によるものを優先して記録する*。	2.2.1F4	非適用	情報源に責任を有するものの表示が複数あり、それらが同一の名称、役割を示す語句を複数の言語または文字種で表示しているだけの場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	
		#2.2.1.2.2	総合タイトルのない資料	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 にこりえ；たけくらべ / 樋ロー葉著 三つの海の歌；混声合唱曲；四季に；混声合唱組曲 / 三善晃 Don Juan；Op. 20；Tondichtung nach Nikolaus Lenau = 交響詩ドン・ファン； Till Eulenspiegels lustige Streiche；Op. 28；nach alter Schelmenweise = 交響詩ティル・オイレンシュピゲルの愉快ないたずら；Tod und Verklärung；Op. 24 = 交響詩死と浄化 / Richard Strauss；London Symphony Orchestra；Claudio Abbado，conductor （ISBD 区切り記号法を用いてタイトル等との対応関係を示した例） 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之著；池田弥三郎訳。蜻蛉日記 / 藤原道綱母著；室生犀星訳 マリンバの時 / 三木稔 = Time for marimba / Minoru Miki。トルスIII / 三善晃 = Torse III / Akira Miyoshi。マリンバのためのミラージュ / 末吉保雄 = Mirage pour marimba / Yasuo Sueyoshi。モノヴァランスI / 池辺晋一郎 = Monovalence I / Shin'ichiro Ikebe Turangalila symphony / Messiaen = トウランガリーラ交響曲 / メシアン。	2.2.1A	NDL準拠	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 にこりえ；たけくらべ / 樋ロー葉著 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之著；池田弥三郎訳。蜻蛉日記 / 藤原道綱母著；室生犀星訳 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、かつ個別のタイトル全体に共通する責任表示もある場合は、それぞれの関係が分かるように責任表示を記録する。	総合タイトルのない資料の場合、記述対象全体に共通する責任表示は、すべてのタイトル、タイトル関連情報などに対応していることが分かるように記録する。 にこりえ；たけくらべ / 樋ロー葉著 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、対応するタイトルとタイトル関連情報が分かるように記録する。 土佐日記 / 紀貫之著；池田弥三郎訳。蜻蛉日記 / 藤原道綱母著；室生犀星訳 責任表示が個別のタイトルに関係している場合は、かつ個別のタイトル全体に共通する責任表示もある場合は、それぞれの関係が分かるように責任表示を記録する。
ES		#2.2.2	本タイトルに関係する並列責任表示	本タイトルに関係する並列責任表示は、責任表示のエレメント・サブタイプである。	2.2.1A	適用	非適用	
		#2.2.2.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.2.2.1.1	記録の範囲	本タイトルに関係する並列責任表示は、本タイトルに関係する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字による表示である。	2.2.1F4	適用	非適用	
		#2.2.2.1.2	情報源	本タイトルに関係する並列責任表示は、対応する並列タイトルと同一の情報源から採用する。対応する並列タイトルが存在しない場合は、対応する本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.2.1.2 を見よ。)	2.2.1E	適用	非適用	
		#2.2.2.2	記録の方法	本タイトルに関係する並列責任表示の記録は、情報源に表示された情報を、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。 情報源に、本タイトルに関係する並列責任表示が複数の言語および(または)文字種で表示されている場合は、対応する並列タイトルと同一の順に記録する。対応する並列タイトルが存在しない場合などは、表示されている順に記録する。 Joji Yuasa (本タイトルに関係する責任表示: 湯浅譲二) Association européenne pour l'information et les bibliothèques de santé (本タイトルに関係する責任表示: European Association for Health Information and Libraries)	2.2.1F4	適用	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.3	版表示	版表示は、エレメントである。	2.2.2A	適用		適用
		#2.3.0	通則				—	—
		#2.3.0.1	記録の範囲	記述対象がどのような版であるかを示す表示を、版表示として記録する。版表示は、版次、版に關係する責任表示等から成る。版表示には、版次だけではなく、付加的版次をも含むことがある。同様に、版に關係する責任表示だけでなく、付加的版に關係する責任表示をも含むことがある。また、非刊行物に含まれる著作の版を示す表示も、版表示として扱う。	2.2.2D	一部適用	記述対象がどのような版であるかを示す表示を、版表示として記録する。版表示は、版次、版に關係する責任表示等から成る。版表示には、版次だけではなく、付加的版次をも含むことがある。同様に、版に關係する責任表示だけでなく、付加的版に關係する責任表示をも含むことがある。	適用
		#2.3.0.2	サブエレメント	版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。) c) 版に關係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。) g) 付加的版に關係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。) (参照: #2.2.0.2c)~f)を見よ。)	2.2.2A	適用		版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、版次および付加的版次は、コア・エレメントである。 a) 版次(参照: #2.3.1を見よ。) b) 並列版次(参照: #2.3.2を見よ。)(非適用) c) 版に關係する責任表示(参照: #2.3.3を見よ。) d) 版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.4を見よ。)(非適用) e) 付加的版次(参照: #2.3.5を見よ。) f) 並列付加的版次(参照: #2.3.6を見よ。)(非適用) g) 付加的版に關係する責任表示(参照: #2.3.7を見よ。) h) 付加的版に關係する並列責任表示(参照: #2.3.8を見よ。)(非適用) (参照: #2.2.0.2c)~f)を見よ。)
		#2.3.0.3	情報源	版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.2E	適用		適用
		#2.3.0.4	記録の方法	版表示は、情報源に表示されている版次などを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。版に關係する責任表示などは、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合は、全体に關係する版表示を記録する。識別に重要な場合は、さらに記述対象の一部分にのみ關係する版表示を注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.2 を見よ。)	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.0.4	記録の方法 任意追加	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.3.2.1a)を見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011 年版]	2.2.2F	NDL準拠	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 (参照: #2.41.3.2.1a)を見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011 年版]	版次などの全体または一部が資料自体に表示されていなくても、他の版と重要な違いがあると知られていて、それが識別またはアクセスに重要な場合は、版表示として記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 (参照: #2.41.3.2.1a)を見よ。) [改訂版] [1991] 増補新版 [2011 年版]
		#2.3.0.4.1	数字	版次などは、情報源から#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。アラビア数字以外の数字、ローマ字、キリル文字等を含むものも、情報源における表示のまま記録する。 第二版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) Second edition (情報源の表示: second edition)	2.2.2F	非適用	別法を適用	適用
		#2.3.0.4.1	数字 別法	版次などは、情報源から#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。*ただし、漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1~#1.10.10.4 に従ってアラビア数字で記録する*。 第2版 (情報源の表示: 第二版) New ed. (情報源の表示: New ed.) 2nd edition (情報源の表示: second edition)	2.2.2F	適用		
		#2.3.0.5	複製	複製については、原資料の版表示ではなく複製自体の版表示を記録する。原資料の版表示は、関連する体現形の版表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の版表示ではなく複製自体の版表示を記録する。原資料の版表示は、関連する体現形の版表示として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。) 原本代替資料については、現資料の版表示を記録する。	適用

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠視察の理由	NDL適用/非適用	
		#2.3.0.6	変化	<p>複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。)</p> <p>複数巻単行資料を包括的に記述する場合に、識別またはアクセスに重要なときは、巻号による版表示の違いを注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。)</p> <p>逐次刊行物については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合に、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。)</p> <p>更新資料については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して版表示の記録を改める。 (参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)</p>		一部適用	<p>包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、版表示に変化、追加または削除が生じることがある。版表示に対象範囲や主題が変わったことを示す変化がある場合は、別の資料とみなして体現形に対する新規の記述を作成する。それ以外の場合は、次のとおりとする。 (参照: 体現形に対する新規の記述を作成する場合は、#2.0.5 を見よ。)</p> <p>包括的記述を作成する複数巻単行資料については、識別またはアクセスに重要なときは、巻号による版表示の違いを注記として記録する。 (参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。)</p> <p>更新資料については、版表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映して版表示の記録を改める。 (参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)</p>	適用
S	*	#2.3.1	版次	版次は、版表示のサブエレメントである。版次は、コア・エレメントである。	2.2.2A	適用	適用	
		#2.3.1.1	記録の範囲・情報源			-	-	
		#2.3.1.1.1	記録の範囲	<p>版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。</p> <p>a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 第1版 初版 増補3版 リマスター版</p> <p>b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 1st edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。</p>	2.2.2F	一部適用	<p>版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。</p> <p>a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 増補3版 リマスター版</p> <p>b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 2nd edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。</p>	<p>版次は、記述対象が属する版を示す語、数字またはこれらの組み合わせである。 版次には、通常、次の語、数字またはこれらの組み合わせが該当する。内容の変更を伴わない刷次と判断される場合は、版次として扱わない。</p> <p>a) 日本語 序数と「版」、または他の版との内容の相違を示す「改訂」、「増補」、「新版」などの語を含むもの。 改訂版 増補3版 リマスター版</p> <p>b) 外国語 「edition」、「issue」、「release」、「level」、「state」、「update」またはそれに相当する他の言語による語を含むもの。省略形の場合も含む。 2nd edition 2. Ausgabe Ver. 2.5 また、次の相違を示すものがある。</p>
		#2.3.1.1.1	記録の範囲(続)	<p>c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 ディレクターズ・カット版 Full version 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。(参照: #2.3.5.1.1 を見よ。)</p> <p>d) 地理的範囲の相違 国際版 Latin America edition</p> <p>e) 言語の相違 中文版 English ed. 日本語版 English version</p> <p>f) 利用対象者の相違 看護学生版</p> <p>g) 刊行の様式、形態等の相違 DVD-ROM 版 CD-ROM 版 カセット版 Windows 版 新装版 豪華版 普及版 限定版 私家版 縮刷版 複製版 累積版 Reprint ed. Reduced ed.</p>		一部適用	<p>c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1 を見よ。)</p> <p>e) 言語の相違 言語の相違を示す版次は必要に応じて記録する。 中文版 English ed. 日本語版 English version</p> <p>f) 利用対象者の相違 看護学生版</p> <p>g) 刊行の様式、形態等の相違 なお、装丁に関わるものは版次として扱わない。 普及版 限定版</p>	<p>c) 内容の変更による相違 データ更新版 最終草案対応版 内容の変更を伴う刷次は、版次として扱う。 第2刷補訂 なお、特定の版に属する刷次の表示中に、改訂、増補などに相当する語がある場合は、これを付加的版次として扱う。 (参照: #2.3.5.1.1 を見よ。)</p> <p>e) 言語の相違 言語の相違を示す版次は必要に応じて記録する。 中文版 English ed. 日本語版 English version</p> <p>g) 刊行の様式、形態等の相違 新装版 豪華版 普及版 限定版 複製版 Reprint ed.</p>

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
			h) 内容と結びつく日付の相違 i) 楽譜の特定の形式の相違 j) 楽譜の特定の声域の相違 (参照: #2.3.1.1.1B を見よ。) (参照: 逐次刊行物または更新資料については、あわせて#2.3.1.1.1C を見よ。) ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。) 【本タイトル】新編日本の活断層 【本タイトル】五訂食品成分表 【本タイトル】Compact-size edition of Data book of world lake environments			一部適用 h) 内容と結びつく日付の相違 ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。)	h) 内容と結びつく日付の相違 2016年6月改訂 ただし、「版」、「edition」などと表示されていても、本タイトル(部編タイトルなどの従属タイトルを含む)、タイトル関連情報または責任表示の一部として記録したものは、版次として扱わない。 (参照: #2.1.1.2.2c)、#2.1.1.2.8Bb)を見よ。) 【本タイトル】新編日本の活断層 【本タイトル】五訂食品成分表 【本タイトル】 Compact-size edition of Data book of world lake environments
		#2.3.1.1.1A	書写資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.3.1.1.1B	楽譜	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.3.1.1.1C	逐次刊行物および更新資料	次に挙げるものは、版次として扱わない。 a) 逐次刊行物の巻次、年月次を示す表示 b) 定期的な改訂、または頻繁な更新を示す表示	2.0.6	一部適用 次に挙げるものは、版次として扱わない。 b) 定期的な改訂、または頻繁な更新を示す表示	適用
		#2.3.1.1.2	情報源	版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.1.2	記録の方法	版次は、#2.3.0.4~#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.1.2	記録の方法 任意省略	次の版次は記録しない。 a) 初版 b) 総合タイトルのない資料の個別の著作に關係する版次	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.1.2.1	語句の補足	情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、版であることが分かるように適切な語句を補って記録する。この場合、資料外から採用したことを、注記および(または)その他の方法(コーディング、角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.3.2.1b)を見よ。) 2011 [版] Revised [edition]	2.2.2F	一部適用 情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、必要があれば版であることが分かるように適切な語句を補って記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.41.3.2.1b)を見よ。) 2011 [版]	情報源に数字および(または)文字のみが表示されている場合は、版であることが分かるように適切な語句を補って記録する。この場合、資料外から採用したことが分かるように角がっこを使用して記録する。 (参照: #2.41.3.2.1b)を見よ。) 2011 [版] Revised [edition]
		#2.3.1.2.2	複数の版次	情報源に複数の版次が表示されている場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。 第3版 2015年版 (情報源に双方ともに表示されている例) Philippine edition Paperback edition (情報源に双方ともに表示されている例)	2.2.2F	非適用 情報源に複数の版次が表示されている場合は、適切なもののうち、より顕著に表示されている方を記録する。	適用
		#2.3.1.2.3	複数の言語・文字種による版次	情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。	2.2.2F	適用	
		#2.3.1.2.3	複数の言語・文字種による版次 別法	*情報源に、版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用	適用
S		#2.3.2	並列版次	並列版次は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2F	適用	非適用
		#2.3.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.3.2.1.1	記録の範囲	並列版次は、版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。	2.2.2F	適用	非適用
		#2.3.2.1.2	情報源	並列版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用	非適用
		#2.3.2.2	記録の方法	並列版次は、#2.3.0.4~#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。	2.2.2F3	適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.2.2.1	複数の並列版次	並列版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。	2.2.2F3	適用		非適用
S		#2.3.3	版に関する責任表示	版に関する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2A	適用		適用
		#2.3.3.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.3.3.1.1	記録の範囲	版に関する責任表示は、責任表示のうちの特定の版に関する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する版(補遺資料を含む)にのみ関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。次のような場合がある。 a) 特定の版にのみ関係している責任表示 b) 複数の版に関係しているが、すべての版には関係していない責任表示(すべての版に関係する責任表示は、本タイトルに関する責任表示として記録する。) 責任表示が、すべての版に関係しているか、一部の版にのみ関係しているか判断できない場合、または版次の有無が判明しない場合は、本タイトルに関する責任表示として扱う。 また、記述対象が初版である場合は、すべての責任表示を本タイトルに関する責任表示として扱う。	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.3.1.2	情報源	版に関する責任表示は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2 を見よ。)	2.2.2E	適用		適用
		#2.3.3.2	記録の方法	版に関する責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。 日本国語大辞典第二版編集委員会編集	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.3.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	情報源に、版に関する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		
		#2.3.3.2.1	複数の言語・文字種による責任表示 別法	*情報源に、版に関する責任表示が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用		適用
S		#2.3.4	版に関する並列責任表示	版に関する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。		適用		非適用
		#2.3.4.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.3.4.1.1	記録の範囲	版に関する並列責任表示は、版に関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用		非適用
		#2.3.4.1.2	情報源	版に関する並列責任表示は、対応する並列版次と同一の情報源から採用する。対応する並列版次が存在しない場合は、版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.1.1.2、#2.3.2.1.2 を見よ。)		適用		非適用
		#2.3.4.2	記録の方法	版に関する並列責任表示は、#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 に従って記録する。		適用		非適用
		#2.3.4.2.1	複数の並列責任表示	版に関する並列責任表示が複数ある場合は、対応する並列版次と同じ順に記録する。 対応する並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。		適用		非適用
S	*	#2.3.5	付加的版次	付加的版次は、版表示のサブエレメントである。 付加的版次は、コア・エレメントである。	2.2.2A	適用		適用
		#2.3.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.3.5.1.1	記録の範囲	付加的版次は、ある版に変更が加えられて再発行されたことを示す版次である。再発行されても従前の版から変更が加えられていない場合に、識別またはアクセスに重要でないときは、付加的版次として扱わない。日本語で表示されている場合は、「改訂」、「増補」等の表示のある刷次をも含む。(参照: #2.3.1.1.1 を見よ。)	2.2.2F	適用		適用
		#2.3.5.1.2	情報源	付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 版次と同一の情報源(参照: #2.3.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.2E	適用		適用

エレメント	7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.5.2	記録の方法	付加的版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。 増補第二刷 (版次: 第一版。#2.3.0.4.1 適用の場合) 2 版 (版次: 改訂版) 新装版 (版次: 改訂版) corrected reprint (版次: 1st edition)	2.2.2F	適用	付加的版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1別法に従って記録する。 増補第2刷 (版次: 新版) 2版 (版次: 改訂版) 新装版 (版次: 改訂版)
		#2.3.5.2.1	複数の言語・文字種による付加的版次	情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	
		#2.3.5.2.1	複数の言語・文字種による付加的版次 別法	*情報源に、付加的版次が複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用	適用
S		#2.3.6	並列付加的版次	並列付加的版次は、版表示のサブエレメントである。		適用	非適用
		#2.3.6.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.3.6.1.1	記録の範囲	並列付加的版次は、付加的版次として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用	非適用
		#2.3.6.1.2	情報源	並列付加的版次は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 付加的版次と同一の情報源(参照: #2.3.5.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		適用	非適用
		#2.3.6.2	記録の方法	並列付加的版次は、#2.3.0.4～#2.3.0.4.1 別法に従って記録する。		適用	非適用
		#2.3.6.2.1	複数の並列付加的版次	並列付加的版次が複数ある場合は、情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいた順に記録する。		適用	非適用
S		#2.3.7	付加的版に関する責任表示	付加的版に関する責任表示は、版表示のサブエレメントである。	2.2.2A	適用	適用
		#2.3.7.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.3.7.1.1	記録の範囲	付加的版に関する責任表示は、責任表示のうち、特定の付加的版に関する表示である。記述対象の責任表示のうち、属する付加的版のみに関係する個人・家族・団体の名称と、その役割を示す語句を記録する。	2.2.2F	適用	適用
		#2.3.7.1.2	情報源	付加的版に関する責任表示は、付加的版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2 を見よ。)	2.2.2E	適用	適用
		#2.3.7.2	記録の方法	付加的版に関する責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。	2.2.2F	適用	付加的版に関する責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6に従って記録する。 胎山泰範 補訂 (版次: 第3版、付加的版: 補訂2版)
		#2.3.7.2.1	複数の言語・文字種による責任表示	付加的版に関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	
		#2.3.7.2.1	複数の言語・文字種による責任表示 別法	*付加的版に関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と同一の言語または文字種によるものを記録する。内容と同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する*。		非適用	適用
S		#2.3.8	付加的版に関する並列責任表示	付加的版に関する並列責任表示は、版表示のサブエレメントである。		適用	非適用
		#2.3.8.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.3.8.1.1	記録の範囲	付加的版に関する並列責任表示は、付加的版に関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。		適用	非適用
		#2.3.8.1.2	情報源	付加的版に関する並列責任表示は、対応する並列付加的版次と同一の情報源から採用する。対応する並列付加的版次が存在しない場合は、付加的版次と同一の情報源から採用する。 (参照: #2.3.5.1.2、#2.3.6.1.2 を見よ。)		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.3.8.2	記録の方法	付加的版に関する並列責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 に従って記録する。		適用	非適用
		#2.3.8.2.1	複数の並列責任表示	付加的版に関する並列責任表示が複数ある場合は、対応する付加的並列版次と同じ順に記録する。対応する付加的並列版次が存在しない場合は、情報源に表示されている順に記録する。		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.4	逐次刊行物の順序表示	逐次刊行物の順序表示は、エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.0	通則			—	—
		#2.4.0.1	記録の範囲	逐次刊行物の個々の部分(巻号)を識別する表示を、逐次刊行物の順序表示として記録する。 順序表示には、巻次と年月次とがある。巻次は、数字、文字などから成り、年月次は、年、月、日または時期を示す数字、文字から成る。 順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式による表示と新しい方式による表示の双方を記録する。 (参照: #2.4.0.6 を見よ。) また、同時に複数の順序表示の方式を保持している場合がある。この場合は、主な順序表示または最初に表示された順序表示を、この優先順位で初号および(または)終号の巻次および(または)年月次として扱い、それ以外のものを初号および(または)終号の別方式の巻次および(または)年月次として扱う。		対象外	非適用
		#2.4.0.2	エレメント・サブタイプ	順序表示には、次のエレメント・サブタイプがある。これらのうち、初号の巻次、初号の年月次、終号の巻次、終号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、初号の巻次および(または)年月次については最初の方式のものが、終号の巻次および(または)年月次については最後の方式のものが、コア・エレメントである。 a) 初号の巻次(参照: #2.4.1 を見よ。) b) 初号の年月次(参照: #2.4.2 を見よ。) c) 終号の巻次(参照: #2.4.3 を見よ。) d) 終号の年月次(参照: #2.4.4 を見よ。) e) 初号の別方式の巻次(参照: #2.4.5 を見よ。) f) 初号の別方式の年月次(参照: #2.4.6 を見よ。) g) 終号の別方式の巻次(参照: #2.4.7 を見よ。) h) 終号の別方式の年月次(参照: #2.4.8 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.0.3	情報源	順序表示は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 初号または終号の本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 初号または終号の資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.0.4	記録の方法	順序表示は、採用した情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11 別法に従って省略せずに記録する。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、#1.10.10.1~#1.10.10.4 に従ってアラビア数字に置き換えて記録する。日付は、情報源に表示されている暦で記録する。 1 巻 1 号 平成 8 年夏号 (情報源の表示: 平成八年夏号) vol. 1, no. 1 tome 3 (情報源の表示: tome III) summer 1982 序数は、当該言語の標準的な序数を示す表記の形式で記録する。例えば、日本語等では「第」を省略せず、英語では「1st」、「2nd」、「3rd」、「4th」などの形式で記録する。 第 1 集 4th issue (情報源の表示: fourth issue) 数字の一部が省略されている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、完全な形で記録する。 2000 (終号の情報源の表示: '00。初号の年月次: 1990)		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
				ハイフン等の記号が含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。 1961/1972 (情報源の表示: 1961-1972) 1981/1990 (情報源の表示: 1981-90) 順序表示の方式の変化とはみなせないが、表示の形が変化しているような場合に、それが重要なときは、注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.2 を見よ。)		対象外	
		#2.4.0.4.1	年と号から成る巻次	巻次は通常は巻と号から構成されるが、年と号から成るものも巻次として記録する。この場合は、号数の前に年を記録する。 2015-1 (情報源の表示: 1-2015) 2014 年 3 号 (情報源の表示: 3 号/2014 年)		対象外	非適用
		#2.4.0.4.2	西暦以外の暦による年月次	年月次が西暦以外の暦によって表示されている場合は、必要に応じて、西暦に置き換えたものを付加することができる。この場合、資料外の情報源から採用したことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 平成 2 年 [1990] (参照: #2.41.4.2.4 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.0.4.3	年月次として扱う出版日付・頒布日付	初号および(または)終号に巻次、年月次の表示がなくそれ以外の号からも確認できない場合は、出版日付、頒布日付等を初号および(または)終号の年月次として記録する。		対象外	非適用
		#2.4.0.4.4	複数の言語・文字種による巻次・年月次	巻次または年月次が採用した情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		対象外	非適用
		#2.4.0.5	複製	複製については、原資料の順序表示を記録する。複製自体の順序表示がある場合は、これを注記として記録する。 (参照: #2.41.4.2.5 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.0.6	変化	順序表示は、その方式が変化する場合がある。古い方式の最後の号の順序表示は、終号の巻次および(または)年月次として、新しい方式の最初の号の順序表示は、初号の巻次および(または)年月次として記録する。順序表示は、古い方式、新しい方式の順に記録する。 (参照: #2.4.1.2.3 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.1	初号の巻次	初号の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。初号の巻次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最初の方式のものが、コア・エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.1.1	記録の範囲	初号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の巻次を、初号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の巻次も初号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持していて双方が巻次である場合は、初号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で初号の巻次として、その他のものを初号の別方式の巻次として扱う。それらが、巻号と通号である場合は、巻号を初号の巻次として、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.5.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.1.2	記録の方法	初号の巻次は、#2.4.0.4~#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.1.2.1	初号に巻次がない場合	初号に巻次が表示されていない場合は、それに続く号の巻次に基づいて判断し、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.41.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.1.2.2	初号を識別の基盤としていない場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の巻次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 [第1巻第1号] (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.1.2.3	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式が変化して、新しい方式の最初の号の巻次にそれを識別する語句が付されている場合は、その語句も含めて記録する。順序表示の方式に変化があって、古い方式との区別が困難な場合は、表示されていなくても新しい方式であることを示す語句を記録する。この場合は、その語句が情報源に表示されていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 第2期第1巻 (前の順序表示: 第1巻-第50巻) New series, v. 1, no. 1 [3rd series], no. 1 (前の順序表示: [2nd series], no. 1-no. 3) (参照: 「第2期」のような語句を本タイトルの従属タイトルとして扱う場合については、#2.1.1.2.8Bc)を見よ。) (参照: #2.4.1.4.2.6 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.2	初号の年月次	初号の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。初号の年月次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最初の方式のものが、コア・エレメントである。		対象外	非適用
		#2.4.2.1	記録の範囲	初号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合の、変化後の最初の号の年月次を、初号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、新しい方式の最初の号の年月次も初号の年月次として扱う。 複数の順序表示の方式を保持していて双方が年月次である場合は、初号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる層による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で初号の年月次として、その他のものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.6.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.2.2	記録の方法	初号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.2.2.1	初号に年月次がない場合	初号に年月次が表示されていない場合は、それに続く号の年月次に基づいて判断し、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.2.2.2	初号を識別の基盤としていない場合	初号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、初号の年月次を記録する。この場合は、初号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.3	終号の巻次	終号の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。終号の巻次は、コア・エレメントである。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・エレメントである。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.3.1	記録の範囲	終号に表示された巻次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合、変化前の最後の巻次を、終号の巻次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の巻次の巻次も終号の巻次として扱う。複数の順序表示の方式を保持している双方が巻次である場合は、終号の主な巻次または最初に表示されている巻次を、この優先順位で終号の巻次として、その他のものを終号の別方式の巻次として扱う。それらが巻号と通号である場合は、巻号を終号の巻次として、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: #2.4.7.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.3.2	記録の方法	終号の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.3.2.1	終号に巻次がない場合	終号に巻次が表示されていない場合は、その前の巻次に基づいて判断し、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.3.2.2	終号を識別の基盤としていない場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の巻次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
				終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の巻次は、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
ES	*	#2.4.4	終号の年月次	終号の年月次は、逐次刊行物の順序表示の要素・サブタイプである。終号の年月次は、コア・要素である。順序表示の方式が変化した場合は、最後の方式のものが、コア・要素である。		対象外	非適用
		#2.4.4.1	記録の範囲	終号に表示された年月次、および本タイトルまたは責任表示等の重要な変化により体現形に対する新規の記述を作成した場合、変化前の最後の年月次を、終号の年月次として扱う。順序表示の方式に変化があった場合は、古い方式の最後の年月次も終号の年月次として扱う。複数の順序表示の方式を保持している双方が年月次である場合は、終号の主な年月次または最初に表示されている年月次を、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。複数の異なる暦による表示がある場合は、主なものまたは最初に表示されているものを、この優先順位で終号の年月次として、その他のものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: #2.4.8.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.4.2	記録の方法	終号の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.4.4.2.1	終号に年月次がない場合	終号に年月次が表示されていない場合は、その前の年月次に基づいて判断し、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.1 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.4.2.2	終号を識別の基盤としていない場合	終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できるときは、終号の年月次を記録する。この場合は、終号を情報源としていないことを注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
				終号を入手していない場合などに、他の情報源で確認できる終号の年月次は、注記として記録する。 (参照: #2.4.1.4.2.1.2 を見よ。)		対象外	非適用
ES		#2.4.5	初号の別方式の巻次	初号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示の要素・サブタイプである。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.4.5.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して両方が巻次である場合は、初号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で初号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を初号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 初号の巻次については、#2.4.1.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.5.2	記録の方法	初号の別方式の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.6	初号の別方式の年月次	初号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.6.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して両方が年月次である場合は、初号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で初号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる暦による表示がある場合は、初号の年月次としなかったものを初号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 初号の年月次については、#2.4.2.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.6.2	記録の方法	初号の別方式の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.7	終号の別方式の巻次	終号の別方式の巻次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.7.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して両方が巻次である場合は、終号の巻次のうち、主でない巻次または2番目以降に表示されている巻次を、この優先順位で終号の別方式の巻次として扱う。ただし、複数の方式による巻次が、巻号と通号である場合は、通号を終号の別方式の巻次として扱う。 (参照: 終号の巻次については、#2.4.3.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.7.2	記録の方法	終号の別方式の巻次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用
ES		#2.4.8	終号の別方式の年月次	終号の別方式の年月次は、逐次刊行物の順序表示のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.4.8.1	記録の範囲	複数の順序表示の方式を保持して両方が年月次である場合は、終号の年月次のうち、主でない年月次または2番目以降に表示されている年月次を、この優先順位で終号の別方式の年月次として扱う。また、複数の異なる暦による表示がある場合は、終号の年月次としなかったものを終号の別方式の年月次として扱う。 (参照: 終号の年月次については、#2.4.4.1を見よ。)		対象外	非適用
		#2.4.8.2	記録の方法	終号の別方式の年月次は、#2.4.0.4～#2.4.0.4.4 別法に従って記録する。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.5	出版表示	出版表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.5.0	通則				—	—
		#2.5.0.1	記録の範囲	刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、出版表示を記録する。非刊行物の制作に關係する表示については、#2.8に従って記録する。初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）については、発売者および印刷者に關係する表示を出版表示として扱う。	2.2.3D	NDL準拠	刊行物の出版、発行、公開に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。	刊行物の出版、発行に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、出版表示として記録する。
		#2.5.0.2	サブエレメント	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地（参照：#2.5.1を見よ。） b) 並列出版地（参照：#2.5.2を見よ。） c) 出版者（参照：#2.5.3を見よ。） d) 並列出版者（参照：#2.5.4を見よ。） e) 出版日付（参照：#2.5.5を見よ。）	2.2.3A	一部適用	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地（参照：#2.5.1を見よ。） b) 並列出版地（参照：#2.5.2を見よ。）（非適用） c) 出版者（参照：#2.5.3を見よ。） d) 並列出版者（参照：#2.5.4を見よ。）（非適用） e) 出版日付（参照：#2.5.5を見よ。）	出版表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、出版地、出版者および出版日付は、コア・エレメントである。 a) 出版地（参照：#2.5.1を見よ。） b) 並列出版地（参照：#2.5.2を見よ。）（非適用） c) 出版者（参照：#2.5.3を見よ。） d) 並列出版者（参照：#2.5.4を見よ。）（非適用） e) 出版日付（参照：#2.5.5を見よ。）
		#2.5.0.3	情報源	出版表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用		適用
		#2.5.0.4	記録の方法	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。 （参照：#2.41.5.2.1を見よ。）	2.2.3F	NDL準拠	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.1を見よ。）	出版表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.1を見よ。）
		#2.5.0.5	複製	複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。 （参照：#43.3を見よ。）	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の出版表示ではなく、複製自体の表示を出版表示として記録する。原資料の出版表示は、関連する体現形の出版表示として記録する。 （参照：#43.3を見よ。） 原本代替資料については、「私製」または「In-house reproduction」と記録する。	適用
		#2.5.0.6	変化				—	—
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.1を見よ。） 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.1を見よ。）	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.1を見よ。） 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。出版者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.1を見よ。）	適用
		#2.5.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.1 任意省略を見よ。）	2.0.3	適用		適用
		#2.5.0.6.2	更新資料	更新資料の出版地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版地を注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2を見よ。） 更新資料の出版者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版者の名称を注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2を見よ。）	2.0.6	適用		適用
		#2.5.0.6.2	更新資料 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2 任意省略を見よ。）	2.0.6	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
S	*	#2.5.1	出版地	出版地は、出版表示のサブエレメントである。 出版地は、コア・エレメントである。複数の出版地が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.5.1.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.1.1.1	記録の範囲	出版地は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく場所（市町村名等）である。	2.2.3F1	適用	出版地は、刊行物の出版、発行と結びつく場所（市町村名等）である。
		#2.5.1.1.2	情報源	出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源（参照：#2.5.3.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）	2.2.3E	適用	適用
		#2.5.1.2	記録の方法	出版地は、#2.5.0.4 に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道（情報源の表示：北海道） 横浜市（情報源の表示：横浜市） Osaka City（情報源の表示：Osaka City） 東京（情報源の表示：東京都文京区） 武蔵野市（東京都） （情報源の表示：東京都武蔵野市） 田原本町（奈良県磯城郡） （情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町） Hayama, Kanagawa（情報源の表示：Hayama, Kanagawa） 西宁市（青海省） （情報源の表示：青海省西宁市） 파주시 (경기도) （情報源の表示：경기도파주시） Bangkok Canberra, A.C.T. La Habana Edinburgh, Scotland Mandaluyong City, Metro Manila, Philippines Northampton, MA, USA 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	2.2.3F1	適用	出版地は、#2.5.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 （情報源の表示：北海道） 横浜 （情報源の表示：横浜市） Osaka （情報源の表示：Osaka City） 東京 （情報源の表示：東京都文京区） 田原本町（奈良県） （情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町） Hayama-machi (Kanagawa-ken) （情報源の表示：Hayama, Kanagawa） ソウル （情報源の表示：韓国ソウル市） 成都 （情報源の表示：四川省成都市） Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.5.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka （情報源の表示：Osaka City） 武蔵野（東京都） （情報源の表示：東京都武蔵野市）	2.2.3F1	適用	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 （情報源の表示：武蔵野市） Osaka （情報源の表示：Osaka City）
		#2.5.1.2	記録の方法 任意省略2	出版地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されていても、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 （情報源の表示：東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例）	2.2.3F1	適用	適用
		#2.5.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて出版地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用 資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこの使用で補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県]	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町 (秋田県) 美郷町 (島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom
		#2.5.1.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.5.1.2.1	複数の出版地	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)		適用	
		#2.5.1.2.1	複数の出版地 別法	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する*。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)		非適用	複数の出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なもの記録する。日本の出版地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の出版者が存在して、それらが複数の出版地と結びついている場合は、それぞれの出版者と結びついた出版地を記録する。(参照: #2.5.3.2.2 を見よ。)
		#2.5.1.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.5.1.2.2	複数の言語・文字種による出版地	出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		適用	
		#2.5.1.2.2	複数の言語・文字種による出版地 別法1	*出版地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版地を記録する。		非適用	適用
		#2.5.1.2.3	資料自体に表示されていない出版地	出版地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋市] [名古屋] [宮崎県美郷町] [美郷町 (宮崎県)] [London]	2.2.3F	一部適用 出版地が資料自体に表示されていない場合は、必要に応じて資料外の情報源から採用し、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町 (宮崎県)] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。 [出版地不明]	出版地が資料自体に表示されていない場合は、必要に応じて資料外の情報源から採用し、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町 (宮崎県)] [London] c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 出版地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」と記録する。 [出版地不明]

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.1.2.3 (続き)		<p>b) 市町村名等を推定したとき 出版地が確定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 [八王子市?] [八王子?] [Paris?] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、出版地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は確定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 [京都府精華町?] [精華町? (京都府)] [München?, Bayern] 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合には、出版地がその範囲にあることを確定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこの外に記録する場合は、丸がっこの外に疑問符を付加する。 [宮崎県美郷町?] [美郷町 (宮崎県)?] [Dublin, Ireland?]</p>		一部適用		
		#2.5.1.2.3 (続き)		<p>c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 出版地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 [沖縄県?] [Finland?] e) 出版地が不明なとき 出版地が推定できない場合は、「出版地不明」または「Place of publication not identified」と記録する。 [出版地不明]</p>		一部適用		
		#2.5.1.2.4	架空のまたは誤った出版地	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。(参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.5.1.2.4	架空のまたは誤った出版地別法	*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)	資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2を見よ。)
		#2.5.1.3	変化	出版地の変化については、#2.5.0.6に従って記録する。		適用		適用
S		#2.5.2	並列出版地	並列出版地は、出版表示のサブエレメントである。		非適用	#2.5.0.2 参照	非適用
		#2.5.2.1	記録の範囲・情報源			—		—
		#2.5.2.1.1	記録の範囲	並列出版地は、出版地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版地である。		非適用		非適用
		#2.5.2.1.2	情報源	並列出版地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版地と同一の情報源(参照: #2.5.1.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)		非適用		非適用
		#2.5.2.2	記録の方法	並列出版地は、#2.5.0.4に従って記録する。 複数の並列出版地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用		非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
S	*	#2.5.3	出版者	出版者は、出版表示のサブエレメントである。出版者は、コア・エレメントである。複数の出版者が情報源に表示されている場合は、最初に記録するもののみが、コア・エレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.5.3.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.5.3.1.1	記録の範囲	出版者は、刊行物の出版、発行、公開に責任を有する個人・家族・団体の名称である。 その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author 録音資料のレーベル名（商標名）は、原則として出版者として扱わず、発売番号とともに体現形の識別子として扱うか、シリーズ表示として扱う。ただし、情報源に発行者等が表示されていない場合に、レーベル名が表示されているときは、レーベル名を出版者として扱う。 （参照：体現形の識別子については、#2.34 を見よ。シリーズ表示については、#2.10 を見よ。）	2.2.3F1	NDL準拠	出版者は、刊行物の出版、発行に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author	出版者は、刊行物の出版、発行に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 The Author
		#2.5.3.1.2	情報源	出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）	2.2.3E	適用		適用
		#2.5.3.2	記録の方法	出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。 （参照：出版者の関連については、#44.3.1 を見よ。）	2.2.3F1	適用		適用
		#2.5.3.2	記録の方法 任意省略1	出版者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.5.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号 (...) は記録しない。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.5.3.2A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.5.3.2.1	役割を示す語句	単に出版を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Society for Japanese Arts in association with Hotei Publishing Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute （情報源の表示：First published in 2013 by Palgrave Macmillan on behalf of the British Film Institute）	2.2.3F1	適用		適用
		#2.5.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	出版者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。		非適用		非適用
		#2.5.3.2.2	複数の出版者	複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	2.2.3F1	適用		複数の出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものをつまんで記録する。 国内刊行洋図書について、選定した情報源以外の情報源に日本の出版者が表示されている場合は、その出版者を含めて二つまでを記録する。
		#2.5.3.2.2A	和古書・漢籍	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.5.3.2.3	複数の言語・文字種による出版者	出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		適用		
		#2.5.3.2.3	複数の言語・文字種による出版者 別法1	*出版者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその出版者を記録する。		非適用		適用
		#2.5.3.2.4	特定できない出版者	出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「出版者不明」または「publisher not identified」と記録する。 [出版者不明]	2.2.3F1	適用		出版者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、必要に応じて、角がっこを使用して「出版者不明」と記録する。 [出版者不明]

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.5.3.2.5	架空のまたは誤った出版者	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	非適用	別法を適用	
		#2.5.3.2.5	架空のまたは誤った出版者 別法	*資料自体に表示された出版地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。	NDL準拠	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された出版者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)
		#2.5.3.3	変化	出版者の変化については、#2.5.0.6 に従って記録する。	適用		適用
S		#2.5.4	並列出版者	並列出版者は、出版表示のサブエレメントである。	非適用	#2.5.0.2 参照	非適用
		#2.5.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.4.1.1	記録の範囲	並列出版者は、出版者として記録したものと異なる言語および(または)文字種による出版者の名称である。	非適用		非適用
		#2.5.4.1.2	情報源	並列出版者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 出版者と同一の情報源(参照: #2.5.3.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	非適用		非適用
		#2.5.4.2	記録の方法	並列出版者は、#2.5.0.4 に従って記録する。 複数の並列出版者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	非適用		非適用
S	*	#2.5.5	出版日付	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、データ作成機関が優先する暦によるものが、コア・エレメントである。	2.2.3A 2.2.3F2	NDL準拠 出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、西暦が含まれていれば西暦が、コア・エレメントである。	出版日付は、出版表示のサブエレメントである。 出版日付は、コア・エレメントである。情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、西暦が含まれていれば西暦が、コア・エレメントである。
		#2.5.5.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.5.5.1.1	記録の範囲	出版日付は、刊行物の出版、発行、公開と結びつく日付である。記述対象とした体現形の出版、発行、公開に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。 1979.4.15 (情報源の表示は、次のとおりであり、改訂版第1刷に該当する日付を採用) 昭和49年6月30日第1版第1刷発行 昭和53年5月15日第1版第5刷発行 昭和54年4月15日改訂版第1刷発行 昭和57年6月1日改訂版第7刷発行	2.2.3F2	適用	出版日付は、刊行物の出版、発行と結びつく日付である。
		#2.5.5.1.2	情報源	出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	2.2.3E	一部適用 出版日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料については、開始および(または)終了の出版日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.5.2	記録の方法	<p>出版日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。</p> <p>情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。</p> <p>2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)</p>	2.2.3F2	適用	<p>出版日付は、その図書の属する版が最初に刊行された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ピリオドでつないで記録する。「年」「月」またはそれに相当する語は記録しない。</p> <p>1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷発行 1986.10 第3刷発行) 2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月) 1985.6 (情報源の表示: 昭和六十年六月) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXXII)</p> <p>その図書に初刷の出版日付の表示がなく、2刷以降の出版日付の表示がある場合は、その出版日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または出版者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その出版日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。</p> <p>1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷発行)</p>	
		#2.5.5.2	記録の方法 任意省略	<p>データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。</p> <p>2008.5 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日) 2000 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009 年 5 月)</p>	2.2.3F2	一部適用	<p>出版日付は、原則として、情報源に表示されている日付の年を記録する。必要に応じて月まで記録することができる。</p>	<p>日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。</p> <p>2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)</p>
		#2.5.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.5.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に出版されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の出版日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の出版日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の出版日付の情報がそれぞれ判明) 出版日付が推定できない場合は、記録しない。	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に出版されている場合は、その年月を記録する。 1980.5	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの出版日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 刊行が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの出版日付を記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に出版されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 更新資料について、最初のイテレーションおよび(または)最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の出版日付から推定) 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の出版日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の出版日付を記録)
		#2.5.5.2.1	単巻資料の特定できない出版日付	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、推定の出版日付を、#1.10.10.5に従って記録する。 [1975] [1975?] [1970 頃] [1970 年代] [2000 から 2009 の間] 出版日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「出版日付不明」または「date of publication not identified」と記録する。 [出版日付不明]	2.2.3F2	一部適用	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、必要に応じて推定の出版日付を、#1.10.10.5に従って記録する。 [1975] [1975?] [1970 頃] [1970 年代] [2000 から 2009 の間] 出版日付を推定できない場合は、角がっこを使用して、「出版日付不明」または「date of publication not identified」と記録する。 [出版日付不明] [date of publication not identified]	単巻資料の出版日付を特定できない場合は、必要に応じて推定の出版日付を、#1.10.10.5に従って記録する。 [1975] [1970頃] [1970年代] [2000から2009の間] 出版日付を推定できない場合は、角がっこを使用して、「出版日付不明」と記録する。 [出版日付不明]
		#2.5.5.2.2	架空のまたは誤った出版日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		非適用	別法を適用	
		#2.5.5.2.2	架空のまたは誤った出版日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録し、架空の日付または誤った日付は、注記として記録する。 (参照: #2.41.5.2.2 を見よ。)

エレメント E	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6	頒布表示	頒布表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.6.0	通則			—		—
		#2.6.0.1	記録の範囲	刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。オンライン資料はすべて刊行物とみなし、頒布表示を記録する。初期印刷資料（和古書・漢籍を除く）の発売に関する表示については、#2.5～#2.5.5.2.2 別法に従って記録する。	2.2.3D	適用		刊行物の頒布、発売に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、頒布表示として記録する。出版表示と同一の場合は記録しない。
		#2.6.0.2	サブエレメント	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地（参照：#2.6.1を見よ。） b) 並列頒布地（参照：#2.6.2を見よ。） c) 頒布者（参照：#2.6.3を見よ。） d) 並列頒布者（参照：#2.6.4を見よ。） e) 頒布日付（参照：#2.6.5を見よ。）	2.2.3A	一部適用	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地（参照：#2.6.1を見よ。） b) 並列頒布地（参照：#2.6.2を見よ。）（非適用） c) 頒布者（参照：#2.6.3を見よ。） d) 並列頒布者（参照：#2.6.4を見よ。）（非適用） e) 頒布日付（参照：#2.6.5を見よ。）	頒布表示には、次のサブエレメントがある。 a) 頒布地（参照：#2.6.1を見よ。） b) 並列頒布地（参照：#2.6.2を見よ。）（非適用） c) 頒布者（参照：#2.6.3を見よ。） d) 並列頒布者（参照：#2.6.4を見よ。）（非適用） e) 頒布日付（参照：#2.6.5を見よ。）
		#2.6.0.3	情報源	頒布表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用		適用
		#2.6.0.4	記録の方法	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。 （参照：#2.41.6.2.1を見よ。）	2.2.3F	NDL準拠	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 （参照：#2.41.6.2.1を見よ。）	頒布表示は、情報源に表示されているものを、#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。 （参照：#2.41.6.2.1を見よ。）
		#2.6.0.5	複製	複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。 （参照：#43.3を見よ。）	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の頒布表示ではなく、複製自体の表示を頒布表示として記録する。原資料の頒布表示は、関連する体現形の頒布表示として記録する。 （参照：#43.3を見よ。） 原本代替資料については、原資料の頒布表示を記録する。	適用
		#2.6.0.6	変化			—		—
		#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.6.2.4.1を見よ。） 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.6.2.4.1を見よ。）	2.0.3	一部適用	包括的記述を行う複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.6.2.4.1を見よ。） 包括的記述を行う複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。頒布者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。 （参照：#2.41.6.2.4.1を見よ。）	適用
		#2.6.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	頒布地の変化や、頒布者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 （参照：#2.41.6.2.4.1 任意省略を見よ。）	2.0.3	適用		適用
		#2.6.0.6.2	更新資料	更新資料の出版地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版地を注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2を見よ。） 更新資料の出版者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の出版者の名称を注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2を見よ。）	2.0.6	適用		適用
		#2.6.0.6.2	更新資料 任意省略	出版地の変化や、出版者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。 （参照：#2.41.5.2.7.2 任意省略を見よ。）	2.0.6	適用		適用
S		#2.6.1	頒布地	頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.6.1.1	記録の範囲・情報源			—		—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.1.1.1	記録の範囲	頒布地は、刊行物の頒布、発売と結びつく場所(市町村名等)である。	2.2.3F1	適用		適用
		#2.6.1.1.2	情報源	頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布者と同一の情報源(参照: #2.6.3.1.2を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3を見よ。)	2.2.3E	適用		適用
		#2.6.1.2	記録の方法	頒布地は、#2.6.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 武蔵野市(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市) 田原本町(奈良県磯城郡) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) <例示一部省略> 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze	2.2.3F1	適用		頒布地は、#2.6.0.4に従って記録する。 市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および(または)国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。 ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 (情報源の表示: 北海道) 横浜市 (情報源の表示: 横浜市) Osaka (情報源の表示: Osaka City) 東京 (情報源の表示: 東京都文京区) 田原本町(奈良県) (情報源の表示: 奈良県磯城郡田原本町) Hayama-machi(Kanagawa-ken) (情報源の表示: Hayama, Kanagawa) ソウル (情報源の表示: 韓国ソウル市) 成都 (情報源の表示: 四川省成都市) Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.6.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka (情報源の表示: Osaka City) 武蔵野(東京都) (情報源の表示: 東京都武蔵野市)	2.2.3F1	適用		市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 (情報源の表示: 武蔵野市) Osaka (情報源の表示: Osaka City)
		#2.6.1.2	記録の方法 任意省略2	頒布地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 (情報源の表示: 東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例)	2.2.3F1	適用		適用
		#2.6.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて頒布地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用		非適用
		#2.6.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を角がっこの[]でくんで補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県]	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および(または)国名を市町村名等に付加する。 美郷町 (秋田県) 美郷町 (島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.1.2.1	複数の頒布地	複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。 (参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)	2.2.3F1	適用		
		#2.6.1.2.1	複数の頒布地 別法	複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。 複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、それぞれの頒布者と結びついた頒布地を記録する。 (参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)		非適用		複数の頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の頒布地が含まれる場合は、これを優先して記録する。 複数の頒布者が存在して、それらが複数の頒布地と結びついている場合は、記録する頒布者と結びついた頒布地を記録する。 (参照: #2.6.3.2.2 を見よ。)
		#2.6.1.2.2	複数の言語・文字種による頒布地	頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。		非適用	(別法を採用)	—
			複数の言語・文字種による頒布地 別法1	*頒布地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布地を記録する。		適用		適用
		#2.6.1.2.3	資料自体に表示されていない頒布地	頒布地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 a) 市町村名等が判明しているとき 判明している市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 <例示省略> b) 市町村名等を推定したとき 頒布地が推定できない場合は、推定の市町村名等を記録する。識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 市町村名等のみを記録するときは、疑問符を付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、頒布地がその範囲にあることは確かだが、市町村名等は推定できないときは、疑問符を市町村名等に付加する。 <例示省略> 上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する場合に、頒布地がその範囲にあることを推定できないときは、疑問符は上位の地方自治体名等および(または)国名に付加する。ただし、双方を区切らずに記録する場合は、その末尾に疑問符を付加する。丸がっこの外に疑問符を付加する。 <例示省略>		非適用		頒布地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。 a) 市町村名等 識別に必要な場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名をあわせて記録する。 [名古屋] [美郷町(宮崎県)] [London]
		#2.6.1.2.3	資料自体に表示されていない頒布地(続き)	c) 上位の地方自治体名等および(または)国名が判明しているとき 頒布地として市町村名等が推定できない場合は、判明した上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 <例示省略> d) 上位の地方自治体名等および(または)国名を推定したとき 上位の地方自治体名等および(または)国名が特定できない場合は、推定の地名を記録し、疑問符を付加する。 <例示省略> e) 頒布地が不明なとき 頒布地が推定できない場合は、「頒布地不明」または「Place of distribution not identified」と記録する。 [頒布地不明]		非適用		c) 上位の地方自治体名等および(または)国名 頒布地として市町村名等が推定できない場合は、上位の地方自治体名等および(または)国名のみを記録する。 [大阪府] [Australia] e) 頒布地が不明なとき 頒布地が推定できない場合は、「頒布地不明」と記録する。 [頒布地不明]
		#2.6.1.2.4	架空のまたは誤った頒布地	資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)	2.2.3F	非適用	別法採用	

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.1.2.4	架空のまたは誤った頒布地別法	*資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)		一部適用 資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された頒布地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名は、注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。)
		#2.6.1.3	変化	頒布地の変化については、#2.6.0.6 に従って記録する。		適用	適用
S		#2.6.2	並列頒布地	並列頒布地は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.6.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.2.1.1	記録の範囲	並列頒布地は、頒布地として記録したものと異なる言語および(または)文字種による頒布地である。		非適用	非適用
		#2.6.2.1.2	情報源	並列頒布地は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布地と同一の情報源(参照: #2.6.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)		非適用	非適用
		#2.6.2.2	記録の方法	#2.6.2.2 記録の方法 並列頒布地は、#2.6.0.4 に従って記録する。 複数の並列頒布地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用	非適用
S		#2.6.3	頒布者	頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.6.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.3.1.1	記録の範囲	頒布者は、刊行物の頒布、発売に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体を特徴付ける語句が表示されていることもある。 Bookseller in ordinary to His Majesty 民国以降、中国刊行の図書に併記されている出版者と発行者については、発行者を頒布者として取り扱う。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.1.2	情報源	頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.2.3E	適用	適用
		#2.6.3.2	記録の方法	頒布者は、#2.6.0.4 に従って記録する。(参照: 頒布者の関連については、#44.3.2 を見よ。)	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2	記録の方法 任意省略1	頒布者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(...)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(...)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用
		#2.6.3.2.1	役割を示す語句	頒布者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books		NDL準拠 単に発売を示すだけではない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books	単に発売を示すだけではない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Publishing Office Marketed and distributed by Times Group Books
		#2.6.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	頒布者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	2.2.3F1	適用	非適用
		#2.6.3.2.2	複数の頒布者	複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。	2.2.3F1 2.2.3G	適用	複数の頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。
		#2.6.3.2.3	複数の言語・文字種による頒布者	*頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。	2.2.3F1	適用	
		#2.6.3.2.3	複数の言語・文字種による頒布者 別法1	頒布者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその頒布者を記録する。		非適用	適用

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.3.2.4	特定できない頒布者	頒布者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「頒布者不明」または「distributor not identified」と記録する。〔頒布者不明〕		非適用	非適用
		#2.6.3.2.5	架空のまたは誤った頒布者	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。（参照：#2.41.6.2.2を見よ。）		非適用	別法採用
		#2.6.3.2.5	架空のまたは誤った頒布者 別法	*資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。（参照：#2.41.6.2.2を見よ。）	2.2.3F1	NDL準拠 資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。（参照：#2.41.6.2.2を見よ。）	資料自体に表示された頒布者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。（参照：#2.41.6.2.2を見よ。）
		#2.6.3.3	変化	頒布者の変化については、#2.6.0.6に従って記録する。		適用	適用
S		#2.6.4	並列頒布者	並列頒布者は、頒布表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.6.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.4.1.1	記録の範囲	並列頒布者は、頒布者として記録したものと異なる言語および（または）文字種による頒布者の名称である。		非適用	非適用
		#2.6.4.1.2	情報源	並列頒布者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 頒布者と同一の情報源（参照：#2.6.3.1.2を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3を見よ。）		非適用	非適用
		#2.6.4.2	記録の方法	並列頒布者は、#2.6.0.4に従って記録する。 複数の並列頒布者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		非適用	非適用
S		#2.6.5	頒布日付	頒布日付は、頒布表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.6.5.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.6.5.1.1	記録の範囲	頒布日付は、刊行物の頒布、発売と結びつく日付である。記述対象とした体現形の頒布、発売に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。	2.2.3F2	適用	適用
		#2.6.5.1.2	情報源	頒布日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3を見よ。） 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および（または）終了の頒布日付を、最初および（または）最後に刊行された巻号、最初および（または）最後のイテレーション等から選択する。		適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.6.5.2	記録の方法	頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、頒布日付を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付はデータ作成機関が定める形式で記録する。 2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXII)	2.2.3F2	適用		頒布日付が出版日付と異なる場合に、識別に重要なときは、頒布日付を記録する。頒布日付は、その図書の属する版が最初に頒布された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ビリオドでつないで記録する。「年」、「月」またはそれに相当する語は記録しない。 1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷 1986.10 第3刷) 2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月) 1985.6 (情報源の表示: 昭和六十年六月) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXII) その図書に初刷の頒布日付の表示がなく、2刷以降の頒布日付の表示がある場合は、その頒布日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または頒布者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その頒布日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。 1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷)
		#2.6.5.2	記録の方法 任意省略	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日) 2000 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009 年 5 月)	2.2.3F2 2.2.3H	一部適用	頒布日付は、原則として、情報源に表示されている日付の年を記録する。必要に応じて月まで記録することができる。	日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)

エレメント コード	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
	#2.6.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの頒布日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に頒布されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または)終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の頒布日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の頒布日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の頒布日付の情報がそれぞれ判明) 頒布日付が推定できない場合は、記録しない。	2.0.3 2.0.6	NDL準拠	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの頒布日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に頒布されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の頒布日付を記録)	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの頒布日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 頒布が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの頒布日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に頒布されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または)終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の頒布日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の頒布日付を記録)
	#2.6.5.2.1	単巻資料の特定できない頒布日付	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年5月)	2.2.3F2	適用	非適用	
	#2.6.5.2.2	架空のまたは誤った頒布日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2を見よ。)		非適用	別法採用	
	#2.6.5.2.2	架空のまたは誤った頒布日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.6.2.2を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.6.2.2を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.7	製作表示	製作表示は、エレメントである。	2.2.3A	適用	独立したエレメントとしての規定はNACSIS-CATIには無いため、対応CM項番はあくまで類似のもの(以下同じ)	適用
		#2.7.0	通則				—	—
		#2.7.0.1	記録の範囲	刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の印刷に関する表示については、#2.5~#2.5.5.2.2 別法に従って記録する。	2.2.3D	適用		刊行物の印刷、複写、成型等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、製作表示として記録する。出版表示および頒布表示が不明のときに記録する。ただし、それが重要であれば、出版表示および(または)頒布表示に付加して、製作表示も記録する。
		#2.7.0.2	サブエレメント	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照: #2.7.1 を見よ。) b) 並列製作地(参照: #2.7.2 を見よ。) c) 製作者(参照: #2.7.3 を見よ。) d) 並列製作者(参照: #2.7.4 を見よ。) e) 製作日付(参照: #2.7.5 を見よ。)	2.2.3A	一部適用	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照: #2.7.1 を見よ。) b) 並列製作地(参照: #2.7.2 を見よ。)(非適用) c) 製作者(参照: #2.7.3 を見よ。) d) 並列製作者(参照: #2.7.4 を見よ。)(非適用) e) 製作日付(参照: #2.7.5 を見よ。)	製作表示には、次のサブエレメントがある。 a) 製作地(参照: #2.7.1 を見よ。) b) 並列製作地(参照: #2.7.2 を見よ。)(非適用) c) 製作者(参照: #2.7.3 を見よ。) d) 並列製作者(参照: #2.7.4 を見よ。)(非適用) e) 製作日付(参照: #2.7.5 を見よ。)
		#2.7.0.3	情報源	製作表示の情報源は、サブエレメントごとに定める。	2.2.3E	適用		適用
		#2.7.0.4	記録の方法	製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。(参照: #2.41.7.2.1 を見よ。)	2.2.3F	適用		製作表示は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11別法に従って記録する。資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録し、必要に応じて注記する。(参照: #2.41.7.2.1 を見よ。)
		#2.7.0.5	複製	複製については、原資料の製作表示ではなく、複製自体の表示を製作表示として記録する。原資料の製作表示は、関連する体現形の製作表示として記録する。(参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料の製作表示ではなく、複製自体の表示を製作表示として記録する。原資料の製作表示は、関連する体現形の製作表示として記録する。(参照: #43.3 を見よ。) 原本代替資料については、原資料の製作表示を記録する。	適用
		#2.7.0.6	変化				—	—
		#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。) 複数巻単行資料、逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。製作者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを注記として記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを注記として記録する。製作者の変化が表示上のみのものであっても、識別に重要な場合は、それを注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。)	適用
		#2.7.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	製作地の変化や、製作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用		適用
		#2.7.0.6.2	更新資料	更新資料の製作地は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の製作地を注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.2 を見よ。) 更新資料の製作者は、最新のイテレーションにあわせて記録し、変化が生じた場合は、記録を更新する。識別またはアクセスに重要なときは、変化前の製作者の名称を注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.2 を見よ。)	2.0.6	適用		適用
		#2.7.0.6.2	更新資料 任意省略	製作地の変化や、製作者の名称の変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に注記として記録する。(参照: #2.41.7.2.4.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
S		#2.7.1	製作地	製作地は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.7.1.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.7.1.1.1	記録の範囲	製作地は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく場所(市町村名等)である。	2.2.3F1	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.1.1.2	情報源	製作地は、次の優先順位で情報源を選定する。a) 製作者と同一の情報源（参照：#2.7.3.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3 を見よ。）	2.2.3E	適用	適用
		#2.7.1.2	記録の方法	製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 <例示省略>	2.2.3F1	適用	製作地は、#2.7.0.4 に従って記録する。市町村名等とともに、上位の地方自治体名等および（または）国名が情報源に表示されている場合は、それを付加する。ただし、東京都特別区は、「東京」またはそれに相当する語のみ記録する。 北海道 （情報源の表示：北海道） 横浜 （情報源の表示：横浜市） Osaka （情報源の表示：Osaka City） 東京 （情報源の表示：東京都文京区） 田原本町（奈良県） （情報源の表示：奈良県磯城郡田原本町） Hayama-machi (Kanagawa-ken) （情報源の表示：Hayama, Kanagawa） ソウル （情報源の表示：韓国ソウル市） 成都 （情報源の表示：四川省成都市） Bangkok Edinburgh 前置詞があり、それを省略すると理解が困難となる場合は、あわせて記録する。 V Praze
		#2.7.1.2	記録の方法 任意省略1	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka （情報源の表示：Osaka City） 武蔵野（東京都） （情報源の表示：東京都武蔵野市）市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。 「日本」という国名は、原則として記録しない。 Osaka （情報源の表示：Osaka City） 武蔵野（東京都） （情報源の表示：東京都武蔵野市）	2.2.3F1	適用	市名は、「市」またはそれに相当する語を記録しない。「日本」という国名は、原則として記録しない。 武蔵野 （情報源の表示：武蔵野市） Osaka （情報源の表示：Osaka City）
		#2.7.1.2	記録の方法 任意省略2	製作地の識別に必要でない場合は、上位の地方自治体名等および（または）国名が市町村名等とともに情報源に表示されている場合でも、市町村名等のみを記録する。 武蔵野 （情報源の表示：東京都武蔵野市。任意省略1も適用した例）	2.2.3F1	適用	適用
		#2.7.1.2	記録の方法 任意追加1	識別またはアクセスに重要な場合は、住所をすべて製作地として記録する。 東京市本郷区曙町三番地 255 Sussex Drive, Ottawa, Ontario		非適用	非適用
		#2.7.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を角がっこ[]でくんで補記する。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県]
		#2.7.1.2	記録の方法 任意追加2	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および（または）その他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。 美郷町 [秋田県] 美郷町 [島根県] Cambridge [Massachusetts] Cambridge [United Kingdom]		一部適用	資料自体に表示がない場合に、識別またはアクセスに重要なときは、上位の地方自治体名等および（または）国名を市町村名等に付加する。 美郷町 (秋田県) 美郷町 (島根県) Cambridge, Massachusetts Cambridge, United Kingdom

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.1.2.1	複数の製作地	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。（参照: #2.7.3.2.2 を見よ。）		適用	非適用
		#2.7.1.2.1	複数の製作地 別法	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。*日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する*。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、それぞれの製作者と結びついた製作地を記録する。（参照: #2.7.3.2.2 を見よ。）		非適用	複数の製作地が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを記録する。日本の製作地が含まれる場合は、これを優先して記録する。複数の製作者が存在して、それらが複数の製作地と結びついている場合は、記録する製作者と結びついた製作地を記録する。（参照: #2.7.3.2.2 を見よ。）
		#2.7.1.2.2	複数の言語・文字種による製作地	製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。		適用	
		#2.7.1.2.2	複数の言語・文字種による製作地 別法1	*製作地が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容の言語と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作地を記録する。		非適用	適用
		#2.7.1.2.3	資料自体に表示されていない製作地	製作地が資料自体に表示されていない場合は、判明の程度に応じて次のように記録する。資料外の情報源から採用した場合は、その旨を		非適用	製作地が資料自体に表示されておらず、資料外の情報源から採用した場合は、角がっこを使用して記録する。
		#2.7.1.2.4	架空のまたは誤った製作地	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の地名または誤った地名を記録し、実際の地名等を注記として記録する。（参照: #2.41.7.2.2 を見よ。）		非適用	別法を適用
		#2.7.1.2.4	架空のまたは誤った製作地 別法	*資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の地名または誤った地名は、注記として記録する*。（参照: #2.41.7.2.2 を見よ。）	一部適用	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の地名または誤った地名は、必要があれば注記として記録する。（参照: #2.41.7.2.2 を見よ。）	資料自体に表示された製作地が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録し、架空の地名または誤った地名を注記として記録する。（参照: #2.41.7.2.2 を見よ。）
		#2.7.1.3	変化	製作地の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。		適用	適用
S		#2.7.2	並列製作地	並列製作地は、製作表示のサブエレメントである。		非適用	非適用
		#2.7.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.7.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.7.2.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.7.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
S		#2.7.3	製作者	製作者は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用	適用
		#2.7.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.7.3.1.1	記録の範囲	製作者は、刊行物の印刷、複写、成型等に責任を有する個人・家族・団体の名称である。その名称の代わりに個人・家族・団体の特徴付ける語句が表示されていることもある。 Harrison & sons, printers in ordinary to Her Majesty	2.2.3D	適用	適用
		#2.7.3.1.2	情報源	製作者は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照: #2.1.1.1.2 を見よ。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照: #2.0.2.3 を見よ。）	2.2.3E	適用	適用
		#2.7.3.2	記録の方法	製作者は、#2.7.0.4 に従って記録する。（参照: 製作者の関連については、#44.3.3 を見よ。）	2.2.3F1 2.2.3I4	適用	適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略1	製作者を識別するのに必要でない組織階層は省略する。省略を示す記号(...)は記録しない。	2.2.3F1.3	適用	適用
		#2.7.3.2	記録の方法 任意省略2	法人組織を示す語等については省略する。省略を示す記号(...)は記録しない。	2.2.3F1	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句	製作者の役割を示す語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Manufactured and marketed by Universal Music Classics	2.2.3F1	適用		単に製作を示すだけでない語句は、情報源に表示されているとおりに記録する。 Manufactured and marketed by Universal Music Classics
		#2.7.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	製作者の役割が情報源の表示だけでは明確でない場合は、役割を示す語句を付加する。 資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。	2.2.3F1 2.2.3I4	適用		非適用
		#2.7.3.2.2	複数の製作者	複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。		適用		複数の製作者が情報源に表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した主なものを選択する。
		#2.7.3.2.3	複数の言語・文字種による製作者	製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、本タイトルと一致する言語または文字種で記録する。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。		適用		
		#2.7.3.2.3	複数の言語・文字種による製作者 別法1	*製作者が情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、内容と一致する言語または文字種で記録する*。該当する表示がない場合は、情報源に最初に現れた言語または文字種でその製作者を記録する。		非適用		適用
		#2.7.3.2.4	特定できない製作者	製作者が資料自体に表示されていない場合に、資料外の情報源からも特定できないときは、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で、「製作者不明」または「manufacturer not identified」と記録する。 [製作者不明]		非適用		非適用
		#2.7.3.2.5	架空のまたは誤った製作者	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合、または説明が必要な場合は、架空の名称または誤った名称を記録し、実際の名称等を注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)		非適用		
		#2.7.3.2.5	架空のまたは誤った製作者 別法	*資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を記録し、その旨が分かる方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 架空の名称または誤った名称は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)		一部適用	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録する。架空の名称または誤った名称は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)	資料自体に表示された製作者の名称が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の名称を角がっこを使用して記録し、架空の名称または誤った名称は、注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)
		#2.7.3.3	変化	製作者の変化については、#2.7.0.6 に従って記録する。		適用		適用
S		#2.7.4	並列製作者	並列製作者は、製作表示のサブエレメントである。		非適用		非適用
		#2.7.4.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.7.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用		非適用
		#2.7.4.1.2	情報源	<転記省略>		非適用		非適用
		#2.7.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用		非適用
S		#2.7.5	製作日付	製作日付は、製作表示のサブエレメントである。	2.2.3A	適用		適用
		#2.7.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.7.5.1.1	記録の範囲	製作日付は、刊行物の印刷、複写、成型等と結びつく日付である。記述対象とした体現形の印刷、複写、成型等に結びつく日付が複数存在する場合は、最も古い日付を選択する。	2.2.3F2	適用		適用
		#2.7.5.1.2	情報源	製作日付は、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照: #2.1.1.1.2 を見よ。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照: #2.0.2.3 を見よ。) 包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料については、開始および(または)終了の製作日付を、最初および(または)最後に刊行された巻号、最初および(または)最後のイテレーション等から選択する。	2.2.3E	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.5.2	記録の方法	製作日付は、情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、データ作成機関が定める形式で記録する。 2015.9.1 (情報源の表示: 平成 27 年 9 月 1 日) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月三十日) 2000.5 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009.10.4 (情報源の表示: 2009 October 4) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXII)	2.2.3F2	適用		製作日付は、その図書の属する版が最初に製作された年月を記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦の場合は、アラビア数字で記録する。情報源に表示されている日付の暦が西暦でない場合は、その日付を西暦に置き換える。漢数字、ローマ数字、語句で表記される数字等は、アラビア数字に置き換えて記録する。語句で表された暦は、アラビア数字に置き換える。日付は、ピリオドでつないで記録する。「年」「月」またはそれに相当する語は記録しない。 1982.7 (情報源の表示: 1982.7 第1刷 1986.10 第3刷) 2015.9 (情報源の表示: 平成27年9月) 1985.6.30 (情報源の表示: 昭和六十年六月) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 1981.6 (情報源の表示: June 1981) 1832 (情報源の表示: MDCCCXXII) その図書に初刷の製作日付の表示がなく、2刷以降の製作日付の表示がある場合は、その製作日付を記録し、刷次を丸がっこに入れて付加する。刷次の変化にともない、内容の改訂または製作者の変更など新規の記述の作成が必要な変化がある場合は、その製作日付を記録し、その刷次を丸がっこに入れて付加する。 1997.7 (第3刷) (情報源の表示: 1997.7 第3刷)
		#2.7.5.2	記録の方法 任意省略	データ作成機関が定めた詳細度で日付を記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008 年 5 月 3 日) 2000 (情報源の表示: 平成 12.5) 2009 (情報源の表示: 2009 年 5 月)	2.2.3F2 2.2.3H	一部適用	製作日付は、原則として、情報源に表示されている日付の年を記録する。必要に応じて月まで記録することができる。	日付は年月を記録する。月の表示がないときは、年のみ記録する。 2008.5 (情報源の表示: 2008年5月3日) 2000.5 (情報源の表示: 平成12.5) 2009 (情報源の表示: 2009年)
		#2.7.5.2A	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	包括的記述を作成する複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションが入手可能な場合は、それらの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションが入手可能なときは、ハイフンに続けてそれらの製作日付を記録する。 1959-1961 -1999 (最初のイテレーションが入手不可) 更新資料については、識別に重要な場合は、更新日付を付加する。 1968-1973 [1974 更新] 1990-1995 [updated 1999] (入手可能な最初と最後のイテレーションを記録した後に、さらに資料の更新があり、その日付が判明) 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年に製作されている場合は、その年を記録する。 1980 初巻、初号、最初のイテレーションおよび(または) 終巻、終号、最後のイテレーションが入手できない場合は、推定の製作日付を#1.10.10.5に従って記録する。 [2010]- (入手できた最も古い号の製作日付から推定) 1985-[1999] (終号は入手不可だが、終号の製作日付の情報が判明) [1992-2001] (初号も終号も入手不可だが、初号と終号の製作日付の情報がそれぞれ判明)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの製作日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に製作されている場合は、その年月を記録する。 1980.5	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料の初巻、初号、最初のイテレーションの製作日付を記録し、ハイフンを付加する。 2000- 製作が休止または完結している場合に、終巻、終号、最後のイテレーションの製作日付をハイフンに続けて記録する。 1959-1961 2018.4-10 全巻、全号、すべてのイテレーションが同一年月に製作されている場合は、その年月を記録する。 1980.5 複数巻単行資料について、初巻、初号および(または) 終巻、終号が入手できない場合は、入手できた最初の巻、号および(または)最後の巻、号の製作日付を#1.10.10.5に従って記録する。 2009.10-2015.10 (入手できた最も古い号および最後の号の製作日付を記録)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.7.5.2.1	単巻資料の特定できない製作日付	単巻資料の製作日付を特定できない場合は、推定の製作日付を、#1.10.10.5 に従って記録する。 [1975] [1975?] [1970 頃] [1970 年代] [2000 から 2009 の間] 製作日付を推定できない場合は、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で、「製作日付不明」または「date of manufacture not identified」と記録する。 [製作日付不明]	2.2.3F2	非適用	非適用
		#2.7.5.2.2	架空のまたは誤った製作日付	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、架空の日付または誤った日付を記録し、実際の日付を注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)		非適用	
		#2.7.5.2.2	架空のまたは誤った製作日付 別法	*資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の日付を記録し、その旨が分かる方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す。架空の日付または誤った日付は、注記として記録する*。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)		非適用	資料自体に表示された日付が、架空であるか誤っていると判明している場合は、実際の地名を角がっこを使用して記録する。架空の日付または誤った日付は、必要があれば注記として記録する。 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。)
E		#2.8	非刊行物の制作表示	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0	通則			—	—
		#2.8.0.1	記録の範囲	非刊行物の書写、銘刻、複製、組立等に関して、場所、責任を有する個人・家族・団体、日付を識別する表示を、非刊行物の制作表示として記録する。		対象外	非適用
		#2.8.0.2	サブエレメント	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.3	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.4	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.5	複製	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6	変化			—	—
		#2.8.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.0.6.2	更新資料 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.1	非刊行物の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#2.8.1.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2	記録の方法 任意追加2	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.8.1.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.1	複数の制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.2	複数の言語・文字種による制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.3	資料自体に表示されていない制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.2.4	架空のまたは誤った制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.1.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.2	非刊行物の並列制作地	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.8.2.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.2.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.3	非刊行物の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.8.3.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略1	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2	記録の方法 任意省略2	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1	役割を示す語句 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.1A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.2	複数の制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.3	複数の言語・文字種による制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.4	特定できない制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.2.5	架空のまたは誤った制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.3.3	変化	<転記省略>		対象外	非適用
S		#2.8.4	非刊行物の並列制作者	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.8.4.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—
		#2.8.4.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.8.4.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.4.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用	
S	*	#2.8.5	非刊行物の制作日付	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		対象外	—	
		#2.8.5.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2	記録の方法 任意省略	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2A	和古書・漢籍	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2B	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2C	文書、コレクション	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2C	文書、コレクション 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2.1	単巻資料の特定できない制作日付	<転記省略>		対象外	非適用	
		#2.8.5.2.2	架空のまたは誤った制作日付	<転記省略>		対象外	非適用	
E		#2.9	著作権日付	著作権日付は、エレメントである。	2.2.3A	適用	適用	
		#2.9.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#2.9.1.1	記録の範囲	著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付には、原盤権日付（録音の権利保護と結びつく日付）も含まれる。	2.2.3F2	適用	著作権日付は、記述対象の著作権または著作権に相当する権利の発生と結びつく日付である。著作権日付は、出版日付・頒布日付・製作日付の表示がなく、著作権日付から出版日付・頒布日付・製作日付を推定したときに記録する。	
		#2.9.1.2	情報源	著作権日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.3E	適用	適用	
		#2.9.2	記録の方法	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2に従って記録する。 著作権日付の冒頭に「©」、「®」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」、「p」に置き換えて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「copyright」、「phonogram copyright」を用いて記録する。 ©1955 copyright 2000 c1955 ®2014 phonogram copyright 2015 著作権日付が、情報源に複数の種類の暦によって表示されている場合は、採用した情報源での表示順序、配置、デザイン等に基づいて判断した順に記録する。 文章、音楽、画像等のそれぞれに対する著作権日付が表示されている場合は、識別または選択のために重要なものをすべて記録する。 文章、音楽、画像等のいずれか一つに対して複数の著作権日付が表示されている場合は、最新の著作権日付のみを記録する。	2.2.3F2	一部適用	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2に従って記録する。 著作権日付の冒頭に「©」が表示されていて記録できない場合、または記録することが不適切な場合は、「c」に置き換えて記録する。	著作権日付は、情報源に表示されている日付を、#2.5.5.2、#2.5.5.2任意省略に従って記録する。 著作権日付は、「c」を付加して記録する。 c1955

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
E		#2.10	シリーズ表示	シリーズ表示は、エレメントである。	2.3.1A		適用	
		#2.10.0	通則				—	
		#2.10.0.1	記録の範囲	<p>単行資料、逐次刊行物、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p><例示一部省略> 広島大学総合科学部紀要 （記述対象：言語文化研究〔「広島大学総合科学部紀要」の中の逐次刊行物1部編〕） 記述対象が単行資料、逐次刊行物、更新資料の構成部分（雑誌論文等）である場合は、上位の書誌レベルの情報（収録誌紙等）はシリーズ表示とは扱わず、体現形間の関連として記録する。 （参照：#43.3を見よ。）</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。 【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 （記述対象：出版の起源と京都の本屋） 一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。 記述対象が属するシリーズまたはサブシリーズを、関連する著作として扱う場合は、#43.1に従って記録する。</p>	0.2.2 2.3.1C	NDL準拠	<p>単行資料、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p>アジア経済研究所叢書 （記述対象：中東アラブ企業の海外進出〔「アジア経済研究所叢書」の中の単行資料1巻〕） 大佛次郎時代小説全集 （記述対象：大久保彦左衛門〔「大佛次郎時代小説全集」の中の単行資料1巻〕）</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。 【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 （記述対象：出版の起源と京都の本屋） 一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。</p>	<p>単行資料、更新資料に対するシリーズについての表示を記録する。シリーズは、記述対象より上位の書誌レベルに位置する体現形である。</p> <p>アジア経済研究所叢書 （記述対象：中東アラブ企業の海外進出〔「アジア経済研究所叢書」の中の単行資料1巻〕） 大佛次郎時代小説全集 （記述対象：大久保彦左衛門〔「大佛次郎時代小説全集」の中の単行資料1巻〕）</p> <p>シリーズは、複数階層のレベルから成ることがある。最上位のレベルをシリーズとして、それ以外のレベルをサブシリーズとして扱う。複数のレベルのサブシリーズが存在することもある。 【シリーズ】書誌書目シリーズ 【サブシリーズ】未刊史料による日本出版文化 （記述対象：出版の起源と京都の本屋） 一つのシリーズに関する記録、または一つのシリーズと一つまたは複数のサブシリーズに関する記録を、一組のシリーズ表示とする。</p>
		#2.10.0.2	サブエレメント	<p>シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。</p> <p>a) シリーズの本タイトル(参照：#2.10.1を見よ。) b) シリーズの並列タイトル(参照：#2.10.2を見よ。) c) シリーズのタイトル関連情報(参照：#2.10.3を見よ。) d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照：#2.10.4を見よ。) e) シリーズに関する責任表示(参照：#2.10.5を見よ。) f) シリーズに関する並列責任表示(参照：#2.10.6を見よ。) g) シリーズのISSN(参照：#2.10.7を見よ。) h) シリーズ内番号(参照：#2.10.8を見よ。) i) サブシリーズの本タイトル(参照：#2.10.9を見よ。) j) サブシリーズの並列タイトル(参照：#2.10.10を見よ。) k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照：#2.10.11を見よ。) l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照：#2.10.12を見よ。) m) サブシリーズに関する責任表示(参照：#2.10.13を見よ。) n) サブシリーズに関する並列責任表示(参照：#2.10.14を見よ。) o) サブシリーズのISSN(参照：#2.10.15を見よ。) p) サブシリーズ内番号(参照：#2.10.16を見よ。) (参照：#2.1.0.2j)～q)、#2.2.0.2g)～j)を見よ。)</p>	2.3.1A	適用	<p>シリーズ表示には、次のサブエレメントがある。これらのうち、シリーズの本タイトル、シリーズ内番号、サブシリーズの本タイトル、サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。</p> <p>a) シリーズの本タイトル(参照：#2.10.1を見よ。) b) シリーズの並列タイトル(参照：#2.10.2を見よ。) c) シリーズのタイトル関連情報(参照：#2.10.3を見よ。) d) シリーズの並列タイトル関連情報(参照：#2.10.4を見よ。) e) シリーズに関する責任表示(参照：#2.10.5を見よ。) f) シリーズに関する並列責任表示(参照：#2.10.6を見よ。) g) シリーズのISSN(参照：#2.10.7を見よ。) h) シリーズ内番号(参照：#2.10.8を見よ。) i) サブシリーズの本タイトル(参照：#2.10.9を見よ。) j) サブシリーズの並列タイトル(参照：#2.10.10を見よ。) k) サブシリーズのタイトル関連情報(参照：#2.10.11を見よ。) l) サブシリーズの並列タイトル関連情報(参照：#2.10.12を見よ。) m) サブシリーズに関する責任表示(参照：#2.10.13を見よ。) n) サブシリーズに関する並列責任表示(参照：#2.10.14を見よ。) o) サブシリーズのISSN(参照：#2.10.15を見よ。) p) サブシリーズ内番号(参照：#2.10.16を見よ。) (参照：#2.1.0.2j)～q)、#2.2.0.2g)～j)を見よ。)</p>	
		#2.10.0.3	情報源	情報源は、シリーズ表示の各エレメントの規定に従う。	2.3.1D	適用	適用	
		#2.10.0.4	記録の方法	シリーズ表示の各エレメントは、句読点、記号、略語、大文字使用法、数字なども含め、情報源の表示を#1.10～#1.10.11 別法に従って記録する。		適用	適用	
		#2.10.0.4.1	サブシリーズ	サブシリーズがある場合は、シリーズとサブシリーズの関係が分かるように記録する。 また、サブシリーズが複数あり、その間に上位・下位の関係がある場合は、その関係が分かるように記録する。		適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.0.4.2	複数のシリーズ	記述対象が複数のシリーズに属する場合は、シリーズ表示ごとに、#2.10.1～#2.10.16に従って記録する。 現代俳句選集 河叢書 記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその関係をシリーズ表示において的確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.1を見よ。)		適用		記述対象が複数のシリーズに属する場合は、シリーズ表示ごとに、#2.10.1～#2.10.16に従って記録する。 現代俳句選集 河叢書 記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属する場合は、シリーズに関する具体的な情報を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.1を見よ。)
		#2.10.0.5	複製	複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。原資料のシリーズ表示が、資料自体に表示されている場合は、関連する体現形のシリーズ表示として記録する。 (参照:#2.0.4、#43.3を見よ。)	2.0.4	一部適用	原本代替資料をのぞく複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。原資料のシリーズ表示が、資料自体に表示されている場合は、関連する体現形のシリーズ表示として記録する。 (参照:#2.0.4、#43.3を見よ。) 原本代替資料については、原資料のシリーズ表示を記録する。	複製については、原資料のシリーズ表示ではなく、複製自体のシリーズ表示を記録する。
		#2.10.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物では、シリーズ表示に変化または追加が生じた場合は、そのシリーズ表示を追加して記録する。変化または追加をシリーズ表示の中での的確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化または追加の旨を注記として記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.1を見よ。) Routledge-Cavendish questions & answer series Routledge questions & answer series (後者は途中の巻次 2013/2014 で変化したシリーズ表示) 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料、更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 包括的記述を作成する複数巻単行資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、別の体現形の記述を作成するか否か、慎重に判断する。別の体現形の記述を作成しない場合は、追加については、そのシリーズ表示を追加して記録する。 変化または削除については、その旨を注記として記録する。 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。	複数巻単行資料または更新資料においては、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じることがある。 複数巻単行資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.1を見よ。) 更新資料では、シリーズ表示に変化、追加または削除が生じた場合は、最新のイテレーションを反映してシリーズ表示の記録を改める。この場合、識別またはアクセスに重要なときは、変化、追加または削除の旨を注記として記録する。 (参照:#2.41.10.2.3.2を見よ。) 複数のシリーズに属する記述対象については、シリーズごとに上記の規定を適用する。
S	*	#2.10.1	シリーズの本タイトル	シリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.1.1	記録の範囲・情報源					-
		#2.10.1.1.1	記録の範囲	シリーズの本タイトルは、シリーズを識別する主な名称である。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.1.1.2	情報源	シリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.1.2	記録の方法	シリーズの本タイトルは、情報源から#2.1.0.4～#2.10.0.4および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2に従って記録する。 角川文庫 Cambridge Middle East studies 日本図書館学講座	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.1.2.1	シリーズの別タイトル	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として扱う。	2.3.1E	NDL準拠	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。	情報源に表示されているシリーズの別タイトルは、シリーズの本タイトルの一部として表示されている場合はシリーズの本タイトル、サブタイトルとして表示されている場合はシリーズのタイトル関連情報として扱う。
		#2.10.1.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6または#2.1.1.2.6 別法に従って、選定し、記録する。		NDL準拠	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6に従って、選定し、記録する。	シリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、#2.1.1.2.6に従って、選定し、記録する。

エレメント	コード	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.1.2.3	同一の言語・文字種による複数のタイトル	情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7 または#2.1.1.2.7 別法に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。 Routledge global institutions series (シリーズ・タイトル・ページに「Routledge global institutions series」と「Global institutions series」の双方の表示がある。)		一部適用	情報源に、一つのシリーズに対して、同一の言語および文字種による複数のタイトルが表示されている場合は、#2.1.1.2.7 に従って、シリーズの本タイトルを選定して記録する。 Routledge global institutions series (シリーズ・タイトル・ページに「Routledge global institutions series」と「Global institutions series」の双方の表示がある。)
		#2.10.1.2.4	不可分な一部として含まれるシリーズ内番号 別法	シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれる場合は、その番号をシリーズの本タイトルの一部として記録する。 Proceedings of the seventh invitation symposium ただし、複数巻を対象にした包括的記述において、シリーズ内番号がシリーズの本タイトルに含まれ、かつ番号の表示が巻ごとに異なる場合は、その番号をシリーズの本タイトルに記録せず、省略する。 省略部分は省略記号 (...) で示し、その番号はシリーズ内番号として記録する。 (参照: #2.1.1.2.16、#2.10.8.2 を見よ。) Monograph ... of the American Orthopsychiatric Association		適用	適用
S		#2.10.2	シリーズの並列タイトル	シリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.2.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.2.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトルは、シリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.2.1.2	情報源	シリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	一部適用	並列タイトルは、本タイトルと同一の情報源上に表示された本タイトルの別言語・別文字による表現である。
		#2.10.2.2	記録の方法	シリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 Steuerrechtswissenschaft (シリーズの本タイトル: 税法学) The galaxy of contemporary Japanese music (シリーズの本タイトル: 現代日本音楽選)	2.3.1E	適用	適用
S		#2.10.3	シリーズのタイトル関連情報	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	適用
		#2.10.3.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.3.1.1	記録の範囲	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、シリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。 シリーズに関する版表示は、シリーズのタイトル関連情報として記録する。	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.3.1.2	情報源	シリーズのタイトル関連情報は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用	適用
		#2.10.3.2	記録の方法	シリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 経済・貿易・産業報告書 (シリーズの本タイトル: ARC レポート) interdisciplinary studies in early modern culture (シリーズの本タイトル: Intersections)	2.3.1E	適用	適用
		#2.10.3.2.1	複数の言語・文字種による表示	シリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用	適用
S		#2.10.4	シリーズの並列タイトル関連情報	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用	非適用
		#2.10.4.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#2.10.4.1.1	記録の範囲	シリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。	2.3.1E	適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応G.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.4.1.2	情報源	シリーズの並列タイトル関連情報は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.2.1.2 を見よ。) 対応するシリーズの並列タイトルがない場合は、シリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		非適用
		#2.10.4.2	記録の方法	シリーズの並列タイトル関連情報は、情報源から#2.1.4.2 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2に従って記録する。 documentation and interpretation (シリーズの本タイトル: Schriftenreihe zur Geschichte der Versammlungen deutscher Naturforscher und Ärzte) (シリーズの並列タイトル: Series on the history of the meetings of German naturalists and physicians) (シリーズのタイトル関連情報: Dokumentation und Analyse)	2.3.1E	適用		非適用
S		#2.10.5	シリーズに関する責任表示	シリーズに関する責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.5.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.5.1.1	記録の範囲	シリーズに関する責任表示は、責任表示のうち、シリーズに関する表示である。 (参照: #2.2.0.2 を見よ。)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.5.1.2	情報源	シリーズに関する責任表示は、対応するシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.5.2	記録の方法	シリーズに関する責任表示は、情報源から#2.2.0.4~#2.2.0.4.6 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2に従って記録する。 椎名六郎, 岩猿敏生, 河野徳吉編 (シリーズの本タイトル: 日本図書館学講座) Institute of Archaeology and Paleoenvironmental Studies, University of Florida (シリーズの本タイトル: Monograph)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.5.2.1	複数の言語・文字種による表示	シリーズに関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S		#2.10.6	シリーズに関する並列責任表示	シリーズに関する並列責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		非適用
		#2.10.6.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.6.1.1	記録の範囲	シリーズに関する並列責任表示は、シリーズに関する責任表示として記録したものと異なる言語および(または)文字種による表示である。 (参照: #2.2.0.2、#2.10.5.1.1 を見よ。)	2.3.1E	適用		非適用
		#2.10.6.1.2	情報源	シリーズに関する並列責任表示は、対応するシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.2.1.2 を見よ。) 対応するシリーズの並列タイトルがない場合は、対応するシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.1.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		非適用
		#2.10.6.2	記録の方法	シリーズに関する並列責任表示は、情報源から#2.2.0.4~#2.2.0.4.6、#2.2.2.2 および#2.10.0.4~#2.10.0.4.2に従って記録する。	2.3.1E	適用		非適用
S		#2.10.7	シリーズのISSN	シリーズの ISSN は、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
		#2.10.7.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.7.1.1	記録の範囲	シリーズの ISSN は、ISSN 登録機関によってシリーズに付与された識別子である。		適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.7.1.2	情報源	シリーズのISSNは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源(参照:#2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源(#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源(参照:#2.0.2.3を見よ。)		適用		適用
		#2.10.7.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 ISSN 0302-9743		一部適用	情報源に表示されている通りに記録する。 ハイフンは記録しなくてよいが、記録してもシステムの正規化により削除される。 ISSN 03029743	情報源に表示されているとおりに記録する。 0302-9743 (ISSN) ただし、不正確なISSNが表示されていても、正しいISSNが判明すればこれを記録し、不正確なISSNは、エラーコードとして記録する。 (参照:不正確なISSNについては、#2.34.0.4.2を見よ。)
S	*	#2.10.8	シリーズ内番号	シリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 シリーズ内番号は、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.8.1	記録の範囲・情報源				-	-
		#2.10.8.1.1	記録の範囲	シリーズ内番号は、記述対象のシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。 7 中 A ★★ D12 第2巻 <以下例示転記省略>	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.8.1.2	情報源	シリーズ内番号は、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.8.2	記録の方法	シリーズ内番号は、情報源に表示されているものを、#1.10~#1.10.11 別法に従って記録する。また、ハイフンが含まれている場合に、その意味を明確にするために必要なときは、スラッシュに置き換える。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.8.2.1	年月次	シリーズ内番号が年月次とその細分である番号とから成る場合は、その順に記録する。 (参照:年月次については、#2.4.0.2を見よ。) 2008, no. 2 1997-1 シリーズ内番号と年月次が表示されている場合は、その双方を記録する。ただし、出版・頒布・製作・制作の日付は、年月次として扱わない。 no. 7 2008	2.3.1E	一部適用	シリーズ内番号が年月次とその細分である番号とから成る場合は、その順に記録する。 (参照:年月次については、#2.4.0.2を見よ。) 2008, no. 2 シリーズ内番号と年月次が表示されている場合は、その双方を記録する。ただし、出版・頒布・製作・制作の日付は、年月次として扱わない。 no. 7 2008	適用
		#2.10.8.2.2	複数の言語・文字種による表示	シリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
		#2.10.8.2.3	新しい連番を示す語句	シリーズ内番号に従前と同じ付番方式による新しい連番が開始され、かつ以前の連番と区別するための「第2期」などの語句を伴う場合は、それをもあわせて記録する。 第2期 3 new series, 196 従前の連番と区別するための語句を伴わない場合は、適切な語句を付加する。この場合、その語句が情報源に表示されていないことを、注記および(または)その他の方法(コーディングや角がっこの使用など)で示す。 (参照:#2.10.9.2.1を見よ。) [第2次] 1 [new series], no. 1		適用		シリーズ内番号に従前と同じ付番方式による新しい連番が開始され、かつ以前の連番と区別するための「第2期」などの語句を伴う場合は、それをもあわせて記録する。 第2期 3 new series, 196 従前の連番と区別するための語句を伴わない場合は、適切な語句を付加する。この場合、その語句が情報源に表示されていないことを角がっこの使用で示す。 (参照:#2.10.9.2.1を見よ。) [第2次] 1 [new series], no. 1
		#2.10.8.2.4	複数の付番方式	シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、表示されている順に記録する。		適用		シリーズ内番号に同時に複数の付番方式が用いられている場合は、主要なものを一つ記録する。複数記録する場合は、表示されている順に記録する。

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.8.2.5	複数巻のシリーズ内番号				—	—
		#2.10.8.2.5A	複数巻単行資料	複数巻を対象にした包括的記述において、各巻に付されたシリーズ内番号が連続している場合は、最初と最後の番号をハイフンで結んで記録する。シリーズ内番号が連続していない場合は、すべての番号を記録する。 10-12 第 417, 419, 421-423 号	2.3.1E	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料において、各巻に付されたシリーズ内番号が連続している場合は、最初と最後の番号をハイフンで結んで記録する。シリーズ内番号が連続していない場合は、すべての番号を記録する。 10-12 第 417, 419, 421-423 号	適用
		#2.10.8.2.5B	逐次刊行物	記述対象とする逐次刊行物の各巻号に、全体を通して同じシリーズ内番号が付されている場合に限って記録する。 207 (逐次刊行物が属するシリーズの本タイトル: 精選近代文芸雑誌集)			対象外	非適用
S	*	#2.10.9	サブシリーズの本タイトル	サブシリーズの本タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。サブシリーズの本タイトルは、コア・エレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.9.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.9.1.1	記録の範囲	サブシリーズの本タイトルは、サブシリーズを識別する主な名称である。サブシリーズか別のシリーズか判断できない場合は、別のシリーズとして扱う。 (参照: #2.10.0.4.1、#2.10.0.4.2 を見よ。)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.9.1.2	情報源	サブシリーズの本タイトルは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源 (参照: #2.1.1.1.2 を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。) b) 資料自体の他の情報源 (#2.0.2.2 の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。) c) 資料外の情報源 (参照: #2.0.2.3 を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.9.2	記録の方法	サブシリーズの本タイトルは、情報源から#2.10.0.4~#2.10.0.4.1 および#2.10.1.2~#2.10.1.2.4 別法に従って記録する。 スポーツ・ピギニング・シリーズ (シリーズの本タイトル: スポーツ叢書) 声楽編 (シリーズの本タイトル: 世界大音楽全集) 新書東洋史 中国の歴史 (シリーズの本タイトル: 講談社現代新書)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.9.2.1	「第2期」、「new series」等	シリーズが番号付けされておらず、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをサブシリーズの本タイトルとして記録する。 第2期 (シリーズの本タイトル: アジアにおける日本の軍・学校・宗教関係資料。このシリーズにシリーズ内番号はない。) シリーズが番号付けされていて、「第2期」、「new series」等が情報源に表示されている場合は、それをシリーズ内番号の一部として記録する。 (参照: #2.10.8.2.3 を見よ。)		適用		適用
		#2.10.9.2.2	サブシリーズの巻次	サブシリーズが巻次のみから成り、タイトルがない場合は、巻次をサブシリーズの本タイトルとして記録する。 Series 3 サブシリーズが巻次とタイトルから成る場合は、両者の対応関係を維持するように、巻次に続けてタイトルを記録する。 A. 物理統計 (シリーズの本タイトル: 農業技術研究所報告)		適用		適用
		#2.10.9.2.3	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズの本タイトルが、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S		#2.10.10	サブシリーズの並列タイトル	サブシリーズの並列タイトルは、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.10.10.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.10.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトルは、サブシリーズの本タイトルとして記録したものと異なる言語および(または)文字種によるタイトルである。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.10.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトルは、資料自体のどの情報源から採用してもよい。	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.10.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトルは、情報源から#2.1.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。 MEIS series (シリーズの本タイトル: イスラム文化研究) (サブシリーズの本タイトル: 中東イスラーム研究シリーズ) (シリーズの並列タイトル: Studia culturae Islamicae)	2.3.1E	適用		適用
S		#2.10.11	サブシリーズのタイトル関連情報	サブシリーズのタイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.11.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.11.1.1	記録の範囲	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルを限定、説明、補完する表示である。情報源における表示の位置は、サブシリーズの本タイトルの後に続くものが多いが、その上部や前方の位置に表示されていることもある。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.11.1.2	情報源	サブシリーズのタイトル関連情報は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.11.2	記録の方法	サブシリーズのタイトル関連情報は、情報源から#2.1.3.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.11.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズのタイトル関連情報が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。 サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
S		#2.10.12	サブシリーズの並列タイトル関連情報	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		非適用
		#2.10.12.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.12.1.1	記録の範囲	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、サブシリーズのタイトル関連情報として記録したものと異なる言語および(または)文字種による同一内容の表示である。	2.3.1E	適用		非適用
		#2.10.12.1.2	情報源	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2 を見よ。) 対応するサブシリーズの並列タイトルがない場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	一部適用	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.10.1.2 を見よ。)	非適用
		#2.10.12.2	記録の方法	サブシリーズの並列タイトル関連情報は、#2.1.4.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用		非適用
S		#2.10.13	サブシリーズに関する責任表示	サブシリーズに関する責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		適用
		#2.10.13.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.13.1.1	記録の範囲	サブシリーズに関する責任表示は、責任表示のうち、サブシリーズに関する表示である。 (参照: #2.2.0.2 を見よ。)	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.13.1.2	情報源	サブシリーズに関する責任表示は、対応するサブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 (参照: #2.10.9.1.2 を見よ。)	2.3.1D	適用		適用
		#2.10.13.2	記録の方法	サブシリーズに関する責任表示は、情報源から#2.2.0.4～#2.2.0.4.6 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用		適用
		#2.10.13.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズに関する責任表示が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。 シリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
S		#2.10.14	サブシリーズに関する並列責任表示	サブシリーズに関する並列責任表示は、シリーズ表示のサブエレメントである。	2.3.1A	適用		非適用
		#2.10.14.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.14.1.1	記録の範囲	サブシリーズに関する並列責任表示は、サブシリーズに関する責任表示として記録したものと異なる言語および（または）文字種による表示である。 （参照：#2.2.0.2、#2.10.13.1.1を見よ。）	2.3.1E	適用		非適用
		#2.10.14.1.2	情報源	サブシリーズに関する並列責任表示は、対応するサブシリーズの並列タイトルと同一の情報源から採用する。 （参照：#2.10.10.1.2を見よ。） 対応するサブシリーズの並列タイトルがない場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の情報源から採用する。 （参照：#2.10.9.1.2を見よ。）	2.3.1D	適用		非適用
		#2.10.14.2	記録の方法	サブシリーズに関する並列責任表示は、#2.2.0.4～#2.2.0.4.6、#2.2.2.2 および#2.10.0.4～#2.10.0.4.2 に従って記録する。	2.3.1E	適用		非適用
S		#2.10.15	サブシリーズのISSN	サブシリーズのISSNは、シリーズ表示のサブエレメントである。		適用		適用
		#2.10.15.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.15.1.1	記録の範囲	サブシリーズのISSNは、ISSN登録機関によってサブシリーズに付与された識別子である。		適用		適用
		#2.10.15.1.2	情報源	サブシリーズのISSNは、次の優先順位で情報源を選定する。 a) 本タイトルと同一の情報源（参照：#2.1.1.1.2を見よ。ただし、シリーズ・タイトル・ページがある場合は、それを優先する。） b) 資料自体の他の情報源（#2.0.2.2の優先情報源の優先順と同様の順で選定する。） c) 資料外の情報源（参照：#2.0.2.3を見よ。）		適用		適用
		#2.10.15.2	記録の方法	情報源に表示されているとおりに記録する。 ISSN 1871-4668 サブシリーズのISSNを記録する場合は、シリーズのISSNを省略することができる。 （参照：#2.10.7.2 任意省略を見よ。）		適用		情報源に表示されているとおりに記録する。 1871-4668 (ISSN) ただし、不正確なISSNが表示されていても、正しいISSNが判明すればこれを記録し、不正確なISSNは、エラーコードとして記録する。 （参照：不正確なISSNについては、#2.34.0.4.2を見よ。）
S	*	#2.10.16	サブシリーズ内番号	サブシリーズ内番号は、シリーズ表示のサブエレメントである。 サブシリーズ内番号は、コア・エレメントである。		適用		適用
		#2.10.16.1	記録の範囲・情報源				—	—
		#2.10.16.1.1	記録の範囲	サブシリーズ内番号は、記述対象のサブシリーズ内の個々の資料に与えられている番号付けである。この番号は、単独の数字・文字・記号か、またはそれらの組み合わせである。前後にそれを修飾する語句が付いているものもある。		適用		適用
		#2.10.16.1.2	情報源	サブシリーズ内番号は、資料自体のどの情報源から採用してもよい。		適用		適用
		#2.10.16.2	記録の方法	サブシリーズ内番号は、情報源から#2.10.8.2～#2.10.8.2.5Bに従って記録する。 1 (サブシリーズの本タイトル: シリーズ選書日本中世史) (シリーズの本タイトルとシリーズ内番号: 講談社選書メチエ ; 467) 第 97 巻 (サブシリーズの本タイトル: 言語編) (シリーズの本タイトル: ひつじ研究叢書)		適用		適用
		#2.10.16.2.1	複数の言語・文字種による表示	サブシリーズ内番号が、情報源に複数の言語または文字種で表示されている場合は、サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種によるものを記録する。サブシリーズの本タイトルと同一の言語または文字種による表示がない場合は、最初に表示されているものを記録する。		適用		適用
		#2.11	下位レベルの記録	内容細目などの下位レベルの記録については、体現形間の関連として扱う。 （参照：#43.3を見よ。）		適用		内容細目などの下位レベルの記録については、体現形間の関連として扱う。 （参照：#43.3を見よ。） （参照：下位レベルの記録を関連の記録（著作間の上位・下位の関連）として扱う場合は、#43.1を見よ。）
E		#2.12	刊行方式	刊行方式は、エレメントである。		適用		適用

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.12.1	記録の範囲	刊行方式は、体現形の刊行単位、継続性、更新の有無などによる、刊行形態の区分である。		適用	適用
	#2.12.2	情報源	刊行方式は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 資料自体の範囲については、#2.0.2.1を見よ。)		適用	適用
	#2.12.3	記録の方法	刊行方式は、表 2.12.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。複数の刊行方式が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用	刊行方式は、表2.12.3の用語を使用して記録する。ただし、複数巻単行資料にあたるものでも、必要な場合を除いて「単巻資料」と記録する。
E	#2.13	刊行頻度	刊行頻度は、エレメントである。		適用	非適用
	#2.13.1	記録の範囲	刊行頻度は、逐次刊行物の各巻号の刊行の間隔、または更新資料の更新の間隔を表すものである。		一部適用	刊行頻度は、更新資料の更新の間隔を表すものである。非適用
	#2.13.2	情報源	刊行頻度は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用
	#2.13.3	記録の方法	刊行頻度が判明している場合は、表 2.13.3 の用語を使用して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。		適用	非適用
	#2.13.4	変化	刊行頻度に変化が生じた場合は、その旨を注記として記録する。 (参照: #2.41.11.2.2を見よ。)		適用	非適用

エレメント	コ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠観測の理由	NDL適用/非適用	
			<#2.14～#2.33 キャリアに関する情報>					
		#2.14	キャリアに関する情報					
		#2.14.0	通則					
		#2.14.0.1	記録の目的	キャリアに関する情報は、記述対象を物理的側面から識別する上で重要である。利用者のニーズに合致する体現形を選択し、利用するために使用される。また、記述対象の管理・保全にも重要である。		適用	適用	
		#2.14.0.2	記録の範囲	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別 (参照: #2.15 を見よ。) b) キャリア種別 (参照: #2.16 を見よ。) c) 数量 (参照: #2.17 を見よ。) d) 大きさ (参照: #2.18 を見よ。) e) 基底材 (参照: #2.19 を見よ。) f) 付加材 (参照: #2.20 を見よ。) g) マウント (参照: #2.21 を見よ。) h) 制作手段 (参照: #2.22 を見よ。) i) 世代 (参照: #2.23 を見よ。) j) レイアウト (参照: #2.24 を見よ。) k) 書型・判型 (参照: #2.25 を見よ。) l) フォント・サイズ (参照: #2.26 を見よ。) m) 極性 (参照: #2.27 を見よ。) n) 縮率 (参照: #2.28 を見よ。) o) 録音の特性 (参照: #2.29 を見よ。) p) 映画フィルムの映写特性 (参照: #2.30 を見よ。) q) ビデオの特性 (参照: #2.31 を見よ。) r) デジタル・ファイルの特性 (参照: #2.32 を見よ。) s) 装置・システム要件 (参照: #2.33 を見よ。) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	2.2.4D	一部適用	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別 (参照: #2.15 を見よ。) b) キャリア種別 (参照: #2.16 を見よ。) c) 数量 (参照: #2.17 を見よ。) d) 大きさ (参照: #2.18 を見よ。) e) 基底材 (参照: #2.19 を見よ。) f) 付加材 (参照: #2.20 を見よ。)(非適用) g) マウント (参照: #2.21 を見よ。)(非適用) h) 制作手段 (参照: #2.22 を見よ。) i) 世代 (参照: #2.23 を見よ。)(非適用) j) レイアウト (参照: #2.24 を見よ。)(非適用) k) 書型・判型 (参照: #2.25 を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ (参照: #2.26 を見よ。) m) 極性 (参照: #2.27 を見よ。) n) 縮率 (参照: #2.28 を見よ。)(非適用) o) 録音の特性 (参照: #2.29 を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性 (参照: #2.30 を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性 (参照: #2.31 を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性 (参照: #2.32 を見よ。)(非適用) s) 装置・システム要件 (参照: #2.33 を見よ。)(非適用) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。	キャリアに関する情報は、記述対象の物理的側面に関する情報である。可視のものだけではなく、不可視のものもある。 キャリアに関する情報には、次のエレメントがある。 a) 機器種別 (参照: #2.15 を見よ。) b) キャリア種別 (参照: #2.16 を見よ。) c) 数量 (参照: #2.17 を見よ。) d) 大きさ (参照: #2.18 を見よ。) e) 基底材 (参照: #2.19 を見よ。) f) 付加材 (参照: #2.20 を見よ。)(非適用) g) マウント (参照: #2.21 を見よ。)(非適用) h) 制作手段 (参照: #2.22 を見よ。) i) 世代 (参照: #2.23 を見よ。)(非適用) j) レイアウト (参照: #2.24 を見よ。)(非適用) k) 書型・判型 (参照: #2.25 を見よ。)(非適用) l) フォント・サイズ (参照: #2.26 を見よ。) m) 極性 (参照: #2.27 を見よ。)(非適用) n) 縮率 (参照: #2.28 を見よ。)(非適用) o) 録音の特性 (参照: #2.29 を見よ。)(非適用) p) 映画フィルムの映写特性 (参照: #2.30 を見よ。)(非適用) q) ビデオの特性 (参照: #2.31 を見よ。)(非適用) r) デジタル・ファイルの特性 (参照: #2.32 を見よ。)(非適用) s) 装置・システム要件 (参照: #2.33 を見よ。)(非適用) これらのうち、キャリア種別および数量は、コア・エレメントである。 機器種別、キャリア種別、数量は、すべての種類のキャリアについて記録する。大きさは、オンライン資料を除くすべての種類のキャリアについて記録する。その他のエレメントは、基本的に記述対象のキャリアが該当する場合に限って記録する。
		#2.14.0.3	情報源	キャリアに関する情報は、資料自体に基づいて記録する。さらに識別または選択に重要な情報がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: 資料自体の範囲については、#2.0.2.1 を見よ。)		適用	適用	
		#2.14.0.4	記録の方法	キャリアに関する情報は、#1.9c)～e)に従って記録する。 ある著作に対して、相互に異なるキャリアによって体現形が複数存在することがある。その場合は、記述対象のキャリアについて記録する。 (参照: 異なるキャリアとの関連の記録については、#4.3.3 を見よ。)		適用	適用	
		#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形	複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。 (参照: コレクションの数量については、#2.17.0.2.6 を見よ。) (参照: 付属資料のキャリアに関する情報については、#4.3.3 を見よ。) a) キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16～#2.33 を見よ。) <例示転記省略> b) 多くの異なるキャリア種別から成る体現形について、主なキャリア種別のみを記録し、包括的な表現で数量を記録する。 (参照: #2.16.0.2.1 別法、#2.17.0.2.3 を見よ。) <例示転記省略> 識別または選択に重要な場合は、構成の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1 を見よ。)		一部適用	複数のキャリア種別から成る体現形を包括的に記述する場合は、記述対象の特徴と記録の必要に応じて、次のいずれかの方法を適用する。 記述対象資料のうちの一部を付属資料として扱うこともある。 (参照: #4.3.3 を見よ。) (参照: 付属資料を関連の記録(著作間の付属・付加の関連)として扱う場合は、#4.3.1 を見よ。) a) 図書と電子・映像・録音資料を組み合わせた資料で、図書が主体である場合 キャリア種別ごとに、キャリア種別と数量を記録し、必要に応じてその他のエレメントも対応させて記録する。 (参照: #2.16～#2.26 を見よ。) 【キャリア種別】 冊子 【数量】 112 p 【大きさ】 30 cm 【キャリア種別(付属資料)】 コンピュータ・ディスク 【数量(付属資料)】 DVD-ROM 1枚 【大きさ(付属資料)】 12 cm (冊子1冊、コンピュータ・ディスク1枚から成る資料) <以下省略>	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
		#2.14.0.4.1	複数のキャリア種別から成る体現形 任意追加	記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【キャリア種別】コンピュータ・ディスク 【数量】コンピュータ・ディスク 1 枚 【大きさ】12 cm 【ファイル種別】プログラム・ファイル 【キャリア種別】オーディオ・ディスク 【数量】オーディオ・ディスク 1 枚 【大きさ】12 cm 【デジタル・コンテンツ・フォーマット】 CD audio 【キャリア種別】冊子 【数量】2 冊 【大きさ】27 cm 【大きさ】箱 29 × 20 × 11 cm (コンピュータ・ディスク、オーディオ・ディスク各 1 枚と冊子 2 冊が箱に収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)		適用		記述対象が容器に収納されているときは、容器の種類と大きさも記録する。 (参照: #2.18.0.2.2 を見よ。) 【キャリア種別】冊子 【数量】1 冊 【大きさ】27 cm 【キャリア種別(付属資料)】コンピュータ・ディスク 【数量(付属資料)】DVD-ROM 1枚 【大きさ(付属資料)】12 cm 【大きさ(容器)】箱入(40 × 20 × 11 cm) (冊子1冊とコンピュータ・ディスク1枚が箱に収納された記述対象について、キャリア種別、数量、その他のエレメント、容器に関する情報を記録する場合)
		#2.14.0.5	複製	複製については、原資料のキャリアではなく、複製自体のキャリアについて記録する。原資料のキャリアについては、関連する体現形のキャリアに関する記録として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。)	2.0.4	一部適用	複製については、原資料のキャリアではなく、複製自体のキャリアについて記録する。原資料のキャリアについては、関連する体現形のキャリアに関する記録として扱う。 (参照: #43.3 を見よ。) ただし、原本代替資料については、機器種別およびキャリア種別については複製自体のキャリアから記録し、それ以外は原資料のキャリアから記録する。	適用
		#2.14.0.6	変化	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料または逐次刊行物の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 b) 逐次刊行物のキャリア種別が、他の種別からオンライン資料に、またはオンライン資料から他の種別に変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 d) キャリア種別や#2.19～#2.33 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、各エレメントの規定に従って変化後の情報を追加して記録する。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.1、#2.42.3.2.1 任意省略を見よ。) 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。キャリア種別や#2.19～#2.33 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	2.0.3 2.0.6	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。#2.19～#2.26 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	複数巻単行資料または更新資料においては、キャリアに変化が生じることがある。 複数巻単行資料の刊行途中で次のいずれかの変化が生じた場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。 a) 機器種別が変化した場合 その他の変化が生じた場合は、次のように扱う。 c) 大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。 更新資料の刊行途中で機器種別が変化した場合は、体現形に対する新規の記述を作成する。大きさが変化した場合は、#2.18.0.2.5 に従って記録する。#2.19～#2.26 に規定するエレメントに変化が生じた場合は、最新のイテレーションの情報に改める。記述対象の識別または選択に重要な場合は、変化に関する情報を注記として記録する。 (参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)
			<#2.15～#2.33 キャリアに関する情報のエレメント>				-	
E		#2.15	機器種別	機器種別は、エレメントである。		適用		適用
		#2.15.0	通則				-	
		#2.15.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を利用(表示、再生、実行など)するために必要な機器の種類を示す用語を、機器種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用		適用
		#2.15.0.2	記録の方法	機器種別は、キャリア種別と組み合わせで記録する。 (参照: #2.16.0.2 を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 オーディオ (音声再生機器が必要な場合) 機器不用 (図書など) 表2.15.0.2 機器種別の用語 <別シートに転記> 該当する機器種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。 該当する機器種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。		適用		機器種別は、キャリア種別と組み合わせで記録する。 (参照: #2.16.0.2 を見よ。) 機器種別として記録する用語は、表2.15.0.2から選択する。 機器不用 (図書など) オーディオ (音声再生機器が必要な場合)
		#2.15.0.2.1	複数の機器種別	複数の機器種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用	別法を適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠観の理由	NDL適用/非適用
		#2.15.0.2.1	複数の機器種別 別法	*複数の機器種別が該当する場合は、次のいずれかの機器種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する機器種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれの機器種別*		適用		
E	*	#2.16	キャリア種別	キャリア種別は、エレメントである。 キャリア種別は、コア・エレメントである。		適用		適用
		#2.16.0	通則					
		#2.16.0.1	記録の範囲	記述対象の内容を記録した媒体およびその形状を示す用語を、キャリア種別として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用		適用
		#2.16.0.2	記録の方法	キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。 冊子 (図書など) オーディオ・ディスク (音楽 CD など) 表 2.16.0.2 キャリア種別の用語 <別シートに転記> 該当するキャリア種別が存在しない場合は、「その他」または「other」と記録する。 該当するキャリア種別が容易に判明しない場合は、「不明」または「unspecified」と記録する。 *表 2.16.0.2 は機器種別とキャリア種別の一般的な対応関係を示したものであり、例外的に、この表に記載されていなくても適切な用語の選択が必要となる場合がある。 【機器種別】オーディオ		一部適用	キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。	キャリア種別として記録する用語は、表2.16.0.2から選択する。 冊子 (図書など) オーディオ・ディスク (音楽CDなど)
		#2.16.0.2.1	複数のキャリア種別	複数のキャリア種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。		非適用	別法を適用	適用
		#2.16.0.2.1	複数のキャリア種別 別法	*複数のキャリア種別が該当する場合は、次のいずれかのキャリア種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当するキャリア種別 b) 記述対象の実質的な構成要素(最も重要な構成要素がある場合は、これを含む)が該当するそれぞれのキャリア種別*		適用		
E	*	#2.17	数量	数量は、エレメントである。 数量は、資料が完結している場合、または総数が判明している場合は、コア・エレメントである。	2.2.4A	適用		適用
		#2.17.0	通則					
		#2.17.0.1	記録の範囲	記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。 (参照: 所要時間については、#5.22 を見よ。)	2.2.4D	適用		記述対象のユニット数を、キャリアの種類を示す語とともに、数量として記録する。ユニット数に代えてまたはユニット数に加えて、下位ユニット数を記録することがある。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。
		#2.17.0.2	記録の方法	表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 目録用言語として英語を用いる場合は、ユニット数を記録し、キャリア種別の用語を付加する。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、楽譜は#2.17.2、地図(三次元の資料を含む)は#2.17.3 に従って記録する。静止画は#2.17.4、三次元資料は#2.17.5 に従って記録する。 スライド 24 枚 フィルム・リール 1 巻 オーディオカセット 3 巻 オーディオ・ディスク 2 枚 コンピュータ・ディスク 5 枚 コンピュータ・ディスク・カートリッジ 1 個 ビデオディスク 1 枚 アバーチャル・カード 25 枚 マイクロフィルム・リール 1 巻 カード 4 枚 24 slides 1 film reel オンライン資料の場合は、「オンライン資料 1 件」または「1 online resource」と記録する。 (参照: ファイル・サイズについては、#2.32.3 を見よ。) オンライン資料 1 件	2.2.4F	一部適用	表 2.16.0.2 の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表 2.17.0.2 の語を用いる。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1に従って記録する。 記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2にない場合、または必要に応じて、キャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 DVD-ROM 1枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」)	表2.16.0.2の適切なキャリア種別の用語に続けて、ユニット数を記録する。単位を示す助数詞は、キャリア種別に応じて表2.17.0.2の語を用いる。 印刷または手書きされている場合、テキストは#2.17.1、地図は#2.17.3に従って記録する。静止画は#2.17.4、三次元資料は#2.17.5に従って記録する。 記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表2.16.0.2にない場合、または必要に応じて、キャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 DVD-ROM 1枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」)

エレメント	7A	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
		#2.17.0.2A	和古書・漢籍	表 2.17.0.2 数量に用いる助数詞は<別シートに転記> 記述対象のキャリアの種類を示す適切な用語が表 2.16.0.2 にない場合、または必要に応じて、データ作成機関がキャリアの種類を示す簡略な用語を定め、その用語と適切な助数詞を用いて記録する。 音帯 1 本 (記述対象は、フィルモンレコード) DVD-ROM 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク」) VHS 1 巻 (キャリア種別は「ビデオカセット」) フレキシブル・ディスク 1 枚 (キャリア種別は「コンピュータ・ディスク・カートリッジ」)		対象外	非適用
		#2.17.0.2.1	下位ユニット	識別または選択に重要な場合に、容易に判明するときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、下位ユニット数を丸がっこに入れて付加する。表 2.17.0.2.1 に挙げたキャリア種別に該当する場合は、対応する下位ユニットの数量に付加する語を用いる。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。) トランスベアレンシー 1 枚 (5 オーバーレイ) 立体視ディスク 1 枚 (7 フレーム) 1 overhead transparency (5 overlays) 1 stereograph disc (7 pairs of frames) フィルムストリップまたはフィルムスリップは、シングル・フレーム、ダブル・フレームの別とともにフレームの数を記録する。 フィルムストリップ 1 巻 (ダブル・フレーム 56 フレーム) 1 filmstrip (10 double frames)	NDL準拠	キャリア種別が「冊子」以外の場合は記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」で、複数の冊子から成る資料の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。)	キャリア種別が「冊子」以外の場合は記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」で、複数の冊子から成る資料の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。)
		#2.17.0.2.1A	コンピュータ・ディスク等	識別または選択に重要な場合に、容易に判明するときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、下位ユニット数を丸がっこに入れて付加する。表 2.17.0.2.1 に挙げたキャリア種別に該当する場合は、対応する下位ユニットの数量に付加する語を用いる。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.1 を見よ。) トランスベアレンシー 1 枚 (5 オーバーレイ) 立体視ディスク 1 枚 (7 フレーム) 1 overhead transparency (5 overlays) 1 stereograph disc (7 pairs of frames) フィルムストリップまたはフィルムスリップは、シングル・フレーム、ダブル・フレームの別とともにフレームの数を記録する。 フィルムストリップ 1 巻 (ダブル・フレーム 56 フレーム) 1 filmstrip (10 double frames) 表 2.17.0.2.1 下位ユニットの数量に付加する語 <転記省略>	2.2.4F	非適用	非適用
		#2.17.0.2.1B	マイクロフィッシュ、マイクロフィルム	記述対象がマイクロフィッシュまたはマイクロフィルムの場合に、印刷資料、書写資料等に相当し、内容がテキスト、楽譜、地図、静止画のいずれかで構成されるときは、キャリアの種類を示す用語とユニット数に続けて、#2.17.1~#2.17.4 に従って、下位ユニット数を記録する。 <例示転記省略> 上記に該当しない場合は、フレーム数に「フレーム」または「frames」の語を付加して記録する。	2.2.4F	適用	非適用
		#2.17.0.2.1.1	複数のユニットから成る場合	複数のユニットから成り、各ユニットが同数の下位ユニットで構成される場合は、「各」の語に続けて、1 ユニット当たりの下位ユニット数を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「each」の語を付加して記録する。 フィルムストリップ 8 巻 (各ダブル・フレーム 56 フレーム) 8 filmstrips (56 double frames each) 複数のユニットから成り、各ユニットの下位ユニット数が異なる場合は、下位ユニット数を合計して記録する。 マイクロフィッシュ 3 枚 (135 フレーム) (1 枚目と 2 枚目が各 60 フレーム、3 枚目が 15 フレームから成る資料)	2.2.4F	一部適用	複数のユニットから成り、各ユニットが同数の下位ユニットで構成される場合は、「各」の語に続けて、1 ユニット当たりの下位ユニット数を記録する。 複数のユニットから成り、各ユニットの下位ユニット数が異なる場合は、下位ユニット数を合計して記録する。
		#2.17.0.2.2	正確なユニット数が不明な場合	正確な数が容易に判明しない場合は、「約」または「approximately」の語に続けて、概数を記録する。 スライド 約 600 枚 approximately 600 slides コンピュータ・ディスク 1 枚 (地図 約 100 図)	2.2.4F	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.17.0.2.3	多種類のキャリアから成る場合	多種類のキャリアから成り、種類ごとの記録が困難な場合は、「各種資料」または「various pieces」の語を用いて、キャリア数を包括的に記録する。 (参照: 複数のキャリア種別から成る体現形については、#2.14.0.4.1を見よ。) 各種資料 25 個 25 various pieces 識別または選択に重要な場合は、数量の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1を見よ。)	2.2.4F	適用		多種類のキャリアから成り、種類ごとの記録が困難な場合は、「各種資料」の語を用いて、キャリア数を包括的に記録する。 (参照: 複数のキャリア種別から成る体現形については、#2.14.0.4.1を見よ。) 各種資料 25個 識別または選択に重要な場合は、数量の詳細を注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.1を見よ。)
		#2.17.0.2.4	刊行が完結していない資料、全体のユニット数が不明な資料	キャリア数または概数が容易に判明しない場合は、数を省略する。 各種資料 various pieces	2.2.4F	適用		刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語を示す助数詞のみを記録しない。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2を見よ。) CD-ROM
		#2.17.0.2.5	同一内容の複数セットから成る場合	刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。 目録用言語として英語を用いる場合は、キャリアの種類を示す用語のみを記録する。ユニット数は、刊行が完結し、全体のユニット数が明らかになってから記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2を見よ。) コンピュータ・ディスク 枚 computer discs 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2を見よ。)	2.2.4F	一部適用	刊行が完結していない資料、または完結していても全体のユニット数が不明な資料を包括的に記述する場合は、キャリアの種類を示す用語と単位を示す助数詞のみを記録する。 ユニット数は、刊行が完結し、全体のユニット数が明らかになってから記録する。 (参照: キャリア種別が「冊子」の場合は、#2.17.1.2.2を見よ。) コンピュータ・ディスク 枚 computer discs 複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなるときは、刊行済のユニット数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2を見よ。)	同一内容の複数セットから成る場合は、「同一」の語を用いて記録する。 同一冊子 6冊 (各10 p)
		#2.17.0.2.6	コレクションを包括的に記述する場合	同一内容の複数セットから成る場合は、「同一」の語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「identical」の語を用いて記録する。 同一スライド 30 枚 (同一のスライド 30 枚から成る資料) 同一セット 10 組 (スライド 各 12 枚) (1 セットがスライド 12 枚から成り、10 セット同一のものである資料(計 120 枚)) 30 identical slides 10 identical sets of 12 slides	2.2.4F	非適用		非適用
		#2.17.0.2.7	資料の部分を分析的に記述する場合	資料の部分を分析的に記述する場合は、必要に応じて次のいずれかの方法で数量を記録する。 a) #2.17.0.2～#2.17.0.2.4 別法に従って、記述対象となる部分の数量を記録する。 スライド 10 枚 238 p b) 記述対象となる部分の、資料全体の中での位置付けを示す順序付け等を記録する。 p 152-215 (参照: #2.17.1.1.8を見よ。)	2.2.4F	一部適用	資料の部分を分析的に記述する場合は、必要に応じて次のいずれかの方法で数量を記録する。 b) 記述対象となる部分の、資料全体の中での位置付けを示す順序付け等を記録する。 p 152-215 (参照: #2.17.1.1.8を見よ。)	適用
			<#2.17.1～#2.17.5 各種の資料の数量>					
		#2.17.1	テキストの数量	テキストから成る印刷資料または書写資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1～#2.17.1.5 任意追加に従って、テキストの数量を記録する。 (参照: 機器種別が「コンピュータ」の場合は、#2.17.0.2.1A、#2.17.0.2.1A 任意追加を見よ。マイクロフィッシュまたはマイクロフィルムの場合は、#2.17.0.2.1Bを見よ。)	2.2.4F	適用		テキストから成る印刷資料は、挿絵の有無によらず、#2.17.1.1～#2.17.1.5に従って、テキストの数量を記録する。 巻物については、「巻物」に続けてキャリア数を記録する。単位を示す助数詞は、「巻」または「軸」を用いる。 巻物 1軸
		#2.17.1.1	冊子1冊の資料	冊子 1 冊の資料は、キャリアの種類を示す用語および冊数は記録せず、ページ数、丁数、枚数、欄数のみを記録する。逐次刊行物は、#2.17.1.2A または#2.17.1.2A 別法に従って記録する。	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.1.1	ページ数等	ページ数、丁数、枚数、欄数を、それぞれ「p」、「丁」、「枚」、「欄」の語を付加して記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、ページ数には「pages」、丁数または枚数には「leaves」、欄数には「columns」の語を用いる。	2.2.4F	適用		ページ数、丁数、枚数、欄数を、それぞれ「p」、「丁」、「枚」、「欄」の語を付加して記録する。 48 p 30枚 29丁 56欄

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.17.1.1.1A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)			対象外	非適用	
		#2.17.1.1.2	数字等	表示されたページ付の最終数を記録する。語句を用いたページ付の場合は、数字に置き換えて記録する。漢数字は、アラビア数字に置き換えて記録する。 238 p xcvii p 30 p (「thirty p」とはしない。) 105 p (「一〇五 p」とはしない。) 最終のページ付の後に内容が表示されたページ等がある場合でも、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページが含まれているときを除いて記録しない。内容が表示されたページでなくても最終のページ付が表示されている場合は、これを記録する。 (参照: ページ付のない部分が含まれている場合は、#2.17.1.1.4 を見よ。) 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、先頭と最終の文字等を記録する。 A-Z p	一部適用	表示されたページ付の最終数を記録する。語句を用いたページ付、あるいはアラビア数字以外の数字を用いたページ付の場合は、アラビア数字に置き換えて記録する。ただし、ローマ数字は、表示されている通りに記録する。漢数字は、アラビア数字に置き換えて記録する。 238 p xcvii p 30 p (「thirty p」とはしない。) 105 p (「一〇五 p」とはしない。) 最終のページ付の後に内容が表示されたページ等がある場合でも、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページが含まれているときを除いて記録しない。内容が表示されたページでなくても最終のページ付が表示されている場合は、これを記録する。 (参照: ページ付のない部分が含まれている場合は、#2.17.1.1.4 を見よ。) 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、先頭と最終の文字等を記録する。 A-Z p	非適用	
		#2.17.1.1.2	数字等 別法	*表示されたページ付の最終数をアラビア数字で記録する*。 238 p 最終のページ付の後に内容が表示されたページ等がある場合でも、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページが含まれているときを除いて記録しない。内容が表示されたページでなくても最終のページ付が表示されている場合は、これを記録する。 (参照: ページ付のない部分が含まれている場合は、#2.17.1.1.4 を見よ。) 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、先頭と最終の文字等を記録する。 A-Z p 97 p (ローマ数字でページ数が示され、最終数の表記は「xcvii」)	2.2.4F	非適用	適用	
		#2.17.1.1.2	数字等 別法 任意追加	本文にページ付がない絵本等で、奥付にページ数の表示がある場合は、そのページ数をページ付の最終数とみなして記録する。 33 p		非適用	非適用	
		#2.17.1.1.3	ページ付のない資料	ページ付のない資料は、次のいずれかの方法で記録する。 a) 全体のページ数等を数え、そのページ数等の後に「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」の語を用いる。ページ数等を数える場合、広告など内容にかかわらないものは含めない。 94 p (ページ付なし) 94 unnumbered pages b) ページ数等の概数を記録する。 約 300 p approximately 300 pages c) 「1 冊」と記録し、「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「1 volume (unpaged)」と記録する。 1 冊 (ページ付なし) 1 冊 (丁付なし) 1 volume (unpaged)	2.2.4F	適用	ページ付のない資料は、「1冊」と記録し、「ページ付なし」を丸がっこに入れて付加する。ただし、本文の枚数が少数のときは、枚数を数えて記録する。 1冊 (ページ付なし)	
		#2.17.1.1.4	複数のページ付	ページ付が複数に分かれた資料は、ページ付ごとにコマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれている場合に、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページ付が含まれているときは、ページ数等を数え「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」の語を用いる。 22, 457, 64 p xvii, 530 p 30 p, 120 枚	2.2.4F	一部適用	ページ付が複数に分かれた資料は、ページ付ごとにコマで区切って記録する。ページ付のない部分が含まれている場合に、その部分が重要であるとき、または注記で言及されているページ付が含まれているときは、ページ数等を数え「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。 22, 457, 64 p xvii, 530 p 30 p, 120 枚	ページ付が複数に分かれた資料は、3種までのときはページ付ごとにコマで区切って記録する。4種以上のときは、「1冊」と記録する。 22, 457, 64 p 30 p, 120枚 一連のページ付の途中で番号の表示方法に変更がある場合は、新たな種類のページ付とは見なさず、最終数のみを記録する。 457 p (i-xv ページにローマ数字、16-457 ページにアラビア数字が用いられている。)
		#2.17.1.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用	

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.17.1.1.5	複雑または不規則なページ付	<転記省略>		対象外	ページ付が複雑または不規則な場合は、「1冊」と記録する。
	#2.17.1.1.5A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.1.1.6	誤解の恐れのあるページ付	1 ページおきにページ付がある場合や、最後のページ付が誤植である場合など、最後のページ付が、資料の数量について誤解を与える恐れのある場合は、「正しくは」の語に続けて正しい最終数を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「that is」の語を用いる。 48 (正しくは 96) p 48 leaves, that is, 96 pages (紙葉の両面にテキストが表示されている。) 329 (正しくは 392) p 329, that is, 392 pages (「392」となるべき最終数のページ付が「329」と誤植されている。)	2.2.4F	適用	最後のページ付が誤植である場合など、最後のページ付が、資料の数量について誤解を与える恐れのある場合は、「正しくは」の語に続けて正しい最終数を丸がっこに入れて付加する。 329 (正しくは392) p (「392」となるべき最終数のページ付が「329」と誤植されている。)
	#2.17.1.1.7	不完全な資料	冊子の最終部分が欠落していて、全体のページ数等が確認できない場合は、確認できるページ付の最終数を記録し、「欠落あり」または「incomplete」を丸がっこに入れて付加する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) 254 p (欠落あり) 254 pages (incomplete) 冊子の最初と最後のページ付が部分的に欠落していると思われる場合に、全体のページ数等が確認できないときは、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録し、その旨を注記として記録する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) p 9-160 leaves 81-149	2.2.4F	適用	冊子の最終部分が欠落していて、全体のページ数等が確認できない場合は、確認できるページ付の最終数を記録し、「欠落あり」を丸がっこに入れて付加する。 254 p (欠落あり) 冊子の最初と最後のページ付が部分的に欠落していると思われる場合に、全体のページ数等が確認できないときは、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録し、その旨を注記として記録する。 (参照: #3.7.1 を見よ。) p 9-160
	#2.17.1.1.8	途中から始まるページ付	全体が一連のページ付となっているセットの 1 冊や抜刷などのように、包括的な一連のページ付の途中から始まっているページ付は、その最初と最後のページ付をハイフンで結んで記録する。 p 362-734 pages 362-734 全体の一部が記述対象である場合に、その部分自体のページ付と全体のページ付の双方があるときは、部分のページ付を記録する。必要に応じて、全体のページ付を注記する。 (参照: #2.42.1.2.3 を見よ。)	2.2.4F	適用	適用
	#2.17.1.1.9	図版	図版のページ付が複雑または不規則な場合は、#2.17.1.1.5 のいずれかの方法で記録する。 図版が本文のページ付に含まれない場合は、それが一箇所にまとめられているか、資料全体に分散しているかを問わず、#2.17.1.1.9.1、#2.17.1.1.9.2 に従って、そのページ数等を記録する。	2.2.4F	適用	図版が本文のページ付に含まれない場合は、それが一箇所にまとめられているか、資料全体に分散しているかを問わず、#2.17.1.1.9.1、#2.17.1.1.9.2 に従って、そのページ数等を記録する。 図版のページ付が複雑または不規則な場合は、#2.17.1.1.5 に従い、「1冊」と記録する。
	#2.17.1.1.9.1	ページ付のある図版	本文のページ付に続けて「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2 または #2.17.1.1.2 別法に従って、その最終ページ数等を記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p 246 pages, 32 pages of plates xiv, 145 pages, 10 leaves of plates, xiii pages of plates 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて先頭と最終の文字等を記録する。 A-J p, 図版 a-f p xii, 125 pages, A-J pages of plates 601 pages, A1-A8, B1-B12 pages of plates 語を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2 または #2.17.1.1.2 別法に従って記録する。 40 p, 図版 5 p 40 pages, 5 pages of plates (ページ数がそれぞれ「forty」「five」と語で表記されている) 図版が、丁付けされた紙葉の両面に表示されている場合は、#2.17.1.1.6 に従って記録するか、または注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.9 を見よ。)	2.2.4F	一部適用	本文のページ付に続けて「図版」の語を用いて、#2.17.1.1.2に従って、その最終ページ数等を記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p 数字ではなく文字等を用いたページ付の場合は、「図版」の語を用いて先頭と最終の文字等を記録する。 語を用いたページ付の場合は、「図版」または「plates」の語を用いて、#2.17.1.1.2に従って記録する。 246 p, 図版 32 p xiv, 145 p, 図版 10 枚, 図版 xiii p

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.17.1.1.9.2	ページ付のない図版	ページ付のない図版が資料の大部分を占める場合、注記で言及されている図版にページ付がない場合、または識別または選択に重要な場合は、「図版」の語を用いて、図版のページ数等を記録し、「ページ付なし」等を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「unnumbered」および「plates」の語を用いる。 10 p (ページ付なし)、図版 16 p (ページ付なし) xvii, 249 p, 図版 12 枚 (ページ付なし) 10 unnumbered pages, 16 unnumbered pages of plates xvii, 249 pages, 12 unnumbered leaves of plates 正確な数が容易に判明しない場合は、概数を記録する。	2.2.4F	適用		図版にページ付がない場合、「図版」の語を用いて、「ページ付なし」を丸がっこに入れて付加する。 48 p, 図版 (ページ付なし) 132 p, 図版 16 p, 図版 (ページ付なし)
		#2.17.1.1.10	折り込まれた紙葉	紙葉が折り込まれている場合は、「折り込み」を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「folded」の語を用いる。 96 枚 (折り込み) 150 p, 図版 30 枚 (一部折り込み) 96 folded leaves 150 pages, 30 leaves of plates (some folded)	2.2.4F	適用		紙葉が折り込まれている場合は、「折り込み」を丸がっこに入れて付加する。 150 p, [5]枚 (折り込み) 96 枚 (折り込み)
		#2.17.1.1.11	袋綴じの紙葉	袋綴じの紙葉にページ数、丁数、枚数、欄数が表示されている場合は、最終数を記録する。それらの表示がない場合は、紙葉 1 枚をもって 2 ページと数える。	2.2.4F	適用		袋綴じの紙葉にページ数、丁数、枚数、欄数が表示されている場合は、最終数を記録する。
		#2.17.1.1.12	重複したページ付	複数言語のテキスト等でページ付が重複している場合は、各ページ付を記録し、重複について注記として記録する。 60, 60 p (見開きの左ページが英語、右ページが日本語で、言語ごとのページ付がある。) (参照: #2.42.1.2.4 を見よ。)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.1.13	左右両側からのページ付	ページ付が左右両側からある場合は、優先情報源として選択したタイトル・ページのある側から、すべてのページ付を記録する。 234, 78 p (タイトル・ページのある右側から縦書きで 234 ページ、左側から横書きで 78 ページのページ付がある。)	2.2.4F	適用		適用
		#2.17.1.2	複数の冊子から成る資料	複数の冊子から成る資料は、「冊」または「volumes」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊 5 volumes	2.2.4F	一部適用	複数の冊子から成る資料は、「冊」の語を用いて冊数を記録する。 5 冊	複数の冊子から成る資料は、「冊」の語を用いて冊数を記録する。別冊や資料編等を含む場合はその旨を丸がっこに入れて付加する。 5冊 2冊 (資料編とも)
		#2.17.1.2A	刊行が完了した逐次刊行物	刊行が完了した逐次刊行物は、冊数を記録する。			対象外	非適用
		#2.17.1.2.1	下位ユニット	必要に応じて、下位ユニットとして、ページ数等を#2.17.1.1~#2.17.1.1.13 に従って記録する。 複数の冊子に連続したページ付がある場合は、下位ユニットとして、全体のページ数等を記録する。 3 冊 (800 p) 3 volumes (800 pages) 複数の冊子にそれぞれ独立したページ付がある場合は、下位ユニットとして各冊のページ数等を記録する。 2 冊 (329; 412 p) 2 volumes (329; 412 pages)		適用		適用
		#2.17.1.2.2	刊行が完了していない資料、全体の冊数が不明な資料	刊行が完了していない資料、または完了していても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」または「volumes」の語のみを記録する。 (参照: 加除式資料については、#2.17.1.3 を見よ。) 冊 volumes 複数の冊子から成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかなき場合は、「冊」または「volumes」の語を用いて刊行済の冊数を記録し、これ以上刊行されないことを注記として記録する。 (参照: #2.42.1.2.2 を見よ。)		適用		刊行が完了していない資料、または完了していても全体の冊数が不明な資料を包括的に記述する場合は、「冊」の語のみを記録する。 (参照: 加除式資料については、#2.17.1.3 を見よ。) 冊 複数の冊子から成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかなき場合は、「冊」の語を用いて刊行済の冊数を記録する。
		#2.17.1.3	加除式資料	加除式資料が更新中の場合は、ページ数は記録せず、「冊」または「volumes」と記録する。その後、「加除式」または「loose-leaf」を丸がっこに入れて付加する。完結後、冊数を記録する。 冊 (加除式) 3 冊 (加除式) (完結した加除式資料) volumes (loose-leaf) 3 volumes (loose-leaf)	2.0.6	一部適用	加除式資料が更新中の場合は、ページ数は記録せず、「冊」と記録する。その後、「加除式」を丸がっこに入れて付加する。完結後、冊数を記録する。 冊 (加除式) 3 冊 (加除式) (完結した加除式資料)	加除式資料は、ページ数は記録せず、更新中か完結しているかを問わず、「冊」と記録する。その後、「加除式」を丸がっこに入れて付加する。 冊 (加除式)

エレメント	要素番号	要素見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.17.1.4	シートまたはカードから成る資料	シートまたはカードから成る資料は、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「1 sheet」、「sheets」、「1 card」または「cards」の語を用いる。 (参照: 複数のシートまたはカードから成り、ポートフォリオまたはケースに収納されている場合は、#2.17.1.5 を見よ。) シート 1 枚 シート 5 枚 カード 10 枚 1 sheet 5 sheets 10 cards 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート(例えば、折本)は、枚数を記録し、「折りたたみ」を丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「folded」の語を用いる。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 シート 1 枚 (折りたたみ) シート 1 枚 (折りたたみ 8 p) 1 folded sheet 1 folded sheet (8 pages)	2.2.4F	一部適用 シートまたはカードから成る資料は、キャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。 (参照: 複数のシートまたはカードから成り、ポートフォリオまたはケースに収納されている場合は、#2.17.1.5 を見よ。) シート 1 枚 シート 5 枚 カード 10 枚 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート(例えば、折本)は、枚数を記録し、「折りたたみ」を丸がっこに入れて付加する。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 シート 1 枚 (折りたたみ) シート 1 枚 (折りたたみ 8 p)	シートまたはカードから成る資料は、必要に応じてキャリアの種類を示す用語とともに枚数を記録する。 1 枚 シート 1 枚 カード 10 枚 折本およびリーフレットは、冊子として扱う。
	#2.17.1.4A	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合	<転記省略>		対象外	シート等を収納したケースは、必要がある場合にその種類と数を記録する。 ケース 1 個
	#2.17.1.5	ポートフォリオまたはケースに収納されている場合 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.2	楽譜の数量	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.2.1	複数の形式の楽譜から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.3	地図資料の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする地図資料は、「地図」の語に続けて枚数を記録する。 地図 2 枚
	#2.17.3.1	地図帳	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.3.2	シートが複数の図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.3.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.4	静止画の数量 別法	<転記省略>		対象外	付属資料とする静止画は、必要に応じてその種類を示す用語に続けてキャリア数(記録媒体である紙等の枚数)を記録する。種類は、表2.17.4に示す用語を用いる。単位を示す助数詞は、一枚ものには「枚」を、巻物には「巻」または「軸」を用いる。 写真 22枚 1軸 表2.17.4に適切な用語がない場合は、記述対象の種類を表す簡略な用語を定めて記録する。 絵図 1枚 複数の種類のユニットから成る場合は、それぞれの種類を適切に表す用語を用いて記録する。 ポスター 1枚 絵はがき 3枚 (ポスター1枚と絵はがき3枚から成る資料)
	#2.17.4.1	セット	<転記省略>		対象外	適用
	#2.17.4.1	セット 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.17.4.2	静止画の数とキャリア数が一致しない場合等	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用
		#2.17.5	三次元資料の数量	<転記省略>		対象外	付属資料とする三次元資料は、その種類を示す用語に続けてユニット数を記録する。種類は表2.17.5の用語を用い、単位を示す助数詞は「点」を用いる。 模型 3点 表2.17.5に適切な用語がない場合、またはより特定の用語が望ましい場合は、記述対象の種類を表す簡略な用語を定めて記録する。この場合、必要に応じて、付録#B.2に掲げた種類を示す語および対応する助数詞を用いる。 人形 2体
		#2.17.5.1	下位ユニット	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.18	大きさ	大きさは、エレメントである。	2.2.4A	適用	適用
		#2.18.0	通則			-	-
		#2.18.0.1	記録の範囲	記述対象のキャリアおよび(または)容器の寸法(高さ、幅、奥行など)を、大きさとして記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。	2.2.4D 2.2.4E	適用	適用
		#2.18.0.1.1	エレメント・サブタイプ(各種の資料)	大きさには、資料の種類によって、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 地図等の大きさ(参照: #2.18.1、#2.18.1 別法を見よ。) b) 静止画の大きさ(参照: #2.18.2、#2.18.2 別法を見よ。)	2.2.4A	非適用	大きさには、資料の種類によって、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 地図等の大きさ(参照: #2.18.1、#2.18.1別法を見よ。)(非適用) b) 静止画の大きさ(参照: #2.18.2、#2.18.2別法を見よ。)(非適用)
		#2.18.0.2	記録の方法	キャリアまたは容器の外側の寸法を、別途指示のない限り、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A~#2.18.0.2.1O に従う。また、シート(巻物を含む)から成る地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2 に従う。	2.2.4F	一部適用	キャリアまたは容器の外側の寸法を、別途指示のない限り、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。キャリアを計測する箇所は、キャリア種別ごとに定めた#2.18.0.2.1A~#2.18.0.2.1O に従う。
		#2.18.0.2.1	各キャリア種別の大きさ			-	-
		#2.18.0.2.1A	冊子	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、柗型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm テキスト・ブロック(冊子の表紙・背などの外装を除いた本体部分)の大きさと製本状態の大きさに無視できない違いがある場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさを記録し、製本状態の大きさを丸がっこに入れて付加する。目録用言語として英語を用いる場合は、「in」の語に続けて製本状態の大きさを付加する。 20 cm (製本 25 cm) 20 cm in binding 25 cm テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合は、製本状態の大きさのみを記録する。識別または選択に重要な場合は、テキスト・ブロックの大きさについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.1、#3.7.2 を見よ。) 製本が刊行後のものである場合(所蔵機関での再製本など)は、そのことを注記として記録する。 (参照: #3.7.2 を見よ。)	2.2.4F	適用	冊子は、外形の高さを記録する。外形の高さが10cm未満のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで端数を切り上げて記録する。縦長本、横長本、柗型本は、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 22 cm 8.7 cm 21 × 9 cm 15 × 25 cm 15 × 15 cm テキスト・ブロック(冊子の表紙・背などの外装を除いた本体部分)の大きさと製本状態の大きさに無視できない違いがある場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさを記録し、製本状態の大きさを丸がっこに入れて付加する。 20 cm (製本25 cm) テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合は、製本状態の大きさのみを記録する。識別または選択に重要な場合は、テキスト・ブロックの大きさについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.1、#3.7.2を見よ。) 製本が刊行後のものである場合(所蔵機関での再製本など)は、そのことを注記として記録する。 (参照: #3.7.2を見よ。) 付属資料とする冊子は、本体の大きさと付属資料の大きさに無視できない違いがある場合に付属資料の大きさを丸がっこに入れて付加する。 付録 48 p (30 cm)
		#2.18.0.2.1B	カード等	カード、コンピュータ・カード、アーバチュア・カード、立体視カードは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 9 × 29 cm (記述対象は、アーバチュア・カード)		対象外	非適用

エレメント	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
	#2.18.0.2.1C	シート	シートは、本体の縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 48 × 30 cm folded to 24 × 15 cm 折りたたんだ状態でページ順に読むことが想定されている 1 枚のシート (例えば、折本) は、縦の長さを記録する。ただし、この種の資料は、冊子として扱うことがある。 地図等は#2.18.1、静止画は#2.18.2 に従う。	2.2.4F	適用		シートは、本体の縦、横の長さを、「×」で結んで記録する。 20 × 25 cm 畳ものは広げた形の縦、横の長さを「×」で結んで記録し、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付加する。 48 × 30 cm (折りたたみ 24 × 15 cm) 折本およびリーフレットは、冊子として扱う。 付属資料とするシートは、原則として大きさは記録しない。
	#2.18.0.2.1D	フリップチャート	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.18.0.2.1F	オブジェクト	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.18.0.2.1F	オブジェクト 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用
	#2.18.0.2.1G	カセット	カセットは、その種類に応じて、次のとおり記録する。 a) オーディオカセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm, 4 mm テープ <例示省略> b) コンピュータ・テープ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 10 × 7 cm c) ビデオカセット、フィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8 ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.2 を見よ。) <例示省略> d) マイクロフィッシュ・カセット 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 e) マイクロフィルム・カセット 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。			対象外	非適用
	#2.18.0.2.1H	カートリッジ	カートリッジは、その種類に応じて、次のとおり記録する。 a) オーディオ・カートリッジ 横、縦の長さを「×」で結び、センチメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。続けてコマで区切り、テープの幅をミリメートルの単位で小数点以下の端数を切り上げて記録する。 <例示省略> b) コンピュータ・チップ・カートリッジ、コンピュータ・ディスク・カートリッジ、コンピュータ・テープ・カートリッジ機器に挿入される辺の長さを記録する。 10 cm c) ビデオ・カートリッジ、フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、テープまたはフィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。8 ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、テープまたはフィルムの長さについて注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.2 を見よ。) 16 mm シングル 8 mm d) マイクロフィルム・カートリッジ 横、縦の長さは記録せず、フィルムの幅のみをミリメートルの単位で記録する。			対象外	非適用
	#2.18.0.2.1I	ディスク	ディスクは、直径を記録する。 30 cm 12 cm ディスクの形状が標準でない場合(例: ディスクが円形でない)は、記録面の大きさを記録し、外形の寸法は注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.3 を見よ。) 18 cm (ディスクの外形は 20 × 20 cm の正方形)			対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠の理由	NDL適用/非適用	
		#2.18.0.2.1J	リール	リールは、直径を記録する。続けてコマで区切り、フィルムまたはテープの幅をミリメートルの単位で記録する。フィルム・リール、ビデオテープ・リールの8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。フィルム・リール、ビデオテープ・リールは、識別または選択に重要な場合は、フィルムまたはテープの長さについて注記として記録する。 (参照:#2.42.2.2.2を見よ。) 13 cm, 7 mm テープ 13 cm, 7 mm tape (記述対象は、オーディオテープ・リール) 13 cm, 35 mm (記述対象は、マイクロフィルム・リール)			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1J	リール 任意省略	テープ幅 6.3 mm の規格のオーディオテープ・リール、サウンドトラック・リールは、テープの幅の記録を省略する。 直径 7.5 cm の規格のマイクロフィルム・リールは、直径の記録を省略する。			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1K	ロール	ロールは、フィルムの幅をミリメートルの単位で記録する。8ミリフィルムについては、その種類を、「スタンダード」、「シングル」、「スーパー」、「マウラー」のいずれかの語を用いて記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、「standard」、「single」、「super」、「Maurer」のいずれかの語を用いる。識別または選択に重要な場合は、フィルムの長さについて注記として記録する。 (参照:#2.42.2.2.2を見よ。) 35 mm シングル 8 mm			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1L	スライド	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1M	トランスベアレンシー	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1N	フィルムストリップ、フィルムスリッ プ	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.18.0.2.1O	マイクロオペーク、マイクロフィ ッシュ	マイクロオペークおよびマイクロフィッシュは、縦、横の長さを「×」で結んで記録する。 10 × 15 cm			対象外	非適用
		#2.18.0.2.2	容器に収納された記述対象	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次のいずれかの方法で記録する。容器の大きさは、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 径 13 cm 箱 21 × 21 × 14 cm (箱入りの地球儀) b) 容器の大きさのみを記録する。 箱 20 × 25 × 20 cm (記述対象が多種類の資料から成る場合)	一部適用	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、注記に記録する。 容器の大きさは、外形の高さを記録する。必要に応じて、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。	記述対象が容器に収納されている場合に、識別または選択に重要なとき、または管理に必要なときは、容器の種類と大きさを、次の方法で記録する。容器の大きさは、外形の高さを記録する。必要に応じて、高さ、幅、奥行を「×」で結んで記録する。 a) キャリアの大きさを記録し、さらに容器の大きさを記録する。 21 cm 箱入 (30 cm) (容器の外形の高さを記録する場合) 5.5 cm 箱入 (15 × 8 × 2 cm) (豆本について、容器の外形の高さ、幅、奥行を記録する場合)	
		#2.18.0.2.3	複数のキャリアから成る体現形	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのマイクロフィッシュ、30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1Aに従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) 50 × 69 cm folded to 25 × 23 cm (テキストによる一連のシート20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 複数の形式から成る楽譜で、形式によって大きさが異なる場合は、それぞれの大きさを記録する。 (参照:#2.17.2.1、#2.17.2.1 別法を見よ。) 22 cm 26 cm (スコアとパート譜から成る資料。数量として「スコア1部」、「パート譜45部」を記録した場合(スコアの高さが22cm、パート譜の高さが26cm)) 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1に従って記録する。	2.2.4F	NDL準拠	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのシート30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1Aに従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) (テキストによる一連のシート20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1に従って記録する。	記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが同じ場合は、キャリア1点の大きさを記録する。 10 × 15 cm (この大きさのシート30枚から成る。) ただし、製本されていない複数のシートから成るテキスト資料の大きさは、冊子と同じく、#2.18.0.2.1Aに従って記録する。シートが常に折りたたんだ状態である場合は、折りたたんだときの大きさを付加する。 50 × 69 cm (折りたたみ 25 × 23 cm) (テキストによる一連のシート20枚を帙に収めたセット) 記述対象が、同一キャリア種別の複数のキャリアから成り、かつ各キャリアの大きさが異なる場合は、最も小さいものと最も大きいものの大きさを、ハイフンで結んで記録する。 20-26 cm 18 × 24 cm-24 × 30 cm 記述対象が、キャリア種別の異なる複数のキャリアから成る場合は、#2.14.0.4.1に従って記録する。

エレメント	COA	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.18.0.2.4	複数の容器に収納された記述対象	記述対象が、大きさの同じ複数の容器に収納されている場合は、容器 1 点の大きさを、#2.18.0.2.2 に従って記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm (この大きさの容器 5 箱から成る。) 記述対象が、大きさの異なる複数の容器に収納されている場合は、最も小さな容器の大きさと、最も大きな容器の大きさを、ハイフンで結んで記録する。 箱 20 × 15 × 15 cm-30 × 24 × 20 cm		非適用	適用
		#2.18.0.2.5	変化	記述対象が複数巻単行資料または逐次刊行物で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3 に従って記録する。 18-24 cm 記述対象が更新資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、最新のイテレーションの大きさに改める。 いずれの場合も、識別または選択に重要なときは、変化が生じたことを注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.5.1、#2.42.2.2.5.1 任意省略、#2.42.2.2.5.2、#2.42.2.2.5.2 任意省略を見よ。)	2.0.3	一部適用	記述対象が包括的記述を作成する複数巻単行資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、#2.18.0.2.3 に従って記録する。 18-24 cm 記述対象が更新資料で、刊行途中で大きさの変化が生じた場合は、最新のイテレーションの大きさに改める。 いずれの場合も、識別または選択に重要なときは、変化が生じたことを注記として記録する。 (参照: #2.42.2.2.5.1、#2.42.2.2.5.1 任意省略、#2.42.2.2.5.2、#2.42.2.2.5.2 任意省略を見よ。)
			<#2.18.1~#2.18.2 各種の資料の大きさ>			-	
ES		#2.18.1	地図等の大きさ	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.1	計測の方法 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.2	大きさの異なる複数のシートから成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.3	複数の部分図から成る場合	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.1.4	折りたたまれるシートの場合	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.18.2	静止画の大きさ	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.18.2.1	計測の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.19	基底材	基底材は、エレメントである。		適用	適用
		#2.19.0	通則			-	-
		#2.19.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、その基底となる物理的な材料を、基底材として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。		適用	記述対象が紙以外のものとき、識別または選択に重要な場合は、その基底となる物理的な材料を、基底材として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。
		#2.19.0.2	記録の方法	基底材は、表 2.19.0.2 の用語を用いて記録する。 硝酸エステル (セルロイド製の写真フィルム) <表 2.19.0.2 は別シートに転記> 表 2.19.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が基底材の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 竹皮		適用	基底材は、表 2.19.0.2 の用語を用いて記録する。 布 ビニール プラスチック 表 2.19.0.2 に適切な用語がない場合は、基底材の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。
E		#2.19.0.3	基底材の詳細	基底材の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、基底材の詳細を記録する。 Cream-color unpolished laid paper with horizontal chain lines and no visible watermarks Paper watermarked: RIVES		適用	非適用
E		#2.20	付加材	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.20.0	通則			-	-
		#2.20.0.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
		#2.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E		#2.20.0.3	付加材の詳細	<転記省略>		非適用	非適用

エレメントID	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
ES	#2.20.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤	<転記省略>		非適用	非適用
E	#2.20.1.1	マイクロフィルム・マイクロフィッシュの感光剤の詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E	#2.21	マウント	<転記省略>		非適用	非適用
	#2.21.0	通則			非適用	-
	#2.21.0.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用
	#2.21.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用
E	#2.21.0.3	マウントの詳細	<転記省略>		非適用	非適用
E	#2.22	制作手段	制作手段は、エレメントである。		適用	適用
	#2.22.0	通則				-
	#2.22.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、それを制作するときに使用された手段を、制作手段として記録する。刊行物、非刊行物の双方に用いる。情報源は、#2.14.0.3に従う。		一部適用	記述対象の識別または選択に重要な場合は、それを制作するときに使用された手段を、制作手段として記録する。情報源は、#2.14.0.3に従う。
	#2.22.0.2	記録の方法	制作手段は、表 2.22.0.2 の用語を用いて記録する。 青焼き (参照: 書写資料については、#2.22.0.2A を見よ。) <表 2.22.0.2 制作手段の種類を示す用語は別シートに転記> 表 2.22.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が制作手段の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 謄写版 模写 刺繍 石印本 拓本 点字シルク・スクリーン		一部適用	制作手段は、表 2.22.0.2 の用語を用いて記録する。 青焼き 表 2.22.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関が制作手段の種類を示す簡略な用語を定めて記録する。 謄写版
	#2.22.0.2A	書写資料	<転記省略>			非適用
E	#2.22.0.3	制作手段の詳細	制作手段の詳細は、エレメントである。識別または選択に重要な場合は、制作手段の詳細を記録する。		適用	非適用
E	#2.23	世代	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.23.0	通則			-	-
	#2.23.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.23.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.23.0.3	世代の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.24	レイアウト	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.24.0	通則			-	-
	#2.24.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.24.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.24.0.3	レイアウトの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.25	書型・判型	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.25.0	通則			-	-
	#2.25.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.25.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.25.0.3	書型・判型の詳細	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#2.26	フォント・サイズ	フォント・サイズは、エレメントである。	2.1.4A	適用		適用
		#2.26.0	通則				—	—
		#2.26.0.1	記録の範囲	記述対象の識別または選択に重要な場合は、記述対象中の文字や記号(点字を含む)の大きさを、フォント・サイズとして記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う。	2.1.4C	適用		適用
		#2.26.0.2	記録の方法	フォント・サイズは、簡略な用語を用いて記録する。 14 ポイント 1.0rem pearl 弱視者向け資料のフォント・サイズは、表 2.26.0.2 の用語を用いて記録する。 特大活字 表 2.26.0.2 フォント・サイズの種類を示す用語 大活字 large print 特大活字 giant print ジャンボ・ブレイル jumbo braille 表 2.26.0.2 に適切な用語がない場合は、データ作成機関がフォント・サイズの種類を示す簡略な用語を定めて記録する。	2.1.4E	一部適用	弱視者向け資料のフォント・サイズ等は、SMDフィールドにコードで記録することができる。 大活字本「J」(SMDコード)	弱視者向け資料のフォント・サイズは、「大活字」と記録する。
		#2.26.0.2	記録の方法 任意追加	フォントの大きさをポイントの単位で、丸がっこに入れて付加する。 大活字 (20 ポイント) large print (20 point)		非適用		非適用
E		#2.26.0.3	フォント・サイズの詳細	<転記省略>		非適用		非適用
E		#2.27	極性	極性は、エレメントである。		適用		非適用
		#2.27.0	通則				—	—
		#2.27.0.1	記録の範囲	識別または選択に重要な場合は、映画フィルム、写真、マイクロ資料の画像における色彩および色調と、複製されたものの色彩および色調との関係を、極性として記録する。 情報源は、#2.14.0.3 に従う		適用		非適用
		#2.27.0.2	記録の方法	極性は、表 2.27.0.2 の用語を用いて記録する。 ネガ		適用		非適用
E		#2.27.0.3	極性の詳細	極性の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、極性の詳細を記録する。		適用		非適用
E		#2.28	縮率	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.28.0	通則				—	—
		#2.28.0.1	記録の範囲	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.28.0.2	記録の方法	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.28.1	縮率を示す語句	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.28.2	縮率を示す語句の詳細	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.29	録音の特性	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.29.0	通則				—	—
		#2.29.0.1	記録の範囲	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.29.0.2	記録の方法	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.29.0.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.29.0.3	録音の特性の詳細	<転記省略>			対象外	非適用
ES		#2.29.1	録音の方式	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.29.1.1	録音の方式の詳細	<転記省略>			対象外	非適用
ES		#2.29.2	録音の手段	<転記省略>			対象外	非適用
E		#2.29.2.1	録音の手段の詳細	<転記省略>			対象外	非適用

エレメントコア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
ES	#2.29.3	再生速度	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.3.1	再生速度の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.29.4	音溝の特性	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.29.4A	アナログ・ディスク	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.29.4A	アナログ・ディスク 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.29.4B	アナログ・シリンダー	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.4.1	音溝の特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.29.5	フィルムのトラック構成	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.5.1	フィルムのトラック構成の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.29.6	テープのトラック構成	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.6.1	テープのトラック構成の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.29.7	再生チャンネル	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.7.1	再生チャンネルの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.29.8	特定の再生仕様	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.29.8.1	特定の再生仕様の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.30	映画フィルムの映写特性	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.30.0	通則			-	-
	#2.30.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.30.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.30.0.3	映画フィルムの映写特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.30.1	映写方式	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.30.1.1	映写方式の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.30.2	映写速度	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.30.2.1	映写速度の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.31	ビデオの特性	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.31.0	通則			-	-
	#2.31.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
	#2.31.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.31.0.3	ビデオの特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.31.1	ビデオ・フォーマット	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.31.1.1	ビデオ・フォーマットの詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES	#2.31.2	テレビ放送の標準方式	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.31.2.1	テレビ放送の標準方式の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E	#2.32	デジタル・ファイルの特性	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.32.0	通則			-	-
		#2.32.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.32.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.0.3	デジタル・ファイルの特性の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.1	ファイル種別	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.1.1	ファイル種別の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.2	デジタル・コンテンツ・フォーマット	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.2.1	デジタル・コンテンツ・フォーマットの 詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.3	ファイル・サイズ	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.4	解像度	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.5	リージョン・コード	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.6	ビットレート	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.7	地図資料のデジタル表現	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.7.1	地図資料のデジタル表現の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#2.32.7.2	地図データ種別	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.32.7.2.1	地図データ種別の詳細	<転記省略>		対象外	非適用
E		#2.33	装置・システム要件	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.33.0	通則			-	-
		#2.33.0.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#2.33.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E	*	#2.34	体現形の識別子	体現形の識別子は、エレメントである。 体現形の識別子は、コア・エレメントである。複数の識別子が存在する場合は、国際標準の識別子がコア・エレメントである。			適用	適用
		#2.34.0	通則				—	—
		#2.34.0.1	記録の範囲	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与された ISBN、ISSN 等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 出版者等による番号には、録音・映像資料の発売番号(参照: #2.34.0.6 を見よ。)、楽譜の出版者番号およびプレート番号(参照: #2.34.1、#2.34.2 を見よ。)を含む。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。 (参照: 標準的なインターネット・ブラウザを用いて、資料にオンライン・アクセスするための識別子については、#2.39 を見よ。)	2.1.12A等	NDL準拠	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与されたISBN、ISSN等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。	体現形の識別子は、その体現形と結びつけられ、他の体現形との判別を可能とする文字列および(または)番号である。資料の体現形に付与されたISBN、ISSN等の国際標準番号、出版者等による番号、公文書館等が独自の体系に基づき割り当てた番号等がある。 複数の識別子が存在し、そのなかに国際標準の識別子がある場合は、国際標準の識別子を優先する。その他の識別子は任意で追加する。
		#2.34.0.2	エレメント・サブタイプ(楽譜)	体現形の識別子には、楽譜について、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 楽譜の出版者番号(参照: #2.34.1 を見よ。) b) 楽譜のプレート番号(参照: #2.34.2 を見よ。)			対象外	非適用
		#2.34.0.3	情報源	体現形の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.12D等	適用		適用
		#2.34.0.4	記録の方法	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN、ISMN 等) がある場合は、その形式に従って記録する。 ISBN 978-4-8204-0602-0 ISBN 4-8204-0602-7 ISSN 0385-4000 ISMN 979-0-69200-628-2 doi: 10.1241/johokanri.55.383 (逐次刊行物「情報管理」の 1 記事に対する DOI(デジタル・オブジェクト識別子)) 体現形の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明する場合は、必要に応じて、管理主体の商号または名称、識別子の種類を特定できる語句等に続けて、識別子を記録する。 全国書誌番号 21061415 European Commission: CA-23-99-031-EN-C 識別またはアクセスに重要な場合は、体現形の識別子に関する詳細を注記として記録する。 (参照: #2.41.13.2.1 を見よ。)	2.1.12E等	一部適用	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN等) がある場合は、その形式に従って記録する。 ハイフンは記録しなくてよいが、記録してもシステムの正規化により削除される。 ISBN 9784820406020 他機関が作成したデータを使用する場合に、その機関が付与した MARC 番号があるときに MARC 番号を記録することができる。	体現形の識別子に定められた表示形式 (ISBN、ISSN等) がある場合は、その形式に従って記録する。 978-4-8204-0602-0 4-8204-0602-7 (ISBN) 0385-4000 (ISSN) 国立国会図書館で付与した識別子は、その番号を記録する。 21061415 (全国書誌番号) 000008233222 (書誌データのレコード管理番号) 他機関が作成したデータを使用する場合に、その機関が付与した MARC 番号があるときは、付与機関の機関コードを丸括弧で囲み、それに続けて、MARC 番号を記録する。 (JP-ToTOH)33737678 (トーハンが作成したデータの MARC 番号) 識別またはアクセスに重要な場合は、体現形の識別子に関する詳細を注記として記録する。 (参照: #2.41.13.2.1 を見よ。)
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体を記述対象とするときは、全体に対する識別子を記録する。 ISBN 4-477-00376-5 (セット) (全 3 巻から構成される資料の全体に対する ISBN) 一つの部分のみを記述対象とするときは、その部分に対する識別子を記録する。		一部適用	複数の部分から成る資料が、全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方をもつ場合に、全体に対する識別子を XISBN フィールドに記録することができる。	適用
		#2.34.0.4.1	全体と部分に対する識別子 任意追加	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3 に従って、限定語を付加する。 ISBN 978-4-284-10193-6 (セット) ISBN 978-4-284-10194-3 (第 1 巻) ISBN 978-4-284-10195-0 (第 2 巻) ISBN 978-4-284-10196-7 (第 3 巻) (全体を記述対象とするとき) ISBN 978-4-284-20236-7 ISBN 978-4-284-20235-0 (セット) (一つの部分のみを記述対象とするとき) ただし、部分に対する識別子が 4 以上の場合は、最初と最後の識別子のみを記録し、他は省略することができる。識別子が連続しているときは、最初と最後の識別子をハイフンで結ぶ。連続していないときは、スラッシュで区切る。	2.2.12E 2.2.14E等	一部適用	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録することができる。 VOL: 第1巻 ISBN 978-4-284-10194-3 (第 1 巻の ISBN) XISBN 978-4-284-10193-6 (セットの ISBN)	全体に対する識別子と部分に対する識別子の双方を記録する。必要に応じて、#2.34.0.4.3 に従って、限定語を付加する。 978-4-284-10193-6 (セット) 978-4-284-10194-3 (第1巻) 978-4-284-10195-0 (第2巻) 978-4-284-10196-7 (第3巻) (ISBN) (全体を記述対象とするとき) 978-4-284-20236-7 978-4-284-20235-0 (セット) (ISBN) (一つの部分のみを記述対象とするとき)

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.34.0.4.2	不正確な識別子	資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりに番号を記録し、続けて、文字列および(または)番号が次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である ISBN 978-4-902319-02-0 (エラーコード) ISSN 0891-4746 (エラーコード) ISBN 0-87068-430-2 (invalid) ISSN 1891-4755 (incorrect)	2.1.14E	一部適用 資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりの番号をXISBNフィールドに記録する。	適用
		#2.34.0.4.3	限定語	記述対象に同一の体現形に対する同種の識別子が複数表示されている場合に、識別に重要なときは、簡略な限定語を付加する。 ISBN 9789525889093 (Finland) ISBN 9789197135160 (Sweden) ISBN 978-4-8419-3080-1 (並製) ISBN 9784501955809 (eISBN) ISBN 978-4-540-00008-9 (加除式) ISBN 978-981-236-888-1 (loose-leaf) ISSN 1881-6096 (Print) ISSN 1334-8129 (Online) (情報源に出版国によって異なる ISBN が併記されている) 記述対象に一つの識別子しか表示されていない場合でも、識別に重要なときは、刊行形態を示す限定語を付加する。 ISBN 978-4-9905587-2-7 (ペーパーバック) ISBN 978-4-8419-3079-5 (上製) 記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 ISBN 4-469-03081-3 (上巻) ISBN 4-469-03084-8 (索引) 装丁の相違等、記述対象に体現形によって異なる同種の識別子が表示され、それらとともに記録する場合は、必要に応じて、簡略な限定語を付加する。 ISBN 1-55608-030-1 (ハードカバー) ISBN 1-55608-031-X (ペーパーバック) (情報源に装丁によって異なる ISBN が併記されている。記述対象はハードカバーだが、異なる体現形であるペーパーバックの ISBN をあわせて記録する例)	2.1.11F	一部適用 記述対象に同一の体現形に対する同種の識別子が複数表示されている場合に、識別に重要なときは、ISBNの説明語句として簡略な限定語を付加する。 記述対象に一つの識別子しか表示されていない場合でも、識別に重要なときは、刊行形態を示す限定語を付加する。 装丁の相違等、記述対象に体現形によって異なる同種の識別子が表示され、それらとともに記録する場合は、必要に応じて、簡略な限定語を付加する。	記述対象の一部に対して付与された識別子を記録する場合は、各識別子の後に、対象部分を示す限定語を付加する。 4-469-03081-3 (上巻) 4-469-03084-8 (索引) (ISBN)
		#2.34.0.5	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。原資料の識別子は、原資料の体現形または個別資料の識別子として記録する。	2.0.4	一部適用 原本代替資料を除く複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する原資料のISBNは、必要に応じて注記することができる。 原本代替資料については、原資料の識別子を記録する。	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。
		#2.34.0.6	録音・映像資料の発売番号	発売番号は、出版者等が付与した文字列・番号を、情報源に表示されているとおりに記録する。レーベルがある場合は、これを含めて記録する。 CBS/Sony 38DC 54 Deutsche Grammophon 410 603-2 Claves 3111-3 (38PO)		対象外	非適用
			<#2.34.1~#2.34.2 楽譜の識別子>			対象外	非適用
ES		#2.34.1	楽譜の出版者番号	楽譜の出版者番号は、体現形の識別子のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.34.1.1	記録の範囲	楽譜の出版者番号は、出版者が楽譜に付与する識別子である。通常はタイトル・ページ、カバー、最初のページにのみ表示されている。		対象外	非適用
		#2.34.1.2	記録の方法	楽譜の出版者番号に、出版者を識別するイニシャル、略称、語句がある場合は、それらを含めて記録する。 2777 OGT65 B. & H. 15931 Edition Peters Nr. 193a		対象外	非適用
ES		#2.34.2	楽譜のプレート番号	楽譜のプレート番号は、体現形の識別子のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.34.2.1	記録の範囲	楽譜のプレート番号は、出版者が楽譜に付与する識別子である。通常は各ページの下部に、場合によってはタイトル・ページに表示されている。		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.34.2.2	記録の方法	楽譜のプレート番号に、出版者を識別するイニシャル、略称、語句がある場合は、それらを含めて記録する。 W. Ph. V. 105 BW100505		対象外	非適用
E		#2.35	入手条件	入手条件は、エレメントである。	2.1.13A	適用	適用
		#2.35.1	記録の範囲	入手条件は、記述対象に表示されている定価および(または)その入手可能性を示す情報である。	2.1.13D	適用	適用
		#2.35.2	情報源	入手条件に関する情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.13E	適用	適用
		#2.35.3	記録の方法	販売されている資料については、情報源に表示されている価格を、アラビア数字で記録する。価格は、それを表す語または一般に使用される記号とあわせて記録する。販売されていない資料については、入手可能性を示す語句を簡略に記録する。 2400 円 (価格であることを表す語を使用した例) JPY 950USD 32.50 GBP 8.50 (ISO 4217 による通貨コードを使用した例) ¥3800 \$37.50 £9.25 per year (通貨記号を使用した例) 非売品レンタル用 Not for sale, for promotion only 入手条件に説明を付加する必要がある場合は、簡略に記録する。 1000 円 (税込) JPY 4000 (初回プレスのみ JPY 3200) GBP 2.00 (GBP 1.00 to members)	2.1.13F	適用	販売されている資料については、情報源に表示されている価格を、アラビア数字で記録する。価格は、それを表す語とあわせて記録する。販売されていない資料については、入手可能性を示す語句を簡略に記録する。 2400円 (価格であることを表す語を使用した例) 非売品 入手条件に説明を付加する必要がある場合は、簡略に記録する。 1000円 (税込)
E		#2.36	連絡先情報	連絡先情報は、エレメントである。		非適用	非適用
		#2.36.1	記録の範囲	連絡先情報は、資料が入手可能な機関等に関する情報である。刊行物については、連絡先情報に、資料の出版者・頒布者の名称、住所・アドレス等を含む。文書、コレクションについては、連絡先情報に、資料を管理する機関の名称、住所・アドレス等を含む。		非適用	非適用
		#2.36.2	情報源	連絡先情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用
		#2.36.3	記録の方法			-	-
		#2.36.3.1	刊行物	資料の入手およびアクセスに重要な場合は、出版者、頒布者等の連絡先を記録する。 〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 http://www.jla.or.jp/		非適用	非適用
		#2.36.3.2	文書、コレクション	文書、コレクションについては、資料を管理する機関の名称と所在地を記録する。アクセスに重要な場合は、電子メール・アドレス等の連絡先情報を含める。 国立公文書館 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園 3-2		非適用	非適用
E		#2.37	アクセス制限	アクセス制限は、エレメントである。		対象外	非適用
		#2.37.1	記録の範囲	アクセス制限は、資料へのアクセスに関する制限についての情報である。アクセス制限は、個別資料の属性にも該当する。		対象外	非適用
		#2.37.2	情報源	アクセス制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		対象外	非適用
		#2.37.3	記録の方法	資料へのあらゆるアクセス制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。制約がないことについては、必要に応じて記録する。 2014 年以降アクセス可能 ユーザ名とパスワードによるアクセス制限 登録機関のみアクセス可能 アクセス制限中(詳細は管理者に問い合わせのこと)		対象外	非適用
E		#2.38	利用制限	利用制限は、エレメントである。		適用	非適用
		#2.38.1	記録の範囲	利用制限は、複写、出版、展示のような、資料の利用に関する制限についての情報である。利用制限は、個別資料の属性にも該当する。		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.38.2	情報源	利用制限は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用
		#2.38.3	記録の方法	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく) 複製および利用には提供者の許諾書が必要 1 学校内(同一敷地内に限る)フリーライセンス 非刊行物について、一定の著作権保護期間を有すること、著作権が放棄され自由な利用が可能であること等、著作権に関して明記された文書を入手可能な場合は、その情報を記録する。		一部適用	資料のあらゆる利用制限について、制限の性質や期間を含め、可能な限り具体的に記録する。 付属 CD-ROM の館外貸出不可 (付属資料の CD-ROM について、公共図書館の貸出を不可とするために出版者が与えた資料上の表示に基づく)
E		#2.39	URL	URL は、エレメントである。		対象外	非適用
		#2.39.1	記録の範囲	URL は、記述対象であるインターネット上の資料の所在を特定するアドレスであり、標準的なインターネット・ブラウザを通じて、資料へのオンライン・アクセスを提供するための識別子全般を含む。		対象外	非適用
		#2.39.2	情報源	URL は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		対象外	非適用
		#2.39.3	記録の方法	記述対象の URL を記録する。 http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/newsletter/ http://hdl.handle.net/2433/8987 http://dx.doi.org/10.1241/johokanri.55.383 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2943205 複数の URL が存在する場合は、データ作成機関の方針に従って、1 または複数の URL を記録する。 関連する資料の URL は、関連する体現形の記述の一部として記録する。 (参照: #43.3 を見よ。)		対象外	非適用
		#2.39.4	URLの追加、更新、削除	記述対象の URL が追加または更新された場合は、記録を追加または更新する。 すでに資料へのアクセスが不可となっている URL は、その URL に「不正確」または「incorrect」、「無効」または「invalid」を、丸がっこに入れて付加する。容易に判明する場合は、アクセス可能な URL を記録する。 http://japanese.japan.usembassy.gov/j/tamcj-main.htm (不正確) http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/archive/catmanual.html (無効) http://disneyworld.go.com/resorts/ (incorrect) http://www.humi.keio.ac.jp (invalid)		対象外	非適用
E		#2.40	優先引用形	優先引用形は、エレメントである。		非適用	非適用
		#2.40.1	記録の範囲	優先引用形は、資料の著作者、出版者、管理者、抄録索引サービス機関などが推奨する、当該資料の引用形式である。		非適用	非適用
		#2.40.2	情報源	優先引用形は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用	非適用
		#2.40.3	記録の方法	優先引用形は、情報源に表示されているとおりの形式で記録する。 後藤秀昭・岡田真介・椿原京子・杉戸信彦(2015): 1:25,000 都市圏活断層図 砺波平野断層帯とその周辺「高岡」解説書. 国土地理院技術資料 D1-No.736, 22p. (当該資料に、引用する場合の記載例として表示されている例) Doğan Atılgan, Nevzat Özel & Tolga Çakmak (2014) Awareness, Perceptions, and Expectations of Academic Librarians in Turkey about Resource Description and Access (RDA). Cataloging & Classification Quarterly, 52:6-7, 660-676. DOI: 10.1080/01639374.2014.945023 (当該資料に、To cite this article という指示とともに表示されている例) Janus Press Archive, Rare Book and Special Collections Division, Library of Congress. (米国議会図書館が自館の所蔵資料について記録している例)		非適用	非適用
E		#2.41	体現形に関する注記	体現形に関する注記は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用
		#2.41.0	通則			-	-

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.0.1	記録の範囲	体現形に関する注記は、#2.1～#2.13、#2.34～#2.40の体現形のエレメントとして記録しなかった、体現形の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。 #2.14～#2.33のキャリアに関するエレメントとして記録しなかった情報については、#2.42に従う。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6を見よ。)	2.2.7D	適用	適用	
		#2.41.0.1.1	エレメント・サブタイプ	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	2.2.7A	一部適用	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)	体現形に関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) タイトルに関する注記(参照: #2.41.1を見よ。) b) 責任表示に関する注記(参照: #2.41.2を見よ。) c) 版表示に関する注記(参照: #2.41.3を見よ。) d) 逐次刊行物の順序表示に関する注記(参照: #2.41.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する注記(参照: #2.41.5を見よ。) f) 頒布表示に関する注記(参照: #2.41.6を見よ。) g) 製作表示に関する注記(参照: #2.41.7を見よ。) h) 非刊行物の制作表示に関する注記(参照: #2.41.8を見よ。)(非適用) i) 著作権日付に関する注記(参照: #2.41.9を見よ。) j) シリーズ表示に関する注記(参照: #2.41.10を見よ。) k) 刊行頻度に関する注記(参照: #2.41.11を見よ。)(非適用) l) 識別の基盤に関する注記(参照: #2.41.12を見よ。) m) 体現形の識別子に関する注記(参照: #2.41.13を見よ。)
		#2.41.0.2	情報源	体現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用	
		#2.41.0.3	記録の方法	体現形に関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	
		#2.41.0.3.1	誤表示に関する注記	情報源にある誤表示については、#1.10.11、#1.10.11 別法のどちらを適用するかによって、記録の方法が異なる。#1.10.11を適用する場合は、そのエレメントとして誤表示をそのまま記録し、識別またはアクセスに重要なときに、正しい形について注記として記録する。#1.10.11 別法を適用する場合は、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、逐次刊行物の順序表示については#2.41.4.2.2に、出版表示については#2.41.5.2.2に、頒布表示については#2.41.6.2.2に、製作表示については#2.41.7.2.2に、非刊行物の制作表示については#2.41.8.2.2にそれぞれ従う。	2.2.7F	NDL準拠	情報源にある誤表示については、#1.10.11別法を適用し、そのエレメントとして正しい形に改めたものを記録し、識別またはアクセスに重要なときに、誤表示について注記として記録する。 タイトルについては#2.41.1.2.3に、出版表示については#2.41.5.2.2に、頒布表示については#2.41.6.2.2に、製作表示については#2.41.7.2.2にそれぞれ従う。	
ES		#2.41.1	タイトルに関する注記	タイトルに関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用	
		#2.41.1.1	記録の範囲	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)	2.2.7D	一部適用	タイトルに関する注記とは、次の情報を提供する注記である。 a) タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1を見よ。) b) タイトルの変化・削除(参照: #2.41.1.2.2を見よ。) c) タイトルの誤表示(参照: #2.41.1.2.3を見よ。) d) 個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料(参照: #2.41.1.2.4を見よ。)(非適用) e) 和古書・漢籍のタイトル(参照: #2.41.1.2.5を見よ。)(非適用) f) タイトルに関するその他の情報(参照: #2.41.1.2.6を見よ。)	
		#2.41.1.2	記録の方法	タイトルに関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用	
		#2.41.1.2.1	タイトルの情報源	タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) b) 並列タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.2を見よ。) c) その他のタイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。) オンライン資料については、その資料へのアクセス日付を別の注記として記録する。(参照: #2.41.12.2.3を見よ。)	2.2.7F	適用	タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、次の規定に従って情報源を記録する。 a) 本タイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.1を見よ。) c) その他のタイトルの情報源(参照: #2.41.1.2.1.3を見よ。)	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.1.2.1.1	本タイトルの情報源	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法を見よ。) 本タイトルはPDFのカバーページによる 本タイトルは付属解説書のタイトル・ページによる 本タイトルは『国立国会図書館支部上野図書館所蔵本草関係図書目録』による 本タイトルはデータ作成機関による 本タイトルは国立国会図書館による (データ作成者の名称を記録した例) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルはタイトル・スクリーンによる 本タイトルは容器による 本タイトルはメニューによる Caption title	2.2.7F	一部適用	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルは箱による	本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源以外から採用した場合は、その情報源を記録する。また、データ作成者が本タイトルを付与した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.1.1.1.2、#2.1.1.2.11別法を見よ。) 本タイトルは付属解説書のタイトル・ページによる 本タイトルは国立国会図書館による (データ作成者の名称を記録した例) 本タイトルを#2.0.2.2で規定する優先情報源から採用した場合でも、必要に応じてその情報源を記録する。 本タイトルは奥付による 本タイトルは箱による
		#2.41.1.2.1.2	並列タイトルの情報源	並列タイトルが本タイトルと異なる情報源に表示されている場合に、それが識別またはアクセスに重要なときは、並列タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.2.1.2を見よ。) イタリア語の並列タイトルは表紙による	2.2.7F	適用	並列タイトルは本タイトルと同じ情報現上にある別言語・別文字によるタイトルとしていないので、異なる情報源の注記はない	非適用
		#2.41.1.2.1.3	その他のタイトルの情報源	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル: 名古屋市消費生活センター事業概要 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) No. 2以降のタイトル関連情報: 資源エネルギー庁がお届けするエネルギー情報誌 先行タイトルが使用されていたイテレーションを記録する。オンライン資料については、先行タイトルが見られた日付を記録する。 (参照: #2.1.5.2を見よ。) 先行タイトルの表示期間: 2003-2005 2001年までの本タイトル: 破産・和議の実務 後続タイトルが使用されている巻号または出版日付の範囲(現在も使用されている場合は、使用を開始した巻号または出版日付)を記録する。 (参照: #2.1.6.2を見よ。) 後続タイトルは32巻6号(平23.10)から11号から13号までの本タイトル: 公益財団法人土佐山内家宝物資料館年報、14号以降の本タイトル: 土佐山内家宝物資料館年報	2.2.7F 2.2.5D	一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報等の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。)	識別またはアクセスに重要な場合は、異形タイトルの情報源を記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 奥付のタイトル: ガーバー流社長が会社になくても回る「仕組み」経営 並列タイトル、タイトル関連情報の異なる形を異形タイトルとして記録した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、異なる形が表示されている部分、巻号、またはイテレーションを記録する。 (参照: #2.1.9.2を見よ。) 第2巻のタイトル関連情報: 食材の細胞科学・産業的応用
		#2.41.1.2.2	タイトルの変化・削除	タイトルの変化・削除については、次の規定に従って記録する。 a) タイトルの変化(参照: #2.41.1.2.2.1を見よ。) b) 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除(参照: #2.41.1.2.2.2を見よ。)	2.2.7F 2.2.5D	適用		タイトルの変化、削除については、次の規定に従って記録する。 a) タイトルの変化(参照: #2.41.1.2.2.1を見よ。)
		#2.41.1.2.2.1	タイトルの変化	本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、先行タイトルまたは後続タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.1.5.2 任意省略、#2.1.6.2 任意省略を見よ。) 本タイトルは微細な変更あり 並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の変化について、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、異形タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 タイトル関連情報の変更あり Subtitle varies	2.2.7F 2.2.5D	適用		本タイトルの変化について、それが頻繁に生じている場合や、識別またはアクセスに重要でないと判断される場合に、異形タイトルとして記録しなかったときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本タイトルは微細な変更あり

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#2.41.1.2.2.2	並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の削除	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号または出版日付が明らかになるように記録する。 (参照: #2.1.2.3a)、#2.1.3.3a)、#2.1.4.3a)を見よ。) 英語の並列タイトル関連情報は 15 号まで表示あり タイトル関連情報の削除 (Vol. 2 (2013.7.20)-)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、並列タイトル、タイトル関連情報、並列タイトル関連情報の表示がなくなった場合に、識別またはアクセスに重要なときは、表示が削除された巻号または出版日付が明らかになるように記録する。	非適用
		#2.41.1.2.3	タイトルの誤表示	誤記、誤植、脱字などがあるタイトルを、表示されているとおりタイトルのエレメントとして記録した場合は、その旨を記録する。 正しい本タイトル: 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解) 逐次刊行物または更新資料のタイトルに明らかな誤りがあり、正しい形に改めたものをタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 を見よ。) 1 巻 1 号の本タイトル (誤植): プロフェッショナルがなんナージング (本タイトル: プロフェッショナルがなんナージング) 誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) タイトル・ページのタイトル (誤植): 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解)	2.2.7F 2.2.5D	一部適用	誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を異形タイトルとして記録した上、注記する。 (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) タイトル・ページのタイトル (誤植): 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解) 異形タイトル: 故事熟語ことわざ新解	誤記、誤植、脱字などを正しい形に改めてタイトルのエレメントとして記録した場合は、採用した情報源に表示されている形を記録する。 (参照: #2.1.0.4.1 別法を見よ。) タイトル・ページのタイトル (誤植): 故事熟語ことわざ新解 (本タイトル: 故事熟語ことわざ新解)
		#2.41.1.2.4	個別のタイトルを本タイトルに採用した総合タイトルのない資料	総合タイトルがなく、個別のタイトルを本タイトルに採用した場合は、次の規定に従って記録する。 a) 2 番目以降の個別のタイトルの省略(参照: #2.41.1.2.4.1 を見よ。) b) 総合タイトルのない資料のタイトル関連情報(参照: #2.41.1.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F 2.2.5D	非適用		非適用
		#2.41.1.2.4.1	2番目以降の個別のタイトルの省略	採用した情報源の最初に表示された個別のタイトルを本タイトルに採用した場合は、2番目以降の個別のタイトルを省略した旨を記録する。 (参照: #2.1.1.2.10 任意省略を見よ。) 2 番目以降の個別のタイトルは省略	2.2.7F 2.2.5D	非適用		非適用
		#2.41.1.2.4.2	総合タイトルのない資料のタイトル関連情報	すべての個別のタイトルに共通するタイトル関連情報がある場合は、その旨を記録する。 すべてではないが、複数の個別のタイトルに共通するタイトル関連情報がある場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.1.3.2.4b)、#2.1.3.2.4c)を見よ。) すべてのタイトルに共通するタイトル関連情報: 現代語訳 款異抄から正法眼蔵まで共通するタイトル関連情報: 注釈付	2.2.7F 2.2.5D	適用		非適用
		#2.41.1.2.5	和古書・漢籍のタイトル	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.1.2.6	タイトルに関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、タイトルに関するその他の詳細な情報を記録する。 本タイトルの[ラブ]は記号のハートで表示 (本タイトル: 直島銭湯 [ラブ]湯)	2.2.7F	適用		適用
ES		#2.41.2	責任表示に関する注記	責任表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.2.1	記録の範囲	責任表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体 (参照: #2.41.2.2.1 を見よ。) b) 名称の異なる形(参照: #2.41.2.2.2 を見よ。) c) 責任表示に関するその他の情報(参照: #2.41.2.2.3 を見よ。) d) 責任表示の変化(参照: #2.41.2.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.2.2	記録の方法	責任表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.1	資料の知的・芸術的内容への関与があったとされる個人・家族・団体	資料の知的・芸術的内容に関する責任を有するか寄与するところがあったとされる個人・家族・団体について、責任表示のエレメントとして記録しなかった場合は、それを記録する。 以前は W.A. モーツァルトの作とされていた 伝: 菅原孝標女作	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.2	名称の異なる形	個人・家族・団体の名称が、責任表示のエレメントとして記録した形と異なる形でも資料に表示されている場合に、識別に重要なときは、それを記録する。 奥付の責任表示: 倉橋裕紀子 (責任表示: 山中裕起子)	2.2.7F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.2.2.3	責任表示に関するその他の情報	識別、アクセスまたは選択に重要な場合は、責任表示のエレメントとして記録しなかった個人・家族・団体に関する表示や、責任表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 編集・制作協力: エフビーアイ・コミュニケーションズ、森部信次 監修: チャイナワーク 総監修: 行天豊雄 翻訳監修: 金児昭、田原沖志、山田晴信、沖本美幸 演奏: 東京クワルテット(マーティン・ビーヴァー、池田菊衛(バイオリン)、磯村和英(ビオラ)、クライヴ・グリーンズミス(チェロ)) 表紙の責任表示(誤植): 奥陸明 (責任表示: 陸奥明)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.4	責任表示の変化	責任表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.2.2.4.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.2.2.4.2を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 3巻の編者: 広渡俊哉、那須善次、坂巻祥孝、岸田泰則 編者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター(no. 15-no. 18) 編集者の変更: 韓国思想講座編輯委員会(講座4[1962.8]), 韓国思想研究会(講座6[1963.8]~) 責任表示の変更: 江戸前 ESD 協議会(8号[2009.10])→東京海洋大学江戸前 ESD協議会(10号[2009.12])	2.0.3	一部適用	識別またはアクセスに重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、責任表示の変化について記録する。 (参照: #2.2.0.6を見よ。)	適用
		#2.41.2.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 監修者の変更あり 編者の変更あり	2.0.3	適用		適用
		#2.41.2.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の責任表示について記録する。 最新のイテレーションを反映して責任表示を記録から削除した場合に、識別またはアクセスに重要なときは、その旨を記録する。 (参照: #2.2.0.6を見よ。) 平成18年6月までの編者: 支援費制度研究会、平成25年3月までの編者: 障害者自立支援法研究会	2.0.6	適用		適用
		#2.41.2.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 編者の変更あり	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.3	版表示に関する注記	版表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.3.1	記録の範囲	版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照: #2.41.3.2.1を見よ。) b) 記述対象の部分にのみ関係する版表示(参照: #2.41.3.2.2を見よ。) c) 版表示に関するその他の情報(参照: #2.41.3.2.3を見よ。) d) 版表示の変化(参照: #2.41.3.2.4を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.3.2	記録の方法	版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.3.2.1	資料外からの採用	次の場合は、版表示を資料外から採用した旨を記録する。 a) 版表示を資料外の情報源から採用した場合(参照: #2.3.0.4 任意追加を見よ。) b) 版次であることが分かるように適切な語句を補って記録した場合(参照: #2.3.1.2.1を見よ。)	2.2.7F	適用	次の場合は、版表示を資料外から採用した旨を記録する。 a) 版表示を資料外の情報源から採用した場合(参照: #2.3.0.4任意追加を見よ。)	
		#2.41.3.2.2	記述対象の部分にのみ関係する版表示	複数の巻号(付属資料を含む)から成る資料全体を記述対象とする場合に、記述対象の一部分にのみ関係する版表示が、全体に関係する版表示と異なるときは、その版表示を記録する。 (参照: #2.3.0.4を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.3.2.3	版表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、版表示のエレメントとして記録しなかった、版表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 奥付の版表示(誤植): 改訂第31版 (版表示: 改訂第32版) Edition statement from cover. Title page erroneously states 2010 edition	2.2.7F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.3.2.4	版表示の変化	版表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用 版表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.3.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.3.2.4.2 を見よ。)	適用
		#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別またはアクセスに重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、版表示の変化について記録する。 (参照: #2.3.0.6 を見よ。) volume 2 の版表示: 特別日本版 1999 から 2006 までの版表示: 日本語版 Volume 2 lacks edition statement	2.0.3	適用	適用
		#2.41.3.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 版表示の変更あり Edition statement varies	2.0.3	適用	適用
		#2.41.3.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の最新のイテレーションで表示されなかった版表示や、以前のイテレーションで表示されていた版表示を記録する。	2.0.6	適用	適用
		#2.41.3.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 Replacement title pages carry successive edition statements, e.g., replacement title page received with Spring 2012 supplementation carries the statement "Fiftieth edition"	2.0.6	適用	適用
ES		#2.41.4	逐次刊行物の順序表示に関する注記	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。		対象外	非適用
		#2.41.4.1	記録の範囲	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 <以下転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.4.2	記録の方法	逐次刊行物の順序表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。		対象外	非適用
		#2.41.4.2.1	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号	逐次刊行物の順序表示の初号および(または)終号は、次の規定に従って記録する。 <以下転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.4.2.1.1	初号および(または)終号に巻次、年月次がない場合	初号および(または)終号の巻次、年月次が資料に表示されていない場合に、その前後の号の巻次、年月次に基づいて判断して順序表示を記録したときは、その初号および(または)終号以外を情報源とした旨を記録する。 (参照: #2.4.1.2.1、#2.4.2.2.1、#2.4.3.2.1、#2.4.4.2.1 を見よ。) 初号の巻次は第 2 号からの推定による		対象外	非適用
		#2.41.4.2.1.2	初号および(または)終号を識別の基盤としない場合	初号および(または)終号を識別の基盤としない場合は、次の規定に従って記録する。 <以下転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.4.2.2	複雑または不規則な順序表示、誤表示	順序表示が複雑または不規則であるが、順序表示の方式の変化とはみなせない場合に、識別に重要なときは、その旨を記録する。 <以下転記省略>		対象外	非適用
		#2.41.4.2.3	対象期間	逐次刊行物の刊行頻度が年 1 回以下で、かつ各巻号の対象期間が暦年または年度ではない場合は、対象期間について記録する。また、暦年または年度であっても、必要に応じて対象期間について記録する。 各巻の収録内容は 9 月~8 月		対象外	非適用
		#2.41.4.2.4	西暦以外の暦による年月次	西暦以外の暦によって表示されている年月次に、西暦に置き換えたものを付加した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.0.4.2 を見よ。) 西暦の表示は情報源になし		対象外	非適用
		#2.41.4.2.5	複製の順序表示	原資料の順序表示を、逐次刊行物の順序表示の要素として記録した場合に、複製自体の順序表示があるときは、それを記録する。 (参照: #2.4.0.5 を見よ。) 複製資料の順序表示: 1 巻-6 巻		対象外	非適用
		#2.41.4.2.6	順序表示の変化を示す語句	順序表示の方式に変化があり、情報源に表示されていない新しい方式であることを示す語句を記録した場合は、その旨を記録する。 (参照: #2.4.1.2.3 を見よ。) 巻次の「第 2 期」は情報源に表示なし		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.4.2.7	逐次刊行物の順序表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、逐次刊行物の順序表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 巻次は表紙による 20号限り廃刊			対象外	非適用
ES		#2.41.5	出版表示に関する注記	出版表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.5.1	記録の範囲	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照:#2.41.5.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照:#2.41.5.2.2を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照:#2.41.5.2.3を見よ。) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照:#2.41.5.2.4を見よ。) e) 出版表示に関する詳細(参照:#2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照:#2.41.5.2.6を見よ。) g) 出版表示の変化(参照:#2.41.5.2.7を見よ。)	2.2.7D	一部適用	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照:#2.41.5.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照:#2.41.5.2.2を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照:#2.41.5.2.3を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照:#2.41.5.2.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照:#2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照:#2.41.5.2.6を見よ。)(非適用) g) 出版表示の変化(参照:#2.41.5.2.7を見よ。)	出版表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用(参照:#2.41.5.2.1を見よ。) b) 架空のまたは誤った出版表示(参照:#2.41.5.2.2を見よ。) c) 複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日、終了日(参照:#2.41.5.2.3を見よ。)(非適用) d) 和古書・漢籍の出版表示(参照:#2.41.5.2.4を見よ。)(非適用) e) 出版表示に関する詳細(参照:#2.41.5.2.5を見よ。) f) 休刊(参照:#2.41.5.2.6を見よ。)(非適用) g) 出版表示の変化(参照:#2.41.5.2.7を見よ。)
		#2.41.5.2	記録の方法	出版表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.5.2.1	資料外からの採用	出版表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照:#2.5.0.4を見よ。) 出版日付は出版者のホームページによる		適用		適用
		#2.41.5.2.2	架空のまたは誤った出版表示	資料に表示された架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を出版表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照:#2.5.1.2.4、#2.5.3.2.5、#2.5.5.2.2を見よ。) 標題紙等の出版者は誤植。正しい出版者: 機械振興協会経済研究所 (出版者: 機械振興協会経済研究所) Actually published by Moens (出版者: Impr. Vincent) 資料に表示された出版地、出版者の名称、出版日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を出版表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を記録する。 (参照:#2.5.1.2.4 別法、#2.5.3.2.5 別法、#2.5.5.2.2 別法を見よ。) タイトル・ページの出版日付(誤植): 1936 (出版日付: [1963])	2.2.7F	適用		資料に表示された出版地、出版者の名称、出版日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を出版表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った出版地、出版者の名称、出版日付を記録する。 (参照:#2.5.1.2.4別法、#2.5.3.2.5別法、#2.5.5.2.2別法を見よ。) タイトル・ページの出版日付(誤植): 1936 (出版日付: [1963])
		#2.41.5.2.3	複数巻単行資料、逐次刊行物における出版の開始日および終了日	資料の識別の基盤が、初巻、初号および(または)終巻、終号以外に基づく場合は、出版の開始日および(または)終了日を記録する。 Began in 2002 Began in 1985; ceased in 1999 Ceased publication in 2010		非適用		非適用
		#2.41.5.2.4	和古書・漢籍の出版表示	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.5.2.5	出版表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、出版表示のエレメントとして記録しなかった、出版地、出版者、出版日付に関する詳細な情報を記録する。 出版日付は出版者の活動期間から推定	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.5.2.6	休刊	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料が、後日再開する予定で休刊した場合は、その旨を記録する。 出版が再開された場合は、休刊期間がわかる日付や巻号などを記録する。 休刊: 2012–2013 Suspended with volume 20 No updates issued from 1981 to 1992		非適用		非適用
		#2.41.5.2.7	出版表示の変化	出版地および(または)出版者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照:#2.41.5.2.7.1を見よ。) b) 更新資料(参照:#2.41.5.2.7.2を見よ。)	2.2.7F	一部適用	出版地および(または)出版者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照:#2.41.5.2.7.1を見よ。) b) 更新資料(参照:#2.41.5.2.7.2を見よ。)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.5.0.6.1 を見よ。) 出版者変遷: 自然科学研究機構岡崎統合事務センター (no. 15-no. 36) → 自然科学研究機構 (no. 37-)	2.0.3	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。出版地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、出版者の名称が変化したか、または出版者が他の出版者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。出版者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.5.0.6.1 を見よ。)	適用
		#2.41.5.2.7.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.5.0.6.1 任意省略を見よ。) 出版者の変更あり	2.0.3	適用	適用
		#2.41.5.2.7.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の出版地および(または)出版者の名称を記録する。 (参照: #2.5.0.6.2 を見よ。) 2003年4月までの出版者: 第一法規出版	2.0.6	適用	適用
		#2.41.5.2.7.2	更新資料 任意省略	#2.41.5.2.7.2 更新資料 任意省略 変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.5.0.6.2 任意省略を見よ。) 出版地の変更あり	2.0.6	適用	適用
ES		#2.41.6	頒布表示に関する注記	頒布表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用
		#2.41.6.1	記録の範囲	頒布表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用 (参照: #2.41.6.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った頒布表示 (参照: #2.41.6.2.2 を見よ。) c) 頒布表示に関する詳細 (参照: #2.41.6.2.3 を見よ。) d) 頒布表示の変化 (参照: #2.41.6.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用	適用
		#2.41.6.2	記録の方法	頒布表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.6.2.1	資料外からの採用	頒布表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.6.2.2	架空のまたは誤った頒布表示	資料に表示された架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4、#2.6.3.2.5、#2.6.5.2.2 を見よ。) 資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4 別法、#2.6.3.2.5 別法、#2.6.5.2.2 別法を見よ。)	2.2.7F	一部適用 資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4 別法、#2.6.3.2.5 別法、#2.6.5.2.2 別法を見よ。)	資料に表示された頒布地、頒布者の名称、頒布日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を頒布表示のエレメントとして記録した場合は、架空のまたは誤った頒布地、頒布者の名称、頒布日付を記録する。 (参照: #2.6.1.2.4別法、#2.6.3.2.5別法、#2.6.5.2.2別法を見よ。)
		#2.41.6.2.3	頒布表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、頒布表示のエレメントとして記録しなかった、頒布地、頒布者、頒布日付に関する詳細な情報を記録する。 共同頒布者: 三省堂書店 頒布地、頒布者: 1号-No.2 表示なし	2.2.7F	適用	識別またはアクセスに重要な場合は、頒布表示のエレメントとして記録しなかった、頒布地、頒布者、頒布日付に関する詳細な情報を記録する。 共同発売: 三省堂書店
		#2.41.6.2.4	頒布表示の変化	頒布地および(または)頒布者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物 (参照: #2.41.6.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料 (参照: #2.41.6.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。頒布者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.6.0.6.1 を見よ。) 29巻1号から30巻4号までの頒布者: 防衛弘済会	2.0.3	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。頒布地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、頒布者の名称が変化したか、または頒布者が他の頒布者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。頒布者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.6.0.6.1 を見よ。)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.6.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.6.0.6.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用		適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の頒布地および(または)頒布者の名称を記録する。 (参照: #2.6.0.6.2 を見よ。)	2.0.6	適用		適用
		#2.41.6.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.6.0.6.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.7	製作表示に関する注記	製作表示に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.7.1	記録の範囲	製作表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 資料外からの採用 (参照: #2.41.7.2.1 を見よ。) b) 架空のまたは誤った製作表示 (参照: #2.41.7.2.2 を見よ。) c) 製作表示に関する詳細 (参照: #2.41.7.2.3 を見よ。) d) 製作表示の変化 (参照: #2.41.7.2.4 を見よ。)	2.2.7D	適用		適用
		#2.41.7.2	記録の方法	製作表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.1	資料外からの採用	製作表示について、資料外から採用した旨を記録する。 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.2	架空のまたは誤った製作表示	資料に表示された架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を製作表示の要素として記録した場合は、実際の情報を記録する。実際の情報が不明な場合は、架空のまたは誤った表示である旨を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4、#2.7.3.2.5、#2.7.5.2.2 を見よ。) 資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)	2.2.7F	一部適用	資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)	資料に表示された製作地、製作者の名称、製作日付が架空であるか誤っていると判明し、実際の情報を製作表示の要素として記録した場合は、架空のまたは誤った製作地、製作者の名称、製作日付を記録する。 (参照: #2.7.1.2.4 別法、#2.7.3.2.5 別法、#2.7.5.2.2 別法を見よ。)
		#2.41.7.2.3	製作表示に関する詳細	識別またはアクセスに重要な場合は、製作表示の要素として記録しなかった、製作地、製作者、製作日付に関する詳細な情報を記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.4	製作表示の変化	製作地および(または)製作者の名称に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物 (参照: #2.41.7.2.4.1 を見よ。) b) 更新資料 (参照: #2.41.7.2.4.2 を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。製作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.7.0.6.1 を見よ。)	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作地が変化して、その変化が識別またはアクセスに重要な場合は、それを記録する。製作地の変化が名称上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、製作者の名称が変化したか、または製作者が他の製作者に替わった場合に、それらの変化が識別またはアクセスに重要なときは、それを記録する。製作者の変化が表示上のものであっても、識別に重要な場合は、それを記録する。 (参照: #2.7.0.6.1 を見よ。)	適用
		#2.41.7.2.4.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.7.0.6.1 任意省略を見よ。)	2.0.3	適用		適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の変化前の製作地および(または)製作者の名称を記録する。 (参照: #2.7.0.6.2 を見よ。)	2.0.6	適用		適用
		#2.41.7.2.4.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.7.0.6.2 任意省略を見よ。)	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.8	非刊行物の制作表示に関する注記	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.1	記録の範囲	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2	記録の方法	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.1	資料外からの採用	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.2	架空のまたは誤った制作表示	<転記省略>			対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.8.2.3	和古書・漢籍の制作表示	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.4	非刊行物の制作表示に関する詳細	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.5	制作表示の変化	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.2	更新資料	<転記省略>			対象外	非適用
		#2.41.8.2.5.2	更新資料 任意省略	<転記省略>			対象外	非適用
ES		#2.41.9	著作権日付に関する注記	著作権日付に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		非適用
		#2.41.9.1	記録の範囲	著作権日付に関する注記は、著作権日付として記録しなかった、著作権日付に関する情報を提供する注記である。	2.2.7D	適用		非適用
		#2.41.9.2	記録の方法	著作権日付に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用		非適用
		#2.41.9.2.1	著作権日付に関する詳細	著作権日付のエレメントとして記録しなかった、著作権日付に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.9.2 任意追加を見よ。) 英語版: ©2005 (著作権の日付は copyright ©2005.と図書に表示)	2.2.7F	適用		非適用
ES		#2.41.10	シリーズ表示に関する注記	シリーズ表示に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.1	記録の範囲	シリーズ表示に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合(参照: #2.41.10.2.1を見よ。) b) シリーズ表示に関するその他の情報(参照: #2.41.10.2.2を見よ。) c) シリーズ表示の変化(参照: #2.41.10.2.3を見よ。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2	記録の方法	シリーズ表示に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.1	部分によってシリーズ表示が異なり複雑な場合	包括的記述において、記述対象の個々の部分が異なるシリーズに属し、かつその複数のシリーズの関係が複雑なためにシリーズ表示のエレメントとしての確に記録できない場合は、シリーズに関する具体的な情報を記録する。 (参照: #2.10.0.4.2を見よ。) 第1巻から第3巻まで: シリーズ A、第4巻はシリーズ表示なし、第5巻から7巻まで: シリーズ B、第8巻: シリーズ A、シリーズ B	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.2	シリーズ表示に関するその他の情報	識別またはアクセスに重要な場合は、シリーズ表示に関するその他の詳細な情報を記録する。 シリーズの本タイトルはブックジャケットによる シリーズの並列タイトルはネパール語からの翻訳 奥付のシリーズの本タイトル(誤植): 早稲田大学現代中国研究叢書	2.2.7F	適用		適用
		#2.41.10.2.3	シリーズ表示の変化	シリーズ表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.41.10.2.3.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。)	2.2.7F	一部適用	シリーズ表示に変化が生じた場合は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.10.2.3.1を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.41.10.2.3.2を見よ。)	適用
		#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じた場合に、それをシリーズ表示のエレメントとしての確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要なときは、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6を見よ。) シリーズの本タイトルの変更: 労政時報選書 賃金資料シリーズ、4 (-2013年版(2013))→賃金資料シリーズ、4 (2014年版(2014))	2.0.3	一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で、シリーズ表示の変化または追加が生じた場合に、それをシリーズ表示のエレメントとしての確に記録できず、かつ識別またはアクセスに重要なときは、変化または追加の旨を記録する。削除が生じ、かつ識別またはアクセスに重要な場合は、削除の旨を記録する。 (参照: #2.10.0.6を見よ。)	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.10.2.3.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.3	適用		適用
		#2.41.10.2.3.2	更新資料	識別またはアクセスに重要な場合は、更新資料の後続のイテレーションで削除が生じた、シリーズ表示を記録する。 (参照: #2.10.0.6 を見よ。) 1974-2000 年までのシリーズ表示: 基本行政通達 (シリーズ表示: 基本行政通知処理基準) シリーズ表示が後続のイテレーションに追加された場合は、そのイテレーションが出版された日付を記録する。 シリーズ表示の開始年: 2003 (2000 年にシリーズ表示なしに出版開始)	2.0.6	適用		適用
		#2.41.10.2.3.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.6	適用		適用
ES		#2.41.11	刊行頻度に関する注記	刊行頻度に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		非適用
		#2.41.11.1	記録の範囲	刊行頻度に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 刊行頻度の詳細(参照: #2.41.11.2.1 を見よ。) b) 刊行頻度の変化(参照: #2.41.11.2.2 を見よ。)	2.2.7D	適用		非適用
		#2.41.11.2	記録の方法	刊行頻度に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		非適用
		#2.41.11.2.1	刊行頻度の詳細	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 a) 逐次刊行物の巻号の刊行の間隔 b) 更新資料の更新の間隔 c) 内容の最新の更新状況 月刊 (8-9 月は刊行せず) 年 9 回刊 偶数月ごとに更新 (12 月を除く) Monthly (except June and July) Monthly, with annual supplements Updated every 4 weeks	2.2.7F	一部適用	次の事項について、表 2.13.3 に適切な用語がない場合は、刊行頻度の詳細な情報を記録する。 b) 更新資料の更新の間隔	非適用
		#2.41.11.2.2	刊行頻度の変化	刊行頻度の変化については、頻度とその頻度で刊行または更新された期間を、年代順に記録する。 (参照: #2.13.4 を見よ。) 1 巻 1 号から 13 巻 10 号までは月刊 227 号から 281 号までは隔週刊, 282 号から 300 号までは月刊 月刊, 379 号 (1979.11)-562 号 (1995.3)→隔月刊, 563 号 (1995.5)→隔月刊, 1969-1985; 月刊, 1986-Quarterly, 1948-1952; bimonthly, 1953-1973; quarterly, 1974	2.2.7F	一部適用	刊行頻度の変化については、頻度とその頻度で更新された期間を、年代順に記録する。 (参照: #2.13.4 を見よ。)	非適用
		#2.41.11.2.2	刊行頻度の変化 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.13.4 を見よ。) 刊行頻度の変更あり Frequency varies	2.2.7F	適用		非適用
ES		#2.41.12	識別の基盤に関する注記	識別の基盤に関する注記は、体現形に関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.41.12.1	記録の範囲	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照: #2.41.12.2.1 を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2 を見よ。) オンライン資料については、記述のためにその資料が見られた日付を含めることができる。 (参照: #2.41.12.2.3 を見よ。)	2.2.7D	一部適用	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1 を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2 を見よ。)	識別の基盤に関する注記は、体現形の識別に使用した次の情報を提供する注記である。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物の部分(参照: #2.41.12.2.1 を見よ。) b) 更新資料のイテレーション(参照: #2.41.12.2.2 を見よ。)(非適用)
		#2.41.12.2	記録の方法	識別の基盤に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1 に従って記録する。	2.2.7F	適用		適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.41.12.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物の識別の基盤とした部分	複数巻単行資料または逐次刊行物について、最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照: #1.6.1a)、#1.6.1b)を見よ。) 次の資料に該当する場合は、それぞれの規定も適用する。 a) 複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1.1を見よ。) b) 順序表示のある逐次刊行物(参照: #2.41.12.2.1.2を見よ。) c) 順序表示のない逐次刊行物(参照: #2.41.12.2.1.3を見よ。) 識別の基盤は 15 巻 3 号による 識別の基盤は 12660 号(平成 27 年 7 月 22 日)による Description based on 2005 Latest issue consulted: 2008	2.2.7F	一部適用 包括的記述を作成する複数巻単行資料について、最初の巻号を識別の基盤としなかった場合は、識別の基盤とした部分について記録する。 (参照: #1.6.1a)、#1.6.1b)を見よ。) 次の資料に該当する場合は、それぞれの規定も適用する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.41.12.2.1.1を見よ。)	適用
		#2.41.12.2.1.1	複数巻単行資料	識別の基盤とした複数巻単行資料の部分の巻号またはその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。	2.0.3	一部適用 識別の基盤とした包括的記述を作成する複数巻単行資料の部分の巻号またはその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。	適用
		#2.41.12.2.1.2	順序表示のある逐次刊行物	複数の巻号を参照した場合は、参照した最新の巻号を、識別の基盤とした巻号に関する注記とは別に記録する。 識別の基盤は 5 号による 参照した最新の号: 10 号 ただし、逐次刊行物の順序表示の要素として記録した初号および(または)終号の部分については、記録しない。 (参照: #2.4を見よ。) 参照した最新の号: 8 巻 12 号(1988.12) (識別の基盤: 1 巻 1 号)		対象外	非適用
		#2.41.12.2.1.3	順序表示のない逐次刊行物	参照した最も古い部分とその出版等の日付を記録する。 複数の部分を参照した場合は、参照した最新の部分とその日付を、識別の基盤とした部分に関する注記とは別に記録する。 参照した最新の巻: スコットランドの民話, 1989		対象外	非適用
		#2.41.12.2.2	更新資料の識別の基盤としたイテレーション	更新資料について、参照した最新のイテレーションを記録する。 (参照: #1.6.2を見よ。) 参照した最新のイテレーション: 2010 年 4 月の更新版	2.0.6	適用	非適用
		#2.41.12.2.3	オンライン資料へのアクセス日付	オンライン資料については、最新のアクセス日付を記録する。 最終アクセス: 2015 年 6 月 10 日 閲覧日: 2014 年 11 月 5 日		対象外	非適用
ES		#2.41.13	体現形の識別子に関する注記	体現形の識別子に関する注記は、体現形に関する注記の要素・サブタイプである。	2.2.7A	適用	適用
		#2.41.13.1	記録の範囲	体現形の識別子に関する注記は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する情報を提供する注記である。	2.2.7D	適用	適用
		#2.41.13.2	記録の方法	体現形の識別子に関する注記は、#2.41.0.3、#2.41.0.3.1に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用
		#2.41.13.2.1	体現形の識別子に関する詳細	識別またはアクセスに必要な場合は、体現形の識別子として記録しなかった、体現形の識別子に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.34.0.4を見よ。) ISBN はケースによる ISSN は出版者の Web サイトによる(2015.9.20 参照)	2.2.7F	適用	適用
E		#2.42	キャリアに関する注記	キャリアに関する注記は、要素である。	2.2.7A	適用	適用
		#2.42.0	通則			-	-
		#2.42.0.1	記録の範囲	キャリアに関する注記は、#2.14~#2.33 のキャリアに関する情報に記録しなかった、体現形のキャリアの識別または選択に必要な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)	2.2.7D	適用	適用
		#2.42.0.1.1	要素・サブタイプ	キャリアに関する注記には、次の要素・サブタイプがある。 a) 数量に関する注記(参照: #2.42.1を見よ。) b) 大きさに関する注記(参照: #2.42.2を見よ。) c) キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記(参照: #2.42.3を見よ。)	2.2.7A	適用	キャリアに関する注記には、次の要素・サブタイプがある。 a) 数量に関する注記(参照: #2.42.1を見よ。) b) 大きさに関する注記(参照: #2.42.2を見よ。) c) キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記(参照: #2.42.3を見よ。)(非適用)
		#2.42.0.2	情報源	キャリアに関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用
		#2.42.0.3	記録の方法	キャリアに関する注記について、引用もしくは参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	2.2.7F	適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.42.0.3.1	装丁に関する注記	装丁について、必要な場合は記録する。 箱入 帙入 ホルダー入	2.2.7F	適用		適用
		#2.42.0.3.2	和古書・漢籍に関する注記	<転記省略>			対象外	非適用
ES		#2.42.1	数量に関する注記	数量に関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.42.1.1	記録の範囲	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.1を見よ。) b) 刊行中止の資料(参照:#2.42.1.2.2を見よ。) c) 全体のページ付(参照:#2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照:#2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照:#2.42.1.2.5を見よ。) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.6を見よ。) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.7を見よ。) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.8を見よ。) i) 数量のその他の詳細(参照:#2.42.1.2.9を見よ。)	2.2.7D	一部適用	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.1を見よ。)(非適用) b) 刊行中止の資料(参照:#2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照:#2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照:#2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照:#2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照:#2.42.1.2.9を見よ。)	数量に関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) 多種類のキャリアから成る資料の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.1を見よ。) b) 刊行中止の資料(参照:#2.42.1.2.2を見よ。)(非適用) c) 全体のページ付(参照:#2.42.1.2.3を見よ。) d) 重複したページ付(参照:#2.42.1.2.4を見よ。) e) 冊数と異なる書誌的巻数(参照:#2.42.1.2.5を見よ。)(非適用) f) 和古書・漢籍の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.6を見よ。)(非適用) g) 初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.7を見よ。)(非適用) h) 単一のキャリアに収められた複数の楽譜の数量の詳細(参照:#2.42.1.2.8を見よ。)(非適用) i) 数量のその他の詳細(参照:#2.42.1.2.9を見よ。)
		#2.42.1.2	記録の方法				-	-
		#2.42.1.2.1	多種類のキャリアから成る資料	多種類のキャリアから成り、「各種資料」、「various pieces」等の語を用いて数量を包括的に記録した場合に、識別または選択に重要なときは、数量の詳細をキャリア別に記録する。 (参照:#2.17.0.2.3、#2.17.5.1を見よ。) シート 20 枚、コップ 1 個、プレート 2 枚、フォーク 1 本、スプーン 1 本 (数量:各種資料 25 個) 機関車 1 両、客車 6 両、貨車 3 両、レール 50 本 (数量:模型機関車キット 1 組(各種構成物あり)) 絵はがき 16 枚、トランプ 1 組、カード 16 枚、冊子 31 p (数量:ゲーム 1 組(各種構成物あり))			対象外	多種類のキャリアから成り、「各種資料」等の語を用いて数量を包括的に記録した場合に、識別または選択に重要なときは、数量の詳細をキャリア別に記録する。 (参照:#2.17.0.2.3を見よ。) シート 20枚、コップ 1個、プレート 2枚、フォーク 1本、スプーン 1本 (数量:各種資料 25個)
		#2.42.1.2.2	刊行中止の資料	複数のユニットから成る予定の資料がまだすべて刊行されていない場合に、今後刊行されないことが明らかとなり、刊行済のユニット数を数量として記録したときは、これ以上刊行されない旨を記録する。 (参照:#2.17.0.2.4、#2.17.0.2.4 別法、#2.17.1.2.2、#2.17.1.2.2 別法を見よ。) 刊行中止 No more volumes published			対象外	非適用
		#2.42.1.2.3	全体のページ付	全体の一部が記述対象である場合に、その部分自体のページ付に加えて全体のページ付もあるときは、必要に応じて、全体のページ付を記録する。 (参照:#2.17.1.1.8を見よ。) p 131-248 のページ付もあり (数量: 118 p) (1-118 のページ付と、131-248 という全体の中のページ付がある。)	2.2.7F	適用		適用
		#2.42.1.2.4	重複したページ付	複数言語のテキスト等でページ付が重複している場合は、その旨を記録する。 (参照:#2.17.1.1.12を見よ。) 左右同一ページ付 (数量: 60, 60 p)	2.2.7F	適用		適用
		#2.42.1.2.5	冊数と異なる書誌的巻数	書誌的巻数が冊数と異なる場合は、その旨を記録する。 2 bibliographic volumes in 1 physical volume ただし、次の場合は記録しない。 a) 和古書・漢籍(参照:#2.1.1.2.12を見よ。) b) 刊行が完結した逐次刊行物について、数量として書誌的巻数を記録した場合(参照:#2.17.1.2A 別法を見よ。)			対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.42.1.2.6	和古書・漢籍	和古書・漢籍については、合冊または分冊されて原装の冊数が増えている場合などは、必要に応じて原装のキャリアについて記録する。 (参照: #2.17.0.2A を見よ。) 原装 3 冊 (数量: 2 冊) 丁数について、必要な場合は、記録する。			対象外	非適用
		#2.42.1.2.7	初期印刷資料 (和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料のページ付に関する詳細な情報が、識別または選択に重要な場合に、テキストの数量として簡略に記録できないときは、その詳細を記録する。 (参照: #2.17.1.1.1A、#2.17.1.1.4A を見よ。) 識別または選択に重要な場合は、面のページ付などのシートの詳細なレイアウトを記録する。 (参照: #2.17.1.4A を見よ。) Signatures: A-C8, 2A-C8 a8b10			対象外	非適用
		#2.42.1.2.8	単一のキャリアに収められた複数の楽譜	単一のキャリアに複数の形式の楽譜が収められている場合は、必要に応じてその旨を記録する。 (参照: #2.17.2.1 を見よ。) パート譜 4 部を 1 冊に収録 スコア 1 部とパート譜 1 部を 1 冊に収録 (パート譜は p 6-8) (数量: スコア 1 部, パート 1 部 (8 p))			対象外	非適用
		#2.42.1.2.9	数量のその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 251-269 ページは存在していない 89-93 ページが重複して現れる 片面印刷 (ページ数は両面分カウントされているが、片面印刷の資料) 図版は両面印刷 (図版が丁付けされた紙葉の両面に印刷され、数量として丁数のみを記録した場合)	2.2.7F	適用		適用
ES		#2.42.2	大きさに関する注記	大きさに関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.2.7A	適用		適用
		#2.42.2.1	記録の範囲	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2 を見よ。) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.5 を見よ。)	2.2.7D	一部適用	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2 を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.5 を見よ。)	大きさに関する注記は、次の情報を提供する注記である。 a) テキスト・ブロックの大きさ(参照: #2.42.2.1 を見よ。) b) テープまたはフィルムの長さ(参照: #2.42.2.2 を見よ。)(非適用) c) 外形の寸法(参照: #2.42.2.3 を見よ。) d) 大きさのその他の詳細(参照: #2.42.2.4 を見よ。) e) 大きさの変化(参照: #2.42.2.5 を見よ。)
		#2.42.2.2	記録の方法				-	-
		#2.42.2.2.1	テキスト・ブロックの大きさ	テキスト・ブロックの大きさが異なるものを合冊している場合に、識別または選択に重要なときは、テキスト・ブロックの大きさについて記録する。 (参照: #2.18.0.2.1A を見よ。) テキスト・ブロックは 20-26 cm Text block height varies, 13 cm to 26 cm	2.2.7F	適用		適用
		#2.42.2.2.2	テープまたはフィルムの長さ	記述対象が、ビデオカセット、フィルム・カセット、ビデオ・カートリッジ、フィルム・カートリッジ、フィルムストリップ・カートリッジ、フィルム・リール、ビデオテープ・リール、ロールのいずれかの場合に、識別または選択に重要なときは、テープまたはフィルムの長さを記録する。 (参照: #2.18.0.2.1G、#2.18.0.2.1G 別法、#2.18.0.2.1H、#2.18.0.2.1H 別法、#2.18.0.2.1J、#2.18.0.2.1K を見よ。) テープの長さは 247 m		非適用		非適用
		#2.42.2.2.3	外形の寸法	ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照: #2.18.0.2.1I を見よ。) ディスクの盤面は正方形 20 × 20 cm トランスベアレンシーについて、識別または選択に重要な場合は、フレームまたは台紙を含めた大きさを記録する。 (参照: #2.18.0.2.1M を見よ。) 台紙を含めた大きさは 25 × 32 cm	2.2.7F	適用		ディスクの形状が標準でない場合(例えば、ディスクが円形でない)は、外形の寸法を記録する。 (参照: #2.18.0.2.1I を見よ。) ディスクの盤面は正方形 20 × 20 cm

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#2.42.2.2.4	大きさのその他の詳細	識別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかったその他の詳細な情報を記録する。 直径 26cm の円形本	2.2.7F		適用	適用
		#2.42.2.2.5	大きさの変化	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.42.2.2.5.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.2.2.5.2 を見よ。)	2.2.7F	一部適用	識別または選択に重要な場合は、大きさの変化について、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.42.2.2.5.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.2.2.5.2 を見よ。)	
		#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 大きさの変化: 26 cm (-49 巻 12 号 (2002.12))→30 cm (50 巻 1 号 (2003.1))	2.0.3	一部適用	識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、大きさの変化について記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。)	適用
		#2.42.2.2.5.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 大きさは 20-26 cm の範囲で号ごとに異なる 大きさの変りあり Size varies	2.0.3	適用		非適用
		#2.42.2.2.5.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の大きさについて記録する。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。) 変化前の大きさ: 28 cm	2.0.6		適用	適用
		#2.42.2.2.5.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.18.0.2.5 を見よ。)	2.0.6		適用	非適用
ES		#2.42.3	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、キャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。	2.0.3 2.0.6 2.2.7A		適用	非適用
		#2.42.3.1	記録の範囲	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。	2.0.3 2.0.6 2.2.7D		適用	非適用
		#2.42.3.2	記録の方法	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	2.0.3 2.0.6 2.2.7F	一部適用	キャリアに関するその他の情報の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #2.42.3.2.1 を見よ。) b) 更新資料(参照: #2.42.3.2.2 を見よ。)	非適用
		#2.42.3.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの変化について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3	一部適用	識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの変化について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	非適用
		#2.42.3.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、その旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.3		適用	非適用
		#2.42.3.2.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の#2.16 および #2.19～#2.33 に規定するエレメントの情報について記録する。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.6		適用	非適用
		#2.42.3.2.2	更新資料 任意省略	変化が頻繁に生じている場合は、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 (参照: #2.14.0.6 を見よ。)	2.0.6		適用	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#3	個別資料			個別資料に関する注記については参加組織が自由に定めるので、ここでは特に記録の方法を規定しない。	-	
		#3.0	通則	この章では、個別資料の属性の記録について規定する。		適用	適用	
		#3.0.1	記録の目的	個別資料の属性の記録の目的は、個別資料の識別を可能とすること、ならびに利用者のニーズに合致する個別資料の選択および入手に役立つことである。	7.1.1C等	適用	適用	
		#3.0.2	情報源	個別資料の属性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用	
		#3.0.3	記録の方法	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、データ作成機関が定めた目録用言語で記録する。		NDL準拠	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、日本語で記録する。	個別資料の属性は、#0.9.4に従って、日本語で記録する。
E		#3.1	所有・管理履歴	所有・管理履歴は、エレメントである。		適用		非適用
		#3.1.1	記録の範囲	所有・管理履歴は、その個別資料の過去の所有、責任、保管などの変遷に関する情報である。		適用		非適用
		#3.1.2	記録の方法	旧蔵者の名称および所有等に関する年を記録する。 岡田希雄旧蔵 印記: 靛黼蔵書. 忠順之印 The George Korson Folklore Archive was presented by George Korson to King's College, Wilkes Barre, Pennsylvania in 1965 and donated by King's College to the American Folklife Center in 2003		適用		非適用
E		#3.2	直接入手元	直接入手元は、エレメントである。		非適用		非適用
		#3.2.1	記録の範囲	直接入手元は、その個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法である。		非適用		非適用
		#3.2.2	記録の方法	個別資料の直接の入手元、入手日付および入手方法を公表できる範囲で記録する。 梅原龍三郎氏より寄贈 1974年8月、個人より寄託 Purchased from: Walnut's Antiques, Brewster, Mass., 2011		非適用		非適用
		#3.3	アクセス制限	アクセス制限については、#2.37に従う。		非適用		非適用
		#3.4	利用制限	利用制限については、#2.38に従う。		適用		非適用
E		#3.5	個別資料の識別子	個別資料の識別子は、エレメントである。	7.2.2A	適用		非適用
		#3.5.1	記録の範囲	個別資料の識別子は、その個別資料と結びつけられ、他の個別資料との判別を可能とする文字列および(または)番号である。	7.2.2C	適用		非適用
		#3.5.2	記録の方法	個別資料の識別子に定められた表示形式がある場合は、その形式に従って記録する。 個別資料の識別子に定められた表示形式がない場合は、情報源に表示されているとおりに記録する。容易に判明するときは、必要に応じて、識別子の名称または識別子に責任を有する機関等の名称等に続けて、識別子を記録する。 憲政資料室収集文書 1235 (国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「米軍投下ビラ」の資料番号)	7.2.2D	適用		非適用
		#3.5.2.1	不正確な識別子	個別資料に表示されている識別子が不正確であることが判明している場合は、表示されているとおりに記録し、続けて、文字列および(または)番号が、次のいずれかであることを示す語句を付加する。 a) 不正確である b) 取り消されている c) 無効である		非適用		非適用
		#3.5.3	複製	複製については、原資料ではなく、複製物自体の識別子を記録する。		非適用		非適用
E		#3.6	個別資料に関する注記	個別資料に関する注記は、エレメントである。		適用		非適用
		#3.6.1	記録の範囲	個別資料に関する注記とは、#3.1~#3.5の個別資料のエレメントに記録しなかった、個別資料の識別、選択またはアクセスに必要な情報を提供する注記である。(参照: 個別資料のキャリアに関する注記は、#3.7を見よ。)		適用		非適用
		#3.6.2	記録の方法	個別資料に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。		非適用		非適用
E		#3.7	個別資料のキャリアに関する注記	個別資料のキャリアに関する注記は、エレメントである。		適用		適用
		#3.7.0	通則			-	-	*

要素	要素番号	要素見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
	#3.7.0.1	記録の範囲	個別資料のキャリアに関する注記とは、その個別資料に固有で、同一の体現形に属する他の個別資料が有しないキャリアの特性について、付加的な情報を提供する注記である。 (参照: 個別資料に関する注記は、#3.6を見よ。) (参照: 体現形のキャリアに関する注記は、#2.42を見よ。)		非適用		適用	
	#3.7.0.1.1	エレメント・サブタイプ	個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。)		非適用	同上	個別資料のキャリアに関する注記には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 個別資料の数量に関する注記(参照: #3.7.1を見よ。) b) 個別資料の大きさに関する注記(参照: #3.7.2を見よ。)(非適用)	
	#3.7.0.2	情報源	個別資料のキャリアに関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		適用	
	#3.7.0.3	記録の方法	個別資料のキャリアに関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。 指揮者の署名付(スリーブ裏) 著者署名入り 和古書・漢籍は#3.7.0.3.2に、初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)は#3.7.0.3.3に従って記録する。		非適用		個別資料のキャリアに関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13に従って記録する。	
	#3.7.0.3.1	破損・虫損等	破損・虫損等で保存状態がよくないものや補修があるものについて、その旨を記録する。 虫損あり(裏打ち補修あり) 破損・汚損あり		非適用		非適用	
	#3.7.0.3.2	和古書・漢籍	和古書・漢籍について、その個別資料に固有の、注、訓点、識語、書き入れなどの情報を記録する。 a) 注がある場合は、表示されている位置も含めてその旨を記録する。 頭注あり 割注あり b) 本文に訓点等がある場合は、漢字、片仮名、平仮名の別とともにその旨を記録する。 付訓あり、右傍: 片仮名付訓、左傍: 平仮名付訓 c) 謄本等で、本文の横に記号が付されている場合は、その旨を記録する。 節付記号あり d) 識語、書き入れ、補写、筆彩等がある場合は、その旨を記録する。 識語「安永四年未九月廿五日はしめてよむ / 小雲泉主人」 朱墨の書き込みあり 図版の一部に後人の着彩あり e) 付箋、貼りこみ等がある場合は、記録する。 宣長自筆付箋多数あり 文中和歌に黄と青の押紙あり 「是より奥写に見」との付箋あり		対象外		非適用	
	#3.7.0.3.3	初期印刷資料(和古書・漢籍を除く)	初期印刷資料について、朱書、彩色、製本など、その個別資料に固有の情報を記録する。 Imperfect: Wanting leaves H7-H8, Ff-8 and Ll1-8 Library's copy imperfect: pages 13-16 misbound after page 15 Signed Pierluigi Bruni		対象外		非適用	
ES	#3.7.1	個別資料の数量に関する注記	個別資料の数量に関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		適用	
	#3.7.1.1	記録の範囲	個別資料の数量に関する注記とは、数量として記録しなかった、その個別資料に固有の数量の注記である。 (参照: #2.17を見よ。)		非適用	個別資料に関する注記については参加組織が自由に定めるので、ここでは特に記録の方法を規定しない。	適用	
	#3.7.1.2	記録の方法	識別または選択に重要な場合は、数量として記録しなかった、個別資料の数量に関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.17を見よ。) 図版 7, 10, 付図「臺灣地圖」を欠く		非適用	同上	適用	
	#3.7.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物、更新資料の所蔵の詳細	複数巻単行資料、逐次刊行物または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。 12号欠号、15号に欠落あり		一部適用	包括的記述を作成する複数巻単行資料または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。	複数巻単行資料または更新資料の所蔵の詳細な情報について記録する。 欠: 12号	
	#3.7.1.2.2	和古書・漢籍	和古書・漢籍について、残欠がある場合は、その旨を記録する。 巻6第13丁裏以降を欠く		対象外		非適用	
ES	#3.7.2	個別資料の大きさに関する注記	個別資料の大きさに関する注記は、個別資料のキャリアに関する注記のエレメント・サブタイプである。		適用		非適用	
	#3.7.2.1	記録の範囲	個別資料の大きさに関する注記とは、大きさとして記録しなかった、その個別資料に固有の大きさの注記である。 (参照: #2.18を見よ。)		非適用		非適用	

*

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#3.7.2.2	記録の方法	<p>鑑別または選択に重要な場合は、大きさとして記録しなかった、個別資料の大きさに関する詳細な情報を記録する。 (参照: #2.18 を見よ。) 額装時の大きさ: 50 × 40 cm 土台取付け時の大きさ: 45 × 60 cm</p>		非適用		非適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4	著作				
		#4.0	通則	この章では、著作の属性の記録について規定する。 記録する要素として、著作のタイトル、著作のタイトル以外の識別要素、説明・管理要素、著作の内容がある。 著作のタイトルには、第一の識別要素である著作の優先タイトルと、著作の異形タイトルとがある。なお、この章では、「著作のタイトル」、「著作の異形タイトル」をそれぞれ単に「タイトル」、「異形タイトル」と記載することがある。		適用	
		#4.0.1	記録の目的	著作の属性の記録の目的は、著作の識別を可能とすること、および利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	
		#4.0.1.1	規定の構成	一般的な著作の属性については、その通則を#4.0で、タイトルを#4.1～#4.2で、タイトル以外の識別要素を#4.3～#4.7で、説明・管理要素を#4.8～#4.12で規定する。著作の内容は、#4.15～#4.23で規定する。 法令等の属性については、その通則を#4.13.0で、タイトルを#4.13.1～#4.13.2で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.13.3～#4.13.5を優先した上で、#4.3～#4.7をも適用できる。 音楽作品の属性については、その通則を#4.14.0で、タイトルを#4.14.1～#4.14.2で、音楽作品固有のタイトル以外の識別要素を#4.14.3～#4.14.5で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.3～#4.7をも適用できる。 法令等、音楽作品の説明・管理要素は、#4.8～#4.12による。 (参照: 著作に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#22を見よ。)		適用	
		#4.0.2	情報源	著作の属性を記録するにあたって、その情報源は特に規定しない限りどこでもよい。 (参照: 著作の優先タイトルについては、#4.1.2～#4.1.3.2別法を見よ。異形タイトルについては、#4.2.2を見よ。)		適用	
		#4.0.3	記録の方法	著作のタイトルは、規定した情報源に基づく情報を、#1.11～#1.12.3に従って記録する。 (参照: #4.1.4、#4.2.3を見よ。) タイトル以外の識別要素は、#4.3.3～#4.7.3に従って記録する。 説明・管理要素は、#4.8.3～#4.12に従って記録する。 著作の内容は、#4.15.0.4～#4.23.0.2に従って記録する。		適用	
		#4.0.4	著作の識別に影響を与える変化	著作の識別に影響を与える変化が生じた場合は、著作に対する新規の記述を作成するか、従来の記述を更新する必要がある。		適用	
		#4.0.4.1	複数巻単行資料として刊行される著作	複数巻単行資料として刊行される著作について、刊行方式または機器種別に変化が生じた場合は、その体現形に対する新規の記述を作成する。このとき、さらに著作に対する責任性にも変化が生じた場合は、新しい著作とみなし、著作に対する新規の記述を作成する。ただし、著作に対する典拠形アクセス・ポイントに複数の創作者に対する典拠形アクセス・ポイントが含まれている場合に、その一部にだけ変化が生じたときは、新規の記述を作成すべき責任性の変化とみなさずに、従来の記述にその変化を反映させる。 著作に対する新規の記述は、その体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻の表示に合わせ、著作の責任性の変化を反映して作成する。 (参照: 刊行方式または機器種別の変化については、#2.0.5Aを見よ。) 著作に対する新規の記述を作成する必要がある責任性の変化には、次のものがある。 a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える変化 (参照: #6～#8、#22.1Aを見よ。) b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える変化 (参照: #4.6、#4.7、#22.1.6を見よ。) (参照: #2.1.1.4a)、#2.1.1.4 別法a)を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.0.4.2	逐次刊行物として刊行される著作	逐次刊行物として刊行される著作について、責任性に变化が生じた場合、または本タイトルに重要な变化が生じた場合は、その体現形に対する新規の記述を作成すると同時に、著作に対する新規の記述を作成する。 (参照: #2.1.1.4b)、#2.1.1.4 別法b)、#2.2.0.6 を見よ。)		非適用	逐次刊行物は今回対象外
		#4.0.4.2A	責任性の变化	著作に対する新規の記述は、体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻号の表示に合わせ、著作の責任性の变化を反映して作成する。著作に対する新規の記述を作成する必要がある責任性の变化には、次のものがある。 a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える变化 (参照: #6~#8、#22.1Aを見よ。) b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える变化 (参照: #4.6、#4.7、#22.1.6を見よ。)		非適用	逐次刊行物は今回対象外
		#4.0.4.2B	本タイトルの重要な变化	著作に対する新規の記述は、体現形に対する新規の記述が識別の基盤とする巻号の表示に合わせ、本タイトルの重要な变化を反映して作成する。		非適用	逐次刊行物は今回対象外
		#4.0.4.3	更新資料として刊行される著作	更新資料として刊行される著作について、責任性に变化が生じた場合、または本タイトルに变化が生じた場合は、その体現形に対する記述の更新に合わせ、著作に対する従来の記述を更新する。 (参照: #2.1.1.4c)、#2.1.1.4 別法c)、#2.2.0.6 を見よ。)		非適用	更新資料は今回対象外
		#4.0.4.3A	責任性の变化	著作に対する従来の記述を、更新資料の最新のイテレーションでの表示に合わせ、著作の責任性の变化を反映して更新する。著作に対する従来の記述を更新する必要がある責任性の变化には、次のものがある。 a) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構成する、個人・家族・団体に対する典拠形アクセス・ポイントに影響を与える变化 (参照: #6~#8、#22.1Aを見よ。) b) 著作に対する典拠形アクセス・ポイントに含めタイトル以外の識別要素として使用した、個人・家族・団体の名称に影響を与える变化 (参照: #4.6、#4.7、#22.1.6を見よ。)		非適用	更新資料は今回対象外
		#4.0.4.3B	本タイトルの変化	著作に対する従来の記述を、更新資料の最新のイテレーションでの表示に合わせ、本タイトルのどのような変化をも反映して更新する。従来の優先タイトルは、異形タイトルとして記録する。		非適用	更新資料は今回対象外
E			<#4.1~#4.2 著作のタイトル>	著作のタイトルは、エレメントである。著作のタイトルには、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 著作の優先タイトル(参照: #4.1を見よ。) b) 著作の異形タイトル(参照: #4.2を見よ。)		適用	
E	*	#4.1	著作の優先タイトル	著作の優先タイトルは、著作のタイトルのエレメント・サブタイプである。著作の優先タイトルは、コア・エレメントである。		適用	
		#4.1.1	記録の範囲	著作の優先タイトルとは、著作を識別するために選択する名称である。優先タイトルはその著作に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。(参照: #22.1~#22.1A別法を見よ。) 優先タイトルとして選択しなかったタイトルは、異形タイトルとして記録できる。 (参照: #4.2を見よ。)		適用	
		#4.1.2	情報源	著作の優先タイトルの情報源は、#4.1.3A~#4.1.3Dで規定する。ただし、著作の部分または著作の集合に対する優先タイトルの選択にあたって、#4.1.3.1~#4.1.3.2別法に該当する規定がある場合は、それを優先する。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.3	優先タイトルの選択	<p>一般によく知られているタイトルを、その著作の優先タイトルとして選択する。慣用形や簡略形の場合もある。</p> <p>優先タイトルには、別タイトルを含めない。</p> <p>著作の部分または著作の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。</p> <p>著作の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.3A～#4.1.3Dに#4.1.3.1～#4.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。</p> <p>著作の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.3A～#4.1.3Dに#4.1.3.2～#4.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。</p>				適用
		#4.1.3A	活版印刷が主となる時代以降の著作	<p>活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは1501年以降）の著作については、その著作の体現形または参考資料によって最もよく知られている原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>黒い雨 （当初は「姪の結婚」というタイトルで連載されていた井伏鱒二の著作）</p> <p>黒船 （「夜明け」というタイトルでも知られている山田耕稼のオペラ）</p> <p>最もよく知られているタイトルとして確立された原語のタイトルが容易に判明しない場合は、原版の本タイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>著作の異なる言語の版が同時に出版されていて、その原語を決定できない場合は、データ作成機関が最初に入手した体現形の本タイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>異なる言語の版が同一の体現形に含まれている場合は、優先情報源に最初に現れた本タイトルを優先タイトルとして選択する。 （参照：優先情報源については、#2.0.2.2を見よ。）</p> <p>著作が同一言語で異なるタイトルの下に同時に出版されている場合は、データ作成機関が最初に入手した体現形の本タイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>Harry Potter and the philosopher's stone （英国版のタイトルはHarry Potter and the philosopher's stone。米国版のタイトルはHarry Potter and the sorcerer's stone。英国版を最初に入手した場合） （参照：文字種・読みについては、#4.1.3Cを見よ。）</p>				適用
		#4.1.3A	活版印刷が主となる時代以降の著作 別法	<p>*活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは1501年以降）の著作については、その著作の体現形または参考資料によって最もよく知られている日本語タイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>日本語タイトルが容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する。</p> <p>著作が日本語の異なるタイトルの下に同時に出版されている場合は、データ作成機関が最初に入手した体現形の本タイトルを優先タイトルとして選択する*。</p> <p>自負と偏見 （「高慢と偏見」というタイトルでも邦訳が出版されているジェイン・オースティンの著作。「自負と偏見」を最初に入手した場合） （参照：文字種・読みについては、#4.1.3Cを見よ。）</p>			非適用	本則を採用
		#4.1.3B	活版印刷が主となる時代より前の著作	<p>活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは1500年までの）著作については、現代の参考資料において識別される原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。参考資料に確定的な形がない場合は、著作の新しい版、古い版、手稿の複製の順に、よく見られる形を優先タイトルとして選択する。</p> <p>春色梅児誉美 Προβλήματα （参照：文字種・読みについては、#4.1.3Cを見よ。）</p>				適用

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#4.1.3B	活版印刷が主となる時代より前の著作 別法	*活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは1500年までの）著作については、現代の参考資料において識別される日本語タイトルを優先タイトルとして選択する*。参考資料に確定的な形がない場合は、著作の新しい版、古い版、手稿の複製の順に、よく見られる形を優先タイトルとして選択する。 *日本語タイトルが容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する*。 ミサの神秘 (De mysterio missae の日本語タイトル) (参照: 文字種・読みについては、#4.1.3Cを見よ。)		非適用	本則を採用	
		#4.1.3C	文字種・読み	a) 日本語 表示形を優先タイトルとして選択する。読みは、情報源における表示を優先して選択する。その情報源に読みの表示がなければ、その他の情報源、一般的な読みの順に選択する。 b) 中国語 表示形を優先タイトルとして選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 c) 韓国・朝鮮語 表示形を優先タイトルとして選択する。必要に応じて、データ作成機関の定めに従って、読みを記録する。 d) 日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語 表示形または翻字形を優先タイトルとして選択する。 (参照: 言語については、#4.1.3A～#4.1.3B別法を見よ。) (参照: 読みの記録の方法については、#4.1.4A～#4.1.4D別法を見よ。)		適用		
		#4.1.3D	原語のタイトルを得られない著作	#4.1.3A～#4.1.3B 別法に従って優先タイトルを選択できない場合は、次の優先順位で優先タイトルを選択する。 a) データ作成機関で定める言語の参考資料に現れるタイトル b) データ作成者付与タイトル(参照: #2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11別法を見よ。) 書写資料については、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイント(参照: #28.1を見よ。)と結合したデータ作成者付与タイトルを選択することができる。 (参照: この場合の書写資料の優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4Eを見よ。)		非適用	要検討	
		#4.1.3.1	著作の部分	著作の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.1.3～#4.1.3Dに加えて、#4.1.3.1.1～#4.1.3.1.2 別法に従う。 (参照: #4.1.3を見よ。)		適用		

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.3.1.1	単一の部分	<p>著作の単一の部分については、その部分のタイトルを優先タイトルとして選択する。</p> <p>春の雪 (三島由紀夫作「豊饒の海」の部分) 船乗りシンドバッド (「千一夜物語」の部分) (#4.1.3B 別法による例) 社会科学ジャーナル (「国際基督教大学学報」の部分) その部分が、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合は、その語句を当該部分の優先タイトルとして選択する。</p> <p>第1部 自然科学編 (参照: #22.1.7.1Aを見よ。典拠形アクセス・ポイントの構築では、著作全体のタイトルを冠する。) 逐次刊行物および更新資料について、その部分が、部分であることを示す一般的な語句と、当該部分のタイトルの組み合わせで識別される場合は、両者の組み合わせを優先タイトルとして選択する。</p> <p>第2部 数学・数学教育 (参照: #22.1.7.1Bを見よ。単一の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4.1.1を見よ。) 聖典の部分の優先タイトルは、聖典全体の優先タイトルと部分の優先タイトルを組み合わせで構築する。略称で知られている場合は、それを優先タイトルとして選択する。ただし、仏教経典の優先タイトルは、部分の優先タイトルのみを選択する。</p> <p>聖書 新約 聖書 マルコによる福音書 (#4.1.3B 別法による例) 法華経 (参照: #22.1.7.1Dを見よ。)</p>			適用	
		#4.1.3.1.2	複数の部分	<p>a) 著作の複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合 各部分に対して、#4.1.3.1.1に従って、優先タイトルを選択する。</p> <p>b) 著作の連続する複数の部分が、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合 それらの部分を一括して識別するために、番号を伴う語句を優先タイトルとして選択する。 (参照: 複数の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4.1.2を見よ。)</p>			適用	
		#4.1.3.1.2	複数の部分 別法	<p>a) 著作の複数の部分が、番号で識別されない場合、または番号が連続していない場合 *それらの部分を一括して識別するために、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各部分の優先タイトルを記録することができる*。</p> <p>b) 著作の連続する複数の部分が、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合 それらの部分を一括して識別するために、番号を伴う語句を優先タイトルとして選択する。 (参照: 複数の部分に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.1.4.1.2を見よ。)</p>			非適用	本則を採用

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.3.2	著作の集合	<p>著作の集合は、その体現形や参考資料に使用されている総合タイトルがある場合は、そのタイトルを、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3別法に従う。</p> <p>潤一郎ラビリス 岩波講座計算科学 イギリス新鋭作家短篇選 社会科学ジャーナル (体現形に使用されている総合タイトル) 総合タイトルがない場合は、複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、各著作に対する優先タイトルのみを選択し、著作の集合に対する優先タイトルは選択しない。単数または複数の特定の創作者による著作の集合については、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3に従う。 聖典については、略称も含めてよく知られている名称を聖典の集合の優先タイトルとして選択する。大蔵経は、聖典の集合として扱う。 大正新脩大蔵経</p>		非適用	
		#4.1.3.2	著作の集合 別法	<p>著作の集合は、その体現形や参考資料に使用されている総合タイトルがある場合は、そのタイトルを、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3別法に従う。</p> <p>潤一郎ラビリス 岩波講座計算科学 イギリス新鋭作家短篇選 社会科学ジャーナル (体現形に使用されている総合タイトル) *総合タイトルがない場合は、複数の異なる創作者（個人・家族・団体）による著作の集合については、データ作成者付与タイトル(参照: #2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11別法を見よ。)を優先タイトルとして選択する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる。単数または複数の特定の創作者による著作の集合については、#4.1.3.2.1～#4.1.3.2.3別法に従う*。 聖典については、略称も含めてよく知られている名称を聖典の集合の優先タイトルとして選択する。大蔵経は、聖典の集合として扱う。 大正新脩大蔵経</p>		適用	
		#4.1.3.2.1	全著作	<p>単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、出版時点で完成している全著作または全著作を収めることを意図する著作の集合については、定型的総合タイトルを選択する。</p> <p>作品集 (一定の組を成す複数の創作者による全著作「鉄幹晶子全集」について、定型的総合タイトルを選択する場合) (参照: 全著作の記録の方法については、#4.1.4.2.1を見よ。)</p>		適用	
		#4.1.3.2.2	特定の一形式の全著作	<p>単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、特定の一形式の全著作またはそれを収めることを意図する著作の集合については、定型的総合タイトルを選択する。 (参照: 特定の一形式の全著作の記録の方法については、#4.1.4.2.2を見よ。)</p>		適用	
		#4.1.3.2.3	全著作以外の著作の集合	<p>単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合については、#4.1.3～#4.1.3Dに従って、各著作の優先タイトルを選択するのみとする。</p>		非適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#4.1.3.2.3	全著作以外の著作の集合 別法	*単数または複数の特定の創作者(個人・家族・団体)の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合については、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各著作の優先タイトルを選択することができる。 (参照: 全著作以外の著作の集合に対する定型的総合タイトルの記録の方法については、#4.1.4.2.3を見よ。)		適用	別法を採用	
		#4.1.4	記録の方法	著作の優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.0.3および#4.1.4.1～#4.1.4.2.3に従って記録する。 (参照: #1.11～#1.12.3を見よ。) (参照: 各言語のタイトルについては、#4.1.4A～#4.1.4D別法を見よ。) (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A～#4.1.3Cを見よ。)		適用		
		#4.1.4A	日本語の優先タイトル	日本語の優先タイトルは、表示形とその読みを記録する。 表示形における漢字は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体で記録する。 読みは、片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する。読みと表示形が完全に一致するときは、読みの記録を省略できる。 黒い雨 クロイ アメ 文藝春秋 ブンゲイ シュンジュウ ロマネスク (読みと表示形が完全に一致し、読みの記録を省略した例) (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3Cを見よ。)		適用		
		#4.1.4A	日本語の優先タイトル 別法	日本語の優先タイトルは、表示形とその読みを記録する。 *表示形における漢字は、原則として常用漢字で記録する。 読みは、片仮名読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する*。読みと表示形が完全に一致するときは、読みの記録を省略できる。 黒い雨 クロイ アメ 文芸春秋 ブンゲイ シュンジュウ (常用漢字で記録した例) ロマネスク (読みと表示形が完全に一致し、読みの記録を省略した例) (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A別法、#4.1.3B別法、#4.1.3Cを見よ。)		非適用	本則を採用	
		#4.1.4B	中国語の優先タイトル	中国語の優先タイトルは、表示形を記録する。 表示形は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体(繁体字、簡体字を含む)で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および(または)ローマ字読み形(ピンインを含む)で、適切な単位に分ち書きして記録する。 春秋战国时期法家代表人物简介 圖解國貿實務 (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3Cを見よ。)		適用		
		#4.1.4C	韓国・朝鮮語の優先タイトル	韓国・朝鮮語の優先タイトルは、表示形を記録する。 表示形における漢字は、原則としてその著作の体現形または参考資料に表示された字体で記録する。ハングルが含まれる場合は、その部分はハングルで記録する。 ハングルは、適切な単位に分ち書きして記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名読み形および(または)ローマ字読み形で、適切な単位に分ち書きして記録する。 한국 도시 행정학 (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3Cを見よ。)		適用		

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトルは、原則として表示形または翻字形を記録する。 読みは、原則として記録しない。 Geography and trade Madame Bovary Byan chub sems dpahi spyod pa la hjug pa (チベット語の翻字形) (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A、#4.1.3B、#4.1.3Cを見よ。)		適用	
		#4.1.4D	日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトル 別法	*日本語、中国語、韓国・朝鮮語以外の言語の優先タイトルは、片仮名表記形で記録する。単語の単位で中点(・)を挿入し、または分かち書きして記録することもできる*。 読みは、原則として記録しない。 (参照: 言語および文字種の選択については、#4.1.3A別法、#4.1.3B別法、#4.1.3Cを見よ。)		非適用	本則を採用
		#4.1.4E	書写資料の優先タイトル	書写資料の優先タイトルについて、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイント(参照: #28.1を見よ。)と結合したデータ作成者付与タイトルを選択する場合は、所蔵機関に対する典拠形アクセス・ポイントに続けて、「書写資料」または「Manuscript」と記録する。さらに書写資料または書写資料群に所蔵機関が与える記号表示を付加する。コレクション内の単一の書写資料を対象とする場合は、判明すれば、丁数を付加する。 国立国会図書館. 書写資料. VE501 コクリツ コッカイトショカン. ショシャ シリョウ. VE501 (参照: 優先タイトルの選択については、#4.1.3Dを見よ。)		非適用	要検討
		#4.1.4.1	著作の部分				
		#4.1.4.1.1	単一の部分	著作の単一の部分について、優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.1.4～#4.1.4D別法に従って記録する。 春の雪 ハルノユキ その部分が、部分であることを示す一般的な語句で識別される場合は、優先タイトルとして選択したその語句を、資料に表示されているとおりに記録する。ただし、漢字やラテン文字等で表記された数は、アラビア数字に置き換えて記録する。また、序数を記録するときは、当該言語で一般に使用される序数を示す表記の形式で記録する。 (参照: #1.11.6を見よ。) 第1部 ダイ1ブ 自然科学編 シゼン カガク ヘン 逐次刊行物および更新資料について、その部分が、部分であることを示す一般的な語句と当該部分のタイトルの組み合わせで識別される場合は、初めに部分であることを示す一般的な語句を記録し、コンマ、スペースに続けて、当該部分のタイトルを記録する。 第2部. 数学・数学教育 ダイ2ブ, スウガク スウガク キョウイク		適用	
		#4.1.4.1.2	複数の部分	連続する複数の部分に対する優先タイトルとして、一連の番号を伴う、部分であることを示す一般的な語句を選択する場合は、その一般的な語句を資料に表示されている形式に従って記録する。一連の番号については、範囲を示した形とする。 第1-6部 ダイ1-6ブ 複数の部分に対する優先タイトルとして、定型的総合タイトルを選択する場合は、「選集」または「Selections」と記録する。 (参照: 複数の部分に対する優先タイトルの選択については、#4.1.3.1.2、#4.1.3.1.2別法を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.4.2	著作の集合	著作の集合について、その体現形や参考資料に使用されている総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.1.4～#4.1.4D別法に従って記録する。 <#4.1.4.2.1～#4.1.4.2.3 単数または複数の特定の創作者による著作の集合>			適用	
		#4.1.4.2.1	全著作	単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、全著作または全著作を収めることを意図する著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録する。「作品集」が適切でない場合は、「著作集」などの総称的な語を記録する。			適用	
		#4.1.4.2.2	特定の一形式の全著作	単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）による、特定の一形式の全著作またはそれを収めることを意図する著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、次の用語のうち一つを記録する。いずれも適切でない場合は、特定の形式を表す適切な用語を優先タイトルとして記録する。 演説集 エンゼツシュウ 歌詞集 カシシュウ 歌集 カシュウ 戯曲集 ギキョクシュウ 句集 クシュウ Speeches Lyrics Plays 散文作品集 サンブン サクヒンシュウ Prose works 詩集 シシュウ Poems 小説集 ショウセツシュウ 書簡集 シヨカンシュウ			適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.1.4.2.3	全著作以外の著作の集合	<p>単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合に対して、各著作に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.1.4～#4.1.4D 別法に従って記録する。</p> <p>単数または複数の特定の創作者（個人・家族・団体）の複数の著作を含むが、全著作を収めていない著作の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。それらの著作の集合が特定の一形式の著作から成る場合は、#4.1.4.2.2 で挙げた用語または適切な用語を記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。</p> <p>小説集. 選集 ショウセツシユウ. センシユウ Poems. Selections (参照: 全著作以外の著作に対する定型的総合タイトルの選択については、#4.1.3.2.3別法を見よ。)</p>		適用	
ES		#4.2	著作の異形タイトル	<p>著作の異形タイトルは、著作のタイトルのエレメント・サブタイプである。</p>		適用	
		#4.2.1	記録の範囲	<p>著作の一般に知られているタイトル、体現形に表示されているタイトルなどで、優先タイトルとして選択しなかったタイトルを異形タイトルとして記録することができる。</p> <p>異形タイトルとして記録するものは、次のとおりである。</p> <p>a) 言語が異なるタイトル 夏の夜の夢 ナツ ノヨ ノユメ (優先タイトル: A midsummer night's dream) A midsummer night's dream (優先タイトル: 夏の夜の夢) (#4.1.3A 別法による例)</p> <p>b) 同一言語の異なるタイトル 牛若物語 ウシワカ モノガタリ (優先タイトル: 義経記)</p> <p>c) 詳細度が異なるタイトル 日本国現報善悪霊異記 ニホンコク ゲンボウ ゼンアク リウウイキ (優先タイトル: 日本霊異記)</p> <p>d) 文字種が異なるタイトル つれづれ草 ツズレグサ (優先タイトル: 徒然草)</p> <p>e) 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル (「ギリシャ」と「ギリシア」、「あ」と「い」などの違いも含む) 栄花物語 エイガ モノガタリ (優先タイトル: 栄華物語) Beowulf (優先タイトル: Beowulf)</p> <p>f) 読みが異なるタイトル 山海経 サンカイキョウ (優先タイトル: 山海経 センガイキョウ)</p> <p>g) 著作の部分のタイトルを優先タイトルとして選択した場合、全体のタイトルを部分のタイトルに冠したタイトル 豊饒の海. 春の雪 ホウジョウ ノウミ. ハル ノユキ (優先タイトル: 春の雪) 千一夜物語. 船乗りシンドバッド センイチヤ モノガタリ. フナノリ シンドバッド (優先タイトル: 船乗りシンドバッド) (#4.1.3B 別法による例)</p> <p>h) 更新資料の本タイトルの変化を反映した場合、従来の優先タイトル 障害者自立支援法ハンドブック ショウガイシャ ジリツ シエンホウ ハンドブック (優先タイトル: 障害者総合支援法ハンドブック)</p> <p>i) データ作成者付与タイトル(参照: #2.1.1.2.11, #2.1.1.2.11別法を見よ。)</p> <p>j) その他</p>		適用	
		#4.2.2	情報源	<p>異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)</p>		適用	
		#4.2.3	記録の方法	<p>異形タイトルは、#4.0.3に従って記録する。その読みを記録する場合は、#4.1.4A～#4.1.4C に従って記録する。 (参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)</p>		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
			<#4.3~#4.7 タイトル以外の識別要素>				
E	*	#4.3	著作の形式	著作の形式は、エレメントである。 著作の形式は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
E		#4.3.1	記録の範囲	著作の形式は、その著作の該当する種類やジャンルである。 著作の形式は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.1.6 を見よ。)		適用	
		#4.3.2	情報源	著作の形式は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.3.3	記録の方法	著作の形式は、データベース作成機関で定める言語で適切な語句を記録する。 戯曲 Play ラジオ番組 Radio program 註		適用	
E	*	#4.4	著作の日付	著作の日付は、エレメントである。 条約の場合は、著作の日付は、コア・エレメントである。 (参照: #4.13.3 を見よ。) その他の著作では、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		一部適用	条約は取り扱わない
E		#4.4.1	記録の範囲	著作の日付は、著作に関係する最も早い日付である。著作が成立した日付を特定できない場合は、その体現形について知られる最も早い日付を、著作の日付として扱う。 著作の日付は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.1.6 を見よ。)		適用	
		#4.4.2	情報源	著作の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.4.3	記録の方法	著作の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。 2014 条約の署名日については、年、月、日まで記録する。 (参照: #4.13.3.2 を見よ。)		一部適用	条約は取り扱わない
E	*	#4.5	著作の成立場所	著作の成立場所は、エレメントである。 著作の成立場所は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
E		#4.5.1	記録の範囲	著作の成立場所は、著作が成立した国または国以外の法域である。 著作の成立場所は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.1.6 を見よ。)		適用	
		#4.5.2	情報源	著作の成立場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.5.3	記録の方法	著作の成立場所は、#12に従って記録する。		適用	
E		#4.6	責任刊行者	責任刊行者は、著作のその他の特性のエレメントとして記録する。		適用	
E		#4.6.1	記録の範囲	責任刊行者は、団体の公式機関誌のような著作を責任刊行する個人・家族・団体である。これらが、その著作に対する創作者に該当する場合は除く。 (参照: 団体を創作者とみなす著作については、#22.1.1Aを見よ。) 責任刊行者は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.1.6 を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.6.2	情報源	責任刊行者は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.6.3	記録の方法	責任刊行者は、#8に従って記録する。 岩手県栽培漁業協会 (「事業年報」の責任刊行者)		適用	
E	*	#4.7	著作のその他の特性	著作のその他の特性は、エレメントである。 著作のその他の特性は、その著作を同一タイトルの他の著作または個人・家族・団体と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		適用	
E		#4.7.1	記録の範囲	著作のその他の特性は、#4.3～#4.6で規定した要素以外の著作のタイトルと結びつく情報である。 著作のその他の特性は、その著作に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.1.6 を見よ。)		適用	
		#4.7.2	情報源	著作のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.7.3	記録の方法	著作のその他の特性は、データ作成機関で定める言語で記録する。		適用	
			<#4.8～#4.12 説明・管理要素>				
E		#4.8	著作の履歴	著作の履歴は、エレメントである。		適用	
		#4.8.1	記録の範囲	著作の履歴は、著作の履歴に関する情報である。		適用	
		#4.8.2	情報源	著作の履歴は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.8.3	記録の方法	著作の履歴は、データ作成機関で定める言語で記録する。 適切な場合は、#4.3～#4.7で規定する特定の識別要素に結びつく情報をも、履歴の中に記録する。 『中央公論』昭和11年11月に「黒い行列」として第1部を、同誌12年11月に「迷路」として第2部を発表した後、太平洋戦争後に徹底的に改作し、23年10、12月刊行。同時に『世界』24年1月～31年10月に、それぞれタイトルを付与して断続的に第3部から第6部までを発表。第3部を27年6月に、第4部を27年7月に、第5部を29年9月に、第6部を31年11月にそれぞれ刊行。 (野上弥生子著「迷路」の履歴)		適用	
E	*	#4.9	著作の識別子	著作の識別子は、エレメントである。 著作の識別子は、コア・エレメントである。		適用	
		#4.9.1	記録の範囲	著作の識別子は、著作または著作に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。識別子は、著作を他の著作と判別するために有効である。		適用	
		#4.9.2	情報源	著作の識別子は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.9.3	記録の方法	著作の識別子は、容易に確認できる場合は、その識別子付与に責任を有する機関等の名称または識別可能な語句に続けて記録する。 国立国会図書館典拠ID: 00642177 (兼好著「徒然草」の著作の識別子)		適用	
E		#4.10	確定状況	確定状況は、エレメントである。		適用	
		#4.10.1	記録の範囲	確定状況は、著作を識別するデータの確定の程度を示す情報である。		適用	
		#4.10.2	情報源	確定状況は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.10.3	記録の方法	確定状況は、次のいずれかの該当する条件に対応した用語を記録する。 a) 確立 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが十分な状態にある場合は、「確立」または「fully established」と記録する。 b) 未確立 著作に対する典拠形アクセス・ポイントとして、データが不十分な状態にある場合は、「未確立」または「provisional」と記録する。 c) 暫定 資料自体を入手できず、体現形の記述から採用した場合は、「暫定」または「preliminary」と記録する。		適用	
E		#4.11	出典	出典は、エレメントである。		適用	
		#4.11.1	記録の範囲	出典は、著作の優先タイトル、異形タイトルまたはタイトル以外の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		適用	
		#4.11.2	情報源	出典は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.11.3	記録の方法	著作の優先タイトルまたは異形タイトルを決定する際に使用した情報源を記録し、簡略な説明を付す。情報源内の情報を発見した箇所を特定できるように記録する。 優先タイトルを決定する際に役に立たなかった情報源についても、「情報なし」または「No information found」と付加して記録する。 タイトル以外の識別要素については、必要に応じてその情報源を記録する。		適用	
E		#4.12	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、著作に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する著作に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 優先タイトルの選択、典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) 類似のタイトルをもつ著作と判別するための注記 e) その他の重要な情報を説明する注記		適用	
			<#4.13～#4.14 各種の著作>				
		#4.13	法令等	省略		非適用	法令等は取り扱わない
		#4.14	音楽作品				
		#4.14.0	通則				
		#4.14.0.1	記録の目的	音楽作品の属性の記録の目的は、音楽作品の識別を可能とすること、および利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	
		#4.14.0.1.1	規定の構成	音楽作品の属性については、その通則を#4.14.0で、タイトルを#4.14.1～#4.14.2で、音楽作品固有のタイトル以外の識別要素を#4.14.3～#4.14.5で規定する。タイトル以外の識別要素には、#4.3～#4.7をも適用できる。 説明・管理要素は、#4.8～#4.12で規定する。 音楽作品の内容は、#4.15～#4.23で規定する。		適用	
		#4.14.0.2	情報源	音楽作品の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。ただし、音楽作品の優先タイトルの情報源は、その詳細を#4.14.1.3～#4.14.1.3.2.3別法で定める。 (参照: 音楽作品の優先タイトルについては、#4.14.1.2を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.0.3	記録の方法	音楽作品のタイトルは、規定した情報源に基づく情報を、#4.11～#4.12.3に従って記録する。 (参照: #4.0.3、#4.14.1.4、4.14.2.3を見よ。) タイトル以外の識別要素は、#4.3.3～#4.7.3および#4.14.3.3～#4.14.5.3に従って記録する。 説明・管理要素は、#4.8.3～#4.12に従って記録する。 音楽作品の内容に関する事項は、#4.15～#4.23.3任意追加に従って記録する。			適用	
		#4.14.0.4	新たな音楽作品とみなす場合	音楽作品の属性の記録は、原曲に対して、または既存の楽曲から派生した新しい楽曲に対して行う。 原曲には、歌詞・台本などを伴う音楽作品、舞踊のための音楽作品、劇・映画などの付随音楽、カデンツァを含む。 既存の楽曲から派生した新しい楽曲には、新たなテキストとタイトルを伴う音楽劇、および次のいずれかの場合に該当する編曲がある。 a) 原曲を自由に書き換えた、原曲に基づく、などと記載されているとき、新しい材料を組み込んだとき b) 多様な複数の作品をパラフレーズしたとき、別の作曲者の基本的なスタイルをパラフレーズしたとき c) 原曲の和声や音楽様式を変更したとき d) 改作、即興演奏など、創作上の実質的な責任を演奏者が有するとき e) その他、原曲から明確な改変を行ったとき (参照: #22.5.1～#22.5.6を見よ。)			適用	
			<#4.14.1～#4.14.2 音楽作品のタイトル>					
E	*	#4.14.1	音楽作品の優先タイトル	音楽作品の優先タイトルは、著作の優先タイトルのエレメントとして記録する。 音楽作品の優先タイトルは、コア・エレメントである。 (参照: #4.1を見よ。)			適用	
		#4.14.1.1	記録の範囲	音楽作品の優先タイトルとは、音楽作品を識別するために選択された名称である。優先タイトルはその作品に対する典拠形アクセス・ポイントの基礎としても使用する。 (参照: #22.5～#22.5Aを見よ。) 優先タイトルとして選択しなかったタイトルは、異形タイトルとして記録できる。 (参照: #4.14.2を見よ。)			適用	
		#4.14.1.2	情報源	音楽作品の優先タイトルの情報源は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cで規定する。ただし、音楽作品の部分または音楽作品の集合に対する優先タイトルの選択にあたって、#4.14.1.3.1～#4.14.1.3.2 別法に該当する規定がある場合は、それを優先する。 (参照: #4.14.0.2を見よ。)			適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.1.3	優先タイトルの選択	<p>作曲者による原タイトルを、音楽作品の優先タイトルとして選択する。ただし、原タイトルと同一言語のより知られているタイトルがあれば、それを選択する。</p> <p>活版印刷が主となる時代以降（日本では明治時代以降、ヨーロッパでは1501年以降）の音楽作品については、より知られている原語のタイトルがその作品の体現形または参考資料にある場合は、それを優先タイトルとして選択する。</p> <p>活版印刷が主となる時代より前（日本では江戸時代まで、ヨーロッパでは1500年まで）の音楽作品については、現代の参考資料から原語のタイトルを優先タイトルとして選択する。参考資料に確定的な形がない場合は、その作品の新しい版、古い版、手稿の複製の順によく見られる形を優先タイトルとして選択する。</p> <p>優先タイトルには、別タイトルを含めない。</p> <p>（参照：一連番号を付された音楽作品、カデンツァについては、#4.14.1.3B～#4.14.1.3Cを見よ。）</p> <p>音楽作品の部分または音楽作品の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。</p> <p>音楽作品の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに#4.14.1.3.1～#4.14.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。</p> <p>音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに#4.14.1.3.2～#4.14.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。</p> <p>原語のタイトルが得られない、またはタイトルがない音楽作品については、#4.1.3Dに従う。</p>		適用	
		#4.14.1.3	優先タイトルの選択 別法	<p>*作曲者による原タイトルの日本語訳を、音楽作品の優先タイトルとして選択する。ただし、日本語でより知られているタイトルがあれば、それを選択する。原タイトルの日本語訳が不明であり、かつよく知られている日本語タイトルも容易に判明しない場合は、原語のタイトルを選択する*。</p> <p>優先タイトルには、別タイトルを含めない。（参照：一連番号を付された音楽作品、カデンツァについては、#4.14.1.3B～#4.14.1.3Cを見よ。）</p> <p>音楽作品の部分または音楽作品の集合に対するタイトルを、優先タイトルとして選択することもできる。</p> <p>音楽作品の部分に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに#4.14.1.3.1～#4.14.1.3.1.2 別法をあわせて適用する。</p> <p>音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに#4.14.1.3.2～#4.14.1.3.2.3 別法をあわせて適用する。</p> <p>*日本語タイトルが容易に判明せず、原語のタイトルも得られない、またはタイトルがない音楽作品については、#4.1.3Dに従う*。</p>		非適用	
		#4.14.1.3A	文字種・読み	<p>音楽作品の優先タイトルについては、#4.1.3Cに従って、文字種・読みを選択する。</p>		適用	
		#4.14.1.3B	一連番号を付された音楽作品	<p>音楽作品が楽曲形式の名称を含む識別可能なタイトルをもち、同一作曲者によるその楽曲形式の全作品に一連番号が付されている場合は、楽曲形式の名称のみを優先タイトルとして選択する。</p> <p>（参照：#4.14.1.4Aを見よ。）</p> <p>ソナタ （#4.14.1.3 別法による例） （情報源の表示：月光ソナタ / ベートーヴェン。ベートーヴェンの作品一覧では、「ピアノソナタ第14番」として挙げられる。ピアノは演奏手段であり、優先タイトルには含まれない。）</p>		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.1.3C	カデンツァ	体の曲と別に作曲されたカデンツァについては、それを一音楽作品とみなして優先タイトルを選択する。 カデンツァにそれ自体のタイトルがない場合は、データ作成者付与タイトルを優先タイトルとして選択する。 (参照: #2.1.1.2.11、#2.1.1.2.11 別法、#22.5.4 を見よ。)		適用	
		#4.14.1.3.1	音楽作品の部分	音楽作品の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに加えて、#4.14.1.3.1～#4.14.1.3.1.2 別法に従う。 (参照: #4.14.1.3、#4.14.1.3 別法を見よ。)		適用	
		#4.14.1.3.1.1	単一の部分	音楽作品の単一の部分については、その部分のタイトルを優先タイトルとして選択する。 a) 各部分が、部分であることを示す番号のみで識別される場合 番号を当該部分の優先タイトルとして選択する。 Nr. 9 (バッハの平均律クラヴィーア曲集第2巻、プレリュードとフーガ第9番ホ長調) b) 各部分が、タイトルなどの語句のみで識別される場合 タイトルなどの語句を優先タイトルとして選択する。 Ritorna vincitor (ヴェルディのオペラ「アイーダ」内のアリア) c) 各部分に、番号とタイトルなどの語句の双方があり、いずれによっても識別される場合 タイトルなどの語句を優先タイトルとして選択する。 Venite inginocchiatevi (モーツァルトのオペラ「フィガロの結婚」内の各アリアには、「第13番アリア Venite inginocchiatevi」のように、番号とタイトルの双方がある。) ただし、番号が識別に重要な場合は、番号とタイトルなどの語句の双方を優先タイトルとして選択することができる。 No. 13. Venite inginocchiatevi d) 各部分に、番号とタイトルなどの語句の双方があり、タイトルなどの語句のみでは識別ができない場合 番号を優先タイトルとして選択する。 e) 各部分が番号で識別されるが、タイトルなどの語句によっても識別される部分がある場合 番号とタイトルなどの語句の双方を優先タイトルとして選択する。 Nr. 28. Erinnerung (ロベルト・シューマンのピアノ曲集「子供のためのアルバム」において、第21番にはタイトルがないため「Nr. 21」を選択する。第28番には「Erinnerung」というタイトルがあるため、番号とタイトルの双方を選択する。) f) 各部分に上位レベルの部分が存在し、上位レベルの部分が識別可能なタイトルをもつ場合 上位レベルの部分のタイトルと下位レベルの部分のタイトルおよび(または)番号などを優先タイトルとして選択する。 イペリア 祭りの日の朝 (クロード・ドビュッシー「管弦楽のための映像」の部分) (#4.14.1.3 別法による例) 上位レベルの部分が識別可能なタイトルをもたない場合は、原則としてそれを優先タイトルに含めない。 大いなるみわざは成りぬ (第2部大いなるみわざは成りぬ、としない) (ヨゼフ・ハイdn「天地創造」の部分) (#4.14.1.3 別法による例) ただし、それが下位レベルの部分を選択するのに必要な場合は、双方を優先タイトルとして選択する。 第3幕 前奏曲 (ジュゼッペ・ヴェルディ「椿姫」の部分) (#4.14.1.3 別法による例) (参照: 上位レベルの部分と下位レベルの部分のタイトルなどを選択する場合の記録の方法については、#4.14.1.4.1.1 を見よ。)		適用	
		#4.14.1.3.1.2	複数の部分	音楽作品の複数の部分を識別する場合は、各部分に対して#4.14.1.3.1.1に従って、優先タイトルを選択する。 作曲者が上位レベルの音楽作品からの抜粋で音楽作品の集合を形成している場合は、その集合に対する優先タイトルを選択する。 (参照: 抜粋による音楽作品の集合に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.1.2 を見よ。)		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.1.3.1.2	複数の部分 別法	*音楽作品の複数の部分を識別する場合は、それらの部分を一括して識別するために、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各部分の優先タイトルを記録することができる*。 作曲者が上位レベルの音楽作品からの抜粋で音楽作品の集合を形成している場合は、その集合に対する優先タイトルを選択する。 (参照: 抜粋による音楽作品の集合に対する優先タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.1.2を見よ。)			非適用	
		#4.14.1.3.2	音楽作品の集合	a) 総合タイトルがある場合 その総合タイトルを#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、優先タイトルとして選択する。ただし、単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3に従う。 b) 総合タイトルがない場合 複数の異なる作曲家(個人・家族・団体)による音楽作品の集合については、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、各音楽作品に対する優先タイトルのみを選択し、音楽作品の集合に対する優先タイトルは選択しない。単数または複数の特定の作曲家による音楽作品の集合については、#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3に従う。			適用	
		#4.14.1.3.2	音楽作品の集合 別法	a) 総合タイトルがある場合 その総合タイトルを#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、優先タイトルとして選択する。*ただし、単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)による著作の集合については、その総合タイトルが知られている場合を除き、#4.14.1.3.2.1～#4.14.1.3.2.3別法に従う*。 b) 総合タイトルがない場合 *複数の異なる作曲家(個人・家族・団体)による音楽作品の集合については、データ作成者付与タイトル(参照: #2.1.1.2.11を見よ。)を優先タイトルとして選択する。それに加えて、各作品の優先タイトルを選択することができる*。			非適用	本則を採用
		#4.14.1.3.2.1	全作品	単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)による、出版時点で完成している全作品、または全作品を収めることを意図する音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを選択する。 (参照: 全作品の記録の方法については、#4.14.1.4.2.1を見よ。)			適用	
		#4.14.1.3.2.2	特定の一形式の全作品	単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)による、特定の一形式の全作品、またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを選択する。この場合の形式には、楽曲形式または曲種がある。 (参照: 特定の一形式の全作品の記録の方法については、#4.14.1.4.2.2、#4.14.1.4.2.3を見よ。)			適用	
		#4.14.1.3.2.3	全作品以外の音楽作品の集合	単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)の複数の作品を含むが、全作品を収めていない音楽作品の集合については、#4.14.1.3～#4.14.1.3Cに従って、各作品の優先タイトルを選択するのみとする。			非適用	
		#4.14.1.3.2.3	全作品以外の音楽作品の集合 別法	*単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)の複数の作品を含むが、全作品を収めていない音楽作品の集合については、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する。それに加えて、各作品の優先タイトルを選択することができる*。 (参照: 全作品以外の音楽作品の集合に対する定型的総合タイトルの記録の方法については、#4.14.1.4.2.4を見よ。)			適用	別法を採用

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.1.4	記録の方法	音楽作品の優先タイトルとして選択したタイトルを、#4.14.0.3、#4.1.4～#4.1.4D別法および#4.14.1.4A～#4.14.1.4.2.4 に従って記録する。 (参照: 読みについては、#4.1.4A～#4.1.4Cを見よ。) (参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。) ただし、次のものは優先タイトルに含めない。 a) 演奏手段の表示(それが複合語の一部で、それを除いた語句が楽曲形式の名称となっている場合を含む) b) 調 c) 一連番号、作品番号、主題目録番号 d) 数(数がタイトルの不可欠な部分である場合を除く) e) 作曲の日付 四重奏 シジュウソウ (演奏手段「弦楽」と楽曲形式の名称「四重奏」から成る「弦楽四重奏」) 協奏曲 キョウソウキョク (情報源の表示: ピアノ協奏曲イ短調op. 54、演奏手段: ピアノ、調: イ短調、作品番号: op. 54) 小曲集 ショウキョクシュウ (情報源の表示: 5つのピアノ小曲集、演奏手段: ピアノ)		適用	
		#4.14.1.4A	楽曲形式の名称のみから成る優先タイトル	楽曲形式の名称のみから成る優先タイトルを選択する場合は、次の規定に従って記録する。 優先タイトルとして選択した楽曲形式の名称と同一起源の語が、データ作成機関の定める言語において存在するか、その名称と同一の語がデータ作成機関の定める言語においても用いられている場合は、それを優先タイトルとして記録する。それ以外の場合は、優先タイトルとして選択した原語の楽曲形式の名称を記録する。#4.14.1.3別法によって日本語タイトルを選択している場合は、日本語の楽曲形式の名称を記録する。 Quartet (英語における「Quatuor」と同一起源の語) (情報源の表示: Quatuor pour piano et cordes) 四重奏 シジュウソウ (日本語で「Quatuor」に相当する楽曲形式の名称) ただし、演奏会用の練習曲(étude)、幻想曲(fantasia)、協奏交響曲(sinfonia concertante)、またはこれらと同一起源の語を名称とする音楽作品については、優先タイトルとして原語の名称を記録する。#4.14.1.3別法によって日本語タイトルを選択している場合は、それぞれ「練習曲」、「幻想曲」、「協奏交響曲」の語を優先タイトルとして記録する。		適用	
		#4.14.1.4A1	複数形・単数形	選択した言語に単数形・複数形が存在する場合は、単数形・複数形のいずれかを一貫して選択し、楽曲形式の名称を記録する。		適用	
		#4.14.1.4A1	複数形・単数形 別法	*選択した言語に単数形・複数形が存在する場合に、単数または複数の特定の作曲家(個人・家族・団体)によるその楽曲形式の作品が一つしか存在しないときは単数形で、同一タイトルにより複数存在するときは複数形で、楽曲形式の名称を記録する*。		非適用	本則を採用
		#4.14.1.4B	文字種・読み	選択した優先タイトルを、#4.1.4A～#4.1.4D別法に従って記録する。		適用	
		#4.14.1.4.1	音楽作品の部分				

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#4.14.1.4.1.1	単一の部分	<p>音楽作品の部分に対するタイトルを優先タイトルとして選択した場合は、選択したタイトルを#4.14.1.4～#4.14.1.4B に従って記録する。 (参照: #4.0.3 を見よ。)</p> <p>a) 選択した優先タイトルが番号のみで構成される場合 番号は、アラビア数字で記録する。その数字が番号であることを示す語句を付す。 「Number」またはこれに相当する語句を使用する場合は、付録#A.3に従って、略語によって記録する。 Nr. 9 (情報源の表示: 交響曲第九番) 第9番 ダイ9 バン (日本語で記録する場合)</p> <p>b) 優先タイトルとして選択されたものがタイトルなどの語句のみである場合 タイトルなどの語句を記録する。 Ritorna vincitor Venite inginocchiatevi</p> <p>c) 優先タイトルとして選択されたものが番号とタイトルなどの語句の双方である場合 番号を記録し、コンマ、スペースで区切ってタイトルまたはその他の語句を続けて記録する。 No. 13, Venite inginocchiatevi</p> <p>d) 選択した部分の優先タイトルが上位レベルの部分と下位レベルの部分のタイトルなどの組み合わせである場合 上位レベルの部分のタイトルなどを記録し、ピリオド、スペースで区切って、下位レベルの部分のタイトルなどを続けて記録する。</p>			適用	
		#4.14.1.4.1.2	複数の部分	<p>上位レベルからの抜粋で形成された音楽作品の集合に対する優先タイトルを選択する場合は、作曲者によりそれが組曲 (suite) またはそれに相当する語句で呼ばれているのであれば、「組曲」または「Suite」と記録する。 音楽作品の複数の部分を一括して識別するために、「組曲」または「Suite」が適切でない場合は、定型的総合タイトルとして「選集」または「Selections」と記録する。 (参照: 複数の部分に対する優先タイトルの選択については、#4.14.1.3.1.2、#4.14.1.3.1.2別法を見よ。)</p>			適用	
		#4.14.1.4.2	音楽作品の集合	<p>音楽作品の集合について、その体現形や参考資料に使用されているタイトルを優先タイトルとして選択する場合は、#4.14.1.4～#4.14.1.4Bに従って記録する。</p>			適用	
			<#4.14.1.4.2.1～#4.14.1.4.2.4 単数または複数の特定の作曲者による音楽作品の集合>					
		#4.14.1.4.2.1	全作品	<p>単数または複数の特定の作曲者(個人・家族・団体)による、全作品または全作品を収めることを意図する音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、「作品集」または「Works」と記録する。</p>			適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	
		#4.14.1.4.2.2	特定範囲または特定の演奏手段の全作品	<p>単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）による、特定範囲もしくは特定の演奏手段による全作品、またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合に対して、それらが単一の楽曲形式または曲種の作品でない場合には、優先タイトルとして演奏手段を表す定型的総合タイトルを記録する。演奏手段を表す用語の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。</p> <p>室内楽曲集 シツナイガッキョクシュウ Chamber music 合唱曲集 ガツシヨウキョクシュウ Choral music 器楽曲集 キガクキョクシュウ 声楽曲集 セイガクキョクシュウ Instrumental music Vocal music 吹奏楽曲集 スイソウガッキョクシュウ Brass music 管弦楽曲集 カンケンガッキョクシュウ Orchestra music ピアノ曲集 ピアノキョクシュウ Piano music ピアノ曲集, 4手用 ピアノキョクシュウ, 4シュヨウ Piano music, 4 hands ピアノ曲集, 2台用 ピアノキョクシュウ, 2ダイヨウ Piano music, pianos (2) また、それらの作品が単一の楽曲形式または曲種の全作品である場合は、#4.14.1.4.2.3に従う。</p>			適用	
		#4.14.1.4.2.3	単一の楽曲形式または曲種の全作品	<p>演奏手段が単一か複数かを問わず、単数または複数の特定の作曲家（個人・家族・団体）による、単一の楽曲形式または曲種の全作品またはそれを収めることを意図する音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、楽曲形式または曲種を表す用語の適切なリストが利用可能ならば、そのリストから用語を選択して記録する。</p> <p>協奏曲集 キョウソウキョクシュウ Concertos 映画音楽集 エイガ オンガクシュウ Motion picture music ミュージカル集 ミュージカルシュウ Musicals オペラ集 オペラシュウ Operas ポロネーズ集 ポロネーズシュウ Polonaises 四重奏曲集 シジュウソウキョクシュウ Quartets ソナタ集 ソナタシュウ Sonatas 歌唱集 カシヨウシュウ Songs</p>			適用	
		#4.14.1.4.2.4	全作品以外の音楽作品の集合	<p>#4.14.1.4.2.1～#4.14.1.4.2.3 のいずれかに該当するが、全作品を収めていない音楽作品の集合に対して、各作品に対する優先タイトルを選択する場合は、#4.14.1.4～#4.14.1.4Bに従って記録する。</p> <p>#4.14.1.4.2.1～#4.14.1.4.2.3 のいずれかに該当するが、全作品を収めていない音楽作品の集合に対して、定型的総合タイトルを優先タイトルとして選択する場合は、各規定で選択した用語を記録し、ピリオド、スペースで区切って、「選集」または「Selections」を続けて記録する。</p> <p>オペラ集. 選集 オペラシュウ. センシュウ Operas. Selections (参照: 全作品以外の音楽作品に対する定型的総合タイトルの選択については、#4.14.1.3.2.3 別法を見よ。)</p>			適用	
E		#4.14.2	音楽作品の異形タイトル	<p>音楽作品の異形タイトルは、著作の異形タイトルのエレメントとして記録する。 (参照: #4.2を見よ。)</p>			適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番		適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.2.1	記録の範囲	音楽作品の一般に知られているタイトル、体現形に表示されているタイトルなどで、優先タイトルとして選択しなかったタイトルを異形タイトルとして記録することができる。 異形タイトルとして記録するものは、次のとおりである。 a) 言語が異なるタイトル b) 同一言語の異なるタイトル c) 詳細度が異なるタイトル d) 文字種が異なるタイトル e) 綴り、翻字、漢字の字体が異なるタイトル f) 読みが異なるタイトル g) 音楽作品の部分のタイトルを優先タイトルとして選択している場合の全体のタイトル h) その他			適用	
		#4.14.2.2	情報源	音楽作品の異形タイトルは、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.14.0.2 を見よ。)			適用	
		#4.14.2.3	記録の方法	異形タイトルは、#4.14.0.3に従って記録する。その読みを記録する場合は、#4.1.4A～#4.1.4Cに従って記録する。 (参照: #1.11～#1.12.3 を見よ。)			適用	
			<#4.14.3～#4.14.5 タイトル以外の識別要素>					
E	*	#4.14.3	演奏手段	演奏手段は、エレメントである。 演奏手段は、その音楽作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである。			適用	
E		#4.14.3.1	記録の範囲	演奏手段は、その音楽作品に本来使用すると想定されている楽器、声および(または)アンサンブルである。 演奏手段は、その音楽作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.5.7.1 を見よ。) (参照: 音楽作品の表現形の内容としての演奏手段については、#5.21を見よ。)			適用	
		#4.14.3.2	情報源	演奏手段は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.14.0.2 を見よ。)			適用	
		#4.14.3.3	記録の方法	演奏手段は、#4.14.3.3.1～#4.14.3.3.3のうち適切な規定に従って記録する。 単一の楽器または声に複数のパートがある場合は、楽器名称または「声」もしくは「voices」の後に、パート数をアラビア数字で丸がっこに入れて付加する。ただし、「打楽器」または「percussion」の場合は、パート数を付加しない。 ヴィオラ viola 声 voices フルート (2) flutes (2) 声 (4) voices (4) 通奏低音のパートについては、basso、basso continuo、figured bass、thorough bass、continuo などのいずれであっても、またその楽器を問わず、「通奏低音」または「continuo」と記録する。			適用	
		#4.14.3.3	記録の方法 任意追加	「打楽器」または「percussion」の場合は、演奏者数を丸がっこに入れて付加する。 打楽器 (4演奏者) percussion (4 players)			適用	
		#4.14.3.3.1	器楽曲					

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.3.3.1.1.1	パート1演奏者の器楽曲	1 パート1演奏者の器楽曲については、#4.14.3.3.1.1A～#4.14.3.3.1.1F別法に従って、各楽器の名称を記録する。 ただし、複数の打楽器については、個々の楽器の名称を作曲者が原タイトルで指定していない場合は、「打楽器」または「percussion」と記録する。 演奏手段に通奏低音パートを含む場合は、#4.14.3.3に従って記録する。 演奏手段に伴奏アンサンブルが伴う場合は、#4.14.3.3.1.3に従って、伴奏アンサンブルに対する用語を記録する。		適用	
		#4.14.3.3.1.1A	楽器の名称	楽器の名称は、データ作成機関で定める言語の用語を記録する。次の例を参考に用語を選択する。例において複数の選択肢を示しているものについては、一貫して選択した用語を使用する。 チェロ cello または violoncello イングリッシュ・ホルン cor anglais または English horn ダブルベース double bass (bass viol, contrabass とはしない) ダブル・バスーン double bassoon または contrabassoon ハーブシコード harpsichord (cembalo, virginal とはしない) ホルン horn (French hornとはしない) ティンパニ kettle drums または timpani		適用	
		#4.14.3.3.1.1B	手の数	一楽器について2手以外の場合は、その数を記録する。 複数の鍵盤楽器または鍵盤打楽器について一楽器2手以外の場合は、その数を記録する。 ピアノ (3), 12手 pianos (3), 12 hand		適用	
		#4.14.3.3.1.1C	楽器の調音と音域	次の要素は記録しない。 a) 楽器が調音される調 b) 楽器の音域を示す用語		適用	
		#4.14.3.3.1.1C	楽器の調音と音域 任意追加	識別およびアクセスに重要な場合は、楽器が調音される調および(または)楽器の音域を示す用語を記録する。 クラリネットA管 clarinet in A		適用	
		#4.14.3.3.1.1D	代替楽器	代替楽器の名称は記録しない。		適用	
		#4.14.3.3.1.1D	代替楽器 任意追加	代替楽器の名称を記録する。 ヴァイオリン violin		適用	
		#4.14.3.3.1.1E	持ち替え楽器	持ち替え楽器の名称は記録しない。		適用	
		#4.14.3.3.1.1E	持ち替え楽器 任意追加	持ち替え楽器の名称を記録する。		適用	
		#4.14.3.3.1.1F.1	パート1演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル	1 パート1演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルについては、楽器または楽器群の名称の後に「アンサンブル」または「ensemble」と続けて記録する。複数の楽器群で構成されていて特定の名称を選択できない場合は、「器楽アンサンブル」または「instrumental ensemble」と記録する。		適用	
		#4.14.3.3.1.1F.1	パート1演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブル 別法	*1 パート1演奏者の器楽曲の伴奏アンサンブルについては、各楽器の名称を記録する。 「アンサンブル」または「ensemble」の語を使用しない*。		非適用	本則を採用

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.3.3.1.2	管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽の器楽曲	管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽のための器楽曲については、表4.14.3.3.1.2の用語を用いて記録する。 表4.14.3.3.1.2 管弦楽、弦楽合奏、吹奏楽の器楽曲の種類を示す用語 管弦楽 orchestra 弦楽合奏 string orchestra 吹奏楽 band 「管弦楽」または「orchestra」という用語は、フル・オーケストラに対しても小規模オーケストラに対しても使用する。 通奏低音が管弦楽または弦楽合奏の一部である場合は、特に「通奏低音」、「continuo」などと記録しない。		適用	
		#4.14.3.3.1.3	単数または複数のソロの楽器と伴奏アンサンブルの器楽曲	単数または複数のソロの楽器と伴奏アンサンブルのための器楽曲については、ソロの楽器または楽器群の名称を、#4.14.3.3.1.1～#4.14.3.3.1.1E任意追加および#4.14.3.3.3に従って、伴奏アンサンブルに対する用語を、#4.14.3.3.1.1Fおよび#4.14.3.3.1.2に従って記録する。		適用	
		#4.14.3.3.2	声楽曲				
		#4.14.3.3.2.1	ソロの声楽曲	ソロの声域について、表4.14.3.3.2.1aの用語を用いて記録する。 表4.14.3.3.2.1a ソロの声域を示す用語 ソプラノ soprano メゾソプラノ mezzo-soprano アルト alto テノール tenor バリトン baritone バス bass その他の用語が適切な場合は、それを記録する。 複数の異なる声域のソロがあって、その声域を特定できない場合は、表4.14.3.3.2.1bの用語を用いて記録する。 表4.14.3.3.2.1b 複数の異なる声域を示す用語 混声ソロ mixed solo voices 男声ソロ men' s solo voices 女声ソロ women' s solo voices その他の用語が適切な場合は、それを記録する。 ソロに合唱が伴う曲は、ソロについては省略し、合唱については、#4.14.3.3.2.2に従って、適切な用語を記録する。また伴奏がある場合は、それも記録する。		適用	
		#4.14.3.3.2.1	ソロの声楽曲 任意追加	ソロに合唱が伴う曲は、ソロについては上記の規定に従って、合唱については、#4.14.3.3.2.2に従って、適切な用語を記録する。また伴奏がある場合は、それも記録する。		適用	
		#4.14.3.3.2.2	合唱曲	合唱曲は、表4.14.3.3.2.2の用語を用いて記録する。 表4.14.3.3.2.2 合唱曲の種類を示す用語 混声合唱 mixed voices 男声合唱 men' s voices 女声合唱 women' s voices 斉唱 unison voices その他の用語が適切な場合は、それを記録する。		適用	

エレメント	コ7	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.3.3.3	演奏手段を特定できない曲	<p>その音楽作品が本来演奏されると考えられている楽器、声および(または)アンサンブルが資料や参考資料によっても特定できない場合は、次の優先順位で記録する。</p> <p>a) 楽器群、総称的な用語 楽器群または声域群(参照: #4.14.3.3.2.1を見よ。)、または演奏手段の総称的な用語が、作曲者に指示されているか参考資料で判明する場合は、楽器群、声域群、総称的な用語を記録する。</p> <p>b) 楽器または声の音域や一般的な種類 楽器や声の音域や一般的な種類のみが、作曲者に指示されているか参考資料で判明する場合は、その音域、一般的な種類を記録する。</p> <p>女声 female voice</p> <p>c) 一部が不明な場合 演奏手段の一部は作曲者に指示されているか参考資料で判明するが、一部は特定できないか、不特定あるいは類似の用語で指示されている場合は、判明している部分については#4.14.3.3.1.1~#4.14.3.3.2.2 に従って記録し、不特定の部分については「不特定」、「unspecified」または類似の適切な用語で記録する。</p> <p>d) 全く演奏手段が不明な場合 演奏手段が作曲者によって指示されておらず、参考資料でも判明しない場合は、「不特定」または「unspecified」と記録する。 ただし、同一作曲者による同様な複数の作品がある場合は、声部数を「声部 (3)」または「voices (3)」のように記録する。 voices (3) voices (4) (Heinrich Isaac のJ' ay pris amours という演奏手段が不明である作品が複数あり、それぞれを識別する。)</p>		適用	
E	*	#4.14.4	音楽作品の番号	<p>音楽作品の番号は、エレメントである。</p> <p>音楽作品の番号は、その作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである</p>		適用	
E		#4.14.4.1	記録の範囲	<p>音楽作品の番号には、作曲者、出版者、音楽研究者により付与された一連番号、作品番号、主題目録番号がある。一連番号、作品番号、主題目録番号は容易に確認できる限りのものをすべて記録する。</p> <p>音楽作品の番号は、その作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.5.7.1 を見よ。)</p>		適用	
		#4.14.4.2	情報源	<p>音楽作品の番号は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.14.0.2 を見よ。)</p>		適用	
		#4.14.4.3	記録の方法	<p>音楽作品の番号は、略語(参照: 付録#A.3を見よ。)を使用して記録する。漢数字やローマ字等で表記された数はアラビア数字に置き換えて記録する。</p>		適用	
		#4.14.4.3.1	一連番号	<p>番号は、基数を使用して、アラビア数字で記録する。その数字が番号であることを示す語句がない場合は、それを番号に付して記録する。番号に付す語句は、データ作成機関で定める言語のものか、情報源に使用されている言語のものを、付録#A.3に従って、略語によって記録する。</p> <p>No. 8 第8番</p> <p>一連番号が付された楽曲の番号の形や、番号に付す語句がそれぞれの楽曲で異なる場合は、一つの形を選択して他の楽曲についても一貫して同じ形で記録する。</p>		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.14.4.3.2	作品番号	作品番号は、存在すれば記録する。番号は、基数を使用して、アラビア数字で記録する。その数字に、「op.」を冠する。作品番号内にさらに番号がある場合は、#4.14.4.3.1に従って、それも記録する。 op. 32 op. 2, no. 1 同一タイトルで同一演奏手段の楽曲に対する作品番号に重複や混乱がある場合は、その作品番号に、最初に使用した出版者名を丸がっこに入れて付加する。 op. 11 (Bérault) op. 11 (Hummel) (カンピー二の二重奏曲の作品番号。作品11の第5番は、Mme BéraultとJohann Julius Hummel から出版された曲集に含まれるが、別の作品である。)		適用	
		#4.14.4.3.3	主題目録番号	特定の作曲者に対して用いられる主題目録番号を記録する。その主題目録番号を付与した音楽研究者名のイニシャルまたは広く受け入れられている略語を、番号に冠して記録する。 D. 950 BWV 1007-1012		適用	
E	*	#4.14.5	調	調は、エレメントである。 調は、その作品を同一タイトルの他の音楽作品と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。また、そのタイトルだけでは識別が困難な場合にも、コア・エレメントである。		適用	
E		#4.14.5.1	記録の範囲	調は、音楽作品の調性または基本的調性の主音を決定する一組の音程である。 調は、主音と長調か短調かのいずれかで表示する。 次のいずれかに該当する場合、記録する。 a) 参考資料で通常識別されるもの b) 作曲者(個人・家族・団体)の原タイトルまたは最初の体現形の本タイトルに現れたもの c) 記述対象とした資料により明らかであるもの(その資料で移調されていることが知られているときを除く) 調は、その作品に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照: #22.5.7.1 を見よ。)		適用	
		#4.14.5.2	情報源	調は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照: #4.14.0.2 を見よ。)		適用	
		#4.14.5.3	記録の方法	その調の主音と長調か短調かを示す語を記録する。 ハ短調 C minor 二長調 D major 変口長調 B ♭ major 嬰へ短調 F ♯ minor		適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4	著作			取扱いについて検討中 (図書のみ適用 逐刊は対象外) 暫定的にNDL適用細則に準じた内容を記載している #4.0~4.14に対応する規定は、「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準（2021年1月）」参照	
			<#4.15~#4.23 著作の内容内容>				
		#4.15	著作の内容に関する記録			—	—
		#4.15.0	通則			—	—
		#4.15.0.1	記録の目的	著作の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	適用
		#4.15.0.2	記録の範囲	著作の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく著作の属性である。 著作の内容には、次のエレメントがある。 a) 内容の性質(参照: #4.16 を見よ。) b) 内容の対象範囲(参照: #4.17 を見よ。) c) 地図の座標(参照: #4.18 を見よ。) d) 分点(参照: #4.19 を見よ。) e) 元期(参照: #4.20 を見よ。) f) 対象利用者(参照: #4.21 を見よ。) g) 文書・コレクションの組織化(参照: #4.22 を見よ。) h) 学位論文情報(参照: #4.23 を見よ。)		一部適用	著作の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく著作の属性である。 著作の内容には、次のエレメントがある。 a) 内容の性質(参照: #4.16 を見よ。) b) 内容の対象範囲(参照: #4.17 を見よ。) c) 地図の座標(参照: #4.18 を見よ。)(非適用) d) 分点(参照: #4.19 を見よ。)(非適用) e) 元期(参照: #4.20 を見よ。)(非適用) f) 対象利用者(参照: #4.21 を見よ。) g) 文書・コレクションの組織化(参照: #4.22 を見よ。)(非適用) h) 学位論文情報(参照: #4.23 を見よ。)(非適用)
		#4.15.0.3	情報源	著作の内容の情報源は、#4.16.0.1.2~#4.23.0.1.2 で規定する。		適用	著作の内容の情報源は、#4.16.0.1.2~#4.21.0.1.2で規定する。
		#4.15.0.4	記録の方法	著作の内容は、採用した情報源に基づき、#4.16.0.2~#4.23.0.2 に従って記録する。		適用	著作の内容は、採用した情報源に基づき、#4.16.0.2~#4.21.0.2に従って記録する。
E			<#4.16~#4.23 著作の内容のエレメント>				
		#4.16	内容の性質	内容の性質は、エレメントである。		適用	適用
		#4.16.0	通則			—	—
		#4.16.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.16.0.1.1	記録の範囲	内容の性質は、その著作の内容が何であるかを具体的に示す特質である。		適用	適用
		#4.16.0.1.2	情報源	内容の性質は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用
E		#4.16.0.2	記録の方法	著作のタイトルから判明しない情報など、内容の特質を示す情報を記録する。 3 幕の歌劇 民族音楽の録音 「阿弥陀仏彫像展」の展覧図録 NHK 放送番組 Proceedings of the conference		適用	著作のタイトルから判明しない情報など、内容の特質を示す情報を記録する。 会場・会場: 平成26年10月18日-11月24日 香川県立ミュージアム 農林水産省大臣官房国際部国際協力課受託事業
		#4.17	内容の対象範囲	内容の対象範囲は、エレメントである。		適用	適用
		#4.17.0	通則			—	—
		#4.17.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.17.0.1.1	記録の範囲	内容の対象範囲は、著作の内容が対象とする年代的または地理的範囲である。 (参照: 内容の収録に関する日付および場所については、#5.11 を見よ。)		適用	適用
		#4.17.0.1.2	情報源	内容の対象範囲は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
E		#4.17.0.2	記録の方法	内容に関する時代・年代、または場所・地域を特定できる情報を記録する。 1806年の東海道 東ドイツ全域（1949年～1990年） #4.18 地図の座標 地図の座標は、エレメントである。		適用	内容に関する時代・年代、または場所・地域を特定できる情報を記録する。 石川県白峰村所在
		#4.18	地図の座標	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0	通則			—	—
		#4.18.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.18.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1	経緯度	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.1.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.1.2	記録の方法 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.2	頂点座標	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.2.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
ES		#4.18.2.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.3	赤経・赤緯	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.18.3.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.18.3.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19	分点	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19.0	通則			—	—
		#4.19.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.19.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.19.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.19.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20	元期	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20.0	通則			—	—
		#4.20.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.20.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.20.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.21	対象利用者	対象利用者は、エレメントである。		適用 #4.15.0.2 f) が適用の場合 #4.21適用	適用
		#4.21.0	通則			—	—

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対CM項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用
		#4.21.0.1	記録の範囲・情報源			—	—
		#4.21.0.1.1	記録の範囲	対象利用者は、著作の内容が対象とする、またはその内容が適していると思われる利用者層についての情報である。利用者層には、年齢層（児童、ヤング・アダルト、成人など）、教育段階（小学生、中学生など）、障害の種類などがある。	適用		適用
		#4.21.0.1.2	情報源	対象利用者は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用
E		#4.21.0.2	記録の方法	資料に表示されているか、他の情報源から容易にする情報を記録する。 3・4 才向け 新人研修用 視覚障害者用 映倫: R18+ CERO: B #4.22 文書・コレクションの組織化 文書・コレクションの組織化は、エレメントである。	適用		資料に表示されているか、他の情報源から容易に判明する情報を記録する。 成年コミック
		#4.22	文書・コレクションの組織化	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.22.0	通則	<転記省略>		—	—
		#4.22.0.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#4.22.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.22.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
E		#4.22.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23	学位論文情報	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0	通則	<転記省略>		—	—
		#4.23.0.1	記録の範囲・情報源	<転記省略>		—	—
		#4.23.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0.1.1.1	サブエレメント	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.0.1.2	情報源	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.0.2	記録の方法	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.1	学位	<転記省略>		対象外	非適用
S		#4.23.2	学位授与機関	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.3	学位授与年	<転記省略>		対象外	非適用
		#4.23.3	学位授与年 任意追加	<転記省略>		対象外	非適用

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐利相違
		#5	表現形			—	—	
		#5.0	通則	この章では、表現形の属性の記録について規定する。記録する要素として、表現形の識別要素、説明・管理要素、表現形の内容がある。	適用		適用	
		#5.0.1	記録の目的	表現形の属性の記録の目的は、同一著作の複数の表現形の識別を可能とすること、および表現形の観点から利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。	適用		適用	
		#5.0.1.1	規定の構成	表現形の属性については、その通則を#5.0 で、識別要素を#5.1～#5.4 で、説明・管理要素を#5.5～#5.8 で規定する。表現形の内容は、#5.9～#5.27 で規定する。（参照：表現形に対する典拠形アクセス・ポイントの構築については、#23 を見よ。）	適用		適用	
		#5.0.2	情報源	表現形の属性を記録するにあたって、その情報源はどこでもよい。	適用		適用	
		#5.0.3	記録の方法	識別要素は、#5.1.3～#5.4.3C に従って記録する。説明・管理要素は、#5.5.3' #5.8 に従って記録する。表現形の内容は、#5.9.0.4' #5.27.1.2 に従って記録する。	適用		識別要素は、#5.1.3～#5.3.3にに従って記録する。表現形の内容は、#5.9.0.4～#5.27.1.2に従って記録する。	
			<#5.1～#5.4 識別要素>					
E	*	#5.1	表現種別	表現種別は、エレメントである。表現種別は、コア・エレメントである。	適用		適用	
		#5.1.1	記録の範囲	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。表現種別は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。（参照：#23.1 を見よ。）	一部適用	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。表現種別は、体現形の注記として記録する。	表現形の内容を表現する基本的な形式を示す用語を記録する。用語には、動きの有無、次元、内容を知覚するための人間の感覚器官に対応する語句を含む。表現種別は、独立したエレメントとして記録する。	
		#5.1.2	情報源	表現種別は、どの情報源に基づいて記録してもよい。（参照：#5.0.2 を見よ。）	適用		適用	
		#5.1.3	記録の方法	表現種別として記録する用語は、表 5.1.3 から選択する。目録用言語として英語を用いる場合は、表中の英語の用語を用いる。演奏（楽曲の場合） テキスト（印刷文字資料などの場合）	適用		表現種別として記録する用語は、表5.1.3から選択する。 テキスト（印刷文字資料などの場合）	
		#5.1.3.1	複数の表現種別	複数の表現種別が該当する場合は、それらをすべて記録する。	適用	—	—	
		#5.1.3.1	複数の表現種別 別法	*複数の表現種別が該当する場合は、次の表現種別のみを記録する。 a) 記述対象の最も重要な構成要素が該当する表現種別 または b) 記述対象の実質的な構成要素（最も重要な構成要素がある場合は、これを含む）が該当するそれぞれの表現種別*	非適用		本体については、原則として「テキスト」とのみ記録する。容易に判明する場合のみ、複数の表現種別を記録する。付属資料とする電子・映像・録音資料については、「不明」と記録する。	
E	*	#5.2	表現形の日付	表現形の日付は、エレメントである。表現形の日付は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。	非適用		非適用	
		#5.2.1	記録の範囲	表現形の日付は、その表現形に関係する最も早い日付である。表現形を具体化する最も早い体現形の日付を、表現形の日付として扱うことができる。表現形の日付は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、また独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。（参照：#23.1 を見よ。）	非適用		非適用	
		#5.2.2	情報源	表現形の日付は、どの情報源に基づいて記録してもよい。（参照：#5.0.2 を見よ。）	非適用		非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.2.3	記録の方法	表現形の日付は、原則として西暦年をアラビア数字で記録する。他の表現形と判別するために必要な場合は、月または月日まで記録する。 1923 (鷗外全集 / 森林太郎著。— 東京：鷗外全集刊行会, 1923-1927) 1936 (鷗外全集 / 森林太郎著。— 東京：岩波書店, 1936-1939) 1959 (森鷗外全集 / 森鷗外著。— 東京：筑摩書房, 1959-1962)		非適用		非適用	
E	*	#5.3	表現形の言語	表現形の言語は、エレメントである。 表現形の言語は、記述対象が言語を含む内容から成る場合は、コア・エレメントである。		適用		適用	
		#5.3.1	記録の範囲	表現形の言語は、著作を表現している言語である。 表現形の言語は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照：#23.1 を見よ。)	2.1.8A	適用		表現形の言語は、著作を表現している言語である。 表現形の言語は、独立したエレメントとして記録する。	
		#5.3.2	情報源	表現形の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照：#5.0.2 を見よ。)		適用		適用	
		#5.3.3	記録の方法	表現形の言語を、データ作成機関で定める用語で記録する。言語の名称の適切なリストが利用可能な場合は、そのリストから用語を選択して記録する。 ロシア語 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。 (参照：表現形の言語に関する詳細については、#5.12 を見よ。)		一部適用	表現形の言語を、体现形の本文の言語コードフィールド(TXTL)に言語コードを用いて記録する。 その表現形が複数の言語を含む場合は、それぞれの言語を記録する。 (参照：表現形の言語に関する詳細については、#5.12 を見よ。)	適用	
E	*	#5.4	表現形のその他の特性	表現形のその他の特性は、エレメントである。 表現形のその他の特性は、同一著作の他の表現形と判別するために必要な場合は、コア・エレメントである。		非適用		非適用	
		#5.4.1	記録の範囲	表現形のその他の特性は、#5.1～#5.3 で規定した要素以外の表現形と結びつく情報である。 表現形のその他の特性は、その表現形に対する統制形アクセス・ポイントの一部として、または独立したエレメントとして、あるいはその双方として記録する。 (参照：#23.1 を見よ。) 増補改訂版 (怪物のユートピア / 種村季弘著。— 増補改訂版。— 東京：西沢書店, 1974。 — 初版：三一書房 1968 年刊) Extended director's cut (Once upon a time in America (Motion picture) の版の一つ) 村上春樹 (グレート・ギャツビー / スコット・フィッツジェラルド著；村上春樹訳)		非適用		非適用	
		#5.4.2	情報源	表現形のその他の特性は、どの情報源に基づいて記録してもよい。 (参照：#5.0.2 を見よ。)		非適用		非適用	
		#5.4.3	記録の方法	表現形のその他の特性は、データ作成機関で定める用語で記録する。		非適用		非適用	
		#5.4.3A	編曲等	音楽作品の表現形が、次のいずれかに該当する場合は、「編曲」または「arranged」と記録する。 a) 演奏手段の変化 b) 作品の単純化などの改編(演奏手段の変化を問わない) 編曲には、原作者によるトランスクリプションを含む。 原曲の改編を伴わない、伴奏やパートの付加は編曲として扱わない。 ポピュラー音楽(ロック、ジャズなど)については、次のいずれかの場合に限って、「編曲」または「arranged」と記録する。 c) インストルメンタルからヴォーカル曲への編曲 d) ヴォーカル曲からインストルメンタルへの編曲 (参照：#23.5 を見よ。)			対象外	非適用	
		#5.4.3B	スケッチ	音楽作品の表現形が、作曲者によるスケッチである場合は、「スケッチ」または「Sketches」と記録する。 (参照：#23.5 を見よ。)			対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#5.4.3C	ヴォーカル・スコア、コーラス・スコア	音楽作品の表現形が、ヴォーカル・スコアまたはコーラス・スコアである場合は、「ヴォーカル・スコア」、「コーラス・スコア」または「Vocal score」、「Chorus score」(いずれも必要に応じて複数形)と記録する。(参照: #23.5 を見よ。)		対象外	非適用	
			<#5.5~#5.8 説明・管理要素>					
E	*	#5.5	表現形の識別子	表現形の識別子は、エレメントである。 表現形の識別子は、コア・エレメントである。		非適用	非適用	
		#5.5.1	記録の範囲	表現形の識別子は、表現形またはその表現形に代わる情報(典拠レコードなど)と結びつく一意の文字列である。識別子は、表現形を他の表現形と判別するために有効である。		非適用	非適用	
		#5.5.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.5.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.6	確定状況	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.6.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.6.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.6.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.7	出典	出典は、エレメントである。		非適用	非適用	
		#5.7.1	記録の範囲	出典は、表現形の識別要素を決定する際に使用した情報源である。		非適用	非適用	
		#5.7.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.7.3	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.8	データ作成者の注記	データ作成者の注記は、エレメントである。 データ作成者の注記は、表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを使用または更新するデータ作成者にとって、または関連する著作や表現形に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する者に役立つ説明である。 必要に応じて、次のような注記を記録する。 a) 典拠形アクセス・ポイントの構築に適用する、特定の規定に関する注記 b) 典拠形アクセス・ポイントの形等の根拠に関する注記 c) 典拠形アクセス・ポイントの使用を限定する注記 d) その他の重要な情報を説明する注記		非適用	非適用	
		#5.9	表現形の内容に関する記録			-	-	
		#5.9.0	通則			-	-	
		#5.9.0.1	記録の目的	表現形の内容に関する記録の目的は、利用者のニーズに合致する資料の選択に役立つことである。		適用	適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#5.9.0.2	記録の範囲	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。) e) アクセンビリティ(参照:#5.14を見よ。) f) 図(参照:#5.15を見よ。) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。) i) 音声(参照:#5.18を見よ。) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。) q) 賞(参照:#5.26を見よ。) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)	一部適用	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。)(非適用) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。)(非適用) e) アクセンビリティ(参照:#5.14を見よ。)(非適用) f) 図(参照:#5.15を見よ。) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。) i) 音声(参照:#5.18を見よ。)(非適用) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。)(非適用) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。)(非適用) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。)(非適用) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。)(非適用) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。) q) 賞(参照:#5.26を見よ。)(非適用) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)	表現形の内容は、資料の知的・芸術的内容と結びつく表現形の属性である。表現形の内容には、次のエレメントがある。これらのうち、尺度は、地図に限り、コア・エレメントである。 a) 内容の要約(参照:#5.10を見よ。) b) 収録の日付・場所(参照:#5.11を見よ。)(非適用) c) 内容の言語(参照:#5.12を見よ。) d) 表記法(参照:#5.13を見よ。)(非適用) e) アクセンビリティ(参照:#5.14を見よ。)(非適用) f) 図(参照:#5.15を見よ。)(非適用) g) 付加的内容(参照:#5.16を見よ。) h) 色彩(参照:#5.17を見よ。)(非適用) i) 音声(参照:#5.18を見よ。) j) 画面アスペクト比(参照:#5.19を見よ。)(非適用) k) 楽譜の形式(参照:#5.20を見よ。)(非適用) l) 音楽の演奏手段(参照:#5.21を見よ。)(非適用) m) 所要時間(参照:#5.22を見よ。)(非適用) n) 尺度(参照:#5.23を見よ。)(非適用) o) 地図の投影法(参照:#5.24を見よ。)(非適用) p) 地図のその他の詳細(参照:#5.25を見よ。)(非適用) q) 賞(参照:#5.26を見よ。)(非適用) r) 表現形に関する注記(参照:#5.27を見よ。)	*
		#5.9.0.3	情報源	表現形の内容の情報源は、#5.10.0.1.2~#5.27.0.1.2で規定する。		適用	適用	
		#5.9.0.4	記録の方法	表現形の内容は、採用した情報源に基づき、#5.10.0.2~#5.27.1.2に従って記録する。		適用	適用	
		#5.10	内容の要約	内容の要約は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用	*
E		#5.10.0	通則			—	—	
		#5.10.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.10.0.1.1	記録の範囲	内容の要約は、資料の内容の抄録、要旨、あらすじなどである。識別または選択に重要で、他のエレメントについて十分な情報が記録されない場合に記録する。 (参照:全体と部分の関連として記録する場合の規定については、#43.1を見よ。)	2.2.7D	NDL準拠	内容の要約は、資料の内容の抄録、要旨、あらすじなどである。必要に応じて記録する。	*
		#5.10.0.1.2	情報源	内容の要約は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.2.7E	適用	適用	*
		#5.10.0.2	記録の方法	内容の要約は、資料の内容の要旨を簡略に記録する。 イソップ物語の「アリとキリギリス」に基づく仕掛け絵本 原作の縮約の朗読 サッカークラブ育成ゲーム 病院や医療内容を説明するための医療用玩具 After falling in love with Japan as a little girl, Erika becomes a teacher and fulfills her childhood dream by moving to a remote Japanese island	2.2.7F	適用	適用	*
		#5.11	収録の日付・場所	収録の日付・場所は、エレメントである。		対象外	非適用	
E		#5.11.0	通則			—	—	
		#5.11.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.11.0.1.1	記録の範囲	収録の日付・場所は、資料の内容の収録(録音、撮影など)と結びつく日付および場所である。		対象外	非適用	
		#5.11.0.1.1.1	サブエレメント	収録の日付・場所には、次のサブエレメントから成る。 a) 収録の日付(参照:#5.11.1を見よ。) b) 収録の場所(参照:#5.11.2を見よ。)		対象外	非適用	
		#5.11.0.1.2	情報源	収録の日付・場所は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		対象外	非適用	
		#5.11.0.2	記録の方法	収録の日付・場所は、#5.11.1~#5.11.2に従って記録する。		対象外	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#5.11.1	収録の日付	収録の日付は、収録の日付・場所のサブエレメントである。 収録の日付は、その年、月、日、時刻を記録する。 1970年2月 1997.4.22-23 2015.9.1 15:39		対象外	非適用	
S		#5.11.2	収録の場所	収録の場所は、収録の日付・場所のサブエレメントである。 収録の場所は、特定のスタジオ、コンサート・ホール等の名称と市町村名等、または地名のみを記録する。スタジオ、コンサート・ホール等の名称は、容易に確認できる場合に記録する。 サントリーホール（東京） ルカ教会（ドレスデン） プラハ Carnegie Hall, New York		対象外	非適用	
S		#5.12	内容の言語	内容の言語は、エレメントである。	2.1.8A 2.2.7A	適用	適用	
E		#5.12.0	通則			—	—	
		#5.12.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.12.0.1.1	記録の範囲	内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。 表現形の識別要素（統制形アクセス・ポイントの一部になることがある）としての言語の記録については、#5.3を見よ。 プログラミング言語の記録については、#2.33を見よ。	2.1.8C 2.2.7D	適用	内容の言語は、資料の内容を表現する言語に関する情報である。 表現形の識別要素としての言語の記録については、#5.3を見よ。	
		#5.12.0.1.2	情報源	内容の言語は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	2.1.8D 2.2.7E	適用	適用	
		#5.12.0.2	記録の方法	内容の言語は、その詳細を記録する。 注釈は日本語 本文はラテン語、英訳併記 音声：フランス語、字幕：英語	2.1.8E 2.2.7F	適用	内容の言語は、その詳細を記録する。 英語併記 本文は日本語、フランス語併載	
		#5.13	表記法	表記法は、エレメントである。		非適用	非適用	
E		#5.13.0	通則			—	—	
		#5.13.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.13.0.1.1	記録の範囲	表記法は、資料の内容を表現する文字および（または）記号の体系である。		非適用	非適用	
		#5.13.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	表記法には、次のエレメント・サブタイプがある。 a) 文字種（参照：#5.13.1を見よ。） b) 楽譜の記譜法（参照：#5.13.2を見よ。） c) 触知資料の表記法（参照：#5.13.3を見よ。） d) 運動譜の記譜法（参照：#5.13.4を見よ。）		非適用	非適用	
		#5.13.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.1	文字種	<転記省略>		非適用	非適用	
ES		#5.13.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.1.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.1.3	文字種の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.13.2	楽譜の記譜法	<転記省略>		非適用	非適用	
ES		#5.13.2.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.2.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.2.3	楽譜の記譜法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
E		#5.13.3	触知資料の表記法	<転記省略>		非適用	非適用	
ES		#5.13.3.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.3.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.3.3	触知資料の表記法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.13.4	運動譜の記譜法	<転記省略>		非適用	非適用	
ES		#5.13.4.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.4.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.13.4.3	運動譜の記譜法の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.14	アクセシビリティ	アクセシビリティは、エレメントである。		非適用	非適用	
E		#5.14.0	通則			—	—	
		#5.14.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.14.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.14.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.14.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.15	図	図は、エレメントである。		適用	非適用	
E		#5.15.0	通則			—	—	
		#5.15.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.15.0.1.1	記録の範囲	図は、資料の主要な内容を表す、または説明する図、絵、写真などである。文字および(または)数字のみから成る表は、図として扱わない。タイトルページなどにある図や、重要でない図は無視する。(参照: 資料の主要な内容の性質の記録については、#4.16 を見よ。) (参照: 資料の内容の色彩の記録については、#5.17 を見よ。)		適用	非適用	
		#5.15.0.1.2	情報源	図は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用	
		#5.15.0.2	記録の方法	図は、包括的な用語「図あり」または「illustration」を記録するか、その代わりに、またはこれに付加して、表5.15.0.2の用語を用いて図の種類を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、必要に応じて複数形を用いる。表5.15.0.2に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、データ作成機関が図の種類を示す簡略な用語を定めて記録する		一部適用	図は、包括的な用語「挿図」「図あり」または「illustration」を記録するか、その代わりに、またはこれに付加して、表5.15.0.2の用語を用いて図の種類を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、必要に応じて複数形を用いる。	非適用
		#5.15.0.2	記録の方法 任意追加	図に番号が付されているなど、容易に確認できる場合は、図数を記録する。 図あり (12 点) 24 illustrations 地図 (8 図) 1 map		適用		非適用
		#5.15.0.3	図の詳細	図の詳細は、エレメントである。識別または選択に重要な場合は、図に関する詳細を記録する。見返しに日本地図あり		適用		非適用
E		#5.16	付加的内容	付加的内容は、エレメントである。	2.2.7A	適用	適用	
E		#5.16.0	通則			—	—	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐判相違
		#5.16.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.16.0.1.1	記録の範囲	付加的内容は、資料の主要な内容に付加することを意図した内容である。索引、参考文献表、付録などがある。 (参照: 付加的内容を関連する著作として記録する場合は、#43.1の規定を見よ。)	適用		適用	
		#5.16.0.1.2	情報源	付加的内容は、どの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		適用	
		#5.16.0.2	記録の方法	付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録する。 索引あり 参考書誌: p 597-784 付: 解説 Includes index Bibliography: pages 247-258	2.2.7F	一部適用	識別のために必要である場合、付加的内容は、その種類、数量、資料内の位置などを記録することができる。	付加的内容は、その種類、資料内の位置などを記録する。 * 文献あり 年譜あり 著作目録あり 付・標準地案内図 第2巻に第1巻-第2巻の索引あり
		#5.17	色彩	色彩は、エレメントである。		適用		非適用
E		#5.17.0	通則			—	—	
		#5.17.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.17.0.1.1	記録の範囲	色彩は、資料に存在する特定の色、色調などである。 黒、白、黒系色、白系色、グレーの色調は、単一色とみなす。 (参照: 個別資料の色彩については、#3.7を見よ。) (参照: 資料の図については、#5.15を見よ。)	適用		非適用	
		#5.17.0.1.2	情報源	色彩は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。	適用		非適用	
		#5.17.0.2	記録の方法	色彩は、表 5.17.0.2 の用語を用いて記録する。 表5.17.0.2に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、色彩の詳細を#5.17.0.3に従って記録する。		非適用		非適用
		#5.17.0.2	記録の方法 別法	*色彩は、データ作成機関で定める語彙を用いて記録する。 (参照: #0.5.8を見よ。) カラー (写真フィルムの色彩) 白黒 black and white (映画フィルムの色彩) データ作成機関で定める語彙に適切な用語がないか、十分に表す用語がない場合は、色彩の詳細を#5.17.0.3に従って記録する*。		適用		
		#5.17.0.3	色彩の詳細	色彩の詳細は、エレメントである。 識別または選択に重要な場合は、色彩に関する詳細を記録する。 セピア色 2色刷 カラー (一部白黒) 一部カラー 主にカラー 主にカラー、うち 2 点白黒 青色 グレー・スケール 緑、青、紫の泥彩 背景色 4 種: 白色、黄色、青色、黒色 『日本目録規則 2018 年版』第 5 章 25 / 36 (視覚障害者用資料の色彩の詳細) Chiefly colour		一部適用	識別または選択に重要な場合は、色彩に関する詳細を記録することができる。 肖像 (一部カラー) 地図 (グレー・スケール) illustrations (some color)	非適用
E		#5.18	音声	音声は、エレメントである。		非適用		適用
E		#5.18.0	通則			—	—	
		#5.18.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	

エレメントID	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#5.18.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	適用	
		#5.18.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	適用	
		#5.18.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	音声は、主要な内容を収めたキャリアに含まれる場合、「音声情報あり」と記録する。	
		#5.19	画面アスペクト比	画面アスペクト比は、エレメントである。		非適用	非適用	
E		#5.19.0	通則			—	—	
		#5.19.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.19.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.19.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.19.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.19.0.3	画面アスペクト比の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.20	楽譜の形式	楽譜の形式は、エレメントである。		非適用	非適用	
E		#5.20.0	通則			—	—	
		#5.20.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.20.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.20.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.20.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.20.0.3	楽譜の形式の詳細	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.21	音楽の演奏手段	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.21.0	通則			—	—	
		#5.21.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.21.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.21.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.21.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.22	所要時間	<転記省略>		非適用	非適用	
E		#5.22.0	通則			—	—	
		#5.22.0.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.22.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.22.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用	
		#5.22.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.22.0.2.1	構成部分の所要時間	<転記省略>		非適用	非適用		
		#5.22.0.3	所要時間の詳細	<転記省略>		非適用	非適用		
E	*	#5.23	尺度	尺度は、エレメントである。 尺度は、地図ではコア・エレメントである。		適用	非適用		
E		#5.23.0	通則			—	—		
		#5.23.0.1	記録の範囲・情報源			—	—		
		#5.23.0.1.1	記録の範囲	尺度は、資料の全部または一部を構成する地図、静止画、三次元資料の大きさと、その元である実物の大きさの比であり、縮尺および倍尺を含む。		適用	非適用		
		#5.23.0.1.1.1	エレメント・サブタイプ	尺度には、次のエレメント・サブタイプがある。地図の水平尺度、地図の垂直尺度は、コア・エレメントである。 a) 静止画または三次元資料の尺度(参照: #5.23.1 を見よ。) b) 地図の水平尺度(参照: #5.23.2 を見よ。) c) 地図の垂直尺度(参照: #5.23.3 を見よ。) d) 尺度の付加的情報(参照: #5.23.4 を見よ。)		一部適用	尺度には、次のエレメント・サブタイプがある。地図の水平尺度、地図の垂直尺度は、コア・エレメントである。 a) 静止画または三次元資料の尺度(参照: #5.23.1 を見よ。)(非適用) b) 地図の水平尺度(参照: #5.23.2 を見よ。) c) 地図の垂直尺度(参照: #5.23.3 を見よ。) d) 尺度の付加的情報(参照: #5.23.4 を見よ。)	非適用	
		#5.23.0.1.2	情報源	尺度は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用		
		#5.23.0.2	記録の方法	尺度は、資料の尺度を比の形式で記録する。 1:52,000,000 (地球儀) 8:1 (実物の8倍の人間の心臓の模型) 資料の尺度表示が比の形式でない場合は、比の形式に置き換えて記録する。 1:100,000 (情報源の表示: 1 cm to 1 km) ただし、地図以外の資料については、「実物大」または「full size」、「等身大」または「life size」等の用語を使用し、尺度を記録することができる。 尺度がすでに本タイトルまたはタイトル関連情報の一部として記録されている場合でも、これを記録する。 1:100,000 (本タイトル: 中国大陸十萬分の一地圖集成)		適用	非適用		
		#5.23.0.2.1	尺度表示がない資料	資料に尺度表示がない場合は、資料外の情報源から尺度表示を採用する。その尺度表示が比の形式でない場合は、比の形式に置き換えて記録する。 1:16 どの情報源にも尺度表示がない場合は、バー・スケールまたはグリッドから尺度を概算する。「約」または「approximately」の語に続けて、概算した尺度を記録する。 約 1:750 approximately 1:750 尺度をこれらの方法によって決定または概算できない場合は、「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記録する。		一部適用	資料に尺度表示がない場合は、資料外の情報源から尺度表示を採用することができるが、角がここにいて記録する。その尺度表示が比の形式でない場合は、比の形式に置き換えて記録する。 どの情報源にも尺度表示がない場合は、バー・スケールまたはグリッドから尺度を概算する。「約」または「approximately」の語に続けて、概算した尺度を記録する。 約 1:750 approximately 1:750 尺度をこれらの方法によって決定または概算できない場合は、角がここを使用して「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記録する。	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.23.0.2.1	尺度表示がない資料 別法	資料に尺度表示がない場合は、資料外の情報源から尺度表示を採用する。その尺度表示が比の形式でない場合は、比の形式に置き換えて記録する。 1:16 どの情報源にも尺度表示がない場合は、バー・スケールまたはグリッドから尺度を概算する。「約」または「approximately」の語に続けて、概算した尺度を記録する。 約 1:750 approximately 1:750 *尺度をこれらの方法によって決定または概算できない場合は、尺度が判明している資料と比較し、尺度を概算する。「約」または「approximately」の語に続けて、概算した尺度を記録する。 尺度をこの比較によって決定できない場合は、「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記録する*。		非適用			
		#5.23.0.2.2	尺度に応じて作製されていない地図	地図が尺度に応じて作製されていない場合は、「尺度非適用」、「縮尺非適用」または「Not drawn to scale」と記録する。		一部適用	地図が尺度に応じて作製されていない場合は、角がっこを使用して「尺度非適用」、「縮尺非適用」または「Not drawn to scale」と記録する。	非適用	
		#5.23.0.2.3	電子資料	電子資料については、資料に尺度表示があるか、尺度をすでに本タイトルまたはタイトル関連情報の一部として記録している場合は、尺度を記録する。電子資料の尺度情報が、尺度表示として資料になく、本タイトルまたはタイトル関連情報の一部にもない場合は、「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記 『日本目録規則 2018 年版』第 5 章 31 / 36 録する。 1:25,000 (タイトル関連情報: 1:25,000 地形図)			<対象外>	非適用	
		#5.23.0.2.4	複数の尺度	一つの静止画、地図などの中に尺度が複数あり(一図において中心部と周辺部で縮尺が異なるなど)、最大値および最小値が判明している場合は、双方をハイフンで結んで記録する。 値が不明な場合は、「尺度不定」、「縮尺不定」または「Scale varies」と記録する。 1:25,000-1:100,000 資料が複数の静止画、地図などから構成され、主要な静止画、地図などが複数の尺度による場合は、「尺度複数」、「縮尺複数」または「Scales differ」と記録する。 (参照: #5.25.0.2a)を見よ。)		一部適用	一つの静止画、地図などの中に尺度が複数あり(一図において中心部と周辺部で縮尺が異なるなど)、最大値および最小値が判明している場合は、双方をハイフンで結んで記録する。 値が不明な場合は、角がっこを使用して「尺度不定」、「縮尺不定」または「Scale varies」と記録する。 1:25,000-1:100,000 資料が複数の静止画、地図などから構成され、主要な静止画、地図などが複数の尺度による場合は、角がっこを使用して、「尺度複数」、「縮尺複数」または「Scales differ」と記録する。 (参照: #5.25.0.2a)を見よ。)	非適用	
		#5.23.0.2.4	複数の尺度 別法	*尺度が複数ある場合は、それぞれの尺度を別々に記録する*。 1:25,000 約 1:100,000		非適用			
		#5.23.0.2.5	非線形尺度	非線形の尺度は、その情報が資料(星図、架空の場所の地図など)にある場合に限り、記録する。資料に尺度表示がない場合は、「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記録する。尺度は概算しない。 2 cmにつき 1' 1° per 2 cm		一部適用	非線形の尺度は、その情報が資料(星図、架空の場所の地図など)にある場合に限り、記録する。資料に尺度表示がない場合は、角がっこを使用して「尺度決定不能」、「縮尺決定不能」または「Scale not given」と記録する。尺度は概算しない。 2 cmにつき 1' 1° per 2 cm	非適用	
		#5.23.1	静止画または三次元資料の尺度	静止画または三次元資料の尺度は、尺度の元素・サブタイプである。		非適用		非適用	
ES		#5.23.1.1	記録の範囲・情報源						
		#5.23.1.1.1	記録の範囲	静止画または三次元資料の尺度は、資料の全部または一部を構成する静止画または三次元資料の大きさと、その元である実物の大きさの比である。		非適用		非適用	
		#5.23.1.1.2	情報源	静止画または三次元資料の尺度は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		非適用		非適用	

エレメント	コ	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違
		#5.23.1.2	記録の方法	静止画または三次元資料の尺度は、#5.23.0.2～#5.23.0.2.5に従って記録する。 1:25 静止画または三次元資料が尺度に応じて作製されておらず、そのことが識別または選択に重要な場合は、「尺度非適用」、「縮尺非適用」または「Not drawn to scale」と記録する。		非適用	非適用	
	*	#5.23.2	地図の水平尺度	地図の水平尺度は、尺度の要素・サブタイプである。 地図の水平尺度は、コア・要素である。		適用	非適用	
ES		#5.23.2.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.23.2.1.1	記録の範囲	地図の水平尺度は、地図における水平距離と実際の距離の比である。		適用	非適用	
		#5.23.2.1.2	情報源	地図の水平尺度は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。資料に水平尺度が表示されていない場合は、資料外の情報源から地図の尺度を採用する。		適用	非適用	
		#5.23.2.2	記録の方法	地図の水平尺度は、#5.23.0.2～#5.23.0.2.5に従って記録する。 1:25,000 地図が尺度に応じて作製されていない場合は、「尺度非適用」、「縮尺非適用」または「Not drawn to scale」と記録する。尺度は概算しない。		一部適用	地図の水平尺度は、#5.23.0.2～#5.23.0.2.5に従って記録する。 1:25,000 地図が尺度に応じて作製されていない場合は、角がっこを使用して「尺度非適用」、「縮尺非適用」または「Not drawn to scale」と記録する。尺度は概算しない。	非適用
	*	#5.23.3	地図の垂直尺度	地図の垂直尺度は、尺度の要素・サブタイプである。 地図の垂直尺度は、コア・要素である。		適用	非適用	
ES		#5.23.3.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.23.3.1.1	記録の範囲	地図の垂直尺度は、地図の高度または垂直方向の大きさの尺度である。		適用	非適用	
		#5.23.3.1.2	情報源	地図の垂直尺度は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用	
		#5.23.3.2	記録の方法	記述対象がレリーフ模型などの三次元地図資料、または三次元の実物を表した二次元の地図資料（ブロック図、断面図など）の場合は、水平尺度（参照：#5.23.2を見よ。）に加えて、垂直尺度を記録する。あわせて、それが垂直尺度（縮尺）であることを示す語句を記録する。 垂直縮尺 1:10,000 Vertical scale 1:10,000		適用	非適用	
		#5.23.4	尺度の付加的情報	尺度の付加的情報は、尺度の要素・サブタイプである。		適用	非適用	
ES		#5.23.4.1	記録の範囲・情報源			—	—	
		#5.23.4.1.1	記録の範囲	尺度の付加的情報は、距離を示す語句による尺度、または資料の特定部分の尺度に関する補足的な情報である。		適用	非適用	
		#5.23.4.1.2	情報源	尺度の付加的情報は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.23.4.2	記録の方法	<p>尺度の付加的情報は、資料に表示されている情報を記録する。目録用言語として英語を用いる場合は、付録#A.3に従って、略語を使用する。語句で表された数は、アラビア数字に置き換えて記録する。 (参照: #1.10.10~#1.10.10.2 を見よ。) 1 cm につき 1 km 1 cm to 1 km (尺度(地図の水平尺度)は「1:100,000」と記録) 1 寸 1 町 (尺度(地図の水平尺度)は「1:3,600」と記録) 1:50,000,000 (赤道上の縮尺) 次のいずれかの場合、情報源に表示されている語句をそのまま引用し、かぎっこまたは引用符に入れて記録する。 a) そのまま引用しなければ確認できない特別な情報である場合 b) 定型的な記録よりも的確である場合 c) 資料の表示に誤りがある場合 「曲尺壹寸ヲ以凡三十六丁ノ」</p>		適用		非適用	
		#5.24	地図の投影法	地図の投影法は、エレメントである。		適用		非適用	
E		#5.24.0	通則			—	—		
		#5.24.0.1	記録の範囲・情報源			—	—		
		#5.24.0.1.1	記録の範囲	地図の投影法は、地球や天球の表面を平面である地図上に表現する図法である。		適用		非適用	
		#5.24.0.1.2	情報源	地図の投影法は、資料自体のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		非適用	
		#5.24.0.2	記録の方法	<p>投影法を記録する。 ランベルト正角円錐図法 Lambert conformal conic projection</p>		適用		非適用	
		#5.24.0.2	記録の方法 任意追加	<p>投影法の表示と結びつく経線および(または)緯線に関する情報を記録する。楕円体に関する情報は、地図のその他の詳細として記録する。 (参照: #5.25 を見よ。) ユニバーサル横メルカトル図法, 中央子午線 147° E</p>		適用		非適用	
		#5.25	地図のその他の詳細	地図のその他の詳細は、エレメントである。		適用		非適用	
E		#5.25.0	通則			—	—		
		#5.25.0.1	記録の範囲・情報源			—	—		
		#5.25.0.1.1	記録の範囲	地図のその他の詳細は、尺度、投影法、座標に関するエレメントとして記録していない、地図の数値などに関するデータやその他の特徴を示す情報である。 デジタル形式による地図の表現上の技術的詳細については、#2.32.7 を見よ。		適用		非適用	
		#5.25.0.1.2	情報源	地図のその他の詳細は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用		非適用	

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.25.0.2	記録の方法	<p>地図のその他の詳細は、次の情報を記録する。</p> <p>a) 数値などに関するデータ 尺度、投影法、座標に関する要素として記録していない、数値などに関するデータを記録する。 原資料の尺度: 約 1:100 方位は右が北 測地基準系 1980 (GRS80) 楕円体 本初子午線: 日本中央子午線 容易に確認できる場合は、水平座標系(地理座標系、地図投影法、グリッド座標系)、測地系の名称、垂直座標系(数値標高モデルなど)を記録する。 日本測地系 2000 尺度として「尺度複数」、「縮尺複数」または「Scales differ」という語句を記録した場合(参照: #5.23.0.2.4 を見よ。)に、容易に確認でき簡略に表現できる尺度があるときは、それを記録する。 主な尺度: 1:250,000 リモートセンシング図については、尺度、投影法、座標に関する要素として記録していない、数値などに関するデータを記録する。 “Mosaic of Landsat 7 gap-filled data 2003-2005 Landsat 7 ETM+ bands 3.2.1 (RGB)” 星図については、光度の範囲を記録する。 光度の範囲: 3.5 Magnitude: 3.5</p> <p>b) その他の特徴 記述の他の要素として記録していない、地図のその他の特徴を記録する。 32 個の木製ブロックで組み立てられる地図教材</p>		適用		非適用	
		#5.26	賞	賞に関する注記は、要素である。		非適用	非適用		
E		#5.26.0	通則			—	—		
		#5.26.0.1	記録の範囲・情報源			—	—		
		#5.26.0.1.1	記録の範囲	<転記省略>		非適用	非適用		
		#5.26.0.1.2	情報源	<転記省略>		非適用	非適用		
		#5.26.0.2	記録の方法	<転記省略>		非適用	非適用		
		#5.27	表現形に関する注記	表現形に関する注記は、要素である。	2.2.7A	適用	適用		
E		#5.27.0	通則			—	—		
		#5.27.0.1	記録の範囲・情報源			—	—		
		#5.27.0.1.1	記録の範囲	表現形に関する注記とは、表現形の要素として記録した内容に、付加的情報を提供する注記である。		適用	適用		
		#5.27.0.1.2	情報源	表現形に関する注記は、どの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用		
		#5.27.0.2	記録の方法	表現形に関する注記について、引用または参照する場合、または注記の内容が記述対象の一部にのみ該当する場合は、#1.13 に従って記録する。内容の特性の変化に関する注記は、#5.27.1 に従って記録する。		適用	適用		
		#5.27.1	内容の特性の変化に関する注記	内容の特性の変化に関する注記は、表現形に関する注記の要素・サブタイプである。		適用	適用		
ES		#5.27.1.1	記録の範囲・情報源			—	—		

エレメント	コア	条項番号	条項見出し	NCR2018	対応C.M.項番	適用/一部適用/非適用/NDL準拠案の理由	NDL適用/非適用	逐刊相違	
		#5.27.1.1.1	記録の範囲	内容の特性の変化に関する注記とは、#5.10～#5.26 に規定する表現形の内容の要素の、刊行途中の変化に関する情報を提供する注記である。		適用	適用		
		#5.27.1.1.2	情報源	内容の特性の変化に関する注記は、資料自体に基づいて記録する。さらに必要がある場合は、資料外のどの情報源に基づいて記録してもよい。		適用	適用		
		#5.27.1.2	記録の方法	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 複数巻単行資料、逐次刊行物(参照: #5.27.1.2.1、#5.27.1.2.1 任意省略を見よ。) b) 更新資料(参照: 5.27.1.2.2、#5.27.1.2.2 任意省略を見よ。)		一部適用	内容の特性の変化に関する注記は、次の規定に従って記録する。 a) 包括的記述を作成する複数巻単行資料(参照: #5.27.1.2.1、#5.27.1.2.1 任意省略を見よ。) b) 更新資料(参照: 5.27.1.2.2、#5.27.1.2.2 任意省略を見よ。)	適用	*
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料または逐次刊行物の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.26 に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。 1-4 巻はフランス語、5-7 巻は日本語 1885-1886 年次は漢字ハングル混用文、1887 からハングル専用文 第 8 巻は主に図版 Volumes 1 in Devanagari script, volumes 2- in Arabic script	2.0.3	一部適用	識別または選択に重要な場合は、包括的記述を作成する複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.26 に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。	識別または選択に重要な場合は、複数巻単行資料の途中の巻号で生じた、#5.10～#5.18に規定する表現形の内容の要素の変化について記録する。 2巻は英語併記	*
		#5.27.1.2.1	複数巻単行資料、逐次刊行物 任意省略	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本文は号により英語のこともあり	2.0.3	一部適用	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。 本文は号により英語のこともあり	非適用	*
		#5.27.1.2.2	更新資料	識別または選択に重要な場合は、更新資料の変化前の#5.10～#5.26 に規定する表現形の内容の要素の情報について記録する。 2012-2013 年は日本語・英語併記	2.0.6	適用		適用	*
		#5.27.1.2.2	更新資料 任意省略	内容の特性の変化について記録する場合に、変化が頻繁に生じているときは、変化のある旨を簡略に記録し、個々の変化については記録しない。	2.0.6	適用		非適用	*